

## ローマ大土地所有制研究

馬場, 典明  
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4103493>

---

出版情報 : 2020-11-30. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第一部

ローマ帝政高期のイタリアに於ける大土地所有制

——《OPVS DOLIARE》考——

## 碑文史料省略記号

本稿が依拠した銘文及びその他金石文の集成と引用に際しての省略形式は下記に拠る。

AE. = *L'année épigraphique*, Revue des publications épigraphiques relatives à l'antiquité romaine. Paris, 1888—.

Bloch, Suppl. = Bloch, H., *Supplement to Vol. XV, 1 of the Corpus Inscriptionum Latinarum including Complete Indices to the Roman Brick-Stamped*. Cambridge, Mass., 1948 (Reprint Rome, 1967).

C. = *Corpus Inscriptionum Latinarum* I–XVI. Berolini, 1869—.

Callender = Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps*. Univ. of Durham P. (London), 1965.

Eph. Ep. = *Ephemeris Epigraphica Corporis Inscriptionum Latinarum Supplementum* I–IX. Romae, 1891–1913.

ILER. = José, Vives, *Inscripciones Latinas de la España Romana*, Barcelona, 1971.

ILS. = Dessau, H. (edidit), *Inscriptiones Latinae Selectae* I–III. Berolini, 1892–1916 (Editio secunda lucis ope expressa 1962).

ILLRP. = Degrassi, A. (curavit), *Inscriptiones Latinae Liberae Rei Publicae* I–II. Firenze, 1972.

LSO. = Steinby, M. and Helen, T. (eds.), *Lateres Signati Ostienses* I–II. Romae 1977–8.

RB. = Anderson, J. C., *Roman Brickstamps: The Thomas Ashby Collection in the American Academy in Rome*, Archaeological Monographs of the British School at Rome No. 3. London, 1991.

Steinby, Indici = Steinby, E. M., *Indici complementari al bolli doliari urbani* (CIL. XV, 1). Acta Instituti Romani Finlandiae VI, Roma 1987.

VELEIA = Criniti, N., *La tabula alimentaria di Veleia*. Introduzione storica, edizione critica, traduzione, indici onomastica e toponimica, bibliografia Veleiate, Parma, 1991.

## 序論

『ラテン金石文集成』<sup>(1)</sup>に収録された膨大な数に及ぶ粗陶器、煉瓦 (*later, later coctus*)・タイル (*tegula*)<sup>(2)</sup>の所謂 *opus doliare* (銘は、アルレーティウム、プテオリなど 2、3 の少数都市近郊で集中的に生産され広域市場を支配した赤釉浮彫のテルラ・シギルラータ (*terra-sigillata*) => *opus figulinum* (とは異なって、生産がイタリア諸都市近郊で散在的に展開されたこと、だが併し首都ローマを主要市場として直接その周辺で生産された事例 (Vol. XV収録) が圧倒的多数を占め、パドゥス (*Padus:Po*) 流域を中心とする北イタリアもまた比較的多くの事例を残したことをわれわれに教える<sup>(3)</sup>)。次いでこれらの銘文に略々規則的とも言える頻度で残された生産年 (コンスル職年銘) は、極く大まかに言って殆ど大部分が 1 世紀後半 - 3 世紀初の間に関し、その中でもハドリアヌス期 (A. D. 117-138) に於ける事例の集中性が特に顕著であった<sup>(4)</sup>。第三の、同様に顕著な、而もわれわれに決定的に重要な示唆を含む現象は、次の如き形式を基本とした銘文事例が最も一般的であったことである。

即ち、《OP・DOL》=> *opus doliare* の表現に加えて、《EX FIGLINIS ARESTIANIS//SEIAE ISAVRICAE》(C. XV, 11) [*Seia Isaurica* の *figlinae Arestianae* から (の *opus doliare*)]、《EX FIG ARRIAE FADILLAE//PAETIN ET APRONIAN//COS》(id. 87) [*Arria Fadilla* の *fig(linae)* から、*Paetin(us) et Apronian(us)* がコンスルの年 (A. D. 123)] 等々の如く、固有名称の有無を問わずとに角 *figlinae* (瓦窯)<sup>(5)</sup> の語を伴うか、または《EX PRAED ARRIAES FADILLAE//M BASSI》(id. 81)、《IVLI FORTVNATI DE PRAEDIS//SEIAE ISAVRICAE》(id. 1423a) の如く、*praedia* (地所) の語を伴うことである。而もこの両表現は、多くの場合、必ずしも用語法上の明確な使い分けに拠ることはなかった。例えば、《EX FIG AR FAD T RAVSI//PAMPHI CAEP》(id. 84)、《EX PRAED ARRIAE FADILLAE CAEPIONIAN//GLABRION ET・TORQVAT//COS》(id. 72=A. D. 124) の両事例に明らかな如く、同一所有者に関わる同一名称施設が一方では '*figlinae Caepioniana*' として表現され乍ら、他方では '*praedia Caepioniana*' として現れた。ここから直ちに推測が可能なのは、*figlinae* => *praedia* の関係であり、この推測はさらに同一所有者、*C. C(uriatius) Cosan(us)*<sup>(6)</sup> の同一名称施設で、直接生産の自由人、*Sex. Alfius Amand(us)* をもまた同じくする同一年 (A. D. 123) 帰属の 2 事例 によって確証の域に迄高められる。即ち、《EX PRAED C・C・COSAN CAEPIONIAN SEX ALFI//AMAND PAETIN ET APRONIANO//COS》(id. 98)、《EX F C・C C・C (sic)・CAEPIONIANA (sic)・SEX・ALF AM//PAETINO ET APRONIANO//COS》(id. 99) である。

*figlinae* => *praedia* の名称関係は、その他の名称例に於ても全く同様であり、このことは *figlinae* が私的土地所有を前提として存立したことを暗示する。「地所」名称の「瓦窯」名称への直接的な転位である。事実また *figlinae* の *praedia* 内定在は、この両表現を同一銘文に持つ 《EX PR FAVSTINAE AVG FIC CANINIA//OP DOL BRITTIDI PRISCINI》(id. 133)、《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS D・N・//EX・FIG・FAVRIANIS》(id. 212) 等々に明白である。而もこれら

が、ただ単なるウィラ内需要の充足目的の域を遥かに超えて、流通の実状（後述）に明らか  
な如く最初から「商品生産」の場として機能したこともまた確かであり、この限りでは都市  
近郊で展開された『アルレーティウム器』*vasa Arretina*の>figlinae<<sup>(7)</sup>と同様に、「工業」  
概念が適応されねばならない。

何れにせよ、以上の如き銘文瞥見からだけでも既に顕著な事実として看取されたこれらの  
3点は、従って、>opus doliare<の生産が>praedia<の構成要素をなし、かつ帝国版図の一  
大拡張期、トラヤーヌス・ハドリアヌス期に頂点に達したことを暗示するに充分であろ  
う。とすれば、一方ではイタリア諸都市に散在的にのみ残されたのに対して、他方では特に  
首都ローマ並びにオスティアを初め周辺諸都市（及び近郊ウィラ遺構）に集中的に大量の  
みならず、>figlinae<を異にする銘文それ自体の豊富さに加えて、頻繁に同一の銘文例が、  
而も時として遥か遠距離の地にさえ現れるという、もはや単なる史料蒐集作業の地域的相違  
だけでは処理出来ないであろう、顕著な分布状態の相違に何が意味されたか。——これが、  
以上の3事実を踏まえて問われるべき第一の問題である。蓋しこれが問題とされねばなら  
ないのは、その延長上に始源的にはこの「工業」それ自体の、だが併し同時にそれが土地所有の  
上に直接成立したことに於て、他ならぬ地所運営そのものの基本的性格が問われねばなら  
ないからである。

所で、首都ローマに於けるこの「大規模工業」の成立と展開、並びにその基本的性格に関  
して今日なお殆ど修正を受けることなく止まっている直接的な解答として、H. J. ロー  
ン(Loane)とT. フランク(Frank)の両学説をわれわれは既に持っている。即ち、かの『ローマ  
大火』(A. D. 64)<sup>(8)</sup>に成立と拡大の直接的引き金を発見した次の如き解釈である。

ローンは先ず、(1)耐火性の脆さを証明した凝灰岩(tufa)に代わる煉瓦・タイルの大需要、  
(2)ローマ周辺、とりわけティベリス・アニオ河畔の豊富な良質粘土層の存在を前提として、  
「多数の富裕土地所有者(rich landowners)」が自ら進んで(willingly)この工業に直接関与  
したが、これは偏に、「工業」とは言い条「農場経営の一部門(a branch of farm work)」  
を成し、そのことの故に、その他の営利の如き「汚名」を免れたためであった(free from the  
stigma attached to other industrial pursuits)、と主張した。併しその重量が遠距離輸  
送に阻止的に作用したために、少数のローマ近郊地所(a few estates near the city)に有  
利であり、従ってローンに依れば、手近な原料と機械施設の不必要性が結果した大量生産と  
低価格(the bulkiness and cheapness of the product)の故に、他地域がローマに恒常的な  
市場を発見する余地は殆ど残されなかった<sup>(9)</sup>。

フランクもまた、(1)豊富な原料としてのウァティカーヌス背後の泥板岩とティベリス・  
アニオ河畔の沖積土、(2)クラウディウス期以後の煉瓦仕上げ壁面の一般化の上に、『大火』  
以後の諸皇帝による建築プログラムが喚起した、ローマ近郊の煉瓦製造所に対する「突然の」  
大需要(the brickyards outside the city...were suddenly called upon to supply vast  
quantities of brick)を挙げ、生産には他に秘すべき工法(recipe)はなく、原料が入手出来  
る所では誰でも生産可能であったこと——この点ではローン説と異なったが——に製品重

量が加わって、広域市場を支配する(to secure control of the trade over large areas) ような特定単一の「企業」(firm)なるものは成立しえなかった、とする結論を引き出した<sup>(10)</sup>。

従ってローン/フランク両者の理解する所では、巨大市場にも拘らず恒常的に>opus do-  
liare<を引渡したのは直接ローマ近郊の地所だけであって、例えば僅か15マイルしか離れ  
ていないトゥスクルム(Tusculum)に>praedia<を所持していたAnnia Arescusaがローマに市  
場を見出したこと自体が「通例ではなかった(not usual)」。況んや「ローマから100マ  
イル離れた」ティベリス上流の製造所が「ローマに市場を発見」し、さらに遠距離のカム  
パーニア、リグリア、ガリア(キスアルピーナ)産がオスティアに到着したり、あるいはそれ  
と反対に、ローマ近郊産が海路で積み出されるべくオスティアに送られる、と言った如き遠  
距離輸送は「ほんの少数事例のみ(only in a few instances)」にすぎなかった。さらにカム  
パーニア、リグリア、ガリアからオスティアへの遠距離海上輸送例は商品として到着した  
のではなく、「バラスト」として利用されたものであった、と考えたことでもまた両者は解  
釈を同じくした<sup>(11)</sup>。

赤土(terra rubrica)乃至白粘土(terra albida cretosa)を主原料とし、これを范型で固  
めた後に乾燥してそのまま日乾し煉瓦(later)として送り出すか、または窯で焼く(later  
coctus)、という比較的単純な工程(Vitruv. *De archit.* II, 3, 1-3)の故に、粘土採取地  
(figilinae)と労働諸力の上に市場が前提された限りに於て生産は容易であり(否そればかり  
かウィラ建設のために石灰<sup>(12)</sup>と同様に〈フンドゥス〉内で自家調達さえ可能であったと  
考えられる)、少なくとも「大量生産」と「低廉価格」の可能性については、ローン/フ  
ランク説に追認を与えてよいであろう。併しそれにも拘らず、価格についてのカトーの叙述(後  
述)を除いて、管見の及ぶ所、古典諸報告にこの両者に関する直接的な言及は見出せない。  
だが事情は縦んばそうだとしても、間接的乃至傍系的史料の操作手順を踏むことによってあ  
る程度迄は知られうる。

第一の手懸りは銘文それ自体に見出される。即ち、同一銘文の事例数がそれである。勿論  
この場合、調査不十分による発見の偶然性は排除されえないために必ずしも正確ではないが、  
全体的な数量把握は可能である。例えばL. Lurius Proculusに関わる銘文のヴァリエント事  
例に関して言えば、主格形の《L LVRIVS PROCVLVS//FEC》(C. XV, 1253a-b)=5 ex., 《L・LVRIVS  
PROCVL//FECIT》(id. c)=20 ex., 《L・LVRIVS PROCVLVS FEC》(id. d)=4 ex., 《L・LVRIVS PROCVLVS  
FEC》(id. e)=1 ex.、これに属格形の《L・LVRI PROCVLI//FEC》(id. f)=13ex. 並びに直接生産の  
奴隷一名を伴う《DECEMBER L LVRI PROCVLI//FEC》(id. 1254)=2 ex. を加えて、計45例がロ  
ーマ市内(クイリーナーリス、パラティーヌス、及び市壁)、街道沿い(via Nomentana,  
inter vias Appiam et Latinam)、オスティア、プラエネステ等の隣接諸都市並びにその近  
郊のみならず、遠くはカルターゴにさえ残された。銘文の大多数がこれと同様であり、ヴァ  
リエントを持たない1、2例のみの銘文は皆無ではないものの極めて例外的であった。而も、  
56例を残した《OP DOL EXR<sup>(sic)</sup> AVG N FIGLIN//DOMITIANA MAIOR》(C. XV, 164)、36例の多  
きを数えた《OP DOL EX PRAED AVG N FIG//LIN PONTICLANAS<sup>(sic)</sup>》(id. 404)の如く、単一の

銘文もまた同時に多数の事例（明らかに同一印形使用の）を残した。疑いもなく大量生産の事実である。

このような特定の>figlinae<のみならず、特定の一直接生産者が関与せる多数事例はこの事実をさらに動かし難いものにする。アウレーリウス帝の曾祖父に当たるドミティウス兄弟 (Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus) の共同所有になる奴隷、Callistusは、《DVOR・DOMITIO//CALLISTI》(C. XV, 992a)=33 ex., 《CALLISTI//DVORVM DOMITIOR》(id. b)=1 ex., 《CALLISTI DV DOMITIORVM》(id. c)=11 ex., 《CALLISTI DV・DOMITIORVM》(id. d)=9 ex., 《CALLISTI//DOMITIOR》(id. e)=5 ex. の計59例に生産の痕跡を止めた。

さらにパンノーニアのコローニア=シスキア (Colonia Septimia Siscia Augusta:Siszek) <sup>(13)</sup> で発見された陶板碑文 (C. III, 11378-85) もまた、同様に大量生産の実態を証言する。即ちわれわれの第二の手懸りである。この陶板はタイルと煉瓦（軍事目的の）の生産に関して、日付・各生産者毎の生産個数・1日当たりの総生産量を記録したものであり、その内の1枚、《KAL IVLIS//SEVERVS CCXX//FORTIS CCXX//CANDIDVS CCXX//FELICIO CCXX//IN VNO DCCCLXXX》(id. 11381) には、7月1日、4名が夫々220箇、全部で880箇生産されたことが誌された。その他の場合も一人当たりの日産量は大同小異であり、137、199 <sup>(14)</sup>、あるいは2名で380箇 <sup>(15)</sup> の如く一定してはいないが、同様に大量のタイルが生産されたことに変わりはない <sup>(16)</sup>。煉瓦も同様であり、《V KAL AVG//SEVERVS ET//FORTVNAT//LATER CCCCXXXX》(id. 11383) は2名による1日440箇の煉瓦生産を教える。

既述の如く、価格に関して唯一の叙述を残したのが共和政中期のカトーである。それによると、ウィラ建築用のタイルは単価「1セーステルティウス」(Cato, *De agr. cult.* XIV, 5: 'pretium in tegulas 1 IS') とされている。併しこの叙述は、低廉であったことだけは確かだとしてもわれわれが主要対象とする時期から離れすぎており、またナプキン・クッション類に迄及ぶ農場施設 (instrumentum fundi) 品目の列挙 (id. Xff.) にも拘らず、夫々の価格が示されていないために比較が出来ない。

今一つの手懸りを提供するのが、ディオクレティアヌス帝の所謂『最高価格表』(A. D. 301) <sup>(17)</sup> である。これまた時期的に離れていること (カトーほどではないが) に加えて物価高騰の最中であつたため、直接的には利用は出来ない。併し商品・労賃の詳細な個別記載の故に、一特定時に於ける (1) 雇用労働力の最高労賃、(2) >opus doliare< の最高価格の両者に関する相対化が可能である。

『最高労賃表』(VII, 1-76: *De mercedibus operariorum*) に拠ると、農耕労務者 (operarius rusticus) <sup>(18)</sup>、駱駝・驢馬・騾馬御者 (camelarius sibe asinarius et burdonarius)、水運び人 (aquarius) が食事付 (pasto) で1日25デーナーリ=denarii、石工 (lapidarius)・大工 (faber tignarius)・車大工 (carpentarius)・鍛冶工 (faber ferrarius)・パン職人 (pistor)・川舟大工 (nauegus in nabi amnica) は夫々食事付で50デーナーリー、大理石石工 (marmorarius)・船大工 (nauegus in nabi maritima) は同一条件で60デーナーリーであつた。これに対して窯入れのための生煉瓦生産に関しては、生産出費は自己負担の条件で

2フィートの大型煉瓦4箇当たりの食事付日当は2デーナーリー、同様に粘土煉瓦（恐らく日乾し煉瓦）の場合は8箇—— “[late]ris ex luto” だけではサイズ不明だが、前者の如くそれを明記していないことからすれば恐らく通常サイズ（1フィート）（註(2)参照）であったと思われる——につき同一条件で2デーナーリーが最高とされた(VII, 15-16)<sup>(19)</sup>。この賃金は、理髪料1人分(tonsori per homines singulos)、家畜1頭の毛刈賃(tonsori pecorum in uno capitae pasto)、浴場衣服預かり料(capsario insingulis labantibus)、私設浴場入浴料(balnaeatori privataro in singulos labantibus)等々と同額であり、もし仮に1フィート煉瓦の型入れが、シスキア碑文の如く日産200箇可能であったとすれば、計算上は1日50デーナーリーになったことになるが、生産費(疑いもなく原料調達を含む)の自己負担と労働量を考慮すれば、低廉であったことに変わりはなく、このことが市場価格と無関係でなかったことは間違いない<sup>(20)</sup>。

今一つが小アジア発見断片<sup>(21)</sup>に含まれたタイル（屋根瓦）と煉瓦の価格断片<sup>(22)</sup>（従って奴隷価格<sup>(23)</sup>と同様にモムゼン・ブリュムナー＝テキスト<sup>(24)</sup>には収録されていない）である(Column, III, ii, 20-23)。

(20) Tegula cum imb[*rice fo*]rmae primae (vac.) [ X ——— ]

(21) Laterem bipedaneum (vac.) [ X ——— ]

(22) Laterem puda[*I*]em<sup>(*sic*)</sup> (vac.) [ X *quattu*]or

(23) Laterem rutundum<sup>(*sic*)</sup> (vac.) [ X *qu*]attuor

前二者、即ち「半円筒形タイル」(1. 20)と「2フィート煉瓦」(1. 21)の両者<sup>(25)</sup>は、価格箇所が欠落するが、他の「1フィート煉瓦(*laterem pedalem*)」(1. 22)と「笠形煉瓦(*laterem rotundum*)」(1. 23)は、残存文字に躊躇なしに“*quattuor*”の補填が可能であり、最高単価「4デーナーリー」であった。

これを他価格と比較するに、卵4箇、上質裁縫針1本、大型双又フォーク等々<sup>(26)</sup>と等価格であり、並葡萄酒・オリーブ油(vinum rusticum, oleum cibarium)1セックスターリウス=8デーナーリー、豚肉(caro porcina)1ポンド=12デーナーリー、ガリア型男物農事用サンダル1足(Gallicae biriles rusticanae bisoles par)=80デーナーリー等々<sup>(27)</sup>の日用品と比しても遥かに低廉であった。

以上によって確認された「労賃・価格の低廉」の両事実は、とりも直さず>opus figulinum<に要求された如き技術的熟練を必要としなかった生産の容易さの直截的表現であった、と考えられ、このことはそれだけで直ちに次の推測を可能ならしめる。即ち、粘土採取地を持ち、都市及び周辺農村（とりわけウィラ）の市場が前提された所では何処でも直接その近隣に、私的商品生産の>figlinae<設置が可能であったこと、つまり一般的性格としての>opus doliare<生産の地域性とその故の散在性である<sup>(28)</sup>。巨大市場ローマに於ける集中性もまた、この延長線上に処理されうる。



事実、1世紀前半、ローマ北方30軒地点のエーレートゥム(Eretum)近郊に>figlinae<の所在が確証された、Q. Sulpicus Sabinusの銘は『ティール街道』(via Tiburtina)沿い、クレス(Cures)、ローマ(パラティウム)の3事例に知られるが、これを除く他の10箇所の発見場所は全てがエーレートゥム及びその近郊(ager Eretanus)内の、而も4軒×2軒の狭い空間内に限られた<sup>(29)</sup>。

併し同時に、このような生産と流通の単なる「領域性」ではもはや律しえない次の如き極めて頻繁な、否寧ろ一般的と言わねばならない諸事実もまた看過さるべきではない。

中・北部イタリアで最も頻繁に現れるタイル銘の一つ、《PANSA VIBI》, 《PANSIANA》(C. IX, 6078, 22-23=Dess. 8648)=*Pansiana officina vel tegula*には、恐らく共和政末期のコーンスル、C. Vibius Pansa (cos. 43 B. C.)<sup>(30)</sup>かまたはアウグストゥス期の同名の人物<sup>(31)</sup>に関わる>figlinae<——その所在に関しては諸学説が対立し、特定に迄至っていない<sup>(32)</sup>——の起源が推定されるが、その分布はイタリア内<sup>(33)</sup>のみならずアドリア海対岸のダルマティアにまで広範囲に及んだ<sup>(34)</sup>。さらに同ダルマティアでは、当該銘例のみならず、*M. C( ) Chresimus, Q. Claudius Ambrosius, Cn. Cornelius Faustus, Q. Granius Priscus, M. Maltinius Abascantus, C. P( ) Cassianus, C. Titius Hermeros, Ti. Vetlius Avitus*の銘を持つ、同様に北イタリア起源のタイルが沿岸部を中心に、併し内陸深く入った地にもまた広範囲にわたって送り込まれた<sup>(35)</sup>。

一方、ローマとトウスクルムに残された《LEPIDI》, 《Q・LEPIDI》, 《Q LEPIDI Q F IDVARI》(C. XV, 1237-39)の計16例(タイル)は恐らくカムパーニアから運び込まれたものであった<sup>(36)</sup>。それ以上に示唆的なのは、決して短距離とは言えない(ローマから86軒)ウムブリア都市ナルニア(Narnia:Narni)<sup>(37)</sup>の近郊「地所」が首都及び隣接諸都市に発見した市場である。銘文中の“NAR”の語それ自体に明示された如く、この地に>figlinae<を所有したM. R(utilius) L(upus)<sup>(38)</sup>は、123年、《M・R・L・NAR PAETINO//ET APRON//COS》, 《M・R・L NAR PAETIN//ET APRON//COS》, 《M・R・L・NAR PAETINO//ET APR COS》, 《M・R・L・PAETIN//ET APR COS》, 《M R L NAR PAETIN//APR COS》(C. XV, 348a-e)の全14例をローマに引き渡した他、ウェリートラエ(Velitrae:Velletri)とティール(Tibur:Tivoli)のハドリアヌス=ウィラ<sup>(39)</sup>に各1例を残した。併しそれにも拘らず、当該銘はナルニア及び周辺建造物には1例も発見されていない。従ってこの限りでは、M. R(utilius) L(upus)の地所は遠距離にも拘らず、専らローマ市場を前提としてそれに直結する形で>figlinae<を設置していた、と考えられねばならない。同様にQ. Serv(ilius) Pud(en)sがナルニアに所有した>praedia<もまた、全く同一の関係にあった。ローマとティールに現れる《EX・PR・Q SERV PVDEN・T・NAR//GLAB ET TORQ・COS》(id. 349=A. D. 124), 《EX PR・Q・SER・PVD・T・NARN//ASIAT・II・ETAQV//COS》(id. 350=A. D. 125)がそれである。前二者の如きヴァリエーションを持たない《ROSCI・ROSCIANI//DE NAR》(id. 351)もまた、市場事情は同様であり、ローマの他、街道(via Latina)沿いの地(現コルヴォCorvo農場)とラーヌウィウム(Lanuvium:Lanuvio)近郊(サン・ロレンツォSan Lorenzo村)のウィラ遺構に現れる。

首都ローマの巨大需要と大土地所有の両者を前提として、後に改めて明らかにされるであろう如くローマ皇帝・夫人及び貴顕身分(*clarissimi viri, clarissimae feminae*)の直接的利害の下で大規模化した>figlinae<もまた、その例に漏れることはなかった。

マルクス・アウレーリウス帝の母方祖母Domitia Lucilla maior所有の2地所、<praedia Caninianae, Liciniana> (ローマ近郊にあったことだけは間違いないが正確な所在特定は不能である)は、歴大な量の銘文例を残したが、その一つ、《OP・D・D・F・D・L L MVN・CRESC・》(C. XV, 124)<sup>(40)</sup>=*Op(us) d(oliare) d(e) f(iglinis) D(omitiae) L(ucillae) L. Mun(ati) Cresc(entis)*は、ローマには2例しか残されていないが、オスティア、モンス・アルバーヌス(M. Albanus:Monte Cavo)及びウィア・ラティーナ沿い(前出ナルニア起源例、n. 351と同一建造物)の他、セントウムケラエ(Centumcellae:Civitavecchio)、ピュルギー(Pyrgi:Santa Severa)の両エトルリア都市に加えて、さらに遠くはフローレンティア(Florentia:Firenze)の建造物(in aedibus Rinuccini)に使用されていた。ドミティウス家が残したのは、併し、イタリア内のみでは決してなかった。アフリカのタジューラ(Tagiura)(トリポリから29軒)で砂に埋もれたウィラ遺構(調査は1966年)が明らかにしたのは、建築に使用されていた煉瓦・タイルの内六五例に銘文が残されており、これらは何れもラティウムで生産され疑いもなくオスティアから積出されたものであったが、この中に、歴大な量の>opus doliare<を首都及び近隣諸都市とその近郊に引き渡したマルクス・アウレーリウス帝、同帝夫人(Faustina Augusta)及び帝母(Domitia Lucilla minor)の、ローマ諸例と全く同一の、従って紛れもなく同一地所で同一の労働力に拠った銘文が含まれた<sup>(41)</sup>。同様にこの中に含まれた《*Barbar(o) et Regul(o) cos ex of(f)ic(ina) Fau(ana)/Fl(aui) Apri op(us) d(oliare) Fad(i) Euhelp(isti)*》(AE. 1967, N° 538d=A. D. 157)もまた、同一銘文をローマに残し(C. XV, 209)、3箇所地所で生産の痕跡を残した貴顕の一人(cos. A. D. 130)、M. Flavius Aper<sup>(42)</sup>に関わるものであった。

ガリアに於ても事情は同様であった。一例を挙げると、ナルボーネンシスのウィラ遺構(La Roquebrussane, dépt. du Var)で暖房装置に使用されていた煉瓦全15例に見える、《*Ex pr(aedis) Agat(hyrsi) Aug(usti) l(iberti) Q./Pomp(onius) Ian(uarius) Paetino et Aproniano cos.*》(AE. 1981, N°638=A. D. 123)は、疑いもなくローマ及びその周辺に大量の同一銘例を残した、皇帝解放奴隷Agathyrusus所有の地所(C. XV, 461-470)から送り出されたものであった。

このような流通事情は、その他貴族の私的所有「地所」のみならず、皇帝の直接的利害下にあった>figlinae<にあっても全く同様であり、その限りで一般化が可能なものとしてこれ以上の事例検討はもはや不必要である。

かくして以上の瞥見から既に、次のことが明白であろう。なる程、ローマ周辺乃至ラティウム諸都市近郊「地所」に設置された>figlinae<が、始源的には夫々の直接的周辺地域と同時に、首都ローマの「恒常的大市場(a constant large market)」に主要市場を持ったことは確かであり、筆者もまた如上の事実関係を踏まえて、古代経済が本来的に維持し続けた

ものとしてのこの基本性格を承認する。だが併し、量産と低廉価格に加えて輸送に阻止的に作用する重量の故に、高々30軒程度のトウスクルム→ローマ間であってさえ「通例でなかった」筈の長距離輸送は、その実、全く正反対に寧ろ通例でさえあった。単なる「例外」乃至「バラスト」ではもはや十分に説明出来ない長距離の、而も海を渡ってウィラ建設に利用された大量輸送の現実は、ローマ近郊「工業」としての>opus doliare<の生産と流通に明快な結論を引き出したローン/フランク説——これと同一の解釈は最近ではD. P. S. ピーコック (Peacock)に見られるのだが<sup>(43)</sup>——に対する、事実関係を以てする疑義の提示に他ならない。第一に、ダルマティアに於ける《PANSIANA》を初めとする北イタリア諸例、あるいはアフリカに於けるドミティウス家諸例がそうであった如く、市場状態と交通事情如何によっては、遙か遠距離の地に迄送り込まれたこと、第二に、とりわけナルニア起源の諸例に暗示された如く、疑いもなくティベリスを介して首都ローマを主要市場とし乍らも——このこと自体はメトロポリス＝ローマの大需要に前提されたものとして、第一点との脈絡に於て処理出来るとしても——なおかつ、その枠を越えてさらに遠距離にも拘らず、全く同一時期に（後に改めて言及されねばならない如く）ローマ貴族・皇帝所有の>figlinae<が密集し、当然その支配下にあった筈のローマ周辺ラティウム諸都市にさえ、而も間違いなしに陸路によって送り込まれたことが即ちそれである。この両事実たるや、それだけでも既に、ローン/フランク両者が連なった「古代資本主義」学説を初めとする「ローマ経済」像<sup>(44)</sup>——諸学説の多くが連なった「都市経済」モデル、「古代資本主義」・「市場競争」学説、「奴隷制社会」論等の諸学説が提供する<sup>(45)</sup>——の何れを以てしても、必ずしも充分には処理されえないこと、それ故要するに、『古代地中海経済』それ自体に対する再検討とそこからする新たなローマ経済像の再構築の必要性を示唆する。

本研究の出発点が、ここに設定されねばならぬのは言う迄もない。

さらにこれに加えて、従前の諸学説が殆ど看過したか、または指摘され乍らもそれだけに終わった<sup>(46)</sup>次の一般現象もまた問題であった。

即ち、かかるものとしての>figlinae<が>opus doliare<（銘文に表示された最狭義の）の大々的な市場生産を専らとし乍らも、なおかつそのみに特殊化されることは決してなく、同一施設で、而も屢々同一労働力による平鉢(pelvis)・広口大瓶(dolium)等、広義の>opus doliare<の同時的な生産もまた極めて頻繁なばかりか、寧ろ規則的でさえあったことである。

ドミティウス家の場合、ポムペーイーに>opus doliare<が現れることはなかったのに反して、平鉢は頻繁であり、例えばローマ、オスティア、ウェリートラエその他ラティウム諸都市に《FAVOR//CN・DOMITI・S・F》、《ISMARI DOMITI》(C. XV, 981;983a)を残した、Cn. Domitius (Afer)<sup>(47)</sup>所有の奴隷FavorとIsmarusの両者は、ポムペーイー発見の平鉢に読み取れる《[F]AVOR//[C]N DOMIT》、《[IS]MAR[ I ]//[D]OMIT[ I ]》(C. X, 8048, 10;12)と紛れもなく同一であり、その他多くのポムペーイー平鉢と同様に、これらが「商品」として送り出されたことに疑問の余地はない。併し同家の平鉢市場はここだけではなかった。カステル・ダッソ(Castel d'Asso)<sup>(48)</sup>に現れるCn. Domitius Tullusの奴隷、Primigenius<sup>(49)</sup>は大量の>opus

doliare<(93 ex.)をローマに引き渡した直接生産の奴隷<sup>(50)</sup>であった。

ドーリウム生産もまた同様であり、リニャーノ(Rignano)<sup>(51)</sup>に残る《C VIBI DONATI// PRISCVS SER FEC》(C. XI, 6691, 26)銘の平鉢は、ローマに>opus doliare<を引き渡したC. Vibius Donatiusの>figlinae<<sup>(52)</sup>で生産されたものであった。

第一に同一>figlinae<に於ける、同様に商品としての複数種類の同時的生産、第二にこれらが必ずしも分布を同じくせず、夫々の事情に応じて特定種類の遠距離市場発見が実現されたこと、この両事実は、かくして、前述の基本課題に沿って新たな地平を切り拓くためのさらなる作業の必要性をわれわれに迫ることになる。即ち、「商品」としての>opus doliare<の恒常的生産の場=>figlinae<の構造的分析であり、ローマに集中的に残された銘文がこのためのシステムティックな処理を可能にする。

この作業は併し同時に、今一つの問題を内包する。というのは、“*ex praedis huius*” (誰某の地所起源)の略々規則的とも言える表現に直截的に表示された如く、生産が土地所有を前提としてその上にもみ実現されたからである。而も生産の拡大化が殆ど排他的にローマ「貴顕」身分と皇帝の下で進行したことに於て、土地所有とは他ならぬ「大土地所有」そのものを意味した。地所と瓦窯の間に保たれた“*ex praedis huius*”=“*ex figlinis huius*”の用語法関係は、この「工業」生産が土地経営の構成要素として組込まれたことを暗示し、従ってその限りでは、>figlinae<は他ならぬ>praedia<自身の問題であった。

地所名称・所有主名・自由乃至不自由身分の直接生産者名・生産日付の四者を以て構成される銘文の組織的蒐集と分析の諸作業は、

なによりも先ず、第一に、商品としての>opus doliare<の農場内生産と施設に関するアグロノーム諸誌の部分的言及に拘らず、それだけでは殆ど何も知られないに等しい>figlinae<——それ自体の実態は考古学的知見を待たねばならないのだが<sup>(53)</sup>——の農場内定在形態、つまり本来的構成要素としての「農耕部分」(Varro, *De r. r.* I, 2, 23: ‘partes agri culturae’)との関係、

第二に、地所名称それ自体並びに所有主別の地所集積実態に直截的表現を見た、1世紀後半—3世紀初の間における土地所有の形態と構造、

第三に、自由・不自由の両身分が略々規則的に残したかれらの「名」(*cognomina*乃至 *nomina*)に克明に表示された、構成労働諸力の静態的かつ動態的な実態、

それ故要するに最も直接的な手段を介した、ローマ周辺を中心とする高期帝政下のイタリア大土地所有制と奴隷制の実状把握を可能にする。とりわけ第三点に於ては、(1)銘文に表示された労働の実状(労働諸力の生産への関与の仕方)、(2)個々の奴隷名によって追跡可能な「自由への道」、(3)奴隷所有関係の再生産を初めとした、自由を得た元奴隷の、貴顕身分・ローマ皇帝地所における定在諸形態、(4)地所所有主オイコスからの離脱、(5)自由・不自由両労働諸力の数量関係とその時間的な変化等々、何れも古代奴隷制の中心課題に連なる史料的に新たな諸課題が提起されることになる。何故ならば、われわれがこの下で改めて確証を得たのは、『自由』への諸機会とその実現が、従前の諸学説に於て最も一般的

な共通理解として止まり続けているように、排他的に「都市」の奴隷<sup>(54)</sup>だけに限られては決していなかった、という顕著な事実であったからである。

ローマ＝ウィラ及びそこで展開された奴隷制に関してわれわれに残されたのは次の諸史料である。(1) 古典諸報告、即ち共和政中期のカトー (M. Catonis *De agri cultura*) を初めとするアグロノーム諸誌(就中M. Varronis *De re rustica*, M. Columellae *De re rustica*)<sup>(55)</sup> 及び土地所有・ウィラ経営の実情を書き残したその他の諸著作(キケロー書簡・演説、ホラーティウス書簡、プリーニウス(大)『博物誌』、プリーニウス(小)書簡、土地計測家 *agrimensores* 諸記述<sup>(56)</sup>、ウェルギリウス、ペトローニウス等の文学諸著作)、(2) 碑文諸史料(とりわけトラヤーヌス期の所謂『アリメンタ表』<sup>(57)</sup>、2世紀のアフリカ皇帝所領碑文<sup>(58)</sup>等々)、(3) 古典期及び古典後期法学者の学説諸法<sup>(59)</sup>がそれであり、これに古代生活の復元を可能ならしめるものとして、特に近年進捗の度を加えた考古学的新知見<sup>(60)</sup>が加えられる。従って、文献史料を殆ど残さない諸属領は一先ず別として少なくともイタリアに関する限り、大土地所有制・奴隷制関係の史料は、文献・碑文共にその大半が共和政中期(集中的には併し同末期)から紀元後最初の1世紀の間に属し、トラヤーヌス・ハドリアヌス期(A. D. 98-138)を境として、事実上略々完全に姿を消し去った。アグロノーム諸誌としては、コルメルラを最後として、以後4世紀後半のパラディウス『農書』(R. Tauri Palladii *Opus agri culturae*)<sup>(61)</sup>にいたる間は、辛うじて後者の引用によって4名のアグロノーム<sup>(62)</sup>が知られるだけの史料空白期間であった(このことの意味する所は極めて重大であり、言及なしには済まされないであろう)。

ローマ大土地所有制研究が、H. グムメルス(Gummerus)、W. E. ヘイトランド(Heitland)、G. カール(Carl)以来、近年のH. ドール(Dohr)、E. S. フォースター(Forster)、R. ギュンター(Günther)、G. シカール(Sicard)、R. マルタン(Martin)、E. マロティ(Maróti)、Ph. サロモン(Salomon)、G. ティビレッティ(Tibiletti)、K. D. ホワイト(White)、J. コレンドー(Kolendo)、W. カルテンシュタットラー(Kaltenstadler)、M. エーメ(Oehme)、さらに最新のD. フラッフ(Flach)等々に至る迄、アグロノーム研究を専らとして進められたのも決して故なしとはしない<sup>(63)</sup>。従って、『コロナートゥス制』を含めて2世紀以後のイタリア＝ウィラ、並びにその下で実現された労働の諸関係(就中構造的諸変化)は、殆ど専ら法関係諸史料とウィラ・耕地遺構調査を中心とする考古学的知見の問題であり<sup>(64)</sup>、経済史的アプローチは極度に困難である。

全12巻よりなるコルメルラの『農書』が前提としたのは、当時のウィラ経営一般が陥っていた深刻な不振の現実(Colum. *De r. r.* I, praef.)であり、略々同一時期のプリーニウス(大)が『博物誌』の中で展開したのは、奴隷労働に依拠した大土地所有制そのものに対する悲観論(Plin. *N. H.* XVIII, 37-38)であった。共和政中期以来のウィラ経済を支えた奴隷制そのものが、既に早くも1世紀中葉には批判的時代を迎えたことだけは確かである。この延長上に2世紀以後、時代の進行につれて、小作制の拡大と労働に於ける奴隷比重の相対的低下を伴いつつ、始源的には労働の諸関係、次いでそれに照応してウィラ経済そのものの構造的変化が

進行したことは間違いない。併しそれにも拘らず、これを直接的に知る術は殆どない。

これに対して>opus doliare<は、その他ならぬ「1世紀後半－3世紀初」の間にローマ周辺を中心にラティウム諸都市近郊のみならずウムブリア、エトルーリアに迄及んだ<sup>(65)</sup>>praedia<で、而もすぐれてローマ皇帝・貴顕身分の直接的利害下に生産されたものであった。素よりこれらは単なる建築材にすぎず、意図的に作成され残された史料でもないし当然残されたであろう銘文の未発見もまた完全には否定できない。だが併し縦んばそうであったとしても、

第一に、>praedia<=>figlinae<名称、所有主名、直接生産者名、コーンスル年の四者を基本とする銘文それ自体の規則性、

第二に、残存事例のローマ及び近隣諸都市に於ける集中性に加えて、1例のみしか残されていない銘文は極めて稀である、という意味での各銘文事例の複数性、

——この2事情の故に、偶然性を極力排除することが可能であり、体系的な銘文蒐集と分析は、かくして個々の「地所名」と「所有主名」を介して、所謂『3世紀の危機』に向う時期の貴族的土地所有に関して、1世紀後半－3世紀初の間時間幅の中で形態と構造に迄踏み込んだ検討を可能ならしめ、それと同時に、直接生産の「奴隸・解放奴隸」個々人の名に拠って初めて、奴隸制実態の静態的かつ動態的把握もまた視野内に取込むことが出来る。

蓋しこの作業の意図する所が、古代奴隸制・大土地所有制衰退相の解明とその理論的整理にあることは言う迄もない。

## 註

- (1) ドレッセルの収集と校訂になるC. XV, 1: *Instrumentum domesticum*, edidit H. Dressel, Berolini 1891が最も集中的であり、以下の引用に際しては記述の煩雑さを避けるために<C. XV>に限ってそれを省略し、収録番号のみを並記する。銘文には《 》を付し、改行箇所は</>で示される。銘文は連文字及び裏返し文字が頻繁に使用されたが、印刷の都合を考慮して正文字に直して引用する。なお銘文の展開に際して、省略部分のディヴェロップは( )で示され、[ ]は文字摩滅乃至破損箇所の補填を意味する。
- (2) ローマの煉瓦は種類が多く、正方形煉瓦 (bissales) と 1 フィート煉瓦 (pedales) が最も一般的であったが、1.5 フィート (sesquipedales)、2 フィート (bipedales) の大型煉瓦もまた稀ではなかった。屋根瓦にも、方形平板 (tegula)、半円筒形 (imbrex)、軒先瓦 (antefixum) 等の種類があり、これらは略々規則的に《OPVS DOLIARE》, 《OP・DOL》, 《O・D》の語を伴った。筆者が以下に>opus doliare<の語を使用する場合には、特殊的にこの両者のみが意味され、ドーリウム、アムフォーラ、テラコッタ＝ランプ等、その他の「粗陶器」の場合には「広義の>opus doliare<」なる表現を採ることとする。ローマ煉瓦・タイルについては、次の諸文献参照。Marquardt, J., *Das Privatleben der Römer* Bd. I (Leipzig 1882), 617ff.; Briggs, M. S., 'Building-Construction', in: Holmyard, E. S., Hall, A. R. and Williams, T. I. (eds.), *A History of Technology* I (Oxford 1957), 407ff.; Meiggs, R., *Roman Ostia* (Oxford 1973<sup>2</sup>), 535ff. この内特に近年の考古学的新知見を踏まえて、(a) 菱形凝灰岩壁面 (opus reticulatum)、平板タイル仕上げ、煉瓦壁面、煉瓦・凝灰岩併用壁面等、オスティア建造物の壁面仕上げ様式、(b) 建築材の材質・形状・色、(b) 各建造物の建築年代に関して作業を進めたメグズの増補改訂版がわれわれには有用である。
- (3) Gummerus, H., 'Industrie und Handel', *RE*. IX (1916), 1471; Frank, T., *An Econ. Hist. of Rome* (Baltimore 1927<sup>2</sup>), 227ff.; Id., *An Econ. Surv. of Ancient Rome* V (Baltimore 1940), 207ff.; Chilver, G. E. F., *Cisalpine Gaul: Social and Economic History from 49 B. C. to the Death of Trajan* (Oxford 1941), 176ff.
- (4) ハドリアーヌス期の中でも「1 2 3年」が最も多く、ドレッセルがC. XVでの収録に際して他例と同様に「生産年」を見たのに対して、当該年の事例があまりにも多いことからその後疑問が起り、G. コッツォ (Cozzo) は「1 2 3年」に生産年ではなく、ローマでの「新工法の開始年」が意味された、とする新説を提出した。併しこの解釈はその後H. ブロック (Bloch) による反論を見ることになった。即ちかれは、ローマとオスティアに残る建造物の内、文献史料に拠って建築年が確定されるものとそこで使用されていた煉瓦・タイルのコーンスル年銘との関係から、大多数はコーンスル年銘から殆ど間を置かずに建築に使用されており、「1 2 3年」は他例と全く同様に生産年であって、当該年の事例が多いことと新工法の開始とは無関係であったことを明らかにし、この解釈はその後R. メグズによって略々全面的に承認された (但しメグズは、生産後かなり長時間に及ぶストックの可能性をもまた付け加えるが)。さらにブロックはまた、その後オスティアのセラペウ

- ム神殿(Serapeum)(127年1月24日落成)の調査によって、それに使用された煉瓦とタイルの全てが「A. D. 123-126」の日付を持つことを明らかにし、前説を新事実によって補強した。Cozzo, G., *Una industria nella Roma imperiale: La corporazione dei figuli ed i bolli doliari*, Atti della Accademia Nazionale dei Lincei: Memorie V(1936), 233-266; Bloch, H., *I bolli laterizi e la storia edilizia romana*(Roma 1947; Repr. Roma 1968), 321-4; Id., 'The Serapeum of Ostia and the Brick-Stamps of 123 A. D.', *AJA* 63(1959), 225-240; Meiggs, R., *op. cit.* 540f.
- (5) 最も一般的な複数表現、'ex figlinis'の現実的な意味については後に言及される。
- (6) このディヴェロッパは、ここで引用されるC. XV, 98と同一地所起源の《PRAEDIS C・CVRIATI COSANI//CAEP》(id. 97a)から容易である。トラヤーヌス治下に'curator municipii Caeritum'(A. D. 113)として知られたC. Curiatius Cosanusと同名のこの人物の特定化については次の両文献参照。Bloch, H., *I bolli laterizi* cit. 47; RE. IV(1901), *Curiatius* Nr. 5, 1832(Groag). (但しPIR<sup>2</sup>.には未収録)。
- (7) 拙稿「ローマ工業奴隷制の経済的背景——共和末・帝政初期の陶器工業——」『西洋史学論集』V(1958)、1-20頁、同「アルレティウム・テルラ=シギラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX, 2(1987)、71-88頁参照。
- (8) 「ローマ近郊」に於ける>opus doliare<生産の「工業」としての成立に関して、ローンとフランク(註(9・10)参照)両者は見解を同じくした。即ち、煉瓦・コンクリート工法の成立に関する先駆的研究、Deman, V., 'Methode of determining the Date of Roman Concrete Monuments', *AJA*. XIV(1912), 230-251に依拠して、ローマでは凝灰岩壁面が最も一般的であったが、クラウディウス期に三角煉瓦が出現するに及んで煉瓦需要が増大し始め、『ローマ大火』以後、耐火性の脆さを証明した凝灰岩に代わって爆発的な煉瓦需要が喚起された、とする見解である。
- (9) Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome (50 B. C. -200 A. D.)*, The Johns Hopkins Univ. Studies in Historical and Political Sciences ser. 56 No. 2(Baltimore 1938), 101-5.
- (10) Frank, T., *Econ. Hist.* cit. 228f. ; Id., *Econ. Surv.* cit. V, 208.
- (11) Loane, H. J., *op. cit.* 108, n. 150; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 208. かれら両者ともに、出典を挙げていないが、この解釈は「帰り荷」(Rückfrachtgut)乃至「バラスト」を見たR. Gummerus, *a. a. O.* 1471と同一である。
- (12) Cato, *De agr. cult.* XVI.
- (13) Vgl. RE. IV, 1, 546, *Colonia*(E. Kornemann).
- (14) 《XIII K OCTOBR//...//IVSTINVS CXXXVII//ARTEMAS CLXXXVIII》(C. III, 11385).
- (15) 《III KAL AVGVSTAS//...//ARTEMAS ET EVLYME//NVS IN ALIO NAVALI//CCCLXXX》(id. 11382). ここに見える'in navali'については後に言及する。
- (16) T. フランク(Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 209)はこの数字に拠って、一人当たりの1



日平均生産量を200箇として、「四月から九月迄」の年間労働日「100日」の計算から、一人当たりの平均年間生産量「2万」を算定した。併し後述の如く、この計算には疑問がある。

(17) 本稿は皇帝勅令そのものに迄踏み込む必要はないために、参照文献の逐次列挙は省略する。

(18) 但し作業内容は不明である。

(19) 《[Lateris crudi] ad laterculos diurnam  
mercedem in lat[eribus] [quatt]uor pe  
dum vinum, ita ut ipse sibi inpen[sam]            ✕ duos  
It[em late]ris ex luto diurnam mercedem  
in lateribus n° octo, ita ut ipse sibi  
inpensam praeparet, pasto                            ✕ duos 》

(20) 低廉価格の理由説明として、R. メッグズ(Meiggs, R., *op. cit.* 67)は今一つ別の解釈を採った。生産が専ら小規模生産者に限られていた初期段階ではかなり高価(more expensive)なものとして止まり、オスティアではハドリアーヌス治世の中期に至る迄、煉瓦と<opus reticulatum>の併用工法が一般的であったのはこのためであったかもしれない、とする推測である。併し後に明らかにされるであろう如く、生産はハドリアーヌス治世の前半に最も集中的であったことからして、この解釈は些か説得力に欠ける、と言わねばならない。

(21) ニューヨーク大学によるカリア地方(小アジア)の調査(1961-62, 1969)で、アフロディシヤス(Aphrodisias)のアゴラ遺構に残るティベリウス帝のポルティコ付近で多数の《Edictum Diocletinai》断片が発見され、これらは、モムゼン・ブリュムナー=テキスト(註(24)参照)及びその後の新断片を収録した諸テキストとの照合の上に、Erim, K. T. and Reynolds, J., The Copy of Diocletian's Edict on Maximum Prices from Aphrodisias in Caria, *JRS*. LX(1970), 120-141に於て報告されたが、これらは何れも従前のテキストに既に収録済みの断片であった。所がその後同アゴラでの二度にわたる再調査(1970, 1971-2)でさらに多数の断片が発見され、従前のテキストの欠落部分に相当する新発見断片が多々含まれた。S. ラウファー=テキスト(註(23)参照)にもなお未収録のタイル・煉瓦価格がその一つである。Erim, K. T., Reynolds, J. and Crawford, M., 'Diocletian's Currency Reform: A New Inscription', *JRS*. LXI(1971), 171-177; Erim, K. T. and Reynolds, J. (with Notes by White, K. D. and Charlesworth, D.), 'The Aphrodisias Copy of Diocletian's Edict on Maximum Prices', *JRS*. LXIII(1973), 99-110.

(22) *JRS*. LXIII(1973), 103 and Pl. XII.

(23) Lauffer, S. (hrsg.), *Diokletians Preisedikt*(Berlin 1971), Text XXXI, 1-1a(190); Id., 'Ein Skalavenkapitel in Diokletians Preisedikt', *Chiron* I(1971), 377ff.

(24) Mommsen, Th. -Blümner, H., *Der Maximaltafel des Diokletian* (Berlin 1893; Nach-

- Druck 1958).
- (25) 註(2)参照。なお>bipedalis<(因みに銘文では、管見の及ぶ所、C. XV, 362, 532, 651にこの表現が見える) =>bipedaneus<の表現関係については、Vitruv. *De arch.* V, 10, 2参照。
- (26) Edict. Dioclet. VI, 43; XVI, 8a; XV, 47.
- (27) Id. II, 10; IV, 1a; IX, 13a. 因みに‘Surrentinum vinum’, ‘Falernum vinum’等の高級酒は30デーナーリー(II, 6, 7)、オリーブ油は一級品が40、二級品が24デーナーリー(III, 1a, 2)であった。
- (28) Cf., Frank, T., *Econ. Surv. cit.* V, 208.
- (29) Ogilvie, R. M., ‘Eretum’, *PBSR* XXXIII (1965), 70-111; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World: An Ethnoarchaeological Approach* (London 1982), 135.
- (30) 北イタリアのブリクシア(Brixia: Brescia)発見墓碑銘(C. V, 4910)に見えるC. Vibius Pansaに「43 B. C.」のコーンスルを特定したモムゼンの註記に拠って、デッサウは当該銘文の収録(ILS. 8648)に際して、同一解釈を提示した。Dess. comm. ad n. 8648: “ceterum Vibius hic Pansa videtur esse consul a. u. c. 711”. Cf. Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* II (Cleveland 1968<sup>2</sup>), 334f.
- (31) 註(30)に挙げた墓碑銘、《Statio Esdragass. f. Voben. /principi Trumplinorum, praef. / [c]ohort. Trumplinorum/[s]ub C. Vibio Pansa legato pro/[pr., ite]m Vindol. i[m]-munis Caesaris/... et suis. Messava Veci f. uxor》に関して、デッサウはモムゼンの特定とは異なって、アルプス部族トルンプリニ(Trumplini)がローマのイムペリウム下に置かれたのは「17 B. C.」であったこと(Plin. *N. H.* III, 136)からして、この「プラエトル格」の総督C. Vibius Pansaには「43 B. C.のコーンスル」ではなくして、かれの同名の子が当てられるべきだと註記した(Dess. comm ad n. 847, ILS.). もし然りとすれば当該銘の>figlinae<主にこの人物を当てることもまた不可能ではない。Cf., Jones, A. H. M., ‘Procurators and Prefects in the Early Principate’, in: *Studies in Roman Government and Law* (Oxford 1960), 117-125, esp. 118.
- (32) R. H. バロウ(Barrow)がウムブリアの「アリーミヌム(Ariminum: Rimini)近郊」を推定したのに対してA. カルデリーニ(Calderini)とG. E. F. シルヴァーの両者は、現地名の‘Panzano’並びに‘Insula Pansiana’から、北イタリアの「アクイレイア(Aquileia)近くの地」を推測した。一方T. フランクはこの両学説を取入れて、「両者に〈工場〉があり、片方は〈分工場〉(branch factory)であった」とした。併し、当該銘の分布事情から推して、北イタリアの何処かに起源を持ったことだけは確かだとしても、生産地名欠落の銘文からだけでは、所詮推測の域を出ることはない。Barrow, R. H., *Slavery in the Roman Empire* (London 1928), 115; Calderini, A., *Aquileia Romana* (Udine 1930), 317; Chilver, G. E. F., *op. cit.* 176; Frank, T., *Econ. Surv.* V, cit. 114 and 208, n. 57. Cf., Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 534.
- (33) C. V, 8110, 1-28; C. IX, 6078, 22-28; C. XI, 6685, 1-17. Cf., Frank, T., *op. cit.* 114; Chil-

ver, G. E. F., *loc. cit.*

- (34) Patsch, C., *Archaeologisch-epigraphische Untersuchungen zur Geschichte der römischen Provinz Dalmatien*. Wissenschaftliche Mitteilungen aus Bosnien und Herzegovina: Separat-Ausdruck (Wien), Bd. IX, Teil 5 (1901), 30; Teil 6 (1904), 115, 120; Teil 7 (1908), 14-26. なお C. III, n. 3213, 1-7 に収録された 'Pansa', 'Pansiana' は、管見の及ぶ所、皇帝銘が付加されたヴァリエーション諸例を含めて全 29 例に及んだ。
- (35) Patsch, C., *op. cit.* Teil 5, 62; Teil 6, 120; Wilkes, J. J., *Dalmatia* (London 1969), 399 and 410f.
- (36) Dressel, comm. ad n. 1237.
- (37) Cf., Paget, R. F., *Central Italy* (London 1973), 161; Stillwell, R. (ed.), *The Princeton Encyclopedia of Classical Sites* (Princeton U.P. 1976), art. 'Narnia' (L. Richardson Jr.).
- (38) 第一部第一章第一節参照。
- (39) Vgl. e. g., Clark, E., *Rom und Villa Hadriana* (München 1953), 133ff.; Stillwell, R., *op. cit.* art. 'Tibur' (W. L. MacDonald).
- (40) 当該銘のディヴェロッパ並びに生産「地所」名は後に改めて言及する（第一部第一章第一節参照）。
- (41) 第一部第一章第一・二節及び第三章第一・二節参照。
- (42) 第一部第一章第一節参照。
- (43) Peacock, D. P. S., *op. cit.* 134-5.
- (44) 古代世界の「工業」に「一定限度以上の拡大を許さなかった」、として先行諸学説が挙げた社会的経済的諸要因は、筆者自身の極めて大胆な整理に拠れば（土地所有以外の利殖諸機会へのローマ貴顕身分の「不関与原則」論は一先ず別として）、略々次の三点に要約出来よう。
- (i) 古代経済が商品・貨幣経済の背後に、最後迄維持し続けた《オイコス経済》的原理。即ち、共和政中期以来のアグロノーム諸誌に共通して見られた、市場向け生産の農場に於ける需要の可及的自己調達原則、あるいは都市の大家計に於ける、オイコス内労働諸力＝「家内奴隷」(familiae urbanae)の維持に示された、同様の自己調達原則。
- (ii) 市場の《古代的一般特性》。即ち、
- (a) 低輸送能力及びそれに起因する遠距離輸送商品の高価格化、従ってメトロポリス＝ローマの巨大市場を除いて、市場一般の地域的に限定された小規模散在性、
- (b) 商品としての市場競争の一般的な欠如、
- (c) パテントの如き産業保護・育成策の欠如、
- (d) 生産諸力それ自体並びに購買力の総体的な低さ、それ故要するにローマ経済全体の一般的な未発展性。
- (iii) 社会状態一般の《安定性欠如》。即ち、政治的不安定と皇帝収奪・追放に対する

不安、及びそれに伴う商工業への資金投下の不安。

さらにはまたこれらに加えて、古代世界一般の技術的停滞性と西部諸属領の「ローマ化」の進行に伴うイタリア大規模産業の市場喪失が挙げられる。

- (45) Barrow, R. H., *op. cit.* 109ff.; Gummerus, H., *a. a. O.* 1454ff.; Id., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella* (Leipzig 1906), 94ff.; Finley, M. I., *The Ancient Economy* (Berkeley 1973), 123-149; Id., *Ancient History: Evidence and Models* (London 1985), esp. chapt. 1; Frank, T., *Econ. Surv. cit.* V, 216-7; Garnsey, P. and Saller, R., *The Early Principate, Augustus to Trajan. Greece and Rome: New Surveys in the Classics* 15 (1982), 28-34; Id., *The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (Berkeley 1987), 43ff., esp. 51-63; Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 14-16 ('models of the roman economy'); Händel, A., 'Zu Produktion und Distribution in der Stadt Rom während des Prinzipats in Auswertung der Inschriften', *Jahrb. f. Wirtschaftsgeschichte: Sonderband* (1983), 88-166, bes. 147-9; Heichelheim, F. M., *Wirtschaftliche Schwankungen der Zeit von Alexander bis Augustus* (Jena 1930), 75-6; Id., *Wirtschaftsgeschichte des Altertums* II (Leiden 1969<sup>2</sup>), 732ff.; Id., 'Römische Sozial- und Wirtschaftsgeschichte', in: *Historia Mundi* IV (1956), 443ff.; Jones, A. H. M., 'Slavery in the Ancient World', *EHR.* 2. ser. IX/2 (1956), 185-99 = Finley, M. I. (ed.), *Slavery in Classical Antiquity* (Cambridge/N. Y. 1960, Repr. 1968<sup>2</sup>), 1-15; Id., 'The Economic Life of the Towns of the Roman Empire', in: Brunt, P. A. (ed.), *The Roman Economy. Studies in Ancient Economic and Administrative History* (Oxford 1974), 35-60; Kiechle, F., *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 12ff.; Mickwitz, G., 'Zum Problem der Betriebsführung in der antiken Wirtschaft', *VSWG.* 32 (1939), 1-25, bes. 17ff.; Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region', *Camb. Anc. Hist.* X (1952<sup>2</sup>), 382ff.; Oliva, P., 'Die Bedeutung der antiken Sklaverei', *Act. Antiq.* VIII (1960), 313ff.; Reece, D. W., 'Technological Weakness of the Ancient World', *G. & R.* 2nd ser. XVI/1 (1969), 32-47; Rink, B., 'Zur Bedeutung des Handwerks im italischen Raum zur Zeit der späten römischen Republik', *Jahrb. f. Wirtschaftsgeschichte: Sonderband* (1983), 56-86, bes. 78f.; Rostovtzeff, M., *op. cit.* 161ff., 303; Salvioli, J., *Der Kapitalismus im Altertum* (Stuttgart 1922), 99ff.; Schtaerman, E. M., *Die Krise der Sklavenhalterordnung im Westen des römischen Reiches* (Berlin 1964), 33ff.; Id., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 102ff.; Sigwart, C., *RE.* X (1919), 1899-1909 art. 'Kapitalismus' (bes. 1905); Walbank, F. W., *The Awful Revolution. The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 47ff.; Weber, M., 'Agrarverhältnisse im Altertum', *Handwörterb. f. Staatswiss.* I (Jena 1903<sup>3</sup>), 58ff.; Id., *Wirt-*

*schaft und Gesellschaft* (Heidelberg 1947<sup>3</sup>), 514ff. (bes. 544ff.); Westermann, W. L., 'Industrial Slavery in Roman Italy', *JEH* II (1942), 149-163 (esp. 152ff.); Id., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 90-95 et 119f. *Journal of American Geographers* LIX (1969), 135-57; Hodder, I. and Hassall, M., The Non-random Spacing of Romano-British Walled Towns, *Man (Journal of the Royal Anthropological Institute)*, new ser. VI (1971), 391-407; Hodder, I., Spatial Studies in Archaeology, *Progress in Human Geography* I/1 (1977), 33-64; Id. and Orton, C., *Spatial Analysis in Archaeology* (Cambridge 1976); Johnson, G. A., Aspects of Regional Analysis in Archaeology, *Annual Rev. of Anthropology* VI (1977), 479-508; Hodder, I., The Human Geography of Roman Britain, in: Dodgshon, R. A. and Butlin, R. A. (eds.), *An Historical Geography of England and Wales* (London 1978), 29-55, esp. 36-46.

なお上掲諸学説の内、ジョーンズ及びフィンレイによって改めて大系化を見たヴェーバー以来の「都市」及び「都市経済」モデルに関して、その有効性と方法論上の問題点（史料問題を含めて）を簡潔に指摘した、Garnsey, P. and Saller, R., *The Roman Empire* cit. 45-51: 'methodologies and debates'; Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 14-16: 'models of the Roman economy' が有用である。さらにまた上掲諸文献の内、邦訳が出されている、Finley, M. I. (ed.), *Slavery* cit.; Salvioli, J., *Kapitalismus* cit.; Weber, M., *Agrarverhältnisse* cit.; Id., *Wirtschaft u. Gesellschaft* cit.; Walbank, F. W., *Awful Revolution* cit. については、それらもまた併せて参照した。古代奴隷制研究会訳『西洋古代の奴隷制』（東京大学出版会 1970）、井上・大牟田訳『古代資本主義』（創文社 1965）、渡辺・弓削訳『古代社会経済史』（東洋経済新報社 1959）、吉村訳『ローマ帝国衰亡史』（岩波書店 1963）。

農耕以外の利得諸機会に対するローマ貴族「不関与」原則とその実状もまた、「市民共同体」理念の直截的表現が意味されるだけに看過は宥されえない問題であり、筆者にとってはさらなる課題として残されることになるが、これに立ち入るために済された筆者の予備的作業——学説整理と問題諸点の抽出とそれを引出すための事例研究——に関しては、次の拙稿を参看されたい。「《T・RVFRENI》と《C・VIBIENI》——ローマ貴族「営利不関与原則論」の再検討——」『歴史学・地理学年報』III (1979) 1-32頁、「営利不関与とPlebiscitum Claudianum——学説整理を中心に——」同誌VII (1983) 1-28頁、「Liv. XXI. 63. 3-4——“Quaestus omnis patribus indecorus visus”に関する予備的検討——」同誌X (1986) 11-29頁。

(46) 例えばH・グムメルスがそうであり、後に（第一部第一章第一節）改めて言及する。

(47) 第一部第一章第一節参照。

(48) Cf., Paget, R. F., *op. cit.* 140.

(49) 《PRIMIG[ ]// TVLLI・F》(C. XI, 6693, 1).

(50) 《PRIMIGENI DVO//DOMITIOR・SER・F》, 《PRIMIGENI DVO//DOMITIOR・S》(C. XV, 1000).

(51) Cf. , Paget, R. F. , *op. cit.* 159.

(52) 《C VIBI・DONATI//FELIX SER》(C. XV, 1505).

(53) イタリアのみならずヒスパーニア、ガリアに於てもまた、近年のウィラ調査はこの実態(ウィラ附属施設としての *figlinae* 存在)を明らかにしつつある。何れ当該箇所で見られるを得ないために、ここでの調査報告事例の列挙は省略する。

(54) この下では、(1)個々の奴隷の銘文に表示された労働の実状、(2)奴隷個々人の名に拠って追跡可能な「自由身分への道」、(3)自由を得た奴隷の定在諸形態と奴隷労働との関係、(4)自由を得た奴隷の下での奴隷所有関係の再生産、そして最後に(5)他ならぬ「大土地所有」に於ける自由・不自由両労働諸力の計量化とそれに基づく両者関係の時期的変化が問題となるであろうが、これらは何れも古代奴隷制史の中心課題を成すものであり、かつそれが史料的に追跡可能なことがわれわれにはとりわけ重要である。というのは、奴隷の解放それ自体並びに解放奴隷の存在が、かれら個々人の名を介して直接的に知られるのは、殆ど専ら「都市」の奴隷に限られたが故にである。碑文史料のみならず古典諸報告もまた、その殆ど大部分は(1)都市の商工業に従事する奴隷及び独立的小商業・手工業に最も一般的な存在としての解放奴隷、(2)執事(*dispensator*)・近習(*cubicularius*)等々、大オイコス内の特殊機能奴隷・解放奴隷、(3)帝国及び諸都市行政の末端的機能を担った奴隷・解放奴隷—碑文史料としては例えば ILS. 7216ff. : *'tituli collegiorum'* ; Id. , 7366 ff. : *'tituli ministrorum vitae privatae, tituli opificium et artificum'* ; Id. , 1473ff. : *'tituli ministrorum domus Augustae condicionis libertinae et servilis'*—を見よ—に限定され、ローマ時代の手工業と小商業では奴隷は事実上独立的な「小市民」として自由人と併存し、その故に都市は不自由から自由への身分上昇の場(*ein Ort des Aufstiegs aus Unfreiheit in die Freiheit*)であった、として農村の不自由と対比させたヴェーバー(Weber, M. , *Wirtschaft u. Gesellschaft* cit. 529)を持ち出す迄もなく、従前の諸学説に於ては、「奴隷主—奴隷」の関係を初めとして農場奴隷とは対蹠的な形態の都市奴隷(*familiae urbanae*)の理解が最も一般的であった。Cf. e. g. , Treggiari, S. , *Roman Freedmen during the Late Republic*(Oxford 1969), 106ff. ; Schtaerman, E. M. , *Die Blütezeit* cit. 97-99; Chantraine, H. , *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser: Studien zu ihrer Nomenklatur*(Wiesbaden 1967), 42ff. ; Boulvert, G. , *Domestique et fonctionnaire sous le Haut-Empire romain: la condition de l'affranchi et de l'esclave du Prince*(Paris 1974), 199ff. ; Weaver, P. R. C. , *Familia Caesaris: a Social Study of the Emperor's Freedmen and Slaves*(Cambridge 1972), 67-104 and 199ff. 筆者自身もまたこのこと自体を否定するものでは決してないが、後に明らかにされるであろう如く筆者が新たに発掘したのは、ローマ皇帝・貴族所有の「地所」もまた身分上昇の極めて一般的な場であったという事実である。

(55) この三著作のみならず、それらに引用乃至言及された諸著作を加えると共和政中期から一世紀後半に至る間の『農書』は、計九著作を数えた。即ち、ローマ元老院の議決に

よってラテン語に翻訳された(Plin. *N. H.* XVIII, 22-3; Colum. *De r. r.* I, 1, 13) カルターゴ人マゴ(Mago)の農書、後にプリーニウス(*N. H.* XVII, 199)がカトー以後最も古く最も経験に富む農事家と見做したサセルナ父子(Sasernae pater filiusque)、スクローファ(Cn. Tremelius Scrofa)、次いで共和政最末期以後のケルスス(A. Cornelius Celsus)、アッティクス(Julius Atticus)、グラエキヌス(Julius Graecinus)の著作がそれであり、引用によってのみ残存するウァルロー迄の諸断片に加えて、カトー以前の諸著作断片——Caesonius, M. Atilius Regulus, Minius Percennius, Manlii——を加えた次の断片集成はわれわれに有用である。Speranza, F. (coll.), *Scriptorum Romanorum de re rustica reliquiae* I, Biblioteca di Helikon: Rivista di tradizione e cultura classica VIII (Messina 1974). (ウァルロー以後を収録した筈の第二巻は入手出来なかった)。アグロノーム研究は、註(63)に挙げる諸文献を参看されたい。

- (56) 収録は、*Die Schriften der römischen Feldmesser*, hrsg. von F. Blume, K. Lachmann, A. Rudorff, Bd. I (Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967). Vgl. Mommsen, Th., Zur römischen Bodenrecht, *Hermes* XXVII (1892) = abgedruckt in *Gesamm. Schrift.* V: Hist. Schrift. II (Berlin 1908), 83ff.; Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1966<sup>2</sup>), 12ff.; Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors* (Newton Abbot 1971), 227f.
- (57) C. XI, 1147: Tabula Veleias; C. IX, 1455: Tabula Baebianorum.
- (58) C. VIII, 10570: Souk-el-Khmis; 14428: Gazr-Mezuar; 25902: Henchir-Mettich; 25943: Aïn-el-Djemala; 26416: Aïn-Wassel. Cf. e. g., Rostovtzeff, M., *Geschichte der Staatspacht in der römischen Kaiserzeit bis Diokletian* (Leipzig 1902), 445ff.; Haywood, R. M., Roman Africa, in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* IV (Baltimore 1938), 83ff.; Burian, J., Leges metallorum et leges saltuum, *Ztschr. f. Geschichtswiss.*, 1957, Heft 3, 536 ff.
- (59) 本稿で参照される学説法・勅法のテキストは下記に拠った。*Corpus Iulii Civilis* I: Digesta Iustiniani Augusti, recognovit adsumto in operis societatem P. Krueger Th. Mommsenus (Berlin 1893; ND. Berlin 1962); Haenel, D. G., *Corpus legum ab imperatoribus romanis ante Iustinianum latarum*, (Leipzig 1857; ND. Aalen 1965).
- (60) Cf. e. g., McKay, A. D., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975); Percival, J., *The Roman Villa* (Univ. of California P. 1976); Mielsch, H., *Die römische Villa: Architektur und Lebensform* (München 1987); Potter, T., *The Changing Landscape of South Etruria* (NY. 1979), esp. 93ff.; Andreussi, M., Stanziamenti agricoli e ville residenziali in alcune zone campione del Lazio, et alii, in: Giardina, A. e Schiavone, A., *Società romana e produzione schiavistica* I (Roma/Bari 1981); Carandini, A., La villa romana e la piantagione schiavistica, in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (eds.),

*Storia di Roma* IV (Torino 1989), 101-200; Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*, British Mus. Occ. Paper No. 24 (London 1980); Arthur, P., *Romans in Northern Campania*, Archaeol. Monogr. of BSR. No. 1 (London 1991), esp. 35 ff.; Ferdière, A., *Les campagnes en Gaule romaine* I (Paris 1988), 87ff.; Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines: inventaire et problématique archéologiques* (Paris 1979); Müller-Wille, M., Die landwirtschaftliche Grundlage der Villae rusticae, et alii, in: Hinze, H. (hrsg.), *Germania Romania* III (Heidelberg 1970); Rivet, A. L. F. (ed.), *The Roman Villa in Britain* (London 1969; Repr., 1970); Branigan, K., *The Roman Villa in South-West England* (Bradford-on-Avon 1977). これらは何れもウィラ研究のサーヴェイを図った文献の極く一部であり、Fouet, G., *La villa gallo-romaine de Montmaurin* (Paris 1983); Cotton, M. A., *The Late Republican Villa at Posto, Francolise*, Report of an Excavation by the Institute of Fine Arts, N. Y. University and the British School at Rome (London 1979) 等々の個別調査報告もまた挙げられねばならぬが、これらは何れ本稿の然るべき箇所と言及せねばならないため、ここでの参照文献としての列挙は一先ず省略する。なおわが国では、近年のカムパーニア＝ウィラ研究を踏まえたものとして、ASAKA Tadashi, *Villae rusticae in the Vicinity of Pompeii*, *Opuscula Pompeiana* I (Kyoto 1991), 4-34が挙げられる。

(61) Cf., White, D. K., *Roman Farming* (London), 30f.; Martin, R., *Palladius, Traité d'agriculture* I (Paris 1976), vii-xxxi. なお稿本研究としては、Rodgers, R. H., *An Introduction to Palladius*, Bull. of the Institute of Classical Studies, Univ. of London, Suppl. XXXV (1975) を併せて参照した。

(62) White, D. K., *op. cit.* 29-30.

(63) Gummerus, H., *Gutsbetrieb* cit.; Heitland, W. E., *Agricola* cit.; Carl, G., *Die Agrarlehre Columellas in soziologischer Betrachtung* (Heidelberg 1925); Id., *Die Agrarlehre Columellas*, *VSWG*. XIX (1926), 1-47; Dohr, H., *Die italischen Gutshöfe nach den Schriften Catos und Varros* (Köln 1965); Forster, E. S., *Columella and his Treaties on Agriculture*, *G. & R.* ser. 1, XIX (1950), 123-128; Günther, R., *Kolonen und Sklaven in der Schrift 'de re rustica' Columellas*, in: Stiehl, R. und Stier, H. E. (eds.), *Beiträge zur Alten Geschichte und deren Nachleben* I, Festschr. f. F. Altheim (Berlin 1969), 505-511; Id., *Die Entstehung des Kolonats im 1. Jh. v. u. Z. in Italien*, *Klio* XLIII-XLIV (1965), 249-260; Sicard, G., *Caton et les fonctions des esclaves*, *RHDE*. XXXV (1957), 177-195; Martin, R., *Recherches sur les agronomes* cit.; Maróti, E., *Zur Frage der Warenproduktion in Catos 'de agri cultura'*, *Act. Ant.* XI (1963), 212-234; Id., *Die zeitgenössische Warenproduzierende Landwirtschaft in der Sicht Varros*, *ibid.* XV-III (1970), 105-136; Salomon, Ph., *Essai sur les structures agraires de l'Italie centrale au II<sup>e</sup> siècle av. Chr.*, in: *Recherches d'histoire économique*, Travaux et



recherches de la Faculté de Droit et des Sciences économiques de Paris, sér. Sciences historiques N° 3(1964), 1-65; Tibiletti, G., Lo sviluppo del latifondo in Italia dall'epoca Gracchana al principio dell'Impero, in: *Relazioni del X. Congresso Internazionale di Scienze Storiche* II, Bibl. storia Sansoni NS. XXIII (Firenze 1955), 237-292=dt. Übers. von H. Beikircher, in: Schneider, H. (ed.), *Zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der späten Republik*, Wege der Forschung 413 (Darmstadt 1976), 11-78; White, K. D., *Roman Farming* cit.; Id., Latifundia: A Critical Review of the Evidence on Large Estates in Italy and Sicily up to the End of First Century A. D., *Bull. of the Inst. of Class. Stud., Univ. of London*, XIV(1967), 62-79; Id., *Country Life in Classical Times* (London 1977); Kolendo, J., *L'agricoltura nell'Italia romana, tecniche agrarie e progresso economico dalla tarda repubblica al principato* (Roma 1980); Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern*, Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte XXX (Stuttgart 1978); Oehme, M., *Die römische Villenwirtschaft: Untersuchungen zu den Agrarschriften Cato und Columella und ihrer Darstellung bei Niebuhr und Mommsen*, Diss. Bonn (1988); Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990). この他キケロー、プリーニウス(小)等の非アグロノーム諸史料に拠る諸研究、あるいはアグロノーム諸誌叙述(農場施設・農機具・栽培方法)を考古学的知見によって検証しようとする農耕技術史関係の次の如き諸文献もまた加えられねばならないが、これらもまた全く同様に、専ら前二世紀から後一・二世紀の交迄の間が中心課題であった。Prichard, R. T., Gaius Verres and the Sicilian Farmers, *Historia* XX(1971), 224-238; Id., Some Aspects of First Century Sicilian Agriculture, *ibid.* XXI(1972), 646-660; Martin, R., Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps, *Rev. des Etudes Anciennes* (Bordeaux) LXIX(1967), 62-97=dt. Übers. in: Schneider, H. (ed.), *Zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der römischen Kaiserzeit*, Wege der Forschung 552 (Darmstadt 1981), 196-233; Backhaus, W., Plinius der Jüngere und die Perspektiven des italischen Arbeitskräftepotentials seiner Zeit, *Klio* LXIX(1987), 138-151; Kehoe, D., Allocation of Risk and Investment on the Estates of Pliny the Younger, *Chiron* XVIII(1988), 15-42; Spurr, M. S., Agriculture and the *Georgics*, *G. & R.* XXXIII(1986), 164-187; Id., *Arable Cultivation in Roman Italy, c. 200 B. C. - c. A. D. 100* (London 1986); White, K. D., *Agricultural Implements of the Roman World* (Cambridge 1967); Id., *Farm Equipment of the Roman World* (Cambridge 1975).

(64) 註(60)参照。ウィラ研究については改めて言及することにして、ここでは、従来専ら法関係諸史料の問題であった「コロナトゥス」研究にもまた、今や考古学調査の成果が及びつつあることだけを付記しておこう。Foxhall, L., The Dependent Tenant: Land Leasing and Labour in Italy and Greece, *JRS.* LXXX(1990), 97-114.

## 第一章 >OPVS DOLIARE<の生産規模

—— >FIGLINAE<と>OFFICINA< ——

### 第一節 >FIGLINAE<の規模

ローマ周辺に比してかなり早くから生産と流通の痕跡を残した北イタリア<sup>(1)</sup>では、最も頻繁に現われる銘文事例として、*Pansa, Laecanius, Epidius*の三者、これに次ぐものとして、*Cinna, Salona*の両者が挙げられうる。

かつてG. E. F. シルヴァーはキスアルピーナ＝ガリアの地域史研究（社会経済史）に於て、これら諸銘例の「製造所」(factories)規模に関して、この「工業」の基本特徴はそれが多数の独立的な「小生産者」(small producers)によって担われたこと、つまり自己の土地に粘土採取地を持つ者なら誰でも生産が可能であったが故に、大規模「企業」が競争によって小規模なそれを圧殺するのは困難(difficult to kill by competition from large firms)であったことを指摘した。というのは、かれの推測によれば、*Salona, Fortis, Epidius, Cinna*は夫々製造主（乃至家族）を表示したのではなくして、多くの場合がオリジナル銘に「付加語」を持つことから推測して、「一地域乃至一製造主グループ」によって「共同で使用されたかもしれない」からであり、従ってここから引出したかれの結論は、「（これらの諸証拠は）少数の富裕産業家が所有する大企業(big businesses owned by a few rich industrialists)の存在を推測するを許さず、事実、古代経済の一般的諸条件(the general conditions of ancient economies)はこの推測を拒否する」という、北イタリアに限らず古代経済全般に妥当さるべき大規模奴隷制経営成立の可能性に対する否定論であった。古代世界に於ける産業の「ノーマルな組織」とは、コレギウムの成員たる「自由な職人」が、「かれらの意のままに奴隷を使用」した小規模生産組織に他ならず、'opus doliare'生産の>figlinae<もまたその例に漏れなかったからである<sup>(2)</sup>。

他方T. フランクは、既述の如く、ローマ近郊を中心にこの産業の大規模化を発見する。かれは先ず、軍事目的の煉瓦製造に関する『シスキア碑文』<sup>(3)</sup>に拠って大量生産の可能性を引出し、次いで、なる程一般には重量と低価格の故に広域遠距離市場の支配は困難ではあったが、ローマ周辺では首都の大市場を前提として「巨大な大きさ」に迄成長した「製造所」が成立し、従ってここでは、>opus doliare<の生産はガラス工業と並んで「工場及び独占的方法」(factory and monopolistic method)を打出した今一つの工業であったとして、前者とは対蹠的に「少数の大工場」の存立とその独占化傾向を指摘した<sup>(4)</sup>。

この解釈は併しフランクが最初では決してなく、既にH. グムメルスによって打出されていた。フランクと同様に「資本主義」説を採るグムメルスは、夫々の規模は著しい相違を示したために一律に処理出来ない、とし乍らも、若干の製造所がその痕跡を残した「大量生産」(die massenhafte Produktion einiger Ziegeleien)は、「企業」(Unternehmung)に相応しい生産規模と多数の労働力を前提とした、としてローマ近郊の『ドミティウス家』*Domitii*

と北イタリアの *Vibius Pansa* を例に挙げた<sup>(5)</sup>。

フランク/グムメルスのみならず、管見の及ぶ所では、R. H. バロウ (Barrow)、A. M. ダッフ (Duff)、H. J. ローン、R. メッグズ (Meiggs)、S. トレヅジャリ (Treggiari) もまた、ローマ近郊に関して少なくとも現象としての「大規模」乃至「独占」化傾向を指摘したことそれ自体では(従ってJ. マルクアルト Marquardt 以来の略々共通した理解として)両者に連なった<sup>(6)</sup>。だが併しその一方では、シルヴァーがそうであった如き「都市経済」の単純モデルを踏まえた小規模説が、その後V. リギーニ (Righini) によって、北イタリア例の敷衍の上に古代工業一般の基本的性格として再度主張された<sup>(7)</sup>。

このように従前の諸学説は略々共通の地平に立ち乍らも、こと北イタリアに関する限りグムメルス説だけが異なった。シルヴァー/リギーニに対してグムメルスがこの地にもまた大規模 *>figlinae<* の成立を見たのは、前者が個々の事例研究を欠いて古代経済像 = 「都市経済」モデルに適合的に処理したの対して、残存銘文事例の数量並びに分布事情を専らとして組立てたことに因った、と考えられ、正にそのことの故に、特殊的にローマ近郊に妥当された大規模説を含めて、北イタリアに関するこの両学説に内蔵された問題諸点が予め抽出されておかねばならない。

その第一は *<figlinae Pansianae>* を例としたグムメルス説の問題点である。かれはこの *figlinae* を、ローマ近郊に於けるドミティウス家所有のそれと並んで「最大規模」(die Größte der Betriebe)の列に加えたが、その根拠は銘文事例の「流布」が証言した「大量生産」(die von der Verbreitung der Stempel bezeugte massenhafte Produktion)の故であった<sup>(8)</sup>。従ってここでは、「遠距離広域市場の獲得→大規模経営の成立」なる直線的な図式だけがすぐれて問題であって、生産組織のレベルに迄下がった分析から引出された帰結ではなかった。素より筆者もまた、この図式の現実的妥当性そのものを全面的に拒否するものではない。だが併しここでは、「大資本」が(グムメルスの表現に拠れば)生産の可成の部分」を手にした<sup>(9)</sup>、とされ乍ら、その資本の実態を抜きにして語られており、北イタリアでもまた市場を地方的に制約された「無数」の小規模な *>figlinae<* が存立した<sup>(10)</sup>のに対して、何故に少数の *>figlinae<* のみが「資本主義的」経営を実現出来たのかの理由説明がない。現に事実関係からだけしてもわれわれは既に、遠距離市場の発見が生産規模には必ずしも直結しなかった事実を知っている。

他方「小規模」説もまた、問題を抱えた。即ち、先に明らかにされた如く土地所有を前提としてその上のみ実現されえた 'opus doliare' 生産の *>figlinae<* 所有主一般を、自由な独立的職人と見做して、コレギウム形成の内都市的手工業一般の中に組み込んだことである。果たしてそうなのか。*Pansianae* の所有主と目される C. Vibius Pansa は、コーンスル (43 B. C.) か然もなければアウグストゥス下にウィンデリキアに派遣されたプラエトル格レガートゥス (legatus in Vindelicia) の何れかであり<sup>(11)</sup>、大土地所有主でこそあっても "free workman" では決してなかった。

第二は、フランク、リギーニ両者の「古代経済」に対する解釈である。ローマ近郊に大規

模工業を発見した前者は、古代経済の持つ遠心力と求心力(both centrifugal and centripetal forces)は承認しつつも、商品としての遠距離輸送に阻止的に作用する二要因、低廉価格と重量を挙げて<sup>(12)</sup>直接ローマ近郊の地にのみ「巨大市場」に支えられた生産の拡大を理解した。後者もまた全く同様に、長距離輸送には極度に「非経済的」(estremamente antieconomico)な商品であり、専ら「生産地の近く」で消費された(si consuma nelle vicinanze del luogo di produzione)建築材であった、と考えた<sup>(13)</sup>。北イタリアにのみならず古代世界全体に大規模>figlinae<の成立を許さなかったのは、偏に生産地近くの都市市場の小ささであった。それ故この両学説は規模に関する相違にも拘らず、その実、古代世界に於ける商品貨幣経済の基本的な在り方に関しては共通の認識に立っていたことになる。

従前の諸学説に関する以上の整理は、従って、>figlinae<の「規模」問題がただ単なる規模の大小問題(その運営に「資本主義的」なる語が果たして適応されるや否やを含めて)、あるいは北イタリア・ローマ間の相違だけの問題ではもはや済まされえない、「ローマ経済像」そのものに関わる問題であり、その故に労働の諸関係を含めた生産の内的構造に迄踏み込んだ検討が必要なことを明らかにした。それに踏み込むためには、先ず以て北イタリア・ローマ両者に関する事実関係の確認、つまり従前の諸学説で屢々一般化された如き「規模」ではなくして、個々の>figlinae<毎の規模と構成に関する史料の整理が必要である。

併し北イタリアに関しては、作業は極度に困難である。従前の諸学説で最大規模の一つに数えられ、事実最大の銘分布を示した>figlinae<(略記:<f.>)の一つ、*Pansianael*は、《PANSAE VIBI》と《PANSIANA》(この他《PANSINA》,《PANSANA》,《PANS》のヴァリエーションも同様)即ち所有主名・瓦窯名の何方か一方のみで<sup>(14)</sup>、構成労働力が全く不明のために、規模の実態は何も知られない。*F. Epidianae*<sup>(15)</sup>もまた知られる所は少ない。ここでは‘Caius et Marcus’の両*Epidii*<sup>(16)</sup>が知られ、この事例は疑いもなく、L. et P. Cassii(283-6), L. et T. Domitii(116-120)等々のローマ例が教える、兄弟に依る共同運営——従って同一地所の共同所有——を意味した。他方ダルマティアのナローナ(Narona:Opus)例は、[f.]*Epidian(ae)*が属格形の*C. Petroni Apri*(C. V, 8110, 116)を伴った。この人物に関しては、f. *Epidianae*の「請負者」(conductor)を見る説(C. Patsch)<sup>(17)</sup>と*Epidii*から地所を譲渡された「所有主」を見る説(G. E. F. Chilver)<sup>(18)</sup>が対立する。後に見るであろうローマ例<sup>(19)</sup>からすれば、この両解釈は不可能ではないにしても推測を出ることはなく、他に手懸りを残さない《C・PETRONI APRI EPIDIAN》のみでは、何方を妥当とするかは決められない<sup>(20)</sup>。さらにパドゥス流域のホスティリア(Hostilia)に現われる粗陶器(平鉢)銘、《EROS・C・EPIDI》(C. V, 8112, 37)には奴隷の名が見え、*C. Epidius*(恐らく両*Epidii*の一人)所有の地所に於ける、*Pansianael*には全く手懸りが残されなかった奴隷の存在が判明するが、知られえたのはこの事実だけである。これに反してC. Laecanius Bassus<sup>(21)</sup>は、多数の奴隷を擁した製造主であった。ヒストリアの港湾都市ポラ(Pola)の近く(北西約八軒地点の)に残るfiglinae遺構の調査が明らかにしたのは、《G・LAE・BAS》,《G・LAEC・BAS》,《G・LAEK・BAS》の銘文を持つ歴大な数のアムフォラ断片からして、紛れもなくこれが「A. D. 64」のコーンスル<sup>(22)</sup>に属したこと、及びここ

ではアムフォラのみならずドーリウム・テラコッタ＝ランプ・タイル・煉瓦・土管もまた同時に生産されていたことであった<sup>(23)</sup>。北イタリアに広範囲にわたって、とりわけ帝国北部の流通拠点アクイレイア (Aquileia) とアルプス＝ルートの拠点ヴェルケルラエ (Vercellae:Vercelli) の両者に最も集中的に、だが併し遙か内陸部のノーリクム、さらにはローマにさえ現われる<sup>(24)</sup> この銘文のアムフォラが、ここに起源を持ったことは間違いないが、それらには《G LAE BA》《CLYME》(C. V, 8115, 52), 《C・LAER<sup>(sic)</sup> BA》《HERME》(id. 53), 《C・LAEK BAS》《FELIX SER》(C. III, 60007, 5) の如く、口縁一方とその反対側にかまたは両把手別々にか、然もなければローマ例の如く《C・LAEK・BAS》と《CLARVS》が別枠(3477)で記入された。‘*Felix ser(vus) [fecit]*’に直截的表現を見た如く、*Clarus, Clyme(nus), Herme(s vel -ros), Felix*等々が直接生産の奴隷——かつてG. E. F. シルヴァーが考えたような「解放奴隷」では決してなかったのだが<sup>(25)</sup>——であったことに疑問の余地はなく、その存在は最も安全なものだけで15名に及んだ<sup>(26)</sup>。この数は勿論一特定時に於けるものではないが、北イタリアで複数の奴隷が知られた唯一の事例であり、その数自体後述のローマ周辺に比しても決して少なくはなく、C. Laecanius Bassusのfiglinaeには「大規模経営」を見て差支ない。(但しこの数はアムフォラに残されたものであって、かれら全てが同時にその他の生産に関与したか否かは確証の限りではない。)

このように北イタリアに関しては、なる程(1)figlinae所有主の貴族的存在、(2)同一瓦窯での複数製品の同時生産、(3)アムフォラ生産への多数奴隷の投入、——以上の三事象が辛うじて確認されはした。併しわれわれが知りえたのはここ迄でしかない。銘文自身に表現された最狭義の>opus doliare<の生産に関して、figlinaeの構成・労働諸力の実態(自由か不自由か)に迄踏み込んだ規模推定作業は絶望的であった。

これに反してローマに関しては、容易かつ確実な作業が可能である。何と言ってもここでは、‘*ex figlinis=praedis N*’, ‘*ex figlinis=praedis huius*’の定式の下で>figlinae<=>praedia<の名称・所有主名・奴隷乃至解放奴隷名・生産年銘記の、収集と分析に十分な事例が残されているからである。だが併し、例えば《OPVS DOL EX P・C・IVLI STEPHAN//ASIAT・II・ET・AQVIL COS》(1209=a. 125)と《OP・DOL・EX・PR C IVLI STEPHAN//APRO ET・CATVL COS》(1212=a. 130)の如く、疑いもなく同一人物、C. *Iulius Stephanus*が所有主として現われるとは雖も、名称欠落のために、かれが所有した>praedia<と>figlinae<が同一であったか否かは確定出来ない。従ってこの銘文形式では、その下に奴隷乃至解放奴隷を伴う場合、その集積は各所有主の全体的生産規模の推測には役立つにしても、各所有主のfiglinae所有数と各figlinaeの規模推定には役立たない。これに対して例えば、所有主*Seia Isaurica*を同じくする《EX FIGLINIS ARESTIANIS SEIAE ISAVRICAЕ》(11)=*figlinae Arestianae*, 《SEIAES・ISAVRICAES//EX・FIGLINIS PVBLILIAN//DOL》(421)=*figlinae Publilianae*の如く、figlinaeが固有名<sup>(27)</sup>を伴う場合にはこの作業が可能である。

従って規模推定の作業は、H. ドレスセルが「名称」毎に収集・配列したC. XVの収録銘文を「所有主」毎に整理し、その下に現われるfiglinae乃至praedia(略記:<f.>, <p.>)の名称と

それを構成した自由乃至不自由の直接生産者名を洗い出すことから出発せねばならない。勿論この際、C. XV以外の収録例もまた併せて渉猟されねばならないことは言う迄もない。以下の列挙がその作業結果である。(括弧内の数字はC. XVの収録番号とコーンスル年併記場合の西紀年である。)

(1) Q. Aburnius Caedicianus<sup>(28)</sup>

(a) *F. Furianae*: C. Pettius Agraecus (231), P. Servilius Fyrmus (232-4).

(b) *F. Tempesianae*: P. Servilius Fyrmus (604-6=a. 123), Vismatius Fortunatus (607=a. 123), Ab(*urnius?*) G( ) (608), Vi( ) Pud( ) (Bloch, S. 182=a. 127).

(2) M. Annius Verus<sup>(29)</sup>

(a) *F. Cermanicae*: Annius Zosimus (245=a. 136).

(a<sup>1</sup>) *F. Germanicae minores*: M. Annius Zosimus (247).

(b) *P. Quintanensia*<sup>(30)</sup>: Pomp. Vitalis (453-7=a. 123; 455=a. 134).

(c) *F. Salareses* (478-9=a. 123).

従って「a. 123-136」の間に知られるfiglinae数は四、その下に名を残したのは二自由人(コグノーメンからして疑いもなく解放奴隷)であった。この他併し、《M FABI LICYMNI EX P AN VER//APR・ET PAETIN//COS》(800=a. 123)の如くfiglinae乃至 praedia名称を欠いた形式で、M. Annius Verusの地所に現われる解放奴隷四名<sup>(31)</sup>(従って解放奴隷は全六名)もまた加えられねばならない。この六名の内、M. Annius Zosimusは奴隷としての銘文を残したM. Annius Verusの解放奴隷であり<sup>(32)</sup>、今一人、《M ANN HERMET EX P ANN//VER APR PAET //COS》(799=a. 123)のM. Annius Hermesもまた、奴隷としての足跡は残さなかったがプラエノーメン・ノーメンの両者から推して、間違いなしに同様であった<sup>(33)</sup>。

(3) Flavia Seia Isaurica<sup>(34)</sup>

(a) *F. Arestianae*: L. Fadius Pass( )<sup>(35)</sup> (12).

(b) *F. Caelianae*: Ti. Servilius Gelos (50-1).

(c) *F. Fabianae*: [Ab]urius Primitivus (208).

(d) *F. Publilianae* (421).

(e) *F. Tonneianae*: L. Allius Rufus (652).

これに加えて、名称欠落銘に2奴隷・4解放奴隷<sup>(36)</sup>が知られ、従ってFlavia Seia Isauricaの下では、5 figlinae・2奴隷・8解放奴隷が算えられた。

(4) M. Flavius Aper<sup>(37)</sup>

(a) *Officina*<sup>(38)</sup> *Fabiana*: Fadius Euhelpistus (209=a. 157; 210).

(b) *F. Publilianae*: Rustius Felix (422-3).

(c) *F. Tonneianae*: Allius Rufus (653).

以上の他、“*ex pr(aedis) Flavi Apri*”の名称欠落形式で、奴隷1・解放奴隷5<sup>(39)</sup>が加えられる。

(5) C. Fulvius Plautianus<sup>(40)</sup>

(a) *F. Bucconiana*:L. Numerius Iustus(47)

(b) *F. Domitiana*(160).

(b<sup>1</sup>) *F. [Domitiana] Veteres*(197).

(b<sup>2</sup>) *F. [Domitiana] Novae*<sup>(41)</sup> (206).

(c) *F. Favoriana*(Bloch, S. 52)

(e) *F. Geniana*:L. Lanius Festus(240).

(f) *F. Ponticulana*(406).

(g) *F. Terentiana*(Bloch, S. 190).

これに名称欠落の奴隷1・解放奴隷2名<sup>(42)</sup>を加えると、8 figlinae・1奴隷・4解放奴隷となり、figlinae所有数に比して構成労働力が自己の名を残すことが極めて少なかった。

(このことは、3世紀に入って構成労働力それ自体並びにその態様に何らかの変化が起こったであろうことを暗示するものであり、後に改めて検討すべき新たな別問題を提起する。)

(6) *Gavia Amylla (vel Hamilla)*<sup>(43)</sup>

(a) *F. ab Nept (uno?)*<sup>(44)</sup>:Priscus(355).

(b) *F. Plataniana*:Successus(397).

(7) *Iulia Procula*<sup>(45)</sup>

(a) *F. Sulpiciana*(587).

(b) *F. Tonneiana*(648=a. 123):Eutyclus(647).

(8) *M. Rutilius Lupus*<sup>(46)</sup>

(a) *F. Brutiana*:Festus(26=a. 122), P. O( ) (30), Vis(*matius?*) Felix(31).

(b) *F. Naeviana*(348=a. 121;345=a. 122).

(c) *F. Narnienses*(348=a. 123).

(9) *Q. Servilius Pudens*<sup>(47)</sup>

(a) *F. Naeviana*(346=a. 123).

(b) *F. Narnienses*(349=a. 124;350=a. 125).

この両figlinaeは、その下に直接生産者銘を残していないが、名称欠如の“*ex pr(aedis) Ser(vilii) Pudent(is)*”及び“*de p(raedis) Q. S(ervilii) P(udentis)*”の下に3奴隷と5解放奴隷<sup>(48)</sup>がその名を残した。

(10) *T. Statilius Maximus Severus Hadrianus*<sup>(49)</sup>

(a) *F. Brutiana*:*[Secu]nd[us?]* (19=a. 123), Myrinus(40=a. 127;41).

(b) *F. Macedoniana*:Fortunatus(298-300), Murinus(288=a. 134), Syntrophus(294-5), Nunn(*idius*) Restitutus(286=a. 123;289=a. 134), Q. Aburnius Celer(290), A. Memmius Clemens(291), Servilius Fortunatus(292), T. Sossius Ianuarius(293), T. Travius Fortunatus(297).

さらに“*ex praed(is) T. Stat(ilii) Maxim(i)*”, “*ex fig(linis) T. S(tatilii) M(axi-mi) Severi*”の下で、「a. 123-138」の間に奴隷1名、解放奴隷5名<sup>(50)</sup>の名が残されており、

従って、T. Statilius Maximus Severus Hadrianus所有下のfiglinae構成者としてその名を銘文に残したのは、不自由6・自由11の計17名であった。

以上は、ローマ皇帝自身及び同夫人(domus Augustae)所有例を除いて、固有名称が併記された複数のfiglinae・praediaを所有した私的所有主毎の所有数と構成員数である。従って銘文によって知られる所有主全体からすれば、その極く一部でしかない。併しそれにも拘らず、否寧ろ正にそのことの故に以上の作業は、大規模化が全所有主の下で一様に進行したのではなく、かつまた特定少数figlinaeのみの大規模化では決してなくして、それがすぐれて特定所有主の下での「複数figlinae」の集積的所有の形態を以て基本的としたことを暗示するに充分であった。

事実この集積的所有は、1世紀中葉以来1世紀間以上の長きにわたって中断なしに継続的所有と拡大化の跡を残し、その中からM・アウレーリウス帝を生んだドミティウス家はその最も代表的な事例を提供する。

#### (11) Cn. Domitius Afer

ガリア南部、ネマウスス(Nemausus:Nîmes)出身のかれは、「最高の名誉と偉大な雄弁」(summis honoribus et multa eloquentia)によって知られ(Tacit. *Ann.* XIV, 19; cf. Plin. *Ep.* II, 14; VIII, 18)、従って先祖に「貴顕」を持たざる属領出身のコーンスル(a. 39)<sup>(51)</sup> 就任者であった。タキトゥスの伝える所によれば(*Ann.* IV, 52)、かれはかつて長期間に及ぶ「困窮」(diu egens)の生活を体験し、このために「新たに獲得された利得」を悪用し(parto nuper praemio male usus)、さらなる破廉恥行為(Agrippinaと従姉妹関係のClaudia Pulchraの子、Quintilius Varusに対する告発[a. 27]のこと)を用意したとしても、敢えて「驚くに値しない」、と見做された人物であった<sup>(52)</sup>。「新たな利得」に関してタキトゥスは何も述べていないが、恐らく>opus doliare<の大々の生産がその一部をなしたであろうと思われる<sup>(53)</sup>。

Cn. Domitius Aferには、Dama(980), Favor(981; C. X, 8048, 10: *in pelvibus Pompeianis*), Felix(982a-c), Ismarus(983a-b; C. X, 8048, 12), Liberalis(C. X, 8048, 14), Priscus(C. X, 8048, 6)の計6奴隷と自由人L. Ru( ) Sosia(985-6; C. X, 8048, 26)の名が残された。併しこれらは全てが“*Damaes Domiti Afri*”, “*Felicis Domiti Afri*”の形式を採り、figlinae乃至praedia名称を伴わないために>opus doliare<生産の地所所有数は全く不明である。またコーンスル年を持つ事例も現れないため、夫々の生産年は不明だが、かれの死亡年、「a. 59」(Tacit. *Ann.* XIV, 19)が生産時期下限——これらの銘文は全てがタイルと平鉢であって煉瓦銘ではない——の目安となろう。

#### (12) Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus

かれらはSex. Titiusの子として生まれ、兄弟としてCn. Domitius Aferの養子<sup>(54)</sup>とされた。かれらにはC. XV収録例(ドミティウス家に於ける煉瓦銘の初出)の他に、ローマ、ポムペーイのドーリウム(2485, 2509; C. X, 8056, 370)と平鉢(C. X, 8048, 7)が知られるが、かれら兄弟の所有は何れも《DVORVM DOMITIORVM》, 《CN・CN・DOM・LVC・ET TVLL・》乃至その省略形の《D・D・》で表示された。“*Ex figl(inis) Canin(ianis) duoru(m) Domit(iorum)*”, “*Priscus duor(um)*”



*Domitiorum [servus]*”の形式がそれであり、このことは紛れもなく「地所」と「奴隷」の両者が兄弟の共同所有下にあったこと、つまりかれらはCn. Domitius Aferの「共同相続者 (consors)」(Plin. *Ep.* VIII, 18)であったこと<sup>(55)</sup>の直截的表現であった。

Lucanus et Tullusの共同所有下にその名が知られる奴隷は、ポムペーイー平鉢・ドーリウムを加えて計18名<sup>(56)</sup>に及び、この内の2名、IsmarusとPriscusは疑いもなくかれらの養父、Cn. Domitius Aferから地所と共に遺贈された奴隷であった<sup>(57)</sup>。これに対して奴隷と並んでfiglinaeを構成した自由人は、M. Allius Clemens (989), C. Autronius Sotada (991), Cn. Domitius Secundus (996), T. Greius Ianuarius (117=f. *Caninianae*)の4名であった。Cn. Domitius Secundusは奴隷としてその名を残していないが、プラエノーメンとノーメンの両者からしてドミティウス家の元奴隷（もしかすればDomitius Afer乃至ドミティウス兄弟の農耕奴隷か?）であったことは確かであり、他の3名はドミティウス家オイコスから生み出された自由人ではなかった。

今一つの問題はこれら構成員が帰属したfiglinaeの名称である。確実に共同所有下にあったことが知られるのは、《AMOENI・D D・LVCANI ET TVLLI//EX FIGLINIS CAN//INIAN》(116), 《T・GREI IANVARI EX FIGL CANIN//DVORV・DOMITI》(117a)に見える*f. Caninian (ae)*だけである。この他併し、《AGATHOBVLI DOMITI TVL D L//APRILIS》<sup>(58)</sup> (258a)によって、弟Cn. Domitius Tullusの単独所有下に*D(e) L(icinianis)=praedia Liciniana*<sup>(59)</sup>が知られる。兄Lucanusの死後(a. 93)、子を持たなかった弟Tullusは兄の娘を養女として相続人に指定(Plin. *loc. cit.*)し、‘consors’の解体によって地所と奴隷をかれの単独所有下に置いたこと<sup>(60)</sup>、及び《ANICETI・DOMITIO》(990)に見える共同所有下の奴隷*Anicetus*がTullusの養女Domitia Lucilla(後述)所有の奴隷として、〈p. Liciniana〉に現れること(265-6)から推して、これもまた共同所有の下に置かれていた可能性が強い。この場合は併し弟の下で初めて設置されたことも考えられるため断定は出来ないが、共同・単独の別を問わず、とに角2 figlinaeがドミティウス兄弟の下に数えられたことに変わりはない。

(13) Domitia Cn. f. Lucilla (Domitia Lucilla maior)

前述の如く叔父Tullusの養女となった彼女は、P. Calvisius Tullus (cos. a. 109)との間にDomitia Lucilla (minor)、即ちマルクス・アウレーリウス帝の母を得たが(Plin. *Ep.* VIII, 18; Scrip. Hist. Aug., *M. Ant.* I, 3)、養父から遺贈された2 figlinaeに次の如き不自由・自由両身分の構成員を擁した。

(a) *F. Caninianae*: L. Munatius Crescens (121=a. 123).

(b) *De Licinianis*: Trophimus Agathobuli<sup>(61)</sup> (263-4), Anicetus (265-6=a. 123), Myrtillus (270-1=a. 123), Cn. Domitius Carpus (267=a. 123), Cn. Domitius Trophimus<sup>(62)</sup> (269=a. 123), [Cn.] Domitius Agathobulus<sup>(63)</sup> (274-6), Q. Oppius Iustus (272=a. 123), Q. Oppius Verecundus (273=a. 123).

この内特に注目すべきは、Cn. Domitius Tullusの奴隷として現れたAgathobulus (1002)が、ここでは、*D(e) L(icinis)*の>[opus] dol(iare)<に《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE

LVCILLAE DOL//D・L・》(263)、即ち、「Domitia Lucilla所有の奴隷Agathobulus所有の奴隷Trophimus」として現れたことである。つまりAgathobulusは、かれの処置下に置かれた奴隷、>servus vicarius<<sup>(64)</sup>を事実上所有した奴隷であった。そのかれが所有した奴隷Trophimusは、今度は《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC//APRONI ET PETINO//COS》(269)によって、「a. 123」には既に自由を獲得した *Cn. Domitius Trophimus*として、>vicarius<時代にかれの事実上の主人Agathobulusが帰属したと同一のDomitia Lucilla所有地所=*d(oliare) d(e) L(icinianis)*に現れた。これからすれば、Agathobulusの*Cn. Domitius Agathobulus*としての身分上昇は当然これより先のことであった。事実また、《CN DOMITI CARPI D L DOM LVC//APRONIAN ET PETINO//COS》(267)によって、「a. 123」に同一地所に現れたドミティウス家の解放奴隷、*Cn. Domitius Carpus*は、《CARPI DOMITI AGATHOBVLI》(1107)に明示される如く、かつては「解放奴隷」Agathobulus所有の奴隷であった。従ってAgathobulusがTrophimusを率いて生産に従事した<n. 263>、解放奴隷として自ら奴隷Carpusを所有した<n. 1107>のみならず、同様に解放奴隷として同一地所で奴隷Roscianusを所有して生産に当たった、コーンズ年欠落の《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI//DOLIALE・DE LICINI》(274)もまた、疑いもなく「a. 123」以前に属した。

以上の作業を踏まえることによって、「a. 123」時点でのDomitia Lucillaの地所、>p. Liciniana<は不自由2・自由4(内2名はドミティウス家の解放奴隷)の計6名を擁していたことが確認された<sup>(65)</sup>。

Domitia Lucillaには併し、「*Primitivi Domitiae Lucilla*”(1015a)、「*Ex pr. Domitiae Lucillae op. do. Fortunati Luc.*”(1018)等々の名称欠落例もまた頻繁であり、管見の及ぶ所ではこの形式下に奴隷11名と解放奴隷2名が算えられた。この内の5奴隷(内1名は併し前掲のTrophimusと同様に「奴隷」Agathobulusの所有奴隷)は、*Cn. Domitius Tullus*の下で生産の跡を残した遺贈奴隷であり<sup>(66)</sup>、さらに2名は実・養父の下でその名を残していないが祖父*Cn. Domitius Afer*に現れ<sup>(67)</sup>、先ず間違いなしに同様の遺贈奴隷であった。これに対して4奴隷<sup>(68)</sup>・2解放奴隷はDomitia Lucillaの下で初めて現れ、恐らく彼女によって新たに導入されたと思われる。名称欠落のためかれらの帰属は完全に不明だが>f. Caniniana<、>p. Liciniana<の何れかに属したことは確かである。

(14) Domitia P. f. Lucilla (Domitia Lucilla minor)

Domitia Lucilla maiorとP. Calvisius Tullusの娘(a. 105生)で、前掲のfiglinae主、M. Annius Verus(no. 2)の同名の子、M. Annius Verusとの間にCatilius Severus、即ち後のアウレーリウス帝(a. 121生)を得(Script. Hist. Aug., *M. Ant.* I, 3)、母Domitia Lucillaの地所を継承した上にさらなる生産拡大を図り、屢々「Verusの妻」*Domitia Lucilla Veri*の表現の下に、ローマ貴族(銘文それ自体に表現された>clarissimus vir<及び>clarissima femina<)の私的所有としては最大規模のfiglinae=praedia所有主として現れた。彼女の所有下にあったことが銘文に拠って確認されたfiglinae名称とその構成員は次の如くである。

(a) *F. Caniniana*: M. Munatius Crescens(127=a. 126), C. Craecius Va( ) (132), Terti-

us (129=a. 127; 1041=a. 123; 1042=a. 133; 1043=a. 134).

(a<sup>1</sup>) *F. Caninianae Portu Licini*<sup>(69)</sup>: Statia Primilla (139-40).

(b) *F. Domitianaes Minores*: P. Aelius Alexander (171-3=a. 138).

(c) *F. Fulvianaes* (223-4).

(d) *P. Liciniana*: [Cn.] Domitius Carpus (277=a. 126), D[am]io et Natalis (278).

(e) *F. Terentianaes*: Saturninus (616=a. 140), Mai(or) (618-9=a. 154), L. S( ) F( ) (617).

(e<sup>1</sup>) *F. Terentianaes Portu Licini*: Statia Primilla (630).

Domitia Lucilla minorにもまた、名称欠落の“*ex pr(aedis) Domitiae P. f. Lucillae*”, “*ex pr. Domitiae Lucillae Veri*”, “*ex fig(linis) Lucillae Veri*”等々によって表示された事例が頻繁であり、管見の及ぶ所では、この形式の下に現れた構成員は奴隷11名と解放奴隷22名の多きに及んだ。この内、母Lucilla maiorの下で生産の跡を残し、疑いもなく地所の遺贈と共に継承されたのは、奴隷6名・解放奴隷2名であった<sup>(70)</sup>。これに対して他の構成員、奴隷5名と解放奴隷20名<sup>(71)</sup>はLucilla minorによって新たに導入されたものであった。従って、《OP・D DORYPHOR DOMIT P F LVCILL//PAET・ET APRO・COS》(1033), 《OP・D・TERTI DOMIT P F LVCIL//PAET・ET APR・COS》(1041)等々を初出例とした「a. 123」以来約30年間<sup>(72)</sup>に亘って、彼女の下では、計7 figlinae・16奴隷・28解放奴隷がその痕跡を残した。

Cn. Domitius AferからDomitia P. f. Lucillaに至るドミティウス家の、約1世紀間に亘る以上の動きは、かくして、前掲の作業結果(1-10)が既に暗示した大規模経営の実状、即ち一般的形態としては、多数の労働力を擁することによって特定瓦窯の拡大化(T・フランクに則して言えば「工場」化)を図るのではなくして、>praedia<の集積的所有によってそれが実現され、正にそのことの故に所有主に「貴族的」存在が語られうることをさらに明確化する結果に終わった。

この確認の上に為さるべき次なる作業は、かかるものとしての>figlinae<それ自体の規模問題である。併し史料事情の然らしめる所として、構成員数の計量化によってのみしか図られえないこの問題の処理は決して容易ではない。第一に、縦んば各所有主の下にその名を残したとしても、名称欠落の故の帰属地所不明者があまりにも多いこと、第二にDomitia Lucilla minorの場合でさえそうであった如く、一特定年毎の各figlinae成員数を把握することが不可能なこと、第三に、Flavia Seia Isauricaの*f. Publilianaes*、Fulvius Plautianusの*f. Domitianaes*の如く、名称は表示しても屢々そこで生産に従事した者が自己の名を残さなかったこと、の故にである。併しそれでもなお、次の二場合にはある程度迄——勿論完全な正確さは期さるべくもなく目安以上を出ることはないが——追跡作業の可能性が残されている。Domitiae Lucillae母娘が同一年、「a. 123」に夫々所有主として現れた、>f. Caninianaes<と>p. Liciniana<の両者がそれである。というのは、Lucilla maiorの下で帰属不明の奴隷・解放奴隷がLucilla minorの下で屢々帰属を銘記し、それとは反対の場合もまた稀ではなかったことの故に、疑いもなく母娘間で所有交代がなされた「a. 123」時点で、

構成員の数量把握が出来るからである。

(1) *P. Liciniana*

Domitia Lucilla maiorの同地所で、「a. 123」にその存在が確認されたのは、前述の如く奴隷2名(Anicetus, Myrtilus)・ドミティウス家の解放奴隷2名(Cn. Domitius Carpus, Cn. Domitius Trophimus)・オッピウスのそれ2名(Q. Oppius Iustus, Q. Oppius Verecundus)の計6名であった。

所がこの内、同時点でLucilla minorに知られるのは、《DOMITI CARPI EX PR・DOMIT・LVCIL//DOL DE LIC・VERO・III//COS》(277)によって「a. 126」に足跡を残した[Cn.] *Domitius Carpus*だけであった。併し《P・IVVE・II・EX F・DOMI P F LVCIL・OPV//DOL・Q・OP・IVSTI》(1046)として、「a. 129」(*P. Iuventio iterum consule*)にLucilla minorの名称欠落figlinaeに現れた*Q. Op(pius) Iustus*は、《Q OPP・I[VST]・OP DOL DE LIC DOM L//PET[INO] ET・APRONIAN//COS》(272=RB. 33)の*Q. Opp(ius) I[ustus]*と同一人であり、紛れもなくこの人物は「a. 123」時点でLucilla minor所有の>De Licinianis<に属した。同様にLucilla maiorの同地所労働力を構成した2奴隷もまた、名称・コーンスル年欠落乍ら確実にLucilla minorの奴隷として現れた。《ANICETVS DOMITIAE P・F//LVCILLAE》(1026a)及び《MYRTILI・DOMITIAE・P・F LVC//DOLIAR・VERV》(1036)がそれである。これに対してCn. Domitius Trophimus, Q. Oppius Verecundusの両者は、Lucilla maiorの「a. 123」を最後として、Lucilla minorの下で再び現れることはなかった。他方共同で生産に当たった>De Licinianis<所属の2奴隷、D[am]io et Natalisは所有主名を持たないが<sup>(73)</sup>、その一人Natalisが名称欠落乍らLucilla minor所有奴隷として知られる——《DOMITIAE P F LVCILLAE//NATALIS》(1038c)——所からして、この両者もまたLucilla minorの同地所に属したことは確かである(但し当該例に対するドレッセルの推定、‘circa a. 123’がもし正鵠を得ているならばそうなのだが、コーンスル年欠落のために「a. 123」に特定するには今一步の躊躇が必要である)。

従ってDomitia Lucilla minorの「a. 123」時点での>De Licinianis<は、確実に奴隷2・解放奴隷2の計4名を以て構成され、もしこれに躊躇さるべき2奴隷が現実にそうであったとすれば最大可能場合で計六名、それ故、規模に於てはDomitia Lucilla maiorと同数であったことになる。

(2) *F. Caniniana*

前者とは対蹠的に、銘文によって知られる構成員の数は極めて少ない。《OP・D・L・MVNAT CRESC・EX・PR・DOM L//PROPINQVO ET・AMB・COS》(127)に見える*Dom. L.*には、その日付、「a. 126」からして躊躇なしにDomitia Lucilla minorが割り当てられるが、*L. Munat(ius) Cresc(ens)*は帰属不明である。併し、《C・L・M・C・O D・DE・K D L//PAETIN ET APRONIAN//COS》(121=a. 123)に、“C( ) *L. M(unati) C(rescentis) o(pus) d(oliare) de K(aninianis) D(omitiae) L(ucillae)*”が読まれる(ドレッセルのディヴェロップに従って)とすれば、この人物は「a. 123」時点でLucilla minorの>f. Caniniana<に属したことになる。さらに、「a. 127」にLucilla minorの>f. Caniniana<で生産に従事し、「a. 135」迄同Lucilla

minor所有の奴隷として手懸りを残したTertius<sup>(74)</sup>は、帰属不明乍らも「a. 123」にLucilla minorの奴隷として現れるTertius<sup>(75)</sup>と同一人であった。この両者がLucilla minorの下での生産開始年に知られえた全てである。

併しこれらの数字を以て直ちに、>p.Liciniana<・>f.Caniniana<両者を構成した労働力数の現実を見ることは極めて危険であり、況んや前者に比して後者が小規模であった、との即断は許されない。というのは、Domitiae Lucillae母娘の間で所有交代がなされ、両者の所有下に置かれていたのがこの2 figlinaeのみであった、その他ならぬ「a. 123」に、この両figlinaeの何方かに属したことは間違いないにも拘らず名称を欠く奴隷・解放奴隷が加えられねばならないからである。

《OP DOL EX PR DOM LVC DIONYS LVC//PAETIN ET APRO COS》(1020=a. 123)、《PAE ET APR C A PONT CLODIAN//D PR DOMIT LVCIL》(1023=a. 123)によって「Domitia Lucilla<sup>(76)</sup>の地所」に現れた、*Dionys(ius) Luc(illae)* [servus]と*A. Pont(ius) Clodian(us)*の両者は、同年「a. 123」に、Domitia P. f. Lucillaの名の下に生産の跡を残した<sup>(77)</sup>。同様にLucilla maiorの奴隷であった(時期不明)Faustusもまた、「a. 123」時点でLucilla minor所有の奴隷として留まった<sup>(78)</sup>。さらに《CN DOM ADIEC OPVS D EX P DOM LVC//PAETINO ET APRONI//COS》(1021=a. 123)の*Cn. Dom(itius) Adiec(tus)*も同様であり、《EARINI・DOMITIAE・LVCILLAE・//DOL》(1022)の*Domitia Lucilla*に対するドレスセルの推定=Lucilla maior が承認されとすれば、その下に奴隷として現れたEarinusは、「a. 123」時点で‘Lucilla Veri’の奴隷<sup>(79)</sup>であった。Cn. Domitius TullusとLucilla maiorの下では知られないが、ドミティウス兄弟とLucilla minorに現れる奴隷、Successusもまた疑いもなく同一人であり<sup>(80)</sup>、Domitii Lucanus et Tullus→[Tullus→Lucilla maior]→Lucilla minorの間で継続的に遺贈されたことになる。

従って「a. 123」当時、この6名もまた両figlinaeの何方かに属したことだけは確かであり、もし仮に全員が<f.Caniniana>で生産に従事したとすれば、奴隷5・解放奴隷3の全8名、>p.Liciniana<であったとすれば、奴隷6・解放奴隷6の全12名によって夫々のfiglinaeが構成されていた計算になる。それ故、以上の銘文検討を総じて言えば、なる程生産規模の拡大は一般的特性として貴族的土地所有に伴われたとは雖も、それを構成する各単一figlinaeの人的構成は総じて小規模であった。1、2名程度(精々多くても3、4名)の不自由・自由身分構成員が最も一般的であり、最大規模の‘p.Liciniana’でさえ、それ程大きいものではなく、一特定年の規模としては最大可能場合でさえ10名程度にすぎず、仮に超えたとしてもそれを大幅に出ることはなかった。事実、最近漸くその全貌が明らかにされたカムパーニア北部のサン・ロッコ(San Rocco)=ウィラ(農場主館*domus*遺構の規模としては中型)は、後に改めて言及するであろう如く、疑いもなく市場を前提として專業化されたタイル・煉瓦生産のfiglinaeをウィラ・ルスティカ内に取り込んでいたが、比較的規模の大きい焼成窯2基と恐らく乾燥用と思しき小窯1基の計3基から成っていた<sup>(81)</sup>。もしそうだとすれば、補助労働力なしの稼働は考えられないが、それは次節の問題である。

## 註

(1) ローマでの焼成煉瓦 *later coctus* の使用開始時期に関しては、近衛兵駐屯のカストロ・プレトリオ (Castro Pretorio: Castra Praetoria) 外壁 (ティベリウス初期) が本格的使用の最早期に属し、三角煉瓦は <Via dei Vigiles> に残る浴場遺構が最古例を提供することから、アウグストゥス晩年に「試験的」に使用が開始され、ティベリウス以降漸次的に、併し爆発的にはネロ期を契機として普及した、とするのが通説である。なお三角煉瓦に関して、「クラウディウス期」を開始期としたローン/フランク説に対して、メッグズはオスティアの調査を踏まえて、「カリグラークラウディウス期」に修正し、それ以前のローマでの使用は極めて稀であった (very uncommon in Rome before Gaius)、としたことを付言しておく。Loane, H. J., *op. cit.* 102; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 208; Briggs, M. S., *op. cit.* 407ff.; Meiggs, R., *op. cit.* 67.

これに対して北イタリアでは、前掲の <Pansiana> を初めとして既に前 1 世紀に生産の跡を残し (コーンスル年は ILLRP. II<sup>2</sup>, n. 1151ff. 参照)、ローマより約 1 世紀早く生産開始を設定するのが一般的だが (Chilver, G. E. F., *op. cit.* 173ff.)、最近では V. リギーニ (Righini) がイタリア北・中部諸都市とローマに残る建造物遺構の比較検証から、後者での >later coctus<, >mattoni cotti< の一般使用はティベリウス期 (generalizzarsi poi durante il regno di Tiberio) であったのに対して、前者では約 1 世紀早く使用が開始 (si comincia ad usare... circa un secolo prima) された、として従前の通説を新事実によって追認した。Righini, V., *Lineamenti di storia economica della Gallia Cisalpina: la prouttività fittile in età repubblicana*, Coll. Latomus 114 (Bruxelles 1979), 44ff. なおこの事実確認は、(1) いち早く北イタリアで焼成煉瓦が一般化した理由は何か、(2) 生産技術の起源は何処にあったか、なる従前の諸学説が看過した 2 問題検討の前提をなすものであり、同女史は北イタリアで一般化した焼成煉瓦の「起源」(l'origine prima del mattone cotto diffuso nella Cisalpina) を「エトルーリア地方」に特定し、それが北に向かったのは (diffusione verso Nord) は、この地が石材資源に乏しい反面良質粘土に恵まれ、かつキスアルピーナ特有の「高湿度気候」(un clima fortemente umido) に因るものであった、という大胆な仮説を提示した。「起源」問題を中心にしたリギーニ説に対する批判は、Rickman, G., *JRS.* LXIII (1973), 284 参照。

(2) Chilver, G. E. F., *op. cit.* 173ff.

(3) Frank, T., *Econ. Surv.* V, 209: "from inscriptions at Siscia, 200 bricks a day was an average for each worker".

(4) *Ibid.* 208f.

(5) Gummerus, H., *Industrie u. Handel cit.* 1485.

(6) Barrow, R. H., *op. cit.* 115; Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 113; Loane, H. J., *op. cit.* 102; Meiggs, R., *op. cit.* 67; Treggiari, S., *Roman Freedmen*

- during the Late Republic(Oxford 1969), 91;Marquardt, J., *Das Privatleben der Römer* II (Leipzig 1882), 645.
- (7) Righini, V., *op. cit.* 43f.
- (8) Gummerus, H., *a. a. O.* 1485.
- (9) *Ibid.*: ‘das Großkapital hat sich einen guten Teil der Ziegelfabrikation bemächtigt’.
- (10) *Ibid.* 1486.
- (11) ILS. 847=C. V. 4910; Dessau, H., *Comm. ad n.* 8648 (ILS.).
- (12) Frank, T., *Econ. Surv.* V, 208f.
- (13) Righini, V., *op. cit.* 43.
- (14) C. III, 1654. 2275. 2313, 1-7. 2328, 178. C. V, 8110, 1-28. C. IX, 6078, 22-28. C. XI, 6685, 1-17. ILS. 8648, a-b. これら諸例の他、“*C. Caesar Pans.*”, “*Ti. Cl. Caes. Pans.*”等々皇帝関与例もまた頻繁であるが、後に改めて言及する（第一部第二章）。
- (15) C. III, 10183, 42. 50. C. V, 8110, 77-8. 116. 152. C. IX, 6078, 80-1. 130. 170. この他ダルマティア発見のアムフォラ銘は、C. V, 8112, 32に収録。
- (16) C. III, 10183, 54.
- (17) Patsch, C., *Dalmatien* cit. Heft VI, 122. 但しこの解釈は、Cagnat, R., *Cours d'épigraphie latine* (Paris 1885), 382に依拠したものである。
- (18) Chilver, G. E. F., *op. cit.* 177.
- (19) 第一部第二節参照。
- (20) <F. Epidiana>にはこの他、*L. Epidius Theodorus* (C. III, 15113), *Valeria Magna* (C. III, 3214, 15. C. V, 8110, 152)が知られるが、この両者もまた定かでない。
- (21) この人物は、「a. 64」にM. Licinius Crassusと共にコーンスル(*cos. ordinarius*)に選ばれたC. Laecanius C. f. Vel. Bassusと同一人であった。C. VI, 21010; Plin. *N. H.* XXVI, 5; Tacit. *Ann.* XV, 33. Cf., RE. XII, 396f., *Laecanius* Nr. 4 (Miltner); Chilver, G. E. F., *op. cit.* 175. <Gens Laecania>のヒストリアに於ける多数存在は、墓碑銘によって証言される。C. V, 3. 14. 17. 74. 81. 138. 154. 181-191. 225. 8142. 8149 et alii. さらにテルゲステ(Tergeste: Trieste)の近くで発見された街道修復記念碑(ILS. 5889=C. V, 698)によって、C. Laecanius Bassusは街道が入れられた地所(‘*postea translata a Rundictibus in fines C. Laecani Bassi*’)を所有していたことが知られる。
- (22) 註(21)参照。
- (23) RE. XXI, 1239, *PoIa* (E. Polaschek); Gummerus, H., *a. a. O.* 1486; Rostovtzeff, M., *op. cit.* 534.
- (24) C. V, 8112, 52-3; Suppl. 1077, 88ff. C. III, 6007, 5; 12010, 1; 14371, 4. C. XV, 3477. Cf., Chilver, G. E. F., *op. cit.* 175; Alföldy, G., *Noricum: History of the Provinces of the Roman Empire* (London/Boston 1974), 112; 306, n. 73.

- (25) Chilver, G. E. F., *loc. cit.* これに対して、Callender, M. H., *op. cit.* no. 365は“*CLYMEN [servus]*”, “*HERME(s) [servus]*”として「奴隷」を補填した。
- (26) Gummerus, H., *a. a. O.* 1486.
- (27) Figlinaeの命名法に関しては、後に章を改めて言及する。
- (28) この人物には恐らくダキアのアプulum (Apulum:Alba Iulia)に残るユピテル奉献碑に >legatus Augusti< として現われる *Q. Aburnius Caedicianus* (C. III, 1089=ILS. 3010) と同一人が当てられる。但しそのかれが、(a) >legatus legio XIII Geminae<であったのか、(b)ダキアの >legatus Augusti pro praetore<であったのか、学説が別れている。即ち(a)説を採る RE. I, 127, *Aburnius* Nr. 1 (P. von Rohden); PIR<sup>2</sup>, A. 21 と (b)説を採る Stein, A., *Die Reichsbeamten von Dazien* (Budapest 1944), 20f. がそれであり、P. セテーレはこれを受けて、当該銘文からでは何れとも確定出来ない、とした。ここでは併し、差当り次の二点を確認されるだけでよい。当該人物が残した銘文では、生産が「a. 123」(604-7)から「a. 140」(Bloch, S. 184)の間に属したことが第一であり、第二はこの人物が恐らく C. Aburnius Valens (cos. a. 109)に連なる一人(シュタイン説は当該銘にこのコーンスルの子を推定する)であったと考えられることである。Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire*, Diss. Fennicae (Helsinki 1977) 43-5.
- (29) 「a. 123-135」のコーンスル年からして、間違いなしにアウレーリウス帝の祖父、M. Annius Verusであった。かれは、Rupilia Faustinaとの間に得た同名の子M. Annius Verusが死去した後、Domitia P. f. Lucillaとの間に得ていた孫、後のアウレーリウス帝 (M. Aurelius Antoninus) を引き取って養育した、と伝えられる。Script. Hist. Aug., *M. Ant.* I, 7. I, 10. Cf., PIR<sup>2</sup>. A 694-5; RE. I, 2279, *Annius* Nr. 93 (v. Rohden); Syme, R., *Tacitus* II (Oxford 1963), App. No. 86, 791f.
- (30) Frank, T., *Econ. Surv.* V, 209によると、Annius Verus所有下のこの地所は「種々の窯」から成り(後に明らかにされる如くここ迄は筆者も同見解であるが)、「約50名の労働者」を擁していた、としてシスキア碑文の数字を基にして「年間生産量100万個以上」を推定した。併し当該figlinaeに知られる構成員は唯一人でしかなく、何処からこの数字を得たかの典拠も示しておらず、筆者は理解に苦しむ。
- (31) M. Annius Verus (799), M. Fab (*ius*) Licymnus (800-1), D. Veturius Cardo (802-4), L. Vibull (*ius*) Successus (805).
- (32) 《ZOSIMVS · ANNI · VERI // PAETINO ET · APR // COS》(806a), 《EX · PR · M · A · V · OFFIC ANNI ZOS FIG // CERM · PONT · ET ACIL // COS》(245)の両者によって、「a. 123」にAnnius Verusの奴隷であったZosimusが、「a. 135」迄の間に自由を獲得し、解放奴隷としてパトローヌスの地所に留まったことが判明する。
- (33) Dressel, H., comm. ad n. 799: ‘questo Ermete sarà probabilmente stato liberto di M. Annio Vero’ MARINI comm. ad n. 319.
- (34) 所有地所数からして一般女性でなかったことだけは確かだが、その名が残るのは当



- 該銘文諸例のみで、他史料に全く現れないために特定不能である。ドレッセルはM. Flavius Aperとの縁戚関係を推測し（註(37)参照）、セテーレもまたそれを踏襲(the most certain kinsman is Flavius Aper)した上に「仮説」としてM. Herennius Pollio, Gnaea Seia Herenniaとの関係(connection)を推測する。一方シュタインは「富裕かつ明らかに貴顕」の女性(eine sehr reiche und offenbar auch vornehme Dame)とだけする。Setälä, P., *op. cit.* 119-121; RE. VI, 2737f., *Flavius* Nr. 245(A. Stein).
- (35) RB. 301のディヴェロッパは、*Pass(eris?)*.
- (36) Myrinus(1420=a. 124), Cosmus(1422), Iulius Fortunatus(1423), L. Maelius Vindix(1424), L. Rustius Lygdamus(1418=a. 123), P. Servilius Firmus(1425).
- (37) Dressel, H., prooem. ad *fig. Arestianas*(p. 15)は、3 figlinaeの所有権移動から前掲所有主Flavia Seia IsauricaにM. Flavius Aperの「近親者」を推定し(cum Flavio Apro affinitate coniuncta videtur fuisse)、Id., prooem. ad *fig. Fabianas*(p. 66)ではさらに、Seia Isauricaの製造年が「a. 123-141」に属することから、当該銘のFlavius Aperは「cos. II a. 176」でなくして、「cos. a. 130」のM. Flavius Aperと同一人であったと思われる(videtur esse is qui consul fuit a. 130)、とした。他方RE. VI, 2532, *Flavius* Nr. 36(E. Groag), PIR<sup>2</sup>. F 208(Id.)は、Flavius Aperの製造年が「a. 151-157」である所から「cos. a. 130」は時間的に無理であり、恐らくその同名の子、「cos. II a. 176」が見られるべきだとした。これに対してステインビーはコーンスル年の銘文検討に拠って、「cos. a. 130」説を復活させたが、セテーレは何方とも決めかねた。この両者の何方を特定すべきか、確定手段に欠けるため作業の進めようもないが、縦んば何方であったにせよ、少なくとも「貴顕」に属する人物であったことだけは確かであろう。Steinby, M., *La cronologia delle figlinae doliari urbane dalla fine dell'età repubblicana fino all'inizio del III sec.*, Estratto dal Bull. della Comm. Arch. Comunale di Roma, Vol. LXXXIV(Roma 1974), 77, n. 3; Setälä, P., *op. cit.* 114.
- (38) この表現の現実的意味については後に言及する（第一部第一章第二節）。
- (39) Larcius(1146), Calpetanus Crescens(1144=a. 151), Iulius Callistus(1145), Tontius Felix(1147), Vellius Theseus(1148), Vibia Procla(1147). 但しこの内の2人、Tontius FelixとVibia Proclaは同一製品の生産に関与した。《EX PR FLAVI APRI • OP DOL • A TONTIO//FELIC ET VIBIA PROCLA》(1147).
- (40) ローマ発見の青銅板碑文、《Imp. Severo et Antonino Augg. /... C. Fulvio Plautiano pr. pr. /c. v. II P. Septimio Geta II cos.》(C. VI, 220=ILS. 2163)を引合いに出す迄もなく、セウエールス期に近衛長官 *pr(aefectus) pr(aetorio)* に就任しコーンスル(cos. II. a. 203)に選ばれた「最貴顕者」*c(larissimus) v(ir)*であったC. Fulvius Plautianus( *Script. Hist. Aug.*, *Sev.* VI, 10. XIV, 5; 7-9. XV, 4; id. *Geta*, IV, 4; id. *Carac.* I, 7) と紛れもなく同一人であった。この表現、<c. v. >を持つ銘文に明白である。《OP DOL EX PR C FVL PLAVT PR PR//C V COS II FIG BVCCONIA》(47=a. 203). Vgl., RE. VII, 270-8, *Fulvius* Nr. 101(A.

Stein).

- (41) この三figlinae(b-b<sup>2</sup>)の名称関係については、後に大土地所有の構成に関する箇所  
で言及する。
- (42) Felicissimus(185), Fulvius Primitivus(184), Appius Benerius(Bloch, S. 311).
- (43) この女性は、銘文以外に何も知られない(RE.には未収録であり、セテーレも所有主リ  
ストに挙げただけである)。因みに銘文書体からするDressel, H., comm. ad n. 397の時期推  
定は「トラヤーヌス乃至ハドリアーヌス期」。
- (44) 当該銘《PRISCI GAVIAE AMYLAE//AB NEPT》(355)の校訂者、マリーニが2行目に「人名」  
(生産者)を見た(‘ab Nepote’, cioè opus doliare ab Nepote)のに対して、ドレッセル  
は‘[figlinae] ab Nept(uno)’の「名称」を読んだ(comm. ad n. 355)。ここでは類似の  
名称、‘ab Isis’(252)もあり、断定出来ないために一先ず疑問符を付してドレッセル説に  
従っておく
- (45) Dressel, H., comm. ad n. 587はレスボスのミュティレーネ(Mytilene:Mytilini)出身者  
を当て(Loane, H. J., *op. cit.* 105, n. 157が同見解)、さらにC. Iulius Proculus(cos. a. 109)  
の妹乃至娘、然もなければ<f. Tonneianae>の所有主交代の経過を踏まえてL. Iulius Rufus  
(cos. a. 67)の孫が推定されるなど、この女性もまた特定は不可能である。RE. X, *Iulius* Nr.  
418(Groag); PIR<sup>2</sup>. I 497; 523; 695; Setälä, P., *op. cit.* 139.
- (46) H. デッサウは、C. XV, 18-19の再収録(ILS. 8658b=a. 110; 8658c=a. 114)に際して、このコ  
ーンスル年から推してM. Rutilius Lupusにはトラヤーヌス下のエジプト州長官(prae-  
fectus Aegypti, a. 113-117)が当てられる、と註記し、Bloch, S., Index 44も同見解を採っ  
た。併しRE. IA, 1265f., *Rutilius* Nr. 24(A. Stein)は「信頼に足る根拠」なしとしてこれ  
を拒否する。一方ベネウエントウムの『アリメンタ 表』(a. 101)に、申告土地所有主の一  
人として、[ ] *Rutilius Lupus*の名が見え(C. IX, 11455, pag. ii, 1-4)、校訂者モムゼン  
はこの人物をエジプト長官と同一人と見做した。管見の及ぶ所では、同ベネウエントムに  
残る墓碑銘に、友人のために墓誌を献じたM. *Rutilius Lupus*なる人物が見え(ILS. 6500)、  
この両者が同一人乃至縁者であった可能性もある(シュタイン説)。もしそうだとすれば、  
当該銘文の>opus doliare<がサムニウム起源であったとの推測も不可能ではない。併し、  
Lupus所有の三figlinaeの一つは明らかにウムブリア都市ナルニア近郊、他の二つはロー  
マ近郊に所在したものであり、この推測は事実上成立不能である。従って可能性としては  
デッサウ説が有力ではあるが、パンノーニア発見碑銘《Nymphas salutates/M. Rutilius  
Lupus tri. mil. /leg. XXII, q., tri. pl., /leg. Aug. XIII Gem.》(ILS. 3865)にもまた、上ゲル  
マーニアの第22軍団上級士官、クアエストル、トリブヌス・プレビスに就任し、パン  
ノーニア・ダキア駐屯の第13双子軍団長に就いたM. *Rutilius Lupus*が知られ、何れを特  
定するかは不可能である。併しその何れであったにしても、確かなのは南イタリアの<domi  
nobiles>、乃至ローマの<clarissimi viri>に準じる者の中にM. *Rutilius Lupus*なる人物  
がいた、という事実である。Gens *Rutilia*の墓碑銘並びに軍団駐屯については、次の2文

- 献参照。Castrén, P., *Ordo populusque Pompeianus* (Roma 1975), 214; Watson, G. R., *The Roman Soldier* (London 1969), 14f.
- (47) この人物は、トラヤーヌスがビテューニアに派遣（‘legatus’として）したQ. Servilius Pudens (Plin. *Ep.* X, 25)（従って「cos. a. 166」の父）と恐らく同一人であった。RE. Suppl. IX, 1369, *Servilius* Nr. 77a (Thomasson); Eck, W., *Senatoren von Vespasian bis Hadrian: Prosopographische Untersuchungen mit Einschluss der Jahres- und Provinzialfasten der Stathalter*, Vestigia XIII (München 1970), 42.
- (48) Fave (ntinus?) (1431=a. 127), Hedynis (1434=a. 128; 1435=a. 129; 1436=a. 130; 1437=a. 131; 1438=a. 133), Arabus (1440=a. 139), L. A( ) A( ) (1433=a. 128), Cl. Crescens (1430=a. 127), M. Iul. Dida (1429=a. 123), A. Lanius Vin (dix?) (1441), M. M( ) M( ) (1432=a. 127).
- (49) >opus doliare<に残されたフルネームの故に、この人物は紛れもなく、トラキア総督 (a. 111/112-113/114)、コーンスル (a. 115) に就任した T. Statilius Maximus Severus Hadrianus その人であった。RE. IIIA, 2193f., *Statilius* Nr. 24 (Fluß); Degrassi, A., *Fasti cons.* cit. 34; Syme, R., *Governors of Pannonia Inferior*, *Historia* XIV (1965), 342-361, esp. 348; Eck, W., *a. a. O.* 10; 174; 249.
- (50) Eufra (1457-8), T. Cam (idienus?) Narcissus (1451=a. 123), Pontius Verus (1453=a. 134), Servilius Firmus (1456=a. 138), Veratius Modestus (1459), Aufidia Restituta (1455=a. 134).
- (51) Degrassi, A., *Fasti cons.* cit. 11; PIR<sup>2</sup>. D 126.
- (52) RE. V, 1318ff., *Domitius* Nr. 14 (Kappelmacher).
- (53) カムパーニアの一ウィラが略々同じ時期に、疑いもなく恒常的な副次収入源としてルスティカ部分の改築によって >figlinae<を設置したこと（註(81)参照）からしても、このことは十分に考えられうる。
- (54) Plin. *Ep.* VIII, 18. Vgl. RE. V, 1516f., *Domitius* Nr. 65 (Kappelmacher); PIR<sup>2</sup>. D 152; 167. かれらの政治的キャリアに関しては、Eck, W., *a. a. O.* 91f., 108, 115, 119参照。因みにプリーニウス (*loc. cit.*) によると、かれらを養子に迎えた Cn. Domitius Afer は、かれの死の一八年前に遺言を残した (reliquit testamentum ante octo et decem annos) とされる。
- (55) Vgl., Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 85ff.; Kunkel, W., Ein unbeachteten Zeugnis über das römische Consortium, *Ann. de la Faculté de Droit d'Istanbul* No. 4/5 (1954), 56-78, bes. 59.
- (56) Abascantus (988), Amoenus (116=f. *Caniniana*), Anicetus (990), Apollonius et Ismarus (C. X, 8048, 7: *pelvis Pompeiis rep.*), Callistus (992), Cypherus (993), Daedalus (994), Daphnus (995), Falernus (997), Florus (998), Fortunatus (999), Hermes (996), Lygdus (C. X, 8048, 15: *pelvis Pompeiis rep.*), Primigenius (1000), Priscus (2485: *dolium*), Successus (1001), Velox (C. X, 8056, 370: *dolium Pompeiis rep.*).

- (57) <Cn. Domitius Afer>の項参照。
- (58) 属格形所有主名に伴われない奴隷、AprilisはDomitia Lucillaに関わる次の銘文からして、後述の奴隷Trophimusと同様に、奴隷Agathobulusの事実上の処置下にあった奴隷(servus vicarius)であった。《APRILIS AGATHOBVLI//DOMITIAE LVCILLAE》(1008)。
- (59) <D L>(n. 258a)のディヴェロッパ、*D(e) L(icinianis)*は、同奴隷Agathobulusが奴隷Trophimusの所有主、次いで解放奴隷として現れる、《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE LVCILLAE DOL//D・L・》(263), 《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI//DOLIARE・DE LICINI》(274)に依って確実である。
- (60) このことは奴隷に対する所有権移動に明示される。“*Callisti Domitior(um)*”(992) → “*Callistus Cn. Domiti Tulli*”(1004); “*Fortunati Cn. Domitiorum Lucani et Tulli*”(999a) → “*Fortunati Cn. Domiti Tulli*”(1005)。
- (61) 後述の銘文(n. 263)に明らかな如く、Trophimusは奴隷Agathobulusの<vicarius>であり、この場合には従って奴隷二名が数えられねばならない。
- (62) N. 269は直ぐ後に引用される。これによって明白なのは、<vicarius> Trophimusが自由の獲得後、かれの旧所有主Agathobulusが帰属したfiglinaeに留まったことである。
- (63) 身分上昇を実現したCn. Domitius Agathobulusは、次に述べるCarpusを初めとして奴隷の所有主(事実上ではなくして)として現れた——従って自由を得た元奴隷自身の下での奴隷所有関係の再生産——が、これについては次節で言及する。
- (64) 奴隷制構造上極めて重要な問題を提起するだけに、後に改めて論及されねばならないが、差当り次の拙稿を参看されたい。Slave-owning Slaves and Structure of Slavery in the Early Roman Empire, *KODAI: Journal of Ancient History* I(1990), 24-35.
- (65) この内本文中に引用されなかった他の四名の銘文は次の如くである。《ANICETI DOMIT LVCILL//PAETIN ET APRON COS DOL》(266a), 《A・D・L・S・DOL・DE LIC・PAETINO・ET//APRONIANO//COS》(265); 《MYRTILVS DOM・LVCILL・DE LICIN//PAETIN・ET・APRON//COS》(270b); 《Q OPP・IVST OP DOL DE LIC DOM//PETINO ET・APRONIA//COS》(272); 《Q・OPPI VERECVNDI DOL・D L・DOM・LVCILL//APRON・ET PETINO//COS》(273)。因みに<n. 265>一行目に対するドレッセルのディヴェロッパは、“*A(niceti) D(omitiae) L(ucillae) s(ervi) de Lic(inianis)*”であり、J・C・アンダーソンもまたアッシュビー=コレクション所蔵の当該例に関して、最初の<A>に“*A(niceti?)*”として疑問符を付した他はドレッセルを踏襲する(RB. 29)。もし然りとすれば、帰属地所名欠落の<n. 266a>もまた同一地所に属したことになる。
- (66) *Aprilis Agathobuli*(1008), *Dionysius*(1020=a. 123), *Earinus*(1022), *Favor*(1009), *Faustus*(1010), *Felix*(1012), *Fortunatus*(1018-9), *Ianuarus*(1013), *Nichomachus*(1014), *Tertius*(1017); Cn. Domitius Adiectus(1021), A. Pontius Clodianus(1023=a. 123)。この内の五奴隷(イタリック)はCn. Domitius Tullusの下で生産の跡を残し、明らかにfiglinaeと共に遺贈された奴隷であった。

- (67) 《FAVOR//CN・DOMITI・S》(981), 《FELICI・DOM・AFRI》(982b).
- (68) Dionysius, Earinus, Ianuarius, Tertiusの四名がそれである。
- (69) この付加語、〈Portu Licini〉(e<sup>1</sup>も同様)は大土地所有の構造分析に示唆的な問題を内包するが、後の別問題である。
- (70) Anicetus(1026), Dionysius(1029=a. 123;1030=a. 134), Earinus(1047-50), Faustus(1034=a. 123), Successus(1040); A. Pontius Clodianus(1039=a. 123), Q. Oppius Iustus(1046=a. 129).
- (71) Crescens(1028), Dorphorus(1033=a. 123), Helenus(1035), Latinus(1091), Quartio(1063); M. A(*emilius?*) Pro(*culus?*) (1056=a. 136;1057=a. 137), T. Claudius Quinquatralis(1070-71=a. 145;1072=154;1073=a. 134), T. Claudius Secundus(1081-82), A. Cornelius Clodianus(1027), C. Cominius Proculus(1051), Cn. Domitius Anignotus(1024)=*Cn. Domitius Arignotus*(C. X, 8048, 8: *pelvis Pompeis rep.*), Cn. Domitius Asiaticus(1032), Cn. Domitius Primitivus(1085), Felix Car(*icus?*) (1053=a. 135), Q. F(*Iavius?*) Aprilis(1065=a. 142), F(*Iavius?*) Prob(*ianus?*) (1054=a. 135), [ ]ul. Liberalis(1092), Livius Martialis(1080), L. N( ) D( ) (1061=a. 139), Peducaeus Lupulus(1052). Q. Pomp. Euprepes(1045=a. 127), Pomp. Fel(*ix?*) (1058=a. 136;1059=a. 137), Pompeius Ianuarius(1060=a. 138), Ser(*vilius?*) Modestus(1062), Ulpius Anicetianus(1086=a. 154).
- (72) Domitia Lucillaの死亡年は定かでないが管見の及ぶ所、コーンスル年併記銘は、《OPVS DOL EX・PR・LVCIL VERI//SEVERO・ET・SAB//COS》(1090a)の「a. 155」が最後である。ドレッセルの死亡年推定は「a. 155-161」の間(Dressel, H. prooem. ad *lateres gentis Domitiae*, p. 267)。PIR<sup>2</sup>. D 183; Setälä, P., *op. cit.* 108もまたこれを踏襲する。
- (73) D[ ]IO ET NATALIS・D L(278). 文字摩滅部分はドレッセルの推測的な補填に従った。Dressel, H., comm. ad n. 278: 'videtur esse supplendum D[am]io'.
- (74) 《HIB・ET・SISEN COS EX PR DOM//LVCILL・TERT//FEC》(1042=a. 133), 《FIG DOM・LVC・O・D・TERTI・DOM・LVC//SERVIANO III・ET・VARO・COS》(1043=a. 135).
- (75) 《OP・D・TERTI DOMIT P F LVCIL//PAET・ET APR・COS》(1041=a. 123).
- (76) 〈DOMLVC〉, 〈DOMIT LVCIL〉では母娘の何方を指したかが定かでないが、ここでは一応書体からするドレッセルの推定、*Domitia Lucilla* 〈*maior*〉を読んでおく。
- (77) 《OP D DIONYS DOMIT・P・F・LVCIL//PAET・ET APR・COS》(1029), 《EX PRAEDI・D P F L A PONT CLODIAN//PAETIN ET APRONIA//COS》(1039).
- (78) 《FAVSTI DOMITIAE CN F //LVCILLAE》(1010), 《FAVSTVS DOMITIAE・P・F・LVCILL//PAET・ET APRONIA・COS》(1034).
- (79) 《EARINI LVCIL(L) VERI//OPVS DOLIARE》(1050).
- (80) 《SVCCCESSI DOM LVC ET TVL//SER》(1001), 《SVCCCESSI DOM//P・F・LVCILL・SER》(1040).
- (81) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R. (with an Introduction by A. Small), *The San Rocco Villa at Francolise*, Suppl. Publication of the British School at Rome (London/N.

Y. 1985), 66-68.

## 第二節 OFFICINATORESとCONDVCTORES

>figlinae<の構造分析に先ず第一の手懸りを提供するのが、自らの名を‘opus doliare’に残した奴隷である。《FAVSTVS DOMIT·TVLLI//FECIT》(1005), 《FAVSTI DOMITIAE LVCILLAE SER》(1011), 《ANICETVS DOMITIAE P·F//LVCILLAE》(1026), 《OP D EX·PR·SEIAE·ISAVRIC·MYRINVS F》(1420) (イタリックは筆者) 等々の形式で現れる奴隷がそれである。即ち、属格形の奴隷主乃至“*ex figlinis vel praedis huius*”の定式でpraedia=figlinae 所有主名の前または後に、時として“*ser(vus)*”の語を伴って主格乃至属格形で現れる奴隷である<sup>(1)</sup>。

「Domit(ius) Tullusの(奴隷) Faustusが作りり」、「Domitia Lucillaの奴隷Faustusの(*opus doliare*)」、「Domitia P.f.Lucillaの(奴隷) Anicetusが作りり」、「Seia Isauric(a)の地所産op(us) d(*oliare*)、(奴隷) Myrinusが作りり」にあつては、形式の如何を問わず意味内容に於て一様に、「生産者」としての奴隷が表示された。

だとすれば、「作った」(*fecit*)ことの意味内容、つまり、かれら奴隷が所有主と並んで敢えて自己の名を残したことに表出されたであろう、生産への「関わり方」は如何。奴隷銘はさらに、次の如き注目すべき手懸りを提供する。前掲の定型の上に、当該の奴隷が屢々さらなる付加語を伴った場合があつたことが即ちそれであり、管見の及ぶ所では、これには次の四類型に及ぶ限定表現例の抽出が可能である。

(1) 属格形の奴隷名に、>ex officina<, >officina<が付加された場合。

《EX·PR·T·STATIL·MAX·SEV·HAD//BRV·EX OF MYRINI》(41)=*Ex pr(aedis)... Bru-*  
*(tiani) ex of(ficina) Myrini*; 《EX FIGL MACE[D] [H]ADRIANI SEVERI//EX O[FF] SYNTRO》  
(294)=*Ex figl(inis) Mace[d](onianis)... ex o[ff](icina) Syntro(phi)*; 《OPVS EX  
PRAEDIS AVRELI CAES//OFICI·IERONYMI》(715)=*Opus (doliare) ex praedis... of(f)ici(na)*  
*(H)ieronymi*; 《OPVS EX PRAEDIS AVRELI CAES//OFICI MERCURI》(716)=*Opus (doliare)...*  
*of(f)ici(na) Mercuri vel Mercuri(alis)*; 《M·PVBLCI IANVARI//EX OFFI·DOLEARIA //

MAIORIS》(1390)=*Ex offi(cina) doliaria Maioris*, 《EX OF [ ]LI//V[ ]PA》(RB. 360)=*Ex of(ficina) [...]li... (?)* 等々がそれである。

(2) 前者と同一の形式で奴隷が>ex figlinis<を伴う場合。この表現形式そのものは、既に明らかな如くfiglinae=praedia所有主銘の基本型であるが、そうではなくしてこの場合には「地所」所有主名並記の上に奴隷にこの表現が付加された。

《EX PRAE·T·STATIL·MAXIMI OP//VS·DOL·EX FIG·FORT》(299)=*Ex prae(dis)... opus dol(iare) ex fig(linis) Fort(unati)*; 《OP·DOL·EX·P·DOM·LVC·EX//FIG·QVARTIONIS》  
(1063)=*Op(us) dol(iare) ex p(raedis)... ex fig(linis) Quartionis*.

(3) >sub cura<乃至>succura<の語が付加された場合。

《EX PRA[E]D Q·SER PVD SVC HEDYT<sup>(2)</sup> S//PONTIAN·ET PVFINO//COS》(1437=a. 131); 《

EX·PR·Q·SER·PVD SVB·CVR HEDY//SER·HIBERO·ET SISE//COS》(1438=a. 133).

この事例は、管見の及ぶ所では同一の所有主、Q. Ser(vilius) Pud(ens)の「地所」に関

わる同一の奴隷が関与したこの二例、“*suc(cura) Hedyt(is) s(ervi)*”, “*sub cur(a) Hedy(tis) ser(vi)*”のみしか検出されない。併しこの他、>curator<乃至分詞>curans<が読まれねばならない、同一所有主及び恐らく同一の奴隷に関わる次の3事例もまた、その意味する所に於ては同一であった。《TORQ II ET LIBON COS EX PR Q・SE//R PVDENT CVR IIED//YN・S・ER》(1434=a. 128)=*Ex pr(aedis)... [opus doliare] cur(atoris) Hedy(nis)ser(vi) vel cur(atore) Hedy(n)e ser(vo) vel cur(ante) Hedy(n)e ser(vo)*; 《IVVENTIOII・ET・MARCELLO II COS・EX・PR//Q・SER PVD CVR HEDYN》(1435=a. 129); 《Q・FAB・CAT・M・FLA・APR・COS・D・P//Q・SER・PVD・CVR・ED<sup>(3)</sup>》(1436=a. 130).

(4) >curator<と同様に特定業務の執行者たることを表示する語、>actor<を伴って現れる場合。

《EARINI・LVCILLAE・VERI・ACT//DOL》(1049)=*Earini Lucillae Veri act(or)is dol(iare)*.

これらの内(3)は、Q. Servilius Pudens所有の地所で、奴隷Hedynisの「監督下に」、乃至「監督者」<sup>(4)</sup>たるかれによって当該製品が生産されたことを明示した。(4)の>actor<もまた同様であり、奴隷Earinusは所有主Domitia Lucilla minorの下でfiglinaeの運営を委ねられた「代理者」<sup>(5)</sup>であった。従って、>curator<、>actor<としてその機能が銘記された奴隷は、かれら自身もまた直接生産者であったとは言い条、一般労働の奴隷では決してなくして、その監督下に乃至奴隷主に代って労働集団を「指揮」して生産に当たった奴隷であった。而もこの場合最も注目すべきは、>actor<として現れたEarinusが必ずしもかれの関与事例の全てにこの特定機能表現を採ったとは限らず、他の奴隷銘一般と全く同様に属格形のみでもまた現れたことである。

《O FIG D EX PR DOMIT LVCILLAE//EARINI》(1047), 《EARINI LVCILLAE//OPVS DOLIARE》(1050).

次いで(1)・(2)の両者に関して言えば、この表現方法そのものは、前掲の諸例で既に明らか如く、それに続いて規則的に当該figlinaeの「所有主」として属格形人名を伴い、従って所有主銘の最も基本的形式であった。即ち、>ex figlinis< vel >officina huius<= >dominus figlinarum< vel >officinae<の関係であった。しかるに上掲例、とりわけ(2)はその最も一般的な所有主定式、>ex figlinis<を他ならぬ奴隷自身が採ったことになる。一体そこに何が意味されたか。さらなる銘分析が必要とされる。この場合併し、銘文それ自体に一見して明白な次の3事実が予め確認されておかねばならない。第一に、先に確認された如く固有の名称を有したfiglinaeは、夫々が自由・不自由両身分の複数構成員を擁していたこと、第二に、《EX FIGLINIS ARESTIANIS//SEISAE ISAVRICAE》(11), 《EX FIGLINIS CAELIANIS//SEIAE ISAVRICAE》(49)あるいは《EX FIGLINIS LVCILLAES//QVARTIONIS》(1064), 《EX・FIGLINIS・VALERIAE・M・F・//VRBICAE》(1488) (イタリックは筆者) 等々に明らか如く、名称の有無を問わず「一つの瓦窯」そのものが単数形の>figlina<ではなくして、複数形>figlinae<で表示されたことである。《EX PRAEDIS ASTIVIANIS》(14), 《EX PRAEDIS SAEIAE ISAVRICAE O D》(1421) 等々の如く、「一つの地所」もまた同様に複数形の>praedia< *praedium Astivianum*ではなくして*praedia Astiviana*として——で表現された<sup>(6)</sup>。それ故



この表現通りに理解するならば、一つの瓦窯とは、「praedia名称」＝「figlinae名称」の関係に於ける地所のそれに照応する形で、複数の要素によって構成された「一つの複合体」であったことになる。事実、既述のサン・ロッコ＝ウィラでは、ウィラ・ルスティカ(villa rustica)内に建造された窯場は2基の焼成窯によって構成されていた<sup>(7)</sup>。さらにまたイタリア内では事例は確認されていないが、ナルポーネーシスのアスピラン(Aspiran)近く(St-Bézar)で発見された‘opus doliare’生産遺構は、夫々独立的な窯11基が2ヘクタールにわたって散在した<sup>(8)</sup>。

同様に所有関係が表示された場合の>officina<は併し、用語法に於てこれとは対蹠的であった。《EX OFFICINA SENIANA MEM(MIANA?)//P・MEMMI CASSI》(477), 《EX OFFICINA//LV-RI MARTIALIS》(1251)の如く、<officina>は単数形表現を採ったことがそれである<sup>(9)</sup>。さらにこの語は持たないにしても、名称(人名由来)のみの単数形表現、《PANSIANA》(前出)あるいは《PETRONIANA》(391)にもまた、紛れもなく全く同一の関係、*Pansiana [officina vel tegula]*, *Petroniana [officina vel tegula]*が意味された。——看取さるべき第三点である。即ちこの場合には恐らく、‘figlinae’とは対蹠的に、一箇所の「単一生産体」(縦んばそれが複数の窯を擁していたとしても)として、単数の集合的表現が採られたと考えられる。

もし然りとすれば、もはや次のことは自明であろう。即ち、“*ex praedis vel figlinis huius(=domini vel dominae)... ex officina huius(=servi)*”の定型で現れる「奴隷某の‘officina’」とは、疑いもなく>figlinae<を構成する夫々の単一生産体であったことである。その下に自己の名を残した奴隷は従って一般労働の奴隷では決してなくして、彼らを指揮して生産に従事した>officina<の指揮奴隷、つまり、次の解放奴隷銘に直截的表現を持った>officinator<に他ならなかった。そしてまたこの>officina<とは、他ならぬ「窯」それ自体であった。Plotia Isaurica所有の地所、*praedia Caepioniana*に起源せる次の2事例に、奴隷が如上の銘文定式に拠り乍ら<furnax>=<fornax>(窯)の語を伴ったこと——“*ex fur(nace) Peculiar(is)*”, “[*ex*] *for(nace) Peculiaris ser(vi)*”——に明白である。

《EX・PR・PLOT ISAVRICAE CAEPIONIA//EX・FVR・PECVLAR》(63a), 《EX・F CAEPION・PLOTIAE ISAVRICAE//FOR・PECVLARIS・SER》(64a)。

而もこの場合もまた、例えばDomitia Lucillaの奴隷Fortunatusが、一方では>officina<の語を伴った“*Ex of(f)ic(ina) Fort(unati) Domit(iae) Luci(llae)*”(2442: *pelvis Romae rep.*)を残し乍ら、他方では他の奴隷銘一般と同様に属格形の名前だけの“*Ex pr(aedis) Domitiae Lucillae op(us) do(liare) Fortunati Luc(illae) [servi]*”、即ち当該「opus doliareの生産者」としてのみ現れる如く、この表現の有無が必ずしも当該奴隷の生産への関与の仕方の特殊性を限定することはなかった。

残る今一つの問題は、奴隷(属格形)が‘*ex fig(linis)*’を伴った場合である。この事例は少なく、管見の及ぶ所では前掲の二例が挙げられるだけであるが、この両者は何れも所有主が‘*ex figlinis*’ではなくして‘*ex praedis*’の表現を採っており、もし>ex officina<との

関係からこれを文字通りに理解するとすれば、奴隷 *Fort (unatus)* と *Quartio* はかれらの主人 T. Statilius Maximus と Domitia Lucilla が所有する地所に設置された *figlinae* (一箇所のであれ複数箇所にわたる場合であれ) 全体の管理・運営を付託され、それ故要するに *figlinae* 構成の *>officinatores<* 群の上に設置された、農場差配のウィリクスに類似的存在の奴隷であったことになる。だが併しこの推測は、次の 2 事実によって成立不能である。第一は前掲の限定表現を伴った奴隷と全く同様に、この両奴隷もまたそれを欠いて属格形のみ、《EX FIGLINIS LVCILLAES//QVARTIONIS》(1064), 《EX PR・STATIL MAXIMI OPVS MA//CEDON FORTVNAT》(298) で現れることであり、このことは、かれら両者が他の奴隷と同列的存在であったことを暗示する。第二は、T. Statilius Maximus の *<figlinae Macedonianae>* には既述の如く自由・不自由の構成員計 9 名 (「a. 123」には 2 名) が数えられたことであり、従って奴隷 *Fortunatus* はかれらの中の一人でこそあって、かれらを率いて *figlinae* 全体の指揮を執ったとは到底考えられない。Domitia Lucilla の下に於ても事情は完全に同様であり、敢えて詳論の必要はない。

このことからすれば、奴隷の名を後に伴った《EX・FIG》には複数形の '*ex fig(linis)*' ではなくして *>ex officina<* と同義語的な用語法、単数形の '*ex fig(lina)*' が見られるべきであろう。

従って用語の違いに拘らず、*>sub cura<=>curator<*, *>actor<*, *>ex officina<=>officinador<*, *>ex fornace<*, *>ex figlina<* 夫々の間には、本質的と言えるに足る機能上の差異はなかった。否そればかりか、これらの表現を欠いた奴隷との間もまた同様であった。従ってこの限りでは、多くは貴族的存在であった地所所有主と並んで自己の名を残した奴隷一般に、これらの表現こそ伴わなかったものの、*>officinador<* として一様の機能を担った奴隷としての存在を割当てることが出来る。そしてまたこのことは同時に、生産の規模拡大が施設及び労働の組織化＝工場化では決してなくして、専ら *figlinae* の増設 (乃至確証は得られなかったがこのことの延長上に推測可能な、*>fornaces<* の増設による一つの *figlinae* それ自体の拡大化) によってのみ実現された、とする各所有主別の検討から引出された先の帰結をさらに補強することになる。

これに対して、自由身分の構成員は奴隷銘と若干事情が異なった。かれらもまた奴隷と全く同様に、直接的生産者 (*fecit*) たることを表示する *<FEC>*, *<F>* を伴うと否とを問わず、その意味する所に於ては同一の主格乃至属格形の何方か (稀に奪格形) <sup>(10)</sup> で現れる他、同様の付加語を伴った (1~3) のに加えて、奴隷には見られない新たな表現 (4~5) を採ったからである。

(1) *>ex officina<*, *>ex figlina<*

《OP DOL・EX・PR FLAVI APRI OF・CALPE//CRES・CONDIAN ET MAXIMI//COS》<sup>(11)</sup> (1144=a. 151), 《EX PR・M・MACRI・OF・L・M・ASTRAG//SERVIANO・III・COS》<sup>(12)</sup> (1300a=a. 134); 《EX・PRAE・MAGIAE MARCELLAE//FIGVL・ORTENSI・PROCL》<sup>(13)</sup> (1259).

(2) *>officinador<*

《EX PRAE HADRIANI MACEDONI ///<sup>(14)</sup>//OFIC A MEMMIUS CLEM》(291).

Memmiusが主格形で現れることからして、<OFIC>に対する‘[ex] of(f)ic(na)’のディヴェロップは不可能であり、‘of(f)ic(inator) A. Memmius Clem(ens) [fecit]’が躊躇なしに読まれねばならない。

(3) >curator<

管見の及ぶ所では、この表現を直接使用した事例は見当らない。併し、皇帝所有(Caesaris nostri)<sup>(15)</sup>下に置かれた‘opus doliare’生産の>f(ig)linae Ocean(ae)<は、《EX F・OCEAN・OP・DOLIAR・CAES・N QVAS CV//OP・PROCVL・ET・OP IVST》(363)に明らかな如く、それを「管理」する‘quas cu(rant)’2名の自由人(紛れもなく解放奴隷)Op(pius) Procul(us), Op(pius) Iust(us)を擁していた。他ならぬ>curator<としてであった。而もこの内の一人、Oppius Proculusは地所名不明だが<sup>(16)</sup>、同様に皇帝所有の地所で《EX・OFIC・OP・DOL・EX・PR・CAES・N//Q・OPPI・PROCVLI》(364)=Ex of(f)ic(ina) op(us) dol(iare) expr(aedis) Caes(aris) n(ostri) Q. Oppi Proculiとして>ex officina<を伴って現れたQ. Oppius Proculusと間違いなしに同一人であり、奴隷の>sub cura<と全く同様に、かれの機能は>officinator<としてであった。だが併し機能としては同一であったとしても、解放奴隷の場合はその実状が多少異なった。というのは、‘quas curant’として関係代名詞が複数形(対格)で表示されているからであり、このことからして、かれら2解放奴隷は‘figlinae Oceanae’を構成する単一のofficinaをではなくして、figlinae全体の管理を委ねられた存在であったことが判明する。この点ではQ. Pomponius Musa所有の地所(名称欠落)に現れた解放女奴隷、Iulia Menileも同様であった。銘文全体が裏返し文字の《EX P Q PONPONI MVS SES//IVLIAES MENIL ES//FICLINIS FECIT MO//FA》(1375)では複数形の‘[ex] ficlinis’が使用されており、Iulia Menileもまたfiglinae全体の>officinatrix<であり、その下で生産に従事した(fecit)のは、Mo( ) Fa( )なる人物であった。

この両場合を除けば、解放奴隷の>officinator<としての機能の実態は奴隷と同様であり、従ってこの限りでは、自由と不自由の両労働力は同一平面上の存在であった、とせねばならない。

だが併し解放奴隷は次の2表現例に於て、奴隷のそれとは異なった。

(4) >conductio<, >conductor<

《DE FIG PEDANIES QVINTILLAE CONDV//C LABERIVS ZOSIMV》(643), 《EX・FIGLINI CAESARI CON MARCIO//FYRMI SVBORTANI》(545a), 《EX FIGLINI CAESARIS CON MARCI//FYRMI SVBORTANI》(id. b), 《EX・P TITIAE・QVARTILLAE・COND DOM//ISION・PAET ET APR COS》(1477=a. 123).

Pedania Quintilla<sup>(17)</sup>の所有に関わる名称不明地所例(643)には、躊躇なしに主格形の‘condu(ctor) C. Laberius Zosimu(s)’が読まれ、皇帝所有の‘figlinae Subortanae’<sup>(18)</sup>(545)及びTitia Quartilla<sup>(19)</sup>所有地所例(1477)にもまた、‘con(ductore) Marcio Fyrmi(o)’乃至‘con(ductione) Marci Fyrmi’<sup>(20)</sup>, ‘cond(uctione Dom(iti) Ision(is)’が読まれうる。これらの自由人はそのコグノミナから推して間違いなしに不自由身分の出自であり、かれら

は単なる労働力としてではなくして「請負者」として生産に参加した。

(5) >negotiator<, >negotiatio<

《EX PRAED HORT · PAVLINI DE FIGV · //PROPET · NEG · AVR · ANTONIA · 》(415), 《EX PRAE HORTES PAVLIN C V FIG EGANT CLEM//NEG VALERIO CATVLLO》(416), 《EX PRAEDIO HORTESI PAVLI//NI NEG METILI PROCL》(417).

併しこれらに見える>negotiator<の機能は、>conductor<に比して必ずしも明確ではない。その存在にいち早く言及したH. グムメルスは、瓦窯の運営に直営・請負の両形態を指摘し、後者に関しては「時として‘negotiator’ と称される請負者 (conductor)」（‘werden die figlinae einem conductor, der bisweilen negotiator genannt wird, verpachtet’）の適応を理解した<sup>(21)</sup>。それ故かれの解釈では、両者は用語が異なるだけの同一存在であった。これに対してG. コッツオは両者を区別し、>conductor<が生産の「請負者」であったのに対して>negotiator<は専ら「商人」として流通のみに関与した、として文字通りの解釈によってグムメルス説を拒否した<sup>(22)</sup>。この解釈は併し、H. J. ローンの反論を呼び、生産と販売両者の明確な分業化は「極度の工業発展の指標」であり、古代経済への持込みは法諸史料の証言とローマ工業の現実全体に反する、としてグムメルス説の正当性（‘Gummerus is certainly correct’）が承認された<sup>(23)</sup>。

>negotiator<が現れるのは、自ら「貴顕」*c(larissimus) v(ir)*たることを表示した、[H. Cassius] Hortensius Paulinus所有地所に関わる上掲3例<sup>(24)</sup>の他、管見の及ぶ所では、Aemilia Severa<sup>(25)</sup>所有の>figlinae Publilianae<と‘*c(larissima) f(emina)*’を銘記した Passenia Petronia<sup>(26)</sup>所有地所（名称不明）に関わる2事例<sup>(27)</sup>だけであり、これに地所所有主を欠いた>negotiator<だけの単独銘、《OPVS DOLIARE · NEGOTIAN//TE AVR FELICISSIMI》(879)が辛うじて挙げられる程度である。

これらの内、われわれに推測の鍵を提供するのは、‘*neg(otiatore) Valerio Catullo*’に‘*[ex] fig(linis) Egnat(i) Clem(entis)*’が並記されたn. 416であり、同様にHortensius Paulinusの下で>negotiator<として機能したMetilius Proculus(417)もまた同一地所の別事例（所有主名欠落）、《NEGOT METILIO PROCVLO FIGVL · ZOS AN//EX FIG PROPETIANIS》(418)では、>negotiator<としての定在と並んで‘*figul(o) Zos(imo) An( )*’を伴ったことである。この両事例は、Hortensius Paulinusの地所では「陶工」として生産を指揮した>offinator<と>negotiator<の両者が確実に機能的に異なり、かつ夫々が異なった解放奴隷によって担われたことを明示する。この関係は併し>conductor<に於ても同様であり、《DE F CAES N PAG STEL DE CON CETHES//EX OFIC TROPHIMATIS》(390)=*De f(iglinis) Caes(aris) n(ostri) pag(i) Stel(latinis)*<sup>(28)</sup> *de con(ductione) Ce() The(s)*<sup>(29)</sup>//*ex of(f)ic(ina) Trophimatis*では、conductorが不自由身分の>offinator<を伴った。さらに示唆的なのは《OFICINA AVR · FEL//ICISSIM》(890)である。ここに見える*Aur. Felicissim(us)*（このコグノーメンからして疑いもなく不自由身分の出であった）は、地所所有主名を欠いて>negotiator<として現れた前出の*Aur. Felicissimus*(879)と恐らく同一人であり、もし然

りとすれば、同一人が一方では>negotiator<として機能し乍ら、他方では‘ex officina’を伴って現れ、「所有者」としてであれ>officinator<としてであれ（前述の如く所有者の可能性もあるためにこの銘文では>officinator<としての定在は特定出来ない）とに角直接的な生産関与者であったことになる。而もこれらの場合決定的に重要なのは、第一に>conductor<・>officinator<と同様に、>negotiator<・>officinator<両者が夫々機能を異にする存在として同一銘文中に明示されたのに対して、管見の及ぶ限り、同様の方法で>negotiator<・>conductor<の両者が区別された存在として表示された銘文例は検出されないことであり、第二に、これらの全てがグラフィティではなくして生産段階（焼成以前の）のみしか入れられえないインプレッシーであったことである。

従ってこれらの諸事情からして、この場合の>negotiator<は、語義通りに解釈すれば「商人」であったとは雖も、*negotiator aerarius et ferrarius*（銅・鉄商）、*negotiator frumentarius*（穀物商）、*negotiator lanarius*（羊毛商）、*negotiator penoris et vinorum*（食料・葡萄酒商）<sup>(30)</sup>等々とは異なって、その下に>officinatores<を置いて生産に迄直接的に関与した存在であり、そのことの故にかれらの名が残されたことだけは確かである。果たしてそうであったか否かを確証する手段に欠け、かつまたnegotiatoresが、自ら‘clarissimus vir’, ‘clarissima femina’たることを表示せる土地所有貴族との間に「locatio-conductio」関係を有したかも完全に不明だが、恐らくかれらは>conductor<に類似的な機能を果たしたと考えられ、この限りではグムルス＝ローン説（但し「同義語」と見做すことは首肯出来ないが）に事実上の承認が与えられてよい<sup>(31)</sup>。

不自由・自由両身分の構成員に関する以上の作業は、それ故、次の帰結をわれわれに齎すことになった。即ち、運営形態としては(1)直営、(2)請負の両者が採られたが、前者が支配的であり、その下では>officinator<、つまり>praepositus<的存在とは言い条自らもまた他ならぬ労働力として機能した限りに於て不自由・自由両身分は併存し、請負が採られた場合もまたその下に不自由乃至自由身分の>officinator<を擁したこと、である。

もし然りとすれば、officinatoresの下で生産に従事したであろう労働諸力の実態、即ち、figlinaeを構成する>officina<の「規模」と「構造」は如何。——これがわれわれの第二の問題である。

officinatoresがその定在の本質それ自体からしてのみならず、原料調達から焼成に至る労働手順が前提された限りに於て、補助的労働諸力 —— 一般的労働の奴隷 —— を伴うことなしに存立しえた、とは到底考えられないにも拘らず、直接その名を残すことのなかったかれらの実態把握は史料的に略々絶望的である。併しそれでもなお、接近手段が全く残されていないわけではない。

第一のそれは、ドミティウス家所有の地所を構成した奴隷群の一人、Agathobulusに見出される。既述の如くCn. Domitius Tullus及びその地所を継承したDomitia Lucilla maiorの下で、最初は奴隷として現れ、次いで自由の獲得後も同様に旧主人の地所に留まったかれは、次の奴隷銘を残した。

《AGATHOBVLI DOMIT TVLL D・L・DOL//APRI・LIS》(258), 《AGATHOBVL・DOMITI TVLLI//APRILIS》(259); 《TROPHIMI・AGATHOBVLI//DOMITI TVLLI》(1003a).

《APRILIS AGATHOBVLI//DOMITIAE LVCILLAE》(1008); 《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE DOL//D・L・》(263), 《TROPHIMI AGATHOBVLI//DOMITIAE LVCIL》(264).

ここから看取さるべきは次の3点である。

(1) Cn. Domitius Tullus, Domitia Lucilla maiorの2世代にわたって奴隷>officinator<として所有され続けたAgathobulusは、<D・L・> (258, 263)=*D(e) L(icinianis)*に所属した(従って地所の遺贈に際して疑いもなく「figlinae施設」*instrumentum figlinarum*として遺贈された奴隷)。

(2) Cn. Domitius Tullus所有下の<praedia Liciniana>には、既述の如くAgathobulusの他に2奴隷、Domitia Lucillaの下では「a. 123」に2奴隷・4解放奴隷が知られ<sup>(32)</sup>、Agathobulusは同地所を構成する>officinatores<の一人であった。Domitius Tullus所有の奴隷>officinator<としてのかれの定在は、上掲例に加えて、他の2奴隷<sup>(33)</sup>と全く同一の現れ方をする《AGATHOBVLI//DOMITI・TVLLI》(1002)に明示される。

(3) Aprilis, Trophimusの両者は、「*Aprilis Agathobuli*», “*Trophimi Agathobuli*”の表現形式それ自体からして、かつまたAgathobulusの解放に際しての両奴隷に対する処理の仕方(後述)からしてもまた、紛れもなくCn. Domitius Tullus次いでDomitia Lucilla所有の奴隷、Agathobulusの処置下に置かれた奴隷、即ち「特有財産」*peculium*の一形態として奴隷Agathobulusに「事実上の所有」が留保された奴隷、>servi vicarii<<sup>(34)</sup>であった。事実、この両奴隷間の関係が「servus ordinarius-servus vicarius」関係であり、而も、当該事例が大土地所有のこの生産部分に於て特殊的でなかったことは、直接>vicarius<の語をもつ《SABINVS・NEREI//C・CAES・VICARIVS・F》(1404)=*Sabinus Nerei C. Caes(aris) vicarius f(ecit)*に明らかである。

次いで奴隷Agathobulusは、「a. 123」以前に——というのは、かれのvicariusであったTrophimusが同年には奴隷所有の解放奴隷として現れるからである(後述)——自由身分を獲得し、今度はCn. Domitius Agathobulusとして現れるが、そのかれには次の4種類の銘文が残された。

《APRILIS・CN DOMITI//AGATHOBVLI//DOL》(1106a), 《APRILIS・CN・DOMITI AGATHOBVLI》(1106b), 《APRILIS CN DOMITI AGATHOBVLI》(2417: *dolium rep. ad ripam Tiberis*).

《CARPI DOMITI AGATHOBVLI》(1107).

《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI//DOLIARE・DE LICINI》(274) 《ROSCIANI CN DOMITI//AGATHOBVLI》(275), 《ROSCIANI DOMIT AGATHOB》(276).

《TROPHIMI・CN DOMITI//AGATHOBVLI》(1108).

ここから明らかなのは、Agathobulusが身分上昇を果たした後も奴隷時と同一機能の存在として、>praedia Liciniana<に存続した(n. 274)ことである。Cn. Domitius Agathobulus 所有のこれら4奴隷の内、Aprilis, Trophimusの両奴隷はかれの元>vicarii<であり、Cn.

Domitius Tullus → Domitia Lucillaの所有主交代に際して「s.ordinarius-s.vicarius」の関係——従って擬制的にはあれとに角、握取行為(mancipatio)の客体でこそあって主体ではあり得ない奴隷自身の間での「dominus-servus」関係<sup>(35)</sup>——が維持された後、前者の解放に際して事実上はそのままの形で改めてその所有権下に入れられた。これに対して他の2奴隷(Carpus, Roscianus)は時期不明だが、恐らくAgathobulusの身分上昇の後新たに獲得されたと思われる。

以上の作業手順を踏まえることによって、ドミティウス家の地所、>praedia Liciniana<に>officinatores<の一人として投入され、直接的生産を担った(fecit)Agathobulusは、果たして同一時期であったか否かは確定不能だが、「奴隷」として2名の同身分労働力、「解放奴隷」として4名の奴隷を直接的な処置下に置いていたことが判明した<sup>(36)</sup>。

奴隷officinatoresの下で複数の労働力存在が知られたのは、管見の及ぶ限り、当該の奴隷Agathobulusが唯一の事例である。これに対して自由身分の同一定在に関しては、Cn. Domitius Agathobulusを初めとしてドミティウス家地所に複数事例が検出される。——これがわれわれの第二の手懸りである。

(1) Cn. Domitius Trophimus

Agathobulus (Domitiae Lucillae servus), Cn. Domitius Agathobulusの下に現れた前述の奴隷Trophimusは、《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC//APRONI ET PETINO//COS》(269)によって、「a. 123」に解放奴隷として、かれのパトローヌスが帰属したと同一の地所で生産に従事した——‘d(oliare) d(e) L(icinianis) Dom(itiae) Luc(illae)’——ことが知られるが、同時にかれは奴隷所有主としてもまた現れる。

《ABASCANTI CN DOMITI・TROPHIM》(1115a), 《ABASCANT CN DOMIT・TROPH//PAETI ET APRON//COS》(1116a=a. 123).

《CN・DOMITI・TROPHIMI//DECEMBRI》(1117a).

《NEPOTIS・CN・DOM・TROPHI》(1118a=RB. 170).

《THALAMVS CN DOM・TRO》(1119).

《CN DOMITI TROPHIMI//VITALIS》(1120a).

これら5奴隷(Abascantus, December, Nepos, Thalamus, Vitalis)の内、時期特定が可能なのは、「a. 123」に生産の跡を残したAbascantusだけであり、他は完全に不明である。併し、Cn. Domitius TrophimusがDomitia Lucillaの>offinator<として痕跡を残した期間は極めて短く、解放奴隷(n. 269)としてと同時に奴隷所有主(n. 1116a)としての初出例を残したのが「a. 123」であり、《CN DOMITI・TROPHIMI//VALER ASIAT・II//COS》(1114=a. 125)が最後であったことからして、元>vicarious<Cn. Domitius Trophimusは少なくとも3年間(もしかれの身分上昇に関するドレッスルの推定、「c. a. 120」<sup>(37)</sup>が正鵠を得ているとすれば6年間)の内に奴隷5名を率いて生産に従事したことになる。

自由身分の>officinatores<にして自己の奴隷を所有して生産に当たったのは、併し、このようなドミティウス家オイコスを構成した元奴隷だけとは限らなかった。コグノーメンか

らして間違いなしに不自由身分の出でノーメンを異にする自由人>officinatores< (従って他オイコスで生み出された解放奴隷のドミティウス家地所への労働力としての導入)にもまた同一の関係が看取されるからである。

(2) *L. Munatius Crescens*

《C・L・M・C・O D・D・E・K・D・L・//PAETIN ET APRONIAN//COS》(121=a. 123).

《O D D F D L・F・AVGVST・L・MVNA//TI・CRESCENTIS》(123).

当該2例のイニシャル箇所は、それだけでは如何とも為し難いが、奴隷名を同じくする《CHRESIMI ///VNATI CRESCENTI》(122a), 《CHRESIMI・L・M・C・》(id. b)=*Chresimi L. M(unati) C(rescentis)*及び*L. Munatius Crescens*が共通して現れる《OP・D・L・MVNAT CRESC・EX・PR・DOM L》(127), 《OP・D・D・F・D・L L MVN CRESC・》(124)=*Op(us) d(oliare) d(e) f(iglinis) D(omitiae) L(ucillae) L. Mun(ati) Cresc(entis)*からすれば、前者(n. 121)には“*C(hresimi) L. M(unati) C(rescentis) o(pus) d(oliare) de[vel d(e) f(iglinis)] K(aninianis) D(omitiae) L(ucillae)*”、後者(n. 123)には、“*O(pus) d(oliare) d(e) f(iglinis) D(omitiae) L(ucillae) f(ecit?) August(alis?) L. Munati Crescentis*”のディヴェロッパが可能となる。もし然りとすれば、Domitia Lucilla所有の‘figlinae Caninianae’で生産に従事した*L. Munatius Crescens*は、同一時にか否かは不明だが初出年「a. 123」(n. 121)と最終年《PROPINQVO ET・AMB・COS》(127=a. 126)の間に、奴隷2名を擁したことになる。

(3) *Ti. Claudius Quinquatralis*

《OP・D・EX・PR・DOM・LVC・EP・CL QVIN//SERVIANO III・COS》(1073=a. 134), 《EPAGATHVS CLAVDI QVINQVA》(1076).

《MERCURI TI CL QVINQVAT//EX・PR・LVCILL・VERI》(1077a), 《O D EX・PR・LVCILLAE・VERI//FEC・MERC・CL・QVIN》(1078).

Domitia Lucilla Veri=minorの地所(但し所属地所名は欠落)を構成せる自由人>officinatores<の一人、*Ti. Claudius Quinquatralis*<sup>(38)</sup>もまた2奴隷(*Epagathus, Mercurus*)の所有主であった。但しこの人物は「a. 134」の初出以来、《OPVS DOL EX P D LVCIL VERI AB CL QVIN//COMMODO ET LATERANO COS》(1072=a. 155)を最後とすることからして、20年を超す長期間に亙ってDomitia Lucilla minorの地所にとどまっており、これを考慮すれば、2奴隷を同時的存在と見做すのは無理であろう<sup>(39)</sup>。

以上の諸事例が明らかにしたのは、ドミティウス家の地所にその足跡を残した自由・不自由の>officinatores<の中に、自ら奴隷を所有して生産に当たった者がいたこと、つまり、>praepositus<的存在とはいえ商品生産の他ならぬ労働力(*fecit*)としてfiglinaeに投入されたかれらが、自己の奴隷を所有し、その労働力の収奪者としてさえ現れた、という事実である。勿論ドミティウス家地所に於けるこのような存在は、必ずしも例外的とは言えない迄も構成員全体からすれば頻繁ではなく、もし然りとすれば、かれらと然に非ざる‘officinatores’との関係が問われねばならないが、>officina<の構造と規模に関する当面の課題にとってこのこと自体はそれ程重要ではない。そうではなくして、擬制的であろうと



なかろうととに角「dominus-servus」関係が自由・不自由両身分の‘officinatores’に持込まれ、かれらが「複数」の奴隷を所有し、而もそれが必ずしもドミティウス家オイコスの解放奴隷のみに限定されることなく、他から導入された自由人‘officinatores’の場合もまた同様であり（但し奴隷を率いてドミティウス家地所に現れたのか否か、奴隷獲得の時期は全く不明だが）、奴隷にもその可能性が留保された、という事実だけが重要である。

他方併し、同様にドミティウス家自由人に関わる次の事例もまた看過出来ない。全体が裏返し文の《CN・D・SECVN//HERMET・D・D》(996)がそれである。2行目<D.D.>との関連から、<CN.D. SECVN>には先ず間違いなしにポムペイーに平鉢を残した(C. X, 8048, 18)と同一人 *Cn. D(omitius) Secun(dus)*、2行目には *Hermet(is) duorum D(omitiorum)* が読まれ、従ってここから判明するのは、疑いもなくドミティウス兄弟の地所で>officinator<として機能した *Cn. Domitius Secundus* が、figlinae主所有の奴隷Hermesを指揮して生産に従事したことである。その下に奴隷を伴うことなく、地所所有主と並んで生産者として自己の名だけを残したその他大多数の>officinatores<にあつては、恐らくこの形態が最も一般的であった、と考えられる。何故ならば、figlinaeの構成と生産工程それ自体からして、かつまた奴隷制の構造、即ちウィラ運営（とりわけ奴隷制果樹栽培）が必要とした農場差配の〈ウィリクス〉及び労働集団の上に設置された>praepositus<的存在<sup>(40)</sup>（並びに正にその延長上にすぐれてかれらに留保された〈ペクーリウム〉の獲得諸機会）<sup>(41)</sup>からしてもまた、奴隷>officinatores<にあつては、>vicarii<に拠らざる限りそうであり、解放奴隷にあつてもまた自己の奴隷を直接処置下に置くのでなければ、この形態に拠る以外に執られうる手段は考えられないからである。

以上の作業を踏まえることによって、漸く一つの帰着点——>officina<を構成する奴隷の「数量」関係——に辿り着く。即ち、ドミティウス家の地所を構成した>officinator<夫々が処置下にした奴隷数は「2名乃至5名」、必ずしもこれらが同時存在とは限らなかったことを勘案すれば、「1、2名乃至多くても4、5名程度」、これに>officinator<自身を加えるとして>officina<を構成する自由乃至不自由労働力は2、3名から最大場合でも精々5、6名程度であつて、それを超すことはなかったことである。

而もこの数量関係は、ひとりドミティウス家だけの特殊現象では決してなかった。その一例を挙げると、トラヤーヌス、ハドリアヌス両帝所有の‘figlinae Marcianae’で、《C・CALPETANI・FAVORI//EX・FIGLI MARC・DOLIA//IMP・CAE・TRA AVG》(314), 《C CALPETANI FAVORIS D EX FIG CAE N//PAETIN ET APRONIAN//COS》(317=a. 123)等々、生産の足跡を残した C. Calpetanus Favorは、同時にまた次の如き奴隷をその下に伴った。

《CRESCEN[ ]//CAL・FAVO[ ]》(2421: *pelvis in Esquiliis rep.*).

《FACVNDI C・FAVORIS SER》(903).

《HERMETIS C CALPETANI FAVORIS》(904b)

《MNESTERIS C CALPETANI//FAVORIS》(905).

この他、《EX PRAMFRVS C CALPETANI//FAVORIS》(316)の1行目<EX PRAMFRVS>に、もし

“*Ex pra(edis) M(arcianis) f(ecit) Rus( )*” (H. ドレッセル) <sup>(42)</sup>のディヴェロップが可能だとすれば、この事例もまた加えられねばならない。従って、C. Calpetanus Favorは確実には4奴隷(Crescens, Facundus, Hermes, Mnester)、今一步不確実な奴隷*Rus( )*を加えれば計5奴隷の所有主であった。

残された最後の問題は、「請負」が採られた場合の労働力の実状である。>conductor<乃至>negotiator<が、自らの奴隷を率いて請負に参加したであろうことに疑問の余地はない。事実、皇帝所有に関わる前出の銘文、“*De f(iglinis) Caes(aris) n(ostri) pag(i) Stel(latini) de con(ductione) Ce( ) Thes( )//ex of(f)ic(ina) Trophimatis*” (390)では、conductor *Ce( ) Thes( )*がその下に（間違いなしにかれ自身の所有になる）奴隷 *officinator Trophimas*を伴った。このことが明示したのは、>dominus<→>conductor<→>officinator<の生産組織であり、これから推して、その下に何らの手懸りも残さないその他の>conductor<、>negotiator<も恐らく同様の生産組織を執り、かつまた>officinator<存在それ自体からしてその下に実現された労働組織と規模も上に確認を見たそれと恐らく同様であったと思われる。併し手懸りが残されたのは上掲の僅か一例のみでしかなく、請負が *figlinae*全体に及ぶものであったか、将又その一部のみであったのかを初めとして、多くは推測乃至不明のままに残されねばならない。

## 註

- (1) 《FAVOR//CN・DOMITI・S・F》(981)=*Favor Cn. Domiti s(ervus) f(ecit)*, 《SVCESSI DOM LVC ET TVL//SER》(1001)=*Successi Dom(itiorum) Luc(ani) et Tul(li) ser(vi)*の如く、奴隷名の後にプラエノーメン・ノーメン乃至ノーメン・コグノーメンの順に奴隷主名を属格形にして置き、<servus>を加えた最も基本的形式の他、《STATI・M・HELENI//PHILIPPVS FECIT》(1277)=*Stati M(arci) Heleni Philippus fecit*の如く、奴隷名・奴隷主名が倒置された事例もまた頻繁である。因みに奴隷命名法に関しては、A. オクゼの基礎的研究が重要である。Oxé, A., Zur aelteren Nomenklatur der roemischen Sklaven, *Rhein. Mus.* LIX(1904), 108-140. Vgl., Chantraine, H., *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser*(Wiesbaden 1967), 6ff. u. bes. 9, Anm. 6.
- 2) 当該例では、‘*Hedyt(is)*’が読まれねばならないが、同地所所有主(Q. Servilius Pudens)に関わるその他の事例では、<CVR IIEDYN>(1434), <CVR HEDYN>(1435), <CVR・ED>(1436), <CVR HEDY>(1438)、即ち‘*Hedyn*’, ‘*Hedy*’として‘*curatore*’乃至‘*curante*’の下に収録されており、これらが同一奴隷に帰属したことは間違いない。
- (3) <ED>= (*H*)*ed(yne)* [*servo*]. 当該例の如き<H>の欠落は、*Armonius*(ILS. 1304. 5207), *Arpagius*(id. 9043), *Elena*(id. 7910), *Ermeros*(id. 4201b), *Ermes*(id. 8634)等々、墓碑銘に頻繁である。
- (4) >curator<は、生産・非生産の別を問わず私的オイコス(皇帝のそれを含めて)に於ける諸業務の管理者乃至監督者としてのみならず、公的諸業務に於てもまた多くは末端諸機能の執行者として頻繁であった。例えば農場経営では、*curator pavonum*(孔雀飼育係)(Colum. *De r. r.* VIII, 11, 2)、*curator apium*(養蜂係)(id. IX, 5, 2)、*gallinarius, curator earum*(家禽飼育係)(Varr. *De r. r.* III, 9, 7)など、農場内の特定業務(家畜群の飼育・管理)を割り当てられた奴隷にこの表現が採られ、後者では、*curator alvei et riparum Tiberis*(ティベリス河床及び河岸管理)(ILS. 5930-31)、*curator aquarum*(水道管理)(id. 1032. 1224-5. 5745)、*curator frumenti comparandi in annonam urbis*(アンノーナ用穀物調達管理)(id. 1435)、*curator viae Appiae*(id. 1069. 1150. 1156)、*curator viae Flaminiae*(id. 1061. 1077. 1110. 1217. 9487)等々の街道管理がそうである。
- (5) >actor<もまた同様に、碑文諸史料に頻繁である。農場に設置された奴隷存在としては、ILS. 4752(*actor fundi Ammatiaci*), 3761(*actor praediorum Tublinatium*), 6020(*in praedis Caeliae Maximae c. f. Numidius ser. act.*)等々が挙げられる。
- (6) 一つの「地所」に対するこのような複数形表現は、土地所有の実態把握に重要な鍵を提供することになるが、後に章を改めて検討する。
- (7) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa* cit. 66-8.
- (8) Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule Narbonnaise sous le Haut-Empire*, *Ann. Litt. de l'Univ. de Besançon* 327(Paris 1985), 167-173.

- (9) 最も規則的な所有主表現、‘ex praedis huius’, ‘ex figlinis huius’に対して、同様に所有主・名称を伴った‘ex officina huius’の事例は極めて少ない。
- (10) 《OP DOL EX PR AVGG NN FIGL//BVCC AB ANC PRISCO》(48), 《EX・FIG・PL・NEP・0・D・AB・A・ARISTIO・THALLO》(1365)の如く奪格形を採る場合もあったが、この事例は稀である。
- (11) 当該例の<OF> (次のn. 1300aも同様) は、‘[ex] of(ficina) Calpe(tani) Cres(centis)’ (Dressel, comm. ad n. 1144)の他に、‘[op. dol.] of(ficinatoris)’, ‘of(icinatore)’を読むことも可能であり、もし後者であったとすれば次の類型に帰属さるべきだが、何れで読まれようとも実体は同一であった。ここでは一応ドレッセルに従って、前者で読んでおく。
- (12) <L. M. ASTRAG>は、そのコグノーメンから推して奴隷出身であったことに間違いはない。因みに当該例の所有主<M. MACRI>は、《EX・FIG・MEMMIAE・L・F・MACRINAE》(1302)に見える*Memmia L. f. Macrina*と恐らく同一人であったと思われ、もしそうだとすれば、この解放奴隷に当該女性オイコスの元奴隷、*L. M(emmius) Astrag(alus)*を見ることも不可能ではないが、確かではない。
- (13) <FIGVL. ORTENSI. PROCL>には、‘[ex] figul(inis) Ortensi Procl(i)’, ‘[op. dol.] figul(i) Ortensi Procl(i)’の二通りのディヴェロッパが可能である。
- (14) 文字摩滅箇所の補填は、《OP・SERVILI・FORTVNATI・MACEDONIA・EX・PR・//T・STATILI・MAXIMI・SEVERI》(292) (下線筆者)に拠って容易である。“*Ex prae(dis) [T. Statili Maximi] Hadriani Macedoni[anis]*”。
- (15) >Caesaris nostri<だけでは、皇帝の特定は出来ないが、‘f. Oceanae’に所有主として現れるのは全てが皇帝個人名欠落の皇帝称号、即ち‘Caes. n.’ (nn. 358-364)の他、後述の如く (第二章第一節参照) ハドリアーヌス以後の諸帝に一般化する皇帝称号‘Aug. n.’ (nn. 365-366)、及び複数皇帝称号の‘Augustorum’ (n. 367)だけであり、‘Caes. n.’のコーンスル年併記例 (n. 358=a. 124; n. 359=a. 123; n. 360=a. 124)から推して、当該例の皇帝がハドリアーヌスであったことは先ず間違いない。
- (16) Cf., Dressel, comm. ad n. 364.
- (17) 当該例は名称欠落だが、Pedania Quintillaに知られるのは>f. Tun(*neiana*)<(642, 644)だけである。この女性については、Setälä, P., *op. cit.* 155-157参照。
- (18) ‘f. Subortanae’に知られる皇帝は、《D P・SVB・ORTA//IMP・CAE・NE・T・AVG・GER・DAC》(542)=*D(e) p(raedis) Suborta(nis) Imp(eratoris) Cae(saris) Ne(rvae) T(raiani) Aug(usti) Ger(manici) Dac(ici)*=トラーヤーヌスとコーンスル年 (a. 123)から知られる《DE PR CAES SVBHORT》(543, 544)の‘*Caes(aris)*’=ハドリアーヌスの両帝である。だとすれば、当該例 (n. 545)の>Caesar<は両皇帝の何方であったか。この事例に「請負者」として現れたMarcius Fyrmusは、《EX PRAED TITIAE QVART・MAR FYR//PAETINO ET APRONIA//COS》(1478)によって「a. 123」に、Titia Quartillaの地所 (名称不詳)に現れ

- た *Mar(cius) Fyr(mus)* (銘形式からすれば >officinator< として) と恐らく同一人であった。所有主を異にした複数地所で同一時に一方では >conductor<、他方では >officinator< として関与したとは到底考えられえず、この時間的な関係から推してこの >Caesar [noster]< は トラーヤーヌスであった、と見做すのがより穏当であろう。
- (19) セテーレ (Setälä, P., *op. cit.* 192-194) はこの女性に、L. Epidius Titius Aquilinus (cos. a. 125) の娘、L. Titius Plautius Aquilinus (cos. a. 162) の母を推定するが、この仮説に対する史料追跡を初め、本稿ではそこ迄及ぶ必要はない。
- (20) ここでは一先ず、n. 545b の <MARCI FYRMI> に拠って *Marcius Fyrmus* の属格形を読んだが、n. 545a では <MARCIO FYRMI> として収録されており、もしドレッセルの如く <FYRMI> を <FYRMO> の誤記 (Dressel comm. ad n. 545: 'errore pro *Fyrmō*') と見るならば、<CON> は 'con(ductione)' ではなくして 'con(ductore)' が読まれねばならない。
- (21) Gummerus, H., *a. a. O.* 1485.
- (22) Cozzo, G., *op. cit.* 356.
- (23) Loane, H. J., *op. cit.* 105.
- (24) C. XV 収録の以上 3 例の他、Bloch, *Suppl.*, 105 に収録された 《OPVS DOL EX FIG PROPET PRAED OR//TES PAVL NEG SAEN VICTOR》を加えると、Hortensius Paulinus の地所は計四名の >negotiatores< を擁していたことになる。Hortensius Paulinus の人物特定に関しては、Dressel, H., comm. ad n. 415; Dessau, H., comm. ad n. 8661 (ILS.); PIR<sup>2</sup>. H 211; Setälä, P., *op. cit.* 129-131 参照。
- (25) Aemilia Severa もまた、次の Passenia Petronia と同様に 'c(larissima) f(emina)' であったことは、《OP・DOL・EX・FIGL・PVBLILIAN PRAED//AEMILIAE SEVERAE C F》(428b) に示される。Cf., Setälä, P., *op. cit.* 50-52.
- (26) Cf., Setälä, P., *op. cit.* 154.
- (27) 《OP DOL・EX・FIG・PVB・DE・PR・AEM・SEVE//NEG・IVNIAES・ANTONIAES》(430), 《EX PRAEDIS HEREDVM・CC VV PASSENI//AE PETRONIAE・NEG・VAL・CATVLLO・//C F》(419).
- (28) この地所の所在については、後に改めて言及する (第二章第二節)。
- (29) 1 行目前半のディヴェロップ、'De f(iglinis) Caes(aris) n(ostri) pag(i) Stel-(latini)' は容易だが、後半の <DE CON CETHES> には、'de con(ductione) Cethes( )' と 'de con(ductione) Ce( ) Thes( )' の両ディヴェロップが可能である。併しもし前者とすれば、奴隷が請負に参加したことになり、後者を探る方が寧ろ穏当であろう。
- (30) C. VI, 9664; id. 9668; C. XI, 862; C. VI, 9671. Vgl., Liebenam, W., *Zur Geschichte und Organisation des römischen Vereinwesens* (Leipzig 1890; ND. Darmstadt 1964), 122 et al.; Robertis, F. M. de, *Storia delle corporazioni e del regime associativo nel mondo romano I* (Bari 1972), 371; II (ibid.), 117 et al.
- (31) だが併しそれでもなお、問題は残る。というのは、>negotiator< が特定の、而も自ら「貴顕」たることを表示した土地所有主の下にのみ現れたからである。これらには一様に

- コーンスル年が欠落するために正確は期され難いが、もしドレッセルの時期推定、n. 415-7 (Hortensius Paulinus) = コモドウス期 (*aetatis fere Commodianae*)、n. 430 (Aemilia Severa) = 2世紀末 (*saeculi II exeundis*)、n. 419 (Passenia Petronia) = コモドウス期 (*aetatis fere Commodianae*) が正鵠を得ているとすれば (P. Setälä, *loc. cit.* も基本的にはこれを踏襲する)、ハドリアーヌス期に現れた >conductor< に対して >negotiator< は「アントーニーニ末期・セウェールス期」にのみ属したことになる。もしそうだとすれば、実体は同一であったとしてもこの両存在の用語法に時期的な相違があったことになるが、目下の筆者には、これに立ち入るだけの用意は出来ていない。
- (32) 第一節参照。
- (33) 《NICOMACHVS・DOM・TVL//D・L・D》(260), 《PRIMITIVI//DOMITI・TVLLI・D・D・L》(262).
- (34) ローマ奴隷制の構造分析に極めて重要な手懸りを提供する >servus vicarius< に関して、ここで何らかの、とりわけ社会経済史的方向からの処理を図ること——というのは従前の諸学説では、殆ど専らローマ法上の問題として処理されたが故にである——は到底不可能であり、別に稿を改めて論及されねばならない。
- (35) 例えば皇帝奴隷の墓碑銘 (ILS. 1771=C. VI, 8950) で、それを奉献した <vicarius> が当該の奴隷に対して <dominus> と呼んだこと ('*Servato Caesaris n. ser.... Helius vicarius eius, domino bene merenti*') に端的に示される。
- (36) Cn. Domitius Agathobulus 所有の 4 奴隷銘に対するドレッセルの推定 (Dressel, *proem. ad gentem Domitiam*, p. 275) は「a. 116-120」。
- (37) H. J. ローンは、Cn. Domitius Trophimus が奴隷所有主として現れたこれらの諸事例から、かれは「自己の瓦窯」を設置し、それにかれ自身の補助労働力を利用出来た、とする推測を引出したが、筆者はこの解釈には与さない。Cn. Domitius Trophimus が単独であれ奴隷を率いてであれ、>praedia Liciniana< の >officinator< として現れることはあっても、'ex praedis Cn. Domiti Trophimi' の形で現れることは全くないが故にである。Loane, H. J., *op. cit.* 104: "it is possible that Trophimus, having established his own kiln, was able to employ his own helpers."
- (38) この人物はさらに、《OP・DO・CL・QQ・ET・L・MART//EX PR・DOM LVC》(1079a) に明らかな如く、Domitia Lucilla の地所で今一人の自由人、<L. MART.> とともに共同して生産に従事した。疑いもなく、officinatores 間の <societas> 関係である。因みにこの <L. MART.> = *L(ivi) Mart(ialis)* もまた、《OP・DOL EX・PR LVCILLAE VERI//LIVI・MARTIALIS》(1080a) によって Domitia Lucilla minor の地所に >officinator< として現れた。
- (39) 事実、Epagathus が「a. 134」の日付を残したのに対して、Mercurus のそれは、ドレッセルの推定によれば (Dressel, *comm. ad n. 1077*) 「a. 145-155」であった。
- (40) Kaltenstadtler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 22-30. Vgl., Gummerus, H., *Gutsbetrieb* cit. 78; Barrow, R. H., *Slavery* cit. 81f.; Heitland, W. E., *Agricola* cit. 261; Martin, R., *Recher-*

*ches sur les agronomes* cit. 89, 96 et al., et surtout 346.

(41) Varro, *De r. r.* I, 17, 5: “*praefectos* alacriores faciendum praemiis *dandaque opera ut habent peculium* et coniunctas conservas, e quibus habeant filios”; *ibid.* 7:

“studiosiores ad opus fieri liberalius tractando aut cibariis aut vestitu largiore aut remissione operis *concessioneve, ut peculiare aliquid in fundo pasceere licat.*” (イタリックは筆者)。

(42) Dressel, *comm. ad n.* 316.

### 第三節 >FIGLINAE<の存在形態と構造

北イタリア及び首都ローマの直接周辺地域を中心にエトルリア・ウムブリアに迄及んで商品生産の痕跡を残した>opus doliare<の銘文分析は、その生産施設たる>figlinae<・>officina<の存在形態、生産規模、構造に関して次の諸点を明らかにした。素よりこの場合、史料的諸制約の故に不明点を多々残しはした。だが併しそれでもなお、古典諸報告を以てしては殆ど実態が知られ得ない2・3世紀ローマ大土地所有経済の一現実を明るみに出すことになった。

(i) 北イタリア起源の諸例に関して言えば、流通の跡は疑いもなくパドゥス（ポー）を介した北イタリアを中心に帝国東北部に広範囲に及び、とりわけアドリア海対岸のダルマティアでは、沿岸部のみならず内陸部深くに迄入り込んだ広域にわたった。併し直接生産者（奴隷）の名に拠って生産規模の推定が可能であったのは、その所在が直接的に確認されたポラ近郊に於けるG. Laecanius Bassusの、アムフォラ生産を主としたアトリエのみであり、他はこのような手懸りさえ殆どかまたは全く残さなかったばかりか、それなしに如何なる生産（最狭義のオイコス目的の生産であれ「商品」としてのそれであれ）も実現され得なかったことが自明的な土地所有との関係に至っては、直接的にそれを知ること自体が絶望的であった。只知られたのは各製造主銘の、広域にわたるとは雖もローマ例と対蹠的に極めて「散的」な流通の跡だけであり、従ってここから少なくとも確かなものとして展開が可能であったのは次の二点のみであった。即ち第一は、その全てがとは言えない迄も、とに角市場を前提とした「商品」としての>opus doliare<生産——それ故にまたこれを敷衍するとせば商品・貨幣経済に支えられた土地所有——が帝政高期の北イタリアで実現された、という事実であり、第二は、小市場（而も散在的な）に前提された生産それ自体の総体的な小規模性である。だが併し、それにも拘らず 'Pansiana' がそうであった如く、流通の痕跡は北イタリア諸都市及び周辺ウィラのみならず遥か遠距離の地、パンノーニアに迄及んだ。このことは、従って、縦んば始源的には隣接の諸小市場を前提として生産が成立したとしても、事情如何によっては遠距離の地にもまた市場を発見出来たこと、つまりローマ工業一般の「隣接小需要に規定された生産の小規模性」＝「都市と直接周辺農村との間の生産と流通の狭域性」を帝国経済のモデル（勿論筆者はその有効性そのものを全面的に拒否するのではないが）として必ずしも一般化は出来ないことを暗示するに充分であった。

これに対して「大火」を直接的な契機として巨大需要を喚起した首都ローマを最主要市場として、同時に併しオスティア、プラエネステ等のラティウム諸都市並びに周辺ウィラをもまた市場として取り込んだ、恒常的商品生産の>figlinae<がローマ周辺並びに隣接諸都市周辺のみならず、疑いもなくティベリスを流通路として遠距離の地、ウムブリア、エトルリアにもまた成立する。正しく「大規模生産」と呼びうる規模の>figlinae<であった。而もそれは、巨大市場ローマを中心とした局地的市場だけに限定されることなく、ローマに引渡したと同一の製品をアフリカにのみならず、別製品（ドーリウム、ペルウィス）をポムペーイ



一にコンスタントに送込んだ。

(ii) この場合の「大規模化」なるものは併し、紀元前後の約1世紀間、地中海市場を略々排他的に支配したエトルリア都市、アルレーティウム（アレッツォ）に於ける赤釉浮彫の『テルラ・シギルラータ』=>opus figulinum<生産のそれとは対蹠的であった。例えばアレッツォのローマ囲壁外直ぐの地、現・聖マリア＝イン＝グラディ教会（St. Maria in Gradi）付近と、これより約10軒離れたアルノ河沿いのチンチェルリ（Cincelli）の2箇所にアトリエ遺構<sup>(4)</sup>が確認され、ローマを初めとするイタリア内外の地、とりわけロダヌス（Rhône）・アラル（Saône）とレーヌス（Rhein）流域を中心に帝国西・北部諸属領に流通の跡を残したM. Perennius<sup>(2)</sup>には、「20 B. C. -A. D. 20」の間に陶工18名（内解放奴隷8名）<sup>(3)</sup>が計えられ、同様にチンチェルリに大遺構を残したP. Cornelius<sup>(4)</sup>には、紀元後最初の10年間に65名（内解放奴隷12名）<sup>(5)</sup>が知られる如く、広域大市場に前提された>opus figulinum<にあつては一箇所乃至精々二箇所<sup>(6)</sup>での集中的な大規模生産、即ち「アトリエ自体の拡大化」が実現された。これに対して>opus doliare<にあつては、市場事情こそ異なるものの同様に市場向け生産を打ち出し、自由・不自由労働諸力に依拠したことでもまた同様であつたに拘らず、数箇所、時として10数箇所にわたる「複数アトリエの同時的所有」に拠る生産の拡大が最も基本的な形態であつた。Domitia Lucilla maiorを継承した娘Domitia Lucilla minorの下で実現された「2 figlinae→7 figlinae」の増設がその最も直截的な表現であつた。>figlinae<=>praedia<の名称関係に端的に表示されたのは、アトリエとは他ならぬ「地所」それ自体であり、生産の規模拡大は従つて地所の「数量的拡大」、つまり「大土地所有制」そのものに他ならなかつた。大々的生産が殆ど排他的に特定の階層、ローマ皇帝と「貴顕」身分*clarissimi viri, clarissimae feminae*に限定された理由である。

(iii) 自由・不自由両身分の構成員に関する銘文分析は、第一にかれらの生産への関与の仕方、第二にかれらの数量関係から推定される>figlinae<並びにそれを構成する>officina<の規模を明らかにし、この結果、従前の諸学説が看過したか乃至は不十分にしか立入らなかつた生産の「構造」面がかなり明確化した。

第一は、「地所所有主－不自由乃至自由身分の>officinarios<－補助的一般労働奴隷」の生産組織、従つて地所所有主の直接的な利害関与＝奴隷労働依拠の「直営」が最も一般的な形態であり、自由身分>officinarios<の中には解放後もパトローヌス乃至パトローナの地所に留まった元奴隷もまた頻繁であつた。これと並んで>conductores<乃至>negotiatores<をその間に介在せしめた「請負」の形態——これを担つたのは当然のこととして悉く自由身分であつた——もまた採られた。「地所所有主－>conductor<－>officinarios<－一般労働奴隷」の組織である。併しこの形態は事例数そのものが少なく、況んや時代の進行に伴う前者との交代現象を見ることは出来なかつた。

第二は、>figlinae<が夫々単一の生産体としての>fornax<=>officina<の集合体として存立したことである。《EX FIGLINIS CAELIANIS》(49)、《DE FIGLINIS MARCIANIS》(310)等々は素より、<EX FIG>の最も頻繁な省略形が採られた場合でもまた、その後続く名称の語尾変

化からして紛れもなく複数形表現の‘figlinae’が規則的であった。事実トラヤーヌス期の『アリメンタ表』<sup>(7)</sup>には、付属施設として瓦窯を伴った農地が「figlinae付きの農地(*fundum Iulianum cum figlinis*)」(C. XI, 1147, ii, 89)として複数形表現で申告され、略々同時期のヤウオレーヌスもまた、「農地内に所持するfiglinae(*quidem cum in fundo figlinas haberat*)」に関して、複数形態の‘figlinae’の農場内施設としての処理を問題とした(Dig. XXXIII, 7, 25, 1: Iavolenus)。夫々の固有名称を有した「地所」の表現形式もまた同様であった。「一つ」の地所に対する用語法としては、『EX PREDIO HORTESI PAVLI//NI』(417)に見える単数形‘*pr[a]edium*’を管見の及ぶ限りでの唯一の例外として、他の悉くは複数形‘*praedia*’で表示された。

このことの延長上にあったのが、(1) >fornaces<の増設=>officinatores<の数量増加による>figlinae<自体の拡大、(2) 複数箇所にわたる>figlinae<の増設、(3) この両者の同時的進行、——以上3形態の何れかによってのみしか拡大化が図られ得なかった、商品生産規模の拡大化構図である。

もし然りとすれば、かかるものとしての>figlinae<の定在諸形態とその下で実現された労働の諸関係とは、とりも直さず、帝政高期のラティウムを中心とするローマ大土地所有制の内的構成と構造(而も静態的にと同時に約1世紀に亘ってその軌跡を残し続けたドミティウス家事例並びに奴隷が頻繁に残した「自由への道」にその直截的表出を見た如き動的な)そのものに他ならなかった。

## 註

- (1) Stenico, A., *La ceramica Arretina I*, Collana di testi e documenti per lo studio dell'antichità IV (Milano 1960), 17ff. ; Brown, A. C., *Catalogue of Italian Terra-Sigillata in the Ashmolean Museum* (Oxford 1968), xvii; 3.
- (2) 拙稿「アレティウム・テルラ＝シギラータの終焉 —— ローマ奴隸制衰退相の再検討 ——」『古代文化』XXXIX/2(1987)、25-26頁。
- (3) Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe: Epigraphische, nomenklatorische sowie sozial-und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen der arretinischen Firmen-und Töpferstempel* (Wiesbaden 1980), 220.
- (4) 上掲拙稿参照。
- (5) Prachner, G., *loc. cit.*
- (6) M. Perenniusのチンチェルリ＝アトリエに対して、A. C. ブラウン (*loc. cit.*) は「分工場」‘branch factory’の語を当てた。
- (7) この碑文史料は、大土地所有制に関する章で改めて分析の対象とされる。

## 第二章 土地所有の貴族的形態

### 第一節 《FIGLINAE》 = 《PRAEDIA》 所有主

—— 私的貴族所有と皇帝所有 ——

《OPVS DOLIARE》の生産規模と構造の検討に続いて、かかるものとしての‘figlinae’ = ‘praedia’の「所有主」、とりわけその社会的属性と数量関係の推移がここで問われるべき課題である。但し「地所」が数箇所、時として10箇所にわたって同一人によって所有された、土地所有の形態それ自体、並びに恒常的な市場生産が展開されたことが今や明白な、figlinaeの経営（土地所有との関係）は一先ず処理外に置かれる。

銘文にその直截的表現をみた「地所」名称 = 「瓦窯」名称の関係を手懸りにして、先に各所有主別になされた地所名の洗い出し作業は、次の両事実を明らかにした。その一つは初出所有主、Cn. Domitius Afer以後、マルクス・アウレーリウス帝母Domitia Lucillaに至る間に多数のfiglinaeを手中に収めた『ドミティウス氏』を初めとして、複数のfiglinaeを所有したのは、屢々「貴顕」《C・V》 = *c(larissimus) v(ir)*<sup>(1)</sup>の語を押捺したことに端的に示された如く、古典・碑文諸史料によってコーンスル就任者乃至元老院議員身分に属したことが確証されるか、または恐らく元老院議員選出の家柄に属した、要するに「ローマ貴顕身分」によって占められたことである。いま一つは、そのかれらと併存的に、ローマ皇帝もまた他ならぬ商品としての>opus doliare<の瓦窯に対して、頻繁に地所所有主としての利害を銘文に残した。

併しこのすぐれて貴族的なfiglinaeの所有は、「複数」地所の所有主にのみ特有であったわけでは決してなかった。一つのfiglinaeだけしか知られないか、または‘ex figlinis N huius’, ‘ex praedis N huius’ (N = 「名称」; huius = 「所有主名」略記)の定式ではなくして、‘ex figlinis huius’, ‘ex praedis huius’としてだけ現れ、名称欠落のために果たして1箇所の地所だけしか所有していなかったか否か、詳細が不明の地所所有主もまた例外ではなかった。前章では視野外に置かれた当該事例の若干を挙げておこう。

96年のコーンスル（以下「cos. a. 96」の形式で略記）、Q. Asinius Marcellus<sup>(2)</sup>には *figlinae Med(?)*及びその下での自由人労働力(*officinator*) C. Rufelius Verecundus (330)の他、名称欠落の《EX FIG・Q・ASINI・MARCELLI》の下に、奴隸2名と自由人4名（内1名は女）、Graphicus (851=a. 123; 852=a. 134), Cosmus (856), C. Nunnidius Fortunatus (846-8= a. 123; 849= a. 134; 850= a. 141), Appia Pyramis (854), Coponius Fortunatus (855), C. Vettius Comicus (857)がその名を残した。もし名称欠落例が同様に *figlinae Med(?)*に属したとすれば、この地所は同一時にではないが、計7名の労働力を擁したことになる。同様に名称欠落の《QVINTILLO ET PRISCO・COS OF EX // PR PLAVTI AQVILIN // OD》(1368=a. 159), 《M POMPEIO MACRI P IVVNTI CES // COS EX P・PLAVTI AQVILL》(1369=a. 164)にみえるPlautius Aquilinusは、その日付から推して間違いなしにL. Plautius Aquilinus (cos. a. 162)と同一人であった

〔3〕。僅かに3例だけしか残されていないが、《EX P PONPONI MVSSSES // IVLIAES MENIL E S // FICLINIS FECIT MO // FA》(1375)は、疑いもなくピウス帝期のコーンスル、Q. Pomponius Musa〔4〕の所有地所に起源した。

時として「生産者」*s(ervus) f(ecit)*としての奴隷名を伴い乍らも前掲の銘文定式を採ることなく、属格形の人名によって当該opus doliareの「製造主」としてのみ現れる場合もまた例外ではない。《Q・ARTICVLEI・PAET // SAGITTA・S・F》(342a)は、疑いもなくQ. Articuleius Paetus(cos. a. 101)に〔5〕、《COSMI M HER POL・SER》(1181)もまた、figlinae主としての別銘《EX・FIG M HERENNI POLLIONIS DOL // C PAPPI VITALIS》(1179)を残したトラーヤーヌス治世下の元老院議員、M. Herennius Pollio〔6〕に属した。この銘文形式そのものは、2世紀中葉に入っても同様であり、《Q・CANVSI PRAENESTINI》(913a)はQ. Canusius Praenestinus(cos. a. 157)〔7〕と同一名であった。

ローマ皇帝家に連なる人物もまた全く同様に私的商品生産の地所所有主として現れた。C. Ummidius Quadratusは、《OPVS DOL EX PR[a]ED VM[m]IDI QVADRATI // ET ANNIAES FAVSTINAE EX F // SEX APRI SILVINI》(731a)によって、かれの妻、Annia Faustina(アウレーリウス帝の実妹)〔8〕との「共同所有主」として現れた〔9〕。さらにまた、《O D ARIS・THA・EX・PRL・COEIO COM C F // NIGRO ET CAMAERIN // COS》(732=a. 138)が、ハドリアーヌスの養子としてL. Aelius Caesarの名で知られた、L. Ceionius Commodusの子L. Ceio(nius) Com(modus) C(aesaris) f(ilius)〔10〕所有の地所に関わったことは疑いない。このような地所の所有は併し、必ずしも貴顕身分のみの独占する所ではなく、騎士身分もまたそれに連なった。《APR ET PAE C[os] // EX F CL LIVIA》(932=a. 123), 《L・FAENI・RVFI PR・PR》(1137)がそうである。前者は生産年から推して、紛れもなくトラーヤーヌス治下の近衛長官〔11〕にしてハドリアーヌス帝の帷幕に連なった[Ti.] Cl(audius) Livia(nus)〔12〕所有のf(iglinae)起源であり、後者もまた属格形のフルネームに加えて‘pr. pr.’の銘文に明らかなように、同様に近衛長官pr(aefectus) pr(aetorio)の現職にあった、L. Faenius Rufus〔13〕の「製品」であった。

‘clarissimi viri’を夫乃至父とする貴顕身分の女性、‘clarissimae feminae’もまた頻繁に「地所所有主」として現れ、前掲のAnnia Faustina及び彼女の母＝アウレーリウス夫人Faustina Augusta(後述)と同様に、同一の地所のみならず奴隷をもまた夫と共同して所有した場合もまた稀ではなかった。2、3の事例を挙げておこう。

同一時にではないが計10名の労働力(officinatores)を擁したfig. Caepioniana〔14〕の所有主、Arria Fadillaは、同一地所に関わる《EX・FIG・ARRI・ANTONINI // CAEPIONIANA・SERVIANO // III ET VARO・COS》(92a=a. 134)のArri(us) Antoninusとその日付からして、間違いなしにAurelius Fulviusの妻、Arrius Antoninus=T. Aurelius Boionius Arrius Antoninus、即ち後のピウス帝の母であった〔15〕。さらに《APR ET PAET COS // EX PR CL MARC》(934=a. 123), 《VERO III ET AMBIBVL・COS・EX・P // CLAVDIAE MARCELLI//NAE》(936=a. 126)にみえる地所所有主、Claudia Marcellinaとは、トラーヤーヌス期の元老院議員Ti. Claudius Marcellinus〔16〕の娘であり、同帝の下でコーンスルに就任したL. Bellicius Sollersの妻で

あった<sup>(17)</sup>。夫Sollersは《EX F L BELLICI SOLLERTI》(887)によってfiglinae (名称不明) 所有主として現れ、Marcellinaもまた他の女性と全く同様に独立的な土地所有主であった。而もここでもまた屢々、《C・F) = c(larissima) f(emina)の語が銘記された。《OPVS DOLIARE EX PR AEMILIAES SEV // ER C F)》(432)がその一例である。

以上の諸例は勿論、サンプル抽出のための極く限られたものにすぎない。併しここからだけでも既に、次のことが明白であろう。‘ex praedis huius’, ‘ex figlinis huius’に拠って「地所」=「瓦窯」の所有主として現れた場合であれ、属格形の人名のみに拠って「製造主」が表示された場合であれ、とに角銘文形式の如何を問わず、ローマ「貴顕身分」の成員が「地所所有主」として、>opus doliare<の生産に直接的に関与した事実である。而もかれらは屢々、「貴顕身分」としての自己の政治的かつ社会的な特性を、他ならぬ「商品」に銘記した。土地所有を前提とした私の商品生産の貴族的特性である<sup>(18)</sup>。さらに‘ex praedis N huius’, ‘ex figlinis N huius’の銘文定式によって名称が与えられた限りに拠って言えば(‘ex praedis huius’だけでは地所数の確認は不能)、先に確認された如く、複数地所の所有主はその悉くが貴顕身分によって占められた。‘clarissimi viri’のみならず、‘clarissimae feminae’もまた全く同様であった。このことが端的に暗示したのは、>praedia<の集積的所有によって実現された大土地所有制の、すぐれて貴族的な特性である。ローマ騎士身分もまたそれへの関与を排除されてはいないが、その数は極めて少ない(筆者の集計では、トラヤーヌス期以前は前出のL.Faenius Rufusのみ、以後もカラカラ期までの約1世紀の間に僅か9名が数えられたにすぎない)<sup>(19)</sup>。

瓦窯の集積的所有によってのみ実現された生産の規模拡大は併し、ローマ諸皇帝の下で最も大々的に進行した。ローマ周辺を中心とするイタリア中央部で「地所所有主」としての銘文を残したのは、トラヤーヌスが初出皇帝であり、皇帝夫人はDomitia Longina (ドミティアヌス帝夫人)<sup>(20)</sup>が最初であった。それ以後コモドゥスに至る諸皇帝には、次の所有「地所」=「瓦窯」の名称と生産への関与が検出され得る。

トラヤーヌス (a. 98~117)

(a) *figlinae Marcianae*<sup>(21)</sup> (312-4).

(b) *figlinae Quintianae*<sup>(22)</sup> (439-40).

《PLOTINAE AVG QVINTIANAE》(441a), 《EX QVINTIANIS PLOTIN AVG // DOMITIVS CANTA》(442)によって同帝夫人、Plotina Aug(usta)<sup>(23)</sup>もまた*fig. Quintianae*の所有主として現れたが、銘文からして疑いもなく夫人の単独所有(帝の死後か?)であり、この地所はハドリアヌスに継承されていない。

(c) *praedia Subortana*<sup>(24)</sup> (542).

ハドリアヌス (a. 117~138)

(a) *figlinae Camillianae*<sup>(25)</sup> (115).

所有主として知られるのは、ハドリアヌスの他、恐らくL. Arruntius Camillus(cos. a. 32)<sup>(26)</sup>の娘、Arruntia Camilla<sup>(27)</sup>だけであり、このfiglinaeの名称起源が父娘の何方

にあったのは間違いない (*fundus Camillianus*→*figlinae Camillianae*)。従って経緯は不明だが、ハドリアーヌスは既設の私的所有地所を所有下に収めた。

(b) *figlinae Marcianae*(317-22).

(c) *figlinae Subortanae*(543-5).

この両者は、個人名欠落の《CAES・N》, 《CAES》だけしか残していないが、それに併記されたコーンスル年、「a. 123」<sup>(28)</sup>に拠ってハドリアーヌスの特定は容易であり、トラヤーヌスから 'Caes(ar) n(oster)' の名によって継承された。

(d) *figlinae Mucianae*<sup>(29)</sup> (335=a. 134).

(e) *figlinae Oceanae*<sup>(30)</sup> (358=a. 124; 359=a. 123; 360=a. 125; 361-4).

(e<sup>1</sup>) *figlinae Oceanae minores*<sup>(31)</sup> (373=a. 123; 375=a. 126; 376-9).

「a. 123」の時点で *f. Oceanae* は 2 瓦窯によって構成されていた。(e<sup>1</sup>) に知られる所有主は同皇帝を最初とし、以後皇帝以外の貴顕身分による私的所有は現れない。経緯は完全に闇の中にあるが、恐らくハドリアーヌスによって創設されたと思われる。*praedia Oceana* 内に (e) とは別にかまたは、新たに獲得された地所 (隣接地か?) に 'praedia Oceana minores' の名称が与えられ、そこに新設されたかの両可能性が考えられるが、詳細は不明である。

(f) *figlinae Rhodinianae*<sup>(32)</sup> (471=a. 133).

(g) *figlinae Septimianae*<sup>(33)</sup> (536=a. 134).

(h) *figlinae Sulpicianae*<sup>(34)</sup> (567=a. 138; 568).

この3者でもまた、(c)と同様に所有主銘は《CAES・N》, 《CAE・N》だけだが、「a. 133-8」に拠って比定は確実である。併し(h)は、「皇帝所有」それ自体に関して示唆的である。というのは、*fig. Sulpicianae* には、「a. 123」時点でドミティアーヌス夫人、Domitia (Longina) Domitiani Augustaの他に3名の所有主 (紛れもなく私的所有の) が知られるからである<sup>(35)</sup>。従って最低限確かなのは、この時点で *praedia Sulpicianae* は4名の所有主によって所有されていたことである。だとすればハドリアーヌスは、その後この分割的な4地所を統合して手中に収めたことになる。併し同帝の下に 'Sulpicianae maiores' も 'minores' も現れないことに加えて、今一つの私的所有の銘文、《SERVIANO III COS // EXF VIL AVG SVLPIC》(562=a. 134)からして時期的にこの推測はかなり困難であり、寧ろハドリアーヌスは他の私的所有主と「併存」的な同一名称地所の「所有主の一人」であった、と見做されるべきであろう。

従ってハドリアーヌスは、トラヤーヌスの3に対して計9箇所の地所に *figlinae* を所有した。

アントーニーヌス・ピウス (a. 138~61)

先帝と異なって同帝には、3 *figlinae* のみしか知られず、而もその内の一つは私的個人としての所有であった。

(a) *figlinae Caepionianae*(92=a. 134; 93; 94=a. 134; 95).

既述の如く、母 *Arria Fadilla*<sup>(36)</sup> から得た。但し所有主銘は、*Arrius Antoninus* (92),

Fulvius Antoninus(94)<sup>(37)</sup>であり、日付からしてもまた私的所有主としての関与であった。  
'Caesar noster'の事例はない<sup>(38)</sup>。

(a<sup>1</sup>) *figlinae [Caepionianae] ab Euripo*<sup>(39)</sup> (110).

「a. 123」の時点でこの地所、*praedia Caepioniana*<sup>(40)</sup>は既設の*fig. Caepionianae*に加え  
て*fig. ab Euripo, fig. ab Pila Alta*の3者からなっていた<sup>(41)</sup>。'ab Euripo'の初出所有者  
はC. Curvius Cosanus(106=a. 123)であり、Ti. Sentius Satrinus(108=a. 126)がそれに続く  
ことから推して、《PR IMP ANTONINI AVG》の名によるピウス帝の、当該地所設置の瓦窯所有  
は恐らく後者からであったと思われる。

(b) *figlinae Oceanae maiores*<sup>(42)</sup> (368-9).

従ってピウス帝には3 *figlinae* (この内の一つ、(b)はハドリアーヌスからの継承)のみ  
しか知られない。

マルクス・アウレーリウス (a. 161~180)

(a) *figlinae Domitianae minores*<sup>(43)</sup> (177).

(b) *figlinae Fulvianae*<sup>(44)</sup> (225).

(c) *figlinae Terentianae*(622).

これらの3 *figlinae*は、帝母Domitia Lucilla minorから受け継いだものである<sup>(45)</sup>。但  
し、疑いもなく(c)に関わる名称欠落の銘文、《OPVS DOL EX PR // // // // AES ET FAVS // TINAE  
AVG MAI SERVI》(622)<sup>(46)</sup>は、母から継承したこの地所が時期は不明だが ('Augusta'からし  
て「a. 147」以後<sup>(47)</sup>) 夫人[Annia] Faustina Augustaとの共同所有下に置かれたことを教  
える。

(d) *figlinae Bucconianae*(45).

(e) *figlinae Ponticulanae*(401).

《EX PR AVREL CAE ET FAVSTIN》(45), 《EX PR AVRELI CAES ET FAVSTIN AVG》(401)に明ら  
かなように、この両者もまた、アウレーリウス夫妻の所有下にあった<sup>(48)</sup>。

(f) *figlinae Novae*<sup>(49)</sup> (201).

(g) *figlinae Publilianae*<sup>(50)</sup> (424).

(a<sup>1</sup>) *figlinae Domitianae maiores*<sup>(51)</sup> (161).

以上、アウレーリウス及び夫人による所有の確実な痕跡を残した地所は、8 *figlinae*を数  
えた。併しこれらが全てではなかった。所有者としての銘文は残されていないものの、  
Domitia Lucilla minorと次帝コモドゥスに現れ、アウレーリウスの所有が確実な地所、  
Annia Faustinaの単独所有及び父ピウスから遺されたと思われる地所に加えて、アウレーリ  
ウスの父方祖父M. Annius Verus<sup>(52)</sup>からもまた遺贈されたとすれば、さらに次の*figlinae*  
もまた加えられ得る。



(h) *figlinae Caepionianae ab Euripo*.

(i) *figlinae Caninianae*<sup>(53)</sup>.

(i<sup>1</sup>) *figlinae Caninianae Portu Licini*.

(j) *figlinae Licinianae*.

(k) *figlinae Oceanae*.

(k<sup>1</sup>) *figlinae Oceanae minores*.

(c<sup>1</sup>) *figlinae [Terentianae] Portu Licini*.

(l) *figlinae Cerm(anicae?)*.

(l<sup>1</sup>) *figlinae Germ(anicae?) minores*.

(m) *praedia Quintanensia*.

(n) *figlinae Salareses*.

従って同一時期にはないが、アウレーリウス夫妻には計19、もしこれに皇帝個人名と日付は欠落するが皇帝呼称と字体によってドレッセルが同帝の帰属を推定した‘Augusti nostri’の2例、(o) *figlinae Sef*( ) (533a), (p) *figlinae Voconianae*(685)もまた加えられるとすれば、全部で21 *figlinae*の多きが数えられたことになる<sup>(54)</sup>。

コモドゥス (a. 180~192)

‘Imperator Commodus Augustus’の名の下に現れるのは全部で6箇所の地所であった。この内の5箇所(a~e)<sup>(55)</sup>は何れも父帝アウレーリウスと母Annia Faustina Augustaから継承したものであり、コモドゥスに初めて知られたのは1箇所(f)だけであった。

(a) *figlinae Caninianae*(135).

(b) *figlinae Domitianae maiores*(162).

(c) *figlinae Oceanae minores*(380).

(d) *figlinae Ponticulanae*(402).

(e) *figlinae Terentianae*(623).

(f) *praedia Statoniensia*<sup>(56)</sup> (541).

以上が、トラヤーヌスを初出として以後コモドゥスに至る諸皇帝の、名称が与えられた所有「地所」に関する洗い出しの結果である。もとよりこれらが全てでは決してなく、《OPVS DOL EX PRAED COMMODI // AVG》(743)の如く、確実に皇帝が地所所有主と現れながら、名称欠落の故に特定不能として除外されたものも決して少なくはなかった。またコモドゥスを以て一旦打ち切ったのも、理由(後述)なしにはなかった。だが併し、これら皇帝関与の諸例だけからしても既に次の事実が明らかである。

(1) ローマ皇帝もまた、自由乃至不自由身分の労働諸力を伴った「地所」所有主(*ex praedis N. Caes. n. vel Aug. n.*)として、ローマ周辺を中心とするラティウム・エトルリア・ウムブリアの地所に設置した瓦窯によって、商品としての>opus doliare<に直接的な関与した私的所有の「貴顕」身分(*clarissimi viri*)と完全に同一の態様を示した。ピウス帝の「私的」存在(*Arrius Antoninus*)と「皇帝」存在(*Imp. Antoninus Aug.*)としての関

与の仕方に、質的と呼べる如何なる差異も指摘され得なかった。銘文それ自体に拠って言えば、貴顕身分の地所所有主と「混在的」な、否寧ろその私的所有の延長線上のローマ皇帝の土地所有とそれに対する関与である<sup>(57)</sup>。

(2) 皇帝夫人もまた、土地所有と生産への関与の仕方は、他の私的所有「貴顕身分」(clarissimi viri, clarissimae feminae)のそれと同様であった。そればかりかアウレーリウス夫人Annia Faustinaは、アウレーリウスが母から遺贈された地所に対する所有と利害を皇帝と共にした。銘文に拠る限り、同帝の妹Annia Faustina Cornificia<sup>(58)</sup>が夫、C. Ummidius Quadratusとの間に保った純粹に私的な土地所有関係と商品生産への直接的な利害関係<sup>(59)</sup>との間に、本質的と呼び得る如何なる相違も見出されない。

(3) 商品生産の瓦窯が土地所有を前提としてその上にのみ成立したことでもまた、皇帝所有‘figlinae’も例外ではなかった。《OP・DO・EX FVLVIANIS・// LVCILLAE・N・》(223), 《OPVS DO EX PRAE AVREL CAES N // EX FVL》(225) 両者の比較検討、即ちアウレーリウス帝母 [Domitia] Lucilla n(ostra)から同帝に遺贈された [figlinae] Fulvianaeとは他ならぬ皇帝所有地所、prae(dia) Aurel(i) Caes(aris) n(ostri)それ自体であったことを引き合いに出すまでもなく、かかるものとしての>figlinae<の集積的所有によってのみ実現され得た生産の規模拡大は、地所名称に明示された如く、私的貴顕身分のそれと混在的な「地所」の集積的所有であった。

(4) その痕跡が一例も発見されていないウエールス (Imperator Caesar L. Aurelius Verus Augustus) を除いて、トラヤーヌスからコモドゥスに至る諸皇帝には一様に生産への関与が追跡され得たが、中でもピウス期に於ける一時的落ち込みの後、アウレーリウスがローマ貴顕身分を含めて最大の大地所有者として現れたのに続いて、次帝コモドゥスに至ってfiglinaeの所有数は激減した。

#### セプティミウス・セウエール (a. 193~211) 、カラカラ (a. 198~217)

もし然りとすれば、コモドゥス以後の諸皇帝はどうであったか。結論から先に言って、セウエールス期に入って最も顕著になったのは、事例数それ自体の激減である。貴顕身分の私的所有地所例も同様であった。「数えきれない」数のアルビーヌス (Imp. Caesar D. Clodius Septimius Albinus Aug.) 一派を殺害したばかりか、イタリア・ガリア・ヒスパーニアで収奪 (proscriptiones) を恣にしたセプティミウス・セウエールス (SHA. Sev. XII, 1-XIII, 9) は、言うまでもなく時の最大土地所有者であった<sup>(60)</sup>。だが併し、セウエールスが ‘Dominus n(ostr) L. Septimius Severus Augustus’ の名によって所有主として現れたのは、praed(ia) Lic(iniana)だけであった<sup>(61)</sup>。何れにせよ管見の及ぶ限りによって言えば、皇帝名が知られ得る事例それ自体が、‘fig. Voconianae’に関わる銘文、《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS D N AN // TONINI AVG EX FIGLIN // IS VOCONIANIS》(688)と地所名欠落の《OPVS DOLIARE EX PRAEDIS // DOMINI N ANTONINI》(744)に見えるD(ominus)n(ostr) Antoninus Aug(ustus), Dominus n(ostr) Antoninus<sup>(62)</sup>、即ちアントーニヌス (カラカラ) 帝を以て最後とした。

セウエールス期に入ってからこの激減と消滅は、皇帝位の交代に伴う特殊な現象であった

のか。将又そのことに、2世紀末・3世紀初にローマ経済全体が陥った一般的な不振の徴表を読み取り得るのか。このためには併し、さらに二つの確認作業が必要になる。第一は、1世紀中葉以来の私的所有主とfiglinaeの数量変化である。何故ならば皇帝所有地所数の激減は、それとの関係に於てのみ初めて問題となり得るからである。第二は、‘Caes. n.’, ‘Aug. n.’の定式に対する新呼称、‘Dominus n.’の出現である。

此処までの検討に引用された銘文事例からだけでも既に明らかなのは、私的所有主及び事例数の大半がトラヤーヌス・ハドリアーヌス期、とりわけ後者に属したことである。その限りでは、筆者もまたハドリアーヌス期を「頂点」<sup>(63)</sup>と見做すことに異論はない。だが併し問題の第一点を処理するためには、さらに今一步踏み込んだ作業が必要であろう。即ち、(1)銘文併記のコーンスル年を主要手懸りとした所有主の時代毎の個別整理、(2)所有主毎の銘文数と各銘文例の事例数がそれである。併し例えばDomitia Lucilla minorの「a. 134」を持つ一銘文(1030)だけで28例(而も同一場所で屢々複数例)に及ぶなど、正確を期すためには必要だとは雖も、(2)は煩雑さを極め、全体像を得るためにはそこまで踏み込む必要はなく、(1)の作業だけで充分である。但し、Q. Aburnius Caedicianusのコーンスル年が「a. 123～140」、Domitia Lucilla minorが「a. 123～155」に及ぶ如く、生産が両皇帝期に跨がる場合もまた頻繁であり、当該所有主は従って両時期に挙げられねばならない。併しトラヤーヌス・ハドリアーヌス期は、コーンスル年と地所名の両条件を備えた所有主だけで既に大量であり、作業としては、集中的に大量の事例が残された一特定年、《PAETINO ET APRONIANO COS》＝「a. 123」の所有主を洗い出すのが最も効果的であろう。筆者の作業結果は別表に示される。ピウス期は併し、地所名とコーンスル年を残

皇帝期	私的所有主数
a. 123	37 <sup>(64)</sup>
ピウス期	7 <sup>(65)</sup>
アウレーリウス期 乃至2世紀中葉-後半	5 <sup>(66)</sup>
コモドゥス期 乃至2世紀末	7 <sup>(67)</sup>
セウエーラー期	2 <sup>(68)</sup>

したこの7名だけでは決してない。他史料に拠ってピウス期の帰属が確実だが、コーンスル年が欠落する8名<sup>(69)</sup>、生産がハドリアーヌス～ピウス及び次帝アウレーリウスの両時期にわたった5名<sup>(70)</sup>もまた加えられねばならない。併し疑問を多々残すこの13名が加えられたとしても、20年を越すピウス治世の間に数えられたのは、20名だけであった。

ピウス期までと異なってアウレーリウス期以後はコーンスル年が銘文から殆ど消えることもあって、当該所有主の時期特定は、不確定要素を多々含む傍系諸史料と銘形式並びに字体学(H. Dressel)に拠らざるを得ない。このため作業は、時間幅を持たせざるを得なかった。併しそれにも拘らず アウレーリウス期に挙げられた

のは5名だけであり、先に生産がピウス～アウレーリウスの両時期に亘った、と推定された

3名、Annia Cornificia et C.Ummidius Quadratus (前出) とTerentius Iulianus(1468)、及び《FONTEI FYRMI EX PR IVNCIN》(1224)に対するドレッセルのディヴェロップと字体に拠る時期推定(‘ex praedis Iuni Cinnami?’ : aetatis fere Marci)が正鵠を射たとしてこれを含めても、辛うじて計9名が知られるだけである。コモドゥス期もまた事情は略々同様であった。

セウエールス・カラカラ両皇帝期に知られたのは2名だけであり、これに地所名欠落の推定的存在、Mumma Vara *clarissima femina*(1310: aetatis fere Severianae)が加えられ得るだけである。ローマ皇帝の関与がカラカラを最後としたと同様に、《Imp. Severo et Antonino Augg. / ... C. Fulvio Plautiano pr. pr. / c. v. II P. Septimio Geta II cos.》(ILS. 2163)に知られる如く、近衛長官、「a. 203」の再任コーンスルを歴任(「a. 205」に殺害)したC. Fulvius Plautianus *c(larissimus) v(ir)*<sup>(71)</sup>が残した、《OP・DOL・EX・PRC・[Ful. Plau]T・PR・PR // C・V・COS・II・FIG・[Do]MITI》(160)が、正確な時期をわれわれに教えた私的所有主の最後であった。

以上の作業が踏まえられるならば、次のことはもはや自明であろう。即ちアントーニーニ一期もまた、私的地所所有主の大半が貴顕身分によって占められ、奴隷・解放奴隷の労働諸力に依拠した生産の構造面に於てもまた、トラヤーヌス・ハドリアーヌス期と同一線の延長上にあったこと、だが併しその数はもはや比較にならず、同時期に入るや否や開始される減少の上に、アウレーリウス期の私的所有主数は激減し、以後さらなる減少傾向を示したことである。「商品」としての>opus doliare<の生産に対して全く同一の関係を銘文に拠って示したローマ皇帝もまた同様に、ハドリアーヌスを頂点としてピウスの下で地所数の減少を示した。これに対してアウレーリウスに至って事態は一変する。私的所有主数の激減とは裏腹に、歴代諸皇帝中最大のfiglinae所有主として現れたからである。この事態に何が意味されたか。もしローマ皇帝権の質的变化に連なるとすれば、ことは重大である。

問題のさらなる明確化のために、銘文に拠る事実関係の確認を急ごう。

即ち、土地所有主として直接的な利害を表示したローマ皇帝の呼称に看取されねばならない変化である。トラヤーヌス以来略々定式的に使用された「わがカエサル」‘Caesar noster’、及びアウレーリウス～コモドゥス期に一般的であった「わがアウグストゥス」‘Augustus noster’乃至‘Imperator Augustus noster’と並んで、新たな呼称がセウエーリイ両帝の下で使用された。土地所有主としての「わが主」、*Dominus n(oster) L. Septimius Severus*(279), *D(ominus)n(oster) Antoninus Aug(ustus)*(688), *Dominus n(oster) Antoninus*(744)がそれである。だが併し、銘文上のこの新呼称は、セウエールスが最初では決してなかった。

《OPVS DOL EX PR[a]ED STATON COMM AVG // DOMIN N EX FIG MADISP》(541a)<sup>(72)</sup>.

《OPVS DOL EX PR[a]ED STATON //// AVG // DOMIN N EX FIG MADISP》(541b).

紛れもなく同一母型による、併し一方は《COMM》が削除(明らかに意図的に)された<sup>(73)</sup>この両者に見える、*praed(ia) Staton(iensia)*<sup>(74)</sup>の所有主コモドゥス、*Comm(odus)*

*Augustus Domin(us) n(oster)*が、管見の及ぶ所最初の皇帝であった<sup>(75)</sup>。それと共に‘Caes. n.’が銘文から姿を消した。年代特定は不能だが、同コモドゥスの《EX PR L AVRELI CAES N OPVS DOL》(740) = *ex pr(aedis) L. Aureli [Commodi] Caesaris n(ostris)*が最後であり、以後は‘Dominus noster’, ‘Dominus noster Augustus’を専らとした<sup>(76)</sup>。

もし然りとすれば、この両事実、即ち一方ではアントーニーニー期に入って進行する私的  
所有主数の減少、とりわけ2世紀後半に於ける激減とそれに表出された私的商品生産の総体的な  
落ち込み、他方ではアウレーリウスの下での*figlinae*所有の集積、次いでコモドゥスを  
最初として以後セウエーリ両帝に於ける皇帝呼称の変化は、如何に理解すべきなのか。

これに対して直接な解答を用意したのがH. J. ローン(Loane)であった。即ち、(1)ピウス、  
アウレーリウス両皇帝はローマ近郊の「瓦窯」(brickyards)を「私的市民」として所有し、  
従ってそれらは両皇帝の「私物」(*res privata*)を構成した、(2)併し2世紀末、皇帝家の交  
代の結果、「私的地所」は「帝室領地」(*imperial estate*)に編入され、セウエールスは大々  
的な収奪(*confiscated in great numbers*)によって「富裕市民の瓦窯」をそれに加えた、(3)  
この結果生産そのものが事実上「国家独占」(*practically a state monopoly*)になった、と  
する解釈である<sup>(77)</sup>。この解釈は勿論、ローン独自のものでは決してない。「商品」として  
の*opus doliare*の生産それ自体に関して言えば、それが成立の当初から「貴族・騎士・皇  
帝及び皇帝家」に独占され(J. マルクァルト)、「国家及びイムペリウム大オイコスの独  
占物」(F. M. ハイヘルハイム)であった等々、19世紀以来の諸学説を踏まえたことは言  
うまでもなく<sup>(78)</sup>、近年の経済史諸学説もまた基本的にはそれに連なった<sup>(79)</sup>。

併しそれにも拘らず、われわれが先に明らかにした2事実それ自体からして、ローンのこ  
の解釈には疑問がないわけではない。但しここでは専ら、銘文に看取され得る事実関係(そ  
れ故にまた*opus doliare*生産及びそれを担った大土地所有制の経済史的処理)だけが問題  
であり、セウエールスを「画期」(‘*erst mit Severus*’)とするローマ皇帝権そのものの質的  
変化(Th. モムゼン)<sup>(80)</sup>なる国法史上の問題にまで踏み込む必要はない。

その第一点は、‘Caes. n.’, ‘Dom. n.’両者が銘文に表示した土地所有及び生産への関与の仕  
方である。前述の如くカラカラ帝を最後として、以後約1世紀間の完全な空白の後、ディオ  
クレティアヌス期に至って皇帝銘が再び現れるが、それらは次の銘文をもった。

《REI // PVB》(1547) = *rei pub(licae)*, 《OF • BVC • S • P •》(1554) = [*ex*] *of(ficina) Buc(coniana) s(ummae) p(rivatae)*, 《S P C // OF • PVL》(1626) = *s(ummae) p(rivatae) C(aesaris) of(ficina) Pul( )*, 《OF • TEM • S • R • FIS》(1633) = [*ex*] *of(ficina) Tem(pesiana) s(ummae) r(ei) fis(ci)*, 《R • S • P // OF • TER》(1643) = *r(ei) s(ummae) p(rivata) of(ficina) Ter(entiana)*<sup>(81)</sup>。

併し、上掲の諸例における‘Dom. n.’の如何なる事例にも、このような帰属を個別に表示した  
例<sup>(82)</sup>は見当たらない。*fig. Arri Antonini*によって私的所有主の一人として現れたピウス所  
有地所の、*praedia Imp. Antonini Aug.*への組み込み、あるいは《OP • DO • EX • FIG • FVLIVIANIS  
// LVCILLAE • N •》(223a), 《OPVS DOL EX PRAE AVREL CAES N // EX FIG FVLSVCES SER》(225)

に明らかなアウレーリウス帝母所有地、*fig. Fulvianae*の同帝への遺贈による *praedia Aurelii Caesaris n.* への変化に暗示されたのは、皇帝所有に帰した地所それ自体並びに奴隷を含む *opus doliare* の生産施設が、私的皇帝資産 (*patrimonium Caesaris*) を構成したことである<sup>(83)</sup>。併し、‘*Caes. n.*’, ‘*Aug. n.*’ 例に於てそれが表示されることもなかった。従ってこの限りに拠って言えば、トラヤヌス～コモドゥス間の諸皇帝に貴顕身分の私的土地所有、並びに直接生産の労働諸力を擁した生産への関与の仕方と本質的に同一の態様しか看取され得なかったのと全く同様に、‘*Dom. n.*’ を専らとしたセウエーリー両帝にあってもまた、‘*praedia Domini n. L. Septimi Severi Aug.*’ (279) が縦んば「皇帝私庫」 (*res privata Caesaris*)<sup>(84)</sup> を構成したとしても、生産への関与の仕方そのものは私的所有の貴顕身分と並存的に ‘*Caes. n.*’ 及び ‘*Aug. n.*’ の延長線上に存続した、とせねばならない<sup>(85)</sup>。

ローン説に対する今一つの問題は、「富裕市民」の瓦窯に対するセウエールスの「大収奪」である。SHA. *Sev.* XII, 1–XIII, 9に於ける元老院議員身分の大量殺害と収奪にも拘らず、セウエールスが確実に所有主として関与の痕跡を残したのは、‘*praedia Liciniana*’ だけではしかなかったからである。而もこの地所は、既述の如くドミティウス家とアウレーリウスの所有下にのみ現れ、皇帝所有地のセウエールスへの組み込みは推測され得ても、私的市民所有地の「収奪」になるものでは決してなかった。さらに皇帝個人名を欠いて、‘*Dom. n.*’, ‘*Dom. n. Aug.*’ のみで所有関係が示された地所は、名称を持つ限りで計9箇所を数え<sup>(86)</sup>、もしこの全てがセウエールスに帰属したと仮定しても、6箇所の *figlinae* は既にコモドゥスまでの諸皇帝の所有下にあった。他の3箇所 (*fig. Domitianae, Veteres, Favoriana*) の内、*fig. Favoriana* は ‘*Dom. n.*’ (212), ‘*Dom. n. Aug.*’ (213) 乃至 ‘*Aug. n.*’ (214), ‘*Aug. nn.*’ (215–20) の皇帝以外に所有主は現れない。これに対して *fig. Domitianae, Veteres* の両者だけは、‘*Dom. n.*’ の他に私的所有主 (前述の C. Fulvius Plautianus) が知られた。この事実を以てすれば、「収奪」の結果としての「国家独占」なるものは到底語られ得ない。何れにしても、*opus doliare* の生産の地所に関する限りに拠って言えば、セウエールス、カラカラ両皇帝の下に知られた地所総数10は、もはやアウレーリウスとは比較にならなかった。

そうではなくして、決定的に重要だと見做されねばならないのは、私的所有主の時期的な数量推移、即ち、ピウス期に入るや否や開始された減少傾向がさらなる進行を重ね、セウエーリー期に知られたのは、不確実なものを加えても僅かに三名だけでしかなかったことである。ハドリアヌス期に殆ど大部分が貴顕身分で占められた、私的商品生産の地所所有主の多数存在そのものが二世紀末のセウエールスによる皇帝位の篡奪以前に、既に事実上語られ得なくなっていた。従って皇帝手中への土地所有の「集積」の事実それ自体からすれば、コモドゥス/セウエールス間の皇帝家の交代ではなくして、*opus doliare* の生産そのものが後退を開始したアントニーニー期、私的所有主数の激減をその背後に伴ったピウスとアウレーリウスとの間に画期が設定されねばならないであろう。

だが併し、皇帝所有に関して確実かつ安全に言い得るのはここまでである。専ら経済史上の課題として処理した銘文の蒐集と分析は、さらにそれを越えて、ローマ皇帝権そのものに

対する新たな問い直しの必要を提起することになるからである。即ち、アウレーリウスの下で土地集積が実現され、次いでコモドゥスの下で他ならぬ「土地所有主」としての表示に‘Dominus noster’が初めて現れ、この呼称はその後、セウエーリー両帝の下で専らとされたことがそれである<sup>(87)</sup>。併し皇帝呼称それ自体に限って見ても、‘Caesar noster’と‘Augustus noster’との用語法上の相違<sup>(88)</sup>に次いで、もし‘Dominus noster’が皇帝権変質の徴表を意味したとすれば、コモドゥスに於ける用語例、初出時期とその妥当領域に関する検討を必要とするなど、問題は既に「ローマ皇帝権」それ自体の完全な別問題であり<sup>(89)</sup>、ここでは古典諸史料に現れない新事実の掘り起こしだけで差当り多とされねばならない。

以上、ローマ、オスティアに集中的に、併しカルターゴあるいはアフリカのウィラ遺構を初めとして遙か遠距離の地にもまた現れる、イタリア中央部起源の>opus doliare<に略々規則的に残された銘文に、‘ex praedis N huius’の定式によって>figlinae<所有主として現れたローマ貴顕身分・皇帝及びその夫人達に関する銘文蒐集と分析は、かくして、次の帰結をもたらすことになる。

その第一は、疑いもなく商品としての>opus doliare<の生産に示された、すぐれて貴族的な性格であった。所有主の中には、人物の特定手段を全く残さないばかりか推定さえ不可能な者が多々含まれ、このために、検討は社会的帰属が明確な所有主だけに限らざるを得なかったが、この結果は次の如くであった。皇帝解放奴隷(Augusti lib.)を初めコグノーメンから推して間違いなく解放奴隷であったものもまた、>figlinae<設置の地所所有主として現れたが、その数は極く少なかった<sup>(90)</sup>。ローマ騎士身分もまた決して多いとは言えなかった。これに反して、所有主の最大多数を占めたのは、屢々「貴顕」*c(larissimus) v(ir)*, *c(larissima) f(emina)*の語によって自己の政治的社会的地位を自ら銘文に示した貴族身分であった。而も、‘praedia N’=‘figlinae N’の用語法に明らかな如く、数箇所乃至時として十数箇所及び複数瓦窯の所有には、紛れもなく「貴族的大土地所有」そのものが表現された。但しここから直ちに、従前の諸学説の如く、ローマ貴族の営利不関与原則を前提として、土地所有との結節の故にかれらには「相応しい」と見做された「例外的」な工業を理解し得るや否やは差当り別問題とされねばならない<sup>(91)</sup>。

ローマ皇帝の‘Caesar n.’, ‘Augustus n.’乃至‘Imperator Caesar n. Augustus’としての土地所有は、最初(トラヤーヌス)から最後(カラカラ)まで他の私的貴族所有と並存関係にあり、生産に対する直接的な利害関係のみならず奴隷・解放奴隷を労働力とした生産の内的構造に於てもまた、同様であった。とりわけ皇帝地所と私的貴族地所との間に見られた労働諸力(officinatores)の移動(後述)、皇帝・夫人両者による同一地所と奴隷に対する共同所有は、この並存関係、及びそこに示された皇帝所有の、本質的には他ならぬ貴族的な土地所有の直截的な一表現であった。併しその数量関係では、若干様相が異なった。土地所有の純粹に数量的な関係だけに拠って言えば、トラヤーヌス、ハドリアーヌス、ピウス3皇帝に於ける増減は貴族数のそれと一致した。併し既にピウス期に現れた私的所有主数の減少の上に、アウレーリウスの下でより一層の進行と並行して皇帝手中への集積が見られた

〔92〕。次いでコモドゥスが地所所有主として 'Dominus n.' を銘記したのに続いて、この表現はセウエールス、カラカラ両皇帝に専らとされた。だが併し、このことに暗示されたローマ皇帝権の質的变化そのものは別問題として、差当り銘文から読み取れる諸事実それ自体に拠って言えば、少なくとも地所所有主としての生産への関与と生産の内的構造に関して、それ以前の諸皇帝及び同時期に並存的な貴顕身分のそれとの間に本質的と呼び得るに足る態様の如何なる相違も検出され得なかった。従ってこの限りでは、消極的にはあるが、アウレリウスのみならず 'Dominus n.' の諸皇帝に於てもまた、その所有下にあった >figlinae< には「貴族的土地所有」が妥当され続けた、とせねばならない。

第二は、「商品」としての >opus doliare< 生産の時期的推移であった。>figlinae< 所有者数並びに個々の銘文事例の数量から言えば、1世紀末から2世紀最初の4半世紀の間が最繁栄期であり、その後アントーニーニ期に入って減少傾向が進行し、3世紀20年代以後までは生き延びなかった。従ってこのことはまた同時に、首都ローマを中心にして建築材需要に具現化されたイタリア経済の、2世紀後半以後、とりわけ2世紀末・3世紀初に至って決定的となった一般的沈滞乃至衰退（大胆さを怖れず敢えて一般化して言えば、ローマを初めイタリア「都市」一般の経済的な求心力の弱化と喪失）の一断面を最も直接的に証言することになる。而も2世紀後半～3世紀前半のこの時期たるや、（別稿で明らかにされるであろう如く）前2世紀以来、果樹栽培を中心に奴隷労働によって担われ続けたイタリアのウィラが相次いで姿を消し去った時期であった。

だが併し、銘文による手懸かりはこれを以て消え去ったわけではない。約1世紀の空白の後、再び皇帝銘が現れるからである。恐らくディオクレティアヌス期の各両皇帝を指した《OFF CR AVGG・ET・CAESS・NN》(1564)〔93〕、及び帝国最末期の4皇帝（コーンスタンティヌス、コーンスタンス、ウァレンティニアヌス、アルカディウス）〔94〕が即ちそれである。併しそれらはもはや散見的でしかない。



註

- (1) 顕彰碑・神殿奉建碑・里程標碑・墓碑等々の碑文諸史料を駆使したW. エックのプロソポグラフィ研究(但し>opus doliare<の銘文は視野外に置かれた)が明らかにしたのは、「2世紀中葉以後」に於ける<C. V.>,<C. F.>の頻繁化であった。Eck, W., 'Sozialstruktur des römischen Senatorenstandes der hohen Kaiserzeit und statistische Methode', *Chiron* III(1973), 378. Vgl. id., 'Ergänzungen zu den Fasti Consulares des 1. und 2. Jhdts n. Chr.' *Historia* XXIV/2(1978), 324-44. 共和政末期の同用語例に関しては、Gelzer, M., 'Die Nobilität der römischen Republik', *Kleine Schriften* I (Wiesbaden 1962), 50-53参照。
- (2) Dressel, H., comm. ad n. 330. Vgl. RE. II/2, 1588, *Asinius* Nr. 20 (P. von Rohden); Degra-ssi, A., *I fasti consolari* cit. 29. P. セテーレはドレッセルの特定に加えて、就任年は不詳だがハドリアヌス期にコーンスルに就任 (a. 125-130の間に) した同名の子の可能性を付け加える。Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire. A Historical and Prosopographical Study of Landowners in the District of Rome*. Diss. Fennicae (Helsinki 1977), 70-2.
- (3) RE. XX/1, 42f., *Plautius* Nr. 50 (R. Hanslik).
- (4) *Ibid.* XXI/2, 2343, *Pomponius* Nr. 60 (R. Hansik).
- (5) C. VI, 2074=ILS. 5035; C. V, 8309; IX, 1455; XII, 1839; SHA. *Hadr.* III, 1. Vgl. RE. II/2, 1450, *Articuleius* Nr. 3 (P. von Rohden); PIR<sup>2</sup>. A 1177; Setälä, P., *op. cit.* 69.
- (6) Plin. *Ep.* IV, 9. Cf., Garzetti, A., *From Tiberius to the Antonines* (London 1974), 34-6-7; RE. VIII/1, 676, *Herennius* Nr. 36 (E. Groag); PIR<sup>2</sup>. H 119.
- (7) RE. III/2, 1502-3, *Canusius* Nr. 1 (E. Groag); PIR<sup>2</sup>. C 402. ノーメントゥム (Nomentum) 近郊の街道沿い (via Nomentana) に残る碑銘、《Q. Canusius / Praenestinus / maceriam et ol/laria libertis / libertabusque / suis fecit.》(C. XIV, 3832=ILS. 7940) に、解放奴隷(男女)のために囲壁を擁した墓所を建設した Q. Canusius Praenestinus が知られ (H. Dessau, comm. ad n. 7940 は、この人物に「ピウス期のコーンスル (cos. suffectus)」を特定する)、>opus doliare<銘が当該人物と同一人であったとすれば、もしかすればかれの地所はこの地にあった、とする推定が可能になるが、憶測を出ることはない。
- (8) SHA. *M. Anton.* I, 8.
- (9) 但しアウレーリウスが母 Domitia Lucilla から遺贈された地所に対して、夫人 Faustina Augusta が共同所有主として関与 (後述) したのと同様に、夫妻が共同所有権者として銘文を残したこの地所が、「夫に劣らない」ように母 Domitia Lucilla が Annia Faustina Cornificia に与えた嫁資 (id. IV, 7) であったか否かまでは定かでない。当該の [C.] Ummidius Quadratus 及びその子 (アウレーリウスの甥) M. Ummidius Quadratus については、Setälä, P., *op. cit.* 206-9 参照。
- (10) SHA. *Hadr.* XXIII, 11. Vgl. RE. III/2, 1830-1, *Ceionius* Nr. 7 (P. von Rohden).

- (11) 《Ti. Claudio / Liviano pr. pr. , / amico optimo.》(C. VI, 1604=ILS. 1323).
- (12) SHA. *Hadr.* IV, 2: 'utebatur Hadrianus amicitia...ex equestri autem Attiani...et Liviani et Turbonis'. Vgl. RE. III/3, 2729, *Claudius* Nr. 207 (A. Stein).
- (13) Tacit. *Ann.* XIV, 51. Vgl. RE. VI/2, 1963-4, *Faenius* Nr. 1 (A. Stein).
- (14) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」『史淵』CX(1973) 91頁(第一章第二節)。
- (15) Plin. *Ep.* IV, 3; SHA. *Ant. Pius*, I, 3-4. Vgl. RE. II/1, 1254, *Arrius* Nr. 9, 10 (Rohden); ibid. 1259, *Arria* Nr. 44 (Hoefler); Eck, W., *Senatoren von Vespasian bis Hadrian: prosopographische Untersuchungen mit Einschluß der Jahres- und Provinzialfasten der Statthalter* (München 1970), 8, 35, 63, 108, 125, 210.
- (16) Plin. *Ep.* II, 111. Vgl. RE. III/2, . 2731, *Claudius* Nr. 213 (Groag).
- (17) 両者の関係はヴェローナの一碑銘、《Claudiae / Ti. f. Marcellinae / Bellici Sollertis / cos. , / M. et Q. Hortensi / [P]aulinus et Firmus》(C. V, 3338=ILS. 1031)に知られる。但し、Bellicius Sollersのコーンスル就任年は定かでない。Degrassi, A., *I fasti consolarici* cit. 158は、「トラヤーヌス期?」として収録し、Setälä, P., *op. cit.* 77は「恐らく」<cos. suff. a. 106>であったと推定したが、それ以上の踏み込みは不必要であり、ここではこの人物が騎士身分の出であり(C. V, 3356=ILS. 2710)、プラエトル(Plin. *Ep.* V, 4)、コーンスルを歴任し、Ti. Claudius Marcellinusの娘を妻としたことが知られるだけでよい。RE. III/2, 2893, *Claudius* Nr. 424 (Groag); PIR<sup>2</sup>. B 103; Pflaum, H. -G., *Les carrières procuratoriennes équestres sous la Haut-Empire romain* I (Paris 1960), 160-3.
- (18) 筆者は、銘文に現れる自由乃至不自由身分の構成労働力と>figlinae<名称(地所所有数)を基準にして所有主の洗い出しを図ったが、それを逐次列挙するのはあまりにも煩雑であり、この作業を踏まえた結果を数字で示すことだけで充分であろう。この基準に拠って得られた所有主は、筆者の集計ではトラヤーヌス~カラカラの間に計97名を数え、この内、古典諸史料・碑文によってコーンスル就任乃至元老院議員身分が直接的に確認されるかまたは間違いなしに元老院議員選出の家柄に属したと思われる者は半数以上の51名の多きを数えた。女性を所有主とした事例もまた同様であり、『ドミティウス氏』と皇帝夫人を別にして所有主は32名を数えたが、この内の22名は、コーンスルかまたは元老院議員を夫乃至父に持った。Setälä, P., *op. cit.* 250-6の集計も略々同様であり、かれは筆者の基準とは異なって全所有主を洗い出し、総数162名(併しこの中には、明らかに>officinatores<として機能し乍ら単独銘を残した解放奴隷が混入されるなど、この数字は疑問である)の内、确实乃至恐らく元老院議員身分(男女)は計79名に及んだ、とする。
- (19) 管見の及ぶ所では、次の9名がそうである。但しここでは、当該人物に対するローマ騎士としての確定作業は省略する(括弧内の数字はC. XVに於ける銘文の収録番号)。T. Claudius Celsus (392-4), Claudius Livianus (559, 932), L. Cusinius Messalinus (957-8), C. Curiatius Cosanus (96-102, 106, 111), M. Iunius Rufus (683), C. Lusius Modestus (

- 1255-6), Q. Marcius Hermogenes (1278), M. Petronius Mamertinus (523), M. Rutilius Lupus (31).
- (20) 《EX FIC DOMITIAE DOMITIANI SVLPIC//PAETINO ET APRONIA//COS》(548=a. 123), 《PAET·ET·APR·COS·EX·PR·//DOMITIAE·DOMIT》(553=a. 123). 従ってドミティアース夫人 Domitia Domitiani の〈SVLPIC〉=*[fig.] Sulpic(ianae)* に拠る生産への関与は、ハドリアース期であった。Cf., Dressel, H., prooemium ad *fig. Sulpicianas*, p. 158.
- (21) 《IMP·CAES·NER·TRA·AVG//EX·FIGL·MARCIANIS//C·CAL·FAVORIS》(312), 《C·CALPETANI·FAVORIS//EX·FIGLI·MARC·DOLIA//IMP·CAE·TRA·AVG》(314). ドレッセルは ‘fig. Marcianae’ の名称由来に関して、トラヤーヌスの妹 (Marciana Traiani soror) 乃至 ‘Marcius’ (氏族名) に由来する、とする両推測を註記するが、何れとも決めかねている。Dressel, prooem. ad *fig. Marcianas*, p. 92.
- (22) 《DE QVINTIANIS·IMP·TRAI//CAE·AVG·GER·DAC》(439), 《TRAIANI·AVG·G·D·QV·INTIANAE//ONES》(440)=*Traiani Aug(usti) G(ermanici) D(acici) [fig.] Quintianae Ones(simus?) [fecit]*. コーンスル年は欠落するが、トラヤーヌス帝の添名 ‘Dacicus’ (‘Germanicus’ = a. 97) からして、「a. 102秋」以後に属した。Longden, R. P., ‘The Wars of Trajan’, *Camb. Anc. Hist.* XI (1969<sup>2</sup>), 229; Garzetti, A., *op. cit.* 325; Kienast, D., *Römische Kaisertabelle: Grundzüge einer römischen Kaiserchronologie* (Darmstadt 1990), 123. なおドレッセルは、fig. Quintianae が設置された地所 ‘praedia Quintanensia’ の所在を、ラビーキーのクイーンターナエ近くに推定した解釈を承認する。Dressel, H., prooem. ad *fig. Quintianas*: ‘praedia Quintanensis in his tegulis memorata praedia fuisse in agro Labiciano posita prope Quintanas recte monuit FABRETTIVS’.
- (23) SHA. *Hadr.* II, 10. Vgl. Kienast, D., *a. a. O.* 126.
- (24) 《D·P·SVB·ORTA//IMP·CAE·NE·T·AVG//GER·DAC·Q·C//L·LAB·BARS》=*D(e)p(raedis) Sub Orta(nis) Imp(eratoris) Cae(saris) Ne(rvae) T(raiani) Aug(usti) Ger(manici) Dac(ici) q(uae?) c(onduxit?) L. Lab(erius?) Bars( )*.
- (25) 《EX·FIGLINIS·CAESARIS·N//CAMILLIANIS》. Dressel, H., comm. ad n. 115: ‘CAESAR N. est Hadrianus’.
- (26) C. X, 899=ILS. 6395; Tacit. *Ann.* VI, 1; id. XII, 52; Suet. *Otho*, 2. Vgl. RE. II/2, . 1264-5, *Arruntius* Nr. 14 (Rohden).
- (27) 《ARRVNTIAE·CAMILLAE//CAMILLI·F·CAMILLIA》(112), 《PRIMITIVS·ARRVNTIAE//CAMILLI·F·CAMILLIA》(113), 《[Ar]RVNTIAE·CAMIL//CAMILI·F》(114).
- (28) 《C·CALPETANI·FAVORIS·D·EX·FIG·CAE·N//PAETIN·ET·APRONIAN//COS》(317). 製造年からハドリアースに属したことは確かだが、この銘文には名称が欠落する。《C·CALPETANI·HERMET·D·EX·FIG·CAE·N//PAETINO·ET·APRONIAN//COS》(319)も同様である。併し前者の C. Calpetanus Favor は、トラヤーヌスの ‘fig. Marcianae’ に現れ (註(21)参照)、後者の C. Calpetanus Hermes もまた、製造年欠落の《EX·FIG·MARCIANIS·CAES·N·DOL//C

- CALPETANI HERMETIS) (318)を残しており、「a. 123」時点での「皇帝所有地所」とは疑いもなく‘fig. Marcianae’であった。‘fig. Subortanae’もまた、同一年(a. 123)の事例に現れる。《DE CAES SVBHORT FL · HALOTI//APR · ET · PAET · COS》(543)。
- (29) 《EX FIG CAE N MVCIA FIG M LVRI VALENTIS//SERVIANO III ET VARO//COS》。
- (30) 《DOL · EX · F · OC · CAE N · C AQVLI · APRIL//GLABR · ET · TORQAT//COS》(358), 《EX F OCEAN · OP · DOLIAR · CAES · N》(363)。(他例も同様であり、列挙は不必要。)
- (31) 《L BRVTTIDI AVGVSTALIS FEG OP DOL//EX FIG OG M CAE N PAET//COS》(373), 《L · BRVTTIDI · AVGVSTALIS OPVS//DOL · EX · FIG · OCEA · MIN//CAE · N》(374) et al.
- (32) 《HIB · ET SISEN COS · PEDVC · LVPVL//EX FIG · RHODIN · CAES N》。
- (33) 《SER [III et I]VARO EX FIG CAES N SEPTIMIAN FIG//RAVSIO PRIMO//COS》(536a), 《SER III ET VARO EX FIG CAE N SEPTIMIAN FIG//RAVSIO PRIMO//COS》(id. b)。
- (34) 《NIGRO ET CAMERINO COS SVL//EX FIGVLIN CAES N》(567)。「SVL」のディヴェロッパ、‘Sulpicia(nae)’はn. 568:《OP · SVLPICIA》によって可能である。
- (35) Claudius Liberalis(559), A. Villius Alexander(560-1), Villius Aug( ) (562), M. Vinicius Pantagathus(563),
- (36) 註(14) · (15)参照。
- (37) 《EX · FIG · ARRI · ANTONINI//CAEPIONIANA SERVIAN//III ET · VARO · COS》(a. 134), 《EX FIG · FVL ANT CAEPIO BRV BAS//SERVIANO III ET VAR//COS》(a. 134)。
- (38) ‘fig. Caepionianae’に知られるのはこの「a. 134」が最後であり、その後ローマ皇帝としてのピウスのみならず、その他如何なる私的所有主も銘文を残していない。
- (39) 《EX PR IMP ANTONINI AVG EX FIG AB EVRIP//OPVS SATRINI FORTVNATI》。
- (40) ‘fig. Caepionianae’の場所推定に関しては、Helen, T., *Organization of Roman Brick Production in the First and Second Centuries A. D. :an Interpretation of Roman Brick Stamps* (Helsinki 1975), 80-82参照。
- (41) 付加語を伴ったこのようなfiglinaeの構成は、同時に他ならぬ「地所」それ自体の問題であり、検討は別稿に持ち越される。拙稿「1世紀後半ー3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(2)」『歴史学・地理学年報』XI(1987) 56-7頁。
- (42) 《EX · FIC · OCEA · MAI CAES · N OP · DO//Q · PERVSI · PVDE》(368), 《EX · PR · CAES · OP · DOL · Q · P · P//TORQ ET · IVL COS》(369=a. 148)。この両者の一方がコーンスル年、他方が名称を欠くが、同一の自由人労働力*Q. Perusi Pude(ntis)*, *Q. P(erusi) P(udentis)*によって生産が担われたことからして、この‘Caes. n.’, ‘Caes.’は確実にピウス帝を指した。
- (43) 《EX PRAED M AVRELI ANTONIN//OP DOL NVMER IVST》。この銘文には地所名が欠落し、アウレーリウスは皇帝呼称欠落の私的所有主としてのみ現れるが、《OPVS · DOLIARE · EX PRAED · AVG · N · FIGLIN//DOMITIANAS · MINORES · //NVMERI · IVSTI》(176)によって、*fig. Domitianae minores*を擁したこの地所が‘Aug(ustus) n(oster)’としての皇帝所有に移されたことが判明する。

- (44) 《OPVS DOLIARE EX PRAE AVREL CAES N//EX FIG FVL SVC[c]ES SER》.
- (45) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」78-9頁参照。
- (46) 当該銘の摩滅部分は、トリポリ近郊のローマ=ウィラに使用されていた、ローマ例と全く同一の印字母型によるタイル銘、《*Opus dol(iare) ex pr(aedis) Aureli Caes. et Faus/tinae Aug. Mai serui*》(AE. 1967, n°538f.)によって補填され得る。なおこのローマ、トリポリ両例には地所名が欠落しているが、奴隷*Maius*が共通して現れる、夫人単独所有下の《EX PRAE FAVST AVG EX FIGL//TERENTIAN MAI SER》(621)によって容易に知られる。
- (47) SHA. *Ant. Pius* I, 7; X, 2; id. *M. Ant.* I, 8; VI, 6; XX, 7. Vgl. Kienast, D., *a. a. O.* 141.
- (48) これらの銘文から知られるのは、夫人Annia Faustina Augustaがアウレーリウス帝と共に、同一地所と奴隷に対する共同所有主として>opus doliare<の生産に直接的な利害を持ったことであるが、この他さらに、*Caniniana*(133-4), *Domitiana maiores*(161), *Domitiana m(?)*(186), *Terentiana*(註(46)参照)では、単独所有主としての銘文を残した。
- (49) 《EX PR IMP M AVRELI ANTONIN EX FIG//NOIS<sup>(sic)</sup> OP DOL CALXI CRESCENT》.
- (50) 《IMP・M・AVR・ANTONIN・AVG・OPVS DOLI//ARE・EX・FIGVL・PUBLILIAN》. この地所名は、1世紀前半のFlavia Seia Isaurica(421)と同世紀中葉のFlavius Aper(422-3)に現れた後、Imperator M. Aurelius Antoninusの所有に帰した。
- (51) 《EX PRAED FAVSTINAES・AVG OPV//DOL EX FIG・DOMIT//MA//IOR》. 従って当該銘はFaustina Augustaに関わるものであり、アウレーリウスの関与例は知られないが、《OPVS DOL EX F DOMIT MAI//PR[a]ED COM AVG N》(162)に明らかな如く、次帝コモドゥスによって継承された。
- (52) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」75頁参照。
- (53) 先に明らかにされた如く、この地所はアウレーリウス帝母Domitia Lucilla minorの所有下に現れた後、同帝夫人の下で銘文(註(48)参照)を残した。《EX PR FAVST AVG EX FIC CANINIA//OP DOL BRITTIDI PRISCINI》(133).
- (54) H. J. ローン (Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome* cit. 104) は、父母、ピウス及びC. Curiatius Cosanus, T. Tutinius Sentius Sabinusから遺贈されたアウレーリウス帝所有の「製造所」として、*fig. Caepioniana*, *Caniniana*, *Domitiana*, *Fulviana*, *Furiana*, *Germanica*, *Liciniana*, *Muciana*, *Oceana*, *Ponticulana*, *Pot( )*, *Publiliana*, *Sef( )*, *Terentiana*を挙げた(従って計14)。併しこの内の2箇所、‘fig. Furiana’と‘fig. Pot( )’については、異を唱えざるを得ない。というのは、前者に所有主銘を残したのはQ. Aburnius Caedicianus(227-34=a. 123-140)と時期不明のValeria Poll(a)(238)だけであり、アウレーリウスがこの地所を入手した痕跡は何処にも見当たらないからである。Q. Aburnius Caedicianusの人物特定をめぐる論議については、Setälä, P., *op. cit.* 43-7参照。《OPVS DOLIARE EX PR[a]ED・AVG・N・FIGL//POT・LICIN・FELICISS・》(413)の銘文例(5 ex.)だけしか残されていない後者もまた問題がある。〈POT〉

=<P0(n)T>の可能性(Dressel, H., prooem. ad *fig. POT*)からすれば、独自の地所名称と見做すことさえ疑問である。

(55) 《OP・D・EX・PR・IMP・COM[m]O・AVG F CAN// RVTILI SVCCCESS》(135), 《OPVS DOL EX F DOM[i]T MAI// PR[a]ED COM AVG N》(162), 《EX PR L AVR COMM AVG EX FIG OC MIN// A TONTIO BARBARO OP DOL》(380), 《OPVS DOL EX PR[a]ED COMMODI// AVG・N・LANI FESTI》(402), 《OPVS DOL EX FIGL TEREN COMM// AVG L LANI CRESCENT》(623).

(56) コモドゥスが所有主として現れたこの「地所」は、その名称からして、疑いもなく葡萄栽培地としてもまた知られたエトルーリア南部(Plin. *N. H.* III, 52; XIV, 67)のスタトニア(Statonia)に位置した。併しVitruv. *De arch.* II, 7, 3に‘praefectura Statoniensi’として知られたスタトニアの所在はなお特定されていない。因みに近年の考古情報を網羅したStillwell, R. (ed.), *The Princeton Encyclopedia of Classical Sites* (Princeton 1976)には記載項目が見当たらない。W. V. ハリスは、フィオラ川(Fiora:Armenta)沿いの現ポッジョ・ブコ(Poggio Buco) (G. Pellegrini, G. Matteucig, M. Pallotino)乃至カストロ(Castro) (J. B. Ward-Perkins, T. Lotti, F. Rittatore)を推定した先行学説の再検討を図り、前者で発見された新事実、エトルスキー語>statones<の刻文をもつ投石弾に着目して、ポッジョ・ブコを推定し、P. A. ブラント、E. ルオフ=ヴェーネーネンもまた同解釈を採った。Harris, W. V., *Rome in Etruria and Umbria* (Oxford 1971), 150-1; Brunt, P. A., *Italian Manpower, 225 B. C. - 14 A. D.* (Oxford 1971), 351; Ruoff-Väänänen, E., ‘Civitas Romana: Areas in Etruria before the Year 90 B. C.’, in: Bruun, P., Hohti, P. et al., *Studies in Romanization of Etruria* (Rome 1975), 59. なおスタトニアのローマ都市としての格、>praefectura<, >municipium<については、次の諸文献参照。Frank, T., ‘On Rome’s Conquest of Samnium, Picenum and Etruria’, *Klio* XI (1911), 379; Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic* (Rome 1960), 86 n. 21; Sherwin-White, A. N., *Roman Citizenship* (Oxford 1973<sup>2</sup>), 208-9.

(57) 事実、市場それ自体もまた同様であった。例えば皇帝個人名欠落の‘Caes. n.’によって、「皇帝所有」(コーンスル年からして躊躇なしにハドリアヌスを指した)を表示した地所生産の《C CALPETANI HERMET・EX・CAE N//PAETINO ET APRONIAN COS》(319=a. 123)は、《EX PRAED PLOT ISAVRICAE CAEP//T RAVSI PAMPHI》(68b)に拠って確実なディヴェロッパ、‘*T. Rau(s) Pamp(h)ili ex f(ig)linis P(lot)iae Is(aur)icae Caepion(ianis)*’が可能な、私的所有主(Plotia Isaurica)に関わる《T・RAV PAMP・EX・F・P・IS//CAEPION》(65)、及び皇帝位に就く以前のピウス(Arrius Antoninus)に関わる《EX・PR・ARRI ANTONINI//F・EVTYC》(93)と混在的に『オスティア街道』沿いの建造物遺構(後に『聖パウロ=バジリカ』として利用)の壁面建設に利用されており、‘Caes. n.’であれ‘Aug. n.’であれ、ローマ皇帝としての関与例が残したのは、他の私的所有主のそれとの市場の同一性であった。

(58) 註(8)参照。

(59) 註(9)参照。なおこの地所が、「夫に劣らないように」(ne inferior esset soror

marito)との配慮から母Domitia Lucillaが彼女に与えた嫁資(SHA. *M. Ant.* IV, 9)に含まれたか否か、銘文からでは定かでない。さらにSHA. *M. Ant.* VII, 4によると、アウレーリウスは妹の死後、その子M. Ummidius Quadratusに母の財産の一部を引渡したとされているが、管見の及ぶ所、後者は銘文を残していない。Vgl. RE. Supp. IX, 1831-2, *Ummidius* Nr. 5-6(Hanslik); Syme, R., 'The Ummidii', *Historia* XVII/1(1968), 95-8; Setälä, P., *op. cit.* 106-9.

(60) Frank, T., *Econ. Surv.* V, 78.

(61) 《OP FIG DOL EX PRAED LIC DOMINI N//L SEPTIMI SEVERI AVG》(279).

(62) Dressel, H., comm. ad n. 744: '*Dominus noster Antoninus non est Antoninus Pius, sed M. Aurelius Antoninus Caracalla et propter litterarum formam et propter signum solis quod bene convenit Severi filio*'.

(63) Loane, H. J., *op. cit.* 102: 'under Hadrian a peak in production was reached'.

(64) Q. Aburnius Caedicianus(227, 603-4)\*, L. Aemilius Iuncius(257), Agathyrsus Aug. lib. (464-5), M. Annius Verus(453, 478)\*, Arminius Cestianus(482-4), *Arria Fadilla*(76, 79-81, 87-90), Q. Asinius Marcellus(847-8), T. Claudius Celsus(393-4), Claudius Liberalis(559), T. Claudius Maximus(218), Cornelius Malliola(486), C. Curiatius Cosanus(96, 98-9, 106)\*, *Domitia Lucilla maior*(121, 266)\*, *Domitia Lucilla minor*(277, 1041)\*, *Domitia Longina*(548-9), *Favia Operata*(680), *Flavia Seia Isaurica*(12, 50-1, 208, 421, 652, 1418)\*, Flavius Posidonius(678), *Iulia Procula*(648)\*, Iulius Eutactus(487), L. Iulius Ursus(Bloch, *Suppl.* 148), Iunius Iulianus(490-4), Iunius Sulpicianus(1227-8), Oc(tavius?) Crestianus(485), *Plotina Augusta*(691-2), Q. Pompeius Paecius(?) (51), *Rupillia Faustina*(456-7), M. Rutilius Lupus(27-8, 348)\*, Q. Servilius Pudens(346)\*, T. Statilius Maximus(287)\*, L. Turr(anius?) Gal( ) (498), Tur(ranius?) Pr( ) (499), T. Tutinius Sentius Satrinus(103-5, 107)\*, G. T( ) T( ) (500-3), A. Villius Alexander(560), M. Vincius Pantagathus(563), V( ) N( ) (539-40). (\*印は複数地所の所有主、イタリックは女性所有主を示す。以下も同様。)

(65) Q. Aburnius Caedicianus(229=a. 140), Agathyrsus (Aug.) lib. (466-8=a. 150-152), *Domitia Lucilla minor*(618-9=a. 154; 1090a=a. 155), M. Flavius Aper(1144=a. 151; 209=a. 157)\*, *Flavia Procula*(1159=a. 140), *Asinia Quadratilla*(860-3=a. 141-51), *Cosinia Gratilla*(959-61=a. 146-7).

(66) Caecilius Iulianus c(larissimus) v(ir) (475), *Faustina Augusta minor*(45, 401, 622 et al.)\*, T. Pomponius Proculus et *Fundania Faustina*(520), Sabina Sabinella(354).

(67) *Aemilia Severa* c(larissima) f(emina) (427-33), M. Cassius Hortensius Paulinus(415-88), Flaccius Aelianus c(larissimus) p(uer) (434), Flavius Titianus c(larissimus) v(ir) (526-7), *Passenia Petronia*(419), Servilius Capito(532), Servilius Processus(142).

- (68) *Aemilia Severa*(256), C. Fulvius Plautianus(47, 160, 197, 206, 240, 406)\*.
- (69) Q. Canusius Praenestinus(913), *Iulia Lupula*(338), Q. Marcius Hermogenes(1278), M. Petronius Mamertinus(523), *Pomponia Q. f. Bassila*(1376-8), Q. Pomponius Musa(1375), C. Staius Capito(2197), *Stertinia Bassula*(2201-5).
- (70) *Annia Faustina Cornificia* et C. Ummidius Quadratus(731), L. Plautius Aquilinus(1368-9), Q. Servilius Pudens(1439), Terentius Iulianus(1468).
- (71) Cf., Birley, A. R., *Septimius Severus: the African Emperor* (London 1971), 294-6; Talbert, R. J. A., *The Senate of Imperial Rome* (Princeton 1984), 183; Setälä, P., *op. cit.* 122-7.
- (72) 文末の六字、〈MADISP〉はディヴェロップ困難である。ドレッセルは 'Ma( ) disp(ensatoris)' 乃至 'M. Adi Sp(erati)' の可能性を註記する。もし前者であったとすれば、皇帝の会計担当奴隷が生産に関与したことになるが、確定は出来ない。
- (73) Dressel, H., *comm. ad n. 541*: 'occiso enim Commodo, figulus—fortasse per breve tantum spatium imperii Pertinacis—tegulas eodem signiculo signare perrexit nomine imperatoris deleto'. もしドレッセルの推定が正鵠を射たとすれば、'Dominus n.' の初出例を提供するこの事例は、先ず間違いなしにコモドゥスの最晩年に属し、この内、n. 541bは帝の死後 (a. 192末)、ペルティナックス期 (併しこの治世は僅か三ヵ月) に属したことになる。従って当該例の時期推定は「a. 193初」。SHA. *Comm.* XVII, 2; *id. Pert.* XI, 1-13.
- (74) 当該地所の所在地に関しては、前掲の註(56)参照。
- (75) コモドゥスに於けるこの皇帝呼称が、首都ローマの 'Colonia Commodiana' への改称を初めとして、ローマ元老院が自らを 'Commodianus (senatus)', コモドゥスを「ヘルクレース」と呼び (Commodum Herculem et deum appellans), 'Hercules Commodianus', 'Liber Pater Commodianus' の名の下にコモドゥスがローマの新たな建設者として現れたこと (SHA. *Comm.* VIII, 6-9; Dio, XXII, 15, 6; *id.* 22, 3) —— 事実このことは《COL L AN COM》=trib. p. XV, Imp. VIII, cos. VI (a. 190), 《HERCVL ROMAN AVGV》, 《HERCVLI ROMANO AVGV》(Sear, D. R., *Roman Coins*, London 1988<sup>4</sup>, 1658, 1620A, 1641A. Cf., Cohen, H., *Description historique des monnaies frappées sous l'Empire romain* II, Paris 1892<sup>2</sup>, 34-40) の刻印をもつ鑄貨によって直接的に証言されるのだがさらにはまた、ローマ市民にもまた『コモドゥス』の名を冠し (SHA. *Comm.* XV, 5)、神と同様の礼拝を要求したこと (*id.* IX, 2: 'eique immolatum est ut deo') など、コモドゥスの所謂「神格化」(Selbstvergottung) に連なったことは言うまでもないが、既に問題はコモドゥスの皇帝権それ自体に関わるものであり、古典・碑文諸史料のみならず古銭学をもまた視野内に納めたそれへの直接的な踏み込みはもはや本稿の任ではない。
- (76) 《OPVS • DOLIARE • EX PR[a]EDIS • D N》(188), 《EX FIG MAIO DOMINOR NN》(165) の如く皇帝名ではなくして、'Dominus n.' 乃至複数皇帝 '(duo) Domini nn.' の名による土地所有が



頻繁になるが、筆者の蒐集と分析によれば次の4形式が抽出される。

<D. N. >: *fig. Domitiana*(156), *Veteres*(189), *Novae*(24), *Favoriana*(212), *Marciana*(329). 及び地所名称欠落例(759-761)。

<D. N. AVG. >: *fig. Domitina*(155), *Domitiana minores*(179), *Veteres*(192), *Favoriana*(213), *Marciana*(323), *Oceanae minores*(381), *Voconiana*(687). 及び地所名称欠落例(762-4)。

<D. N. IMP. >: 地所名称欠落例(765)。

<DD. NN. >: *fig. Domitiana maiores*(165), *minores*(180).

(これら皇帝呼称の時期関係については、後述の註(89)参照。)

(77) Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome (50 B. C. -200 A. D.)*. The Johns Hopkins Univ. Studies in Historical and Political Science Ser. LVI, No. 2 (Baltimore 1938), 103.

(78) Marquardt, J., *Das Privatleben der Römer* II (Leipzig 1882), 645; Heichelheim, F. M., *Wirtschaftsgeschichte des Altertum* II (Leiden 1938; ND. 1969), 738; Id., 'Römische Sozial- und Wirtschaftsgeschichte', in: Kern, F. (hrsg.), *Historia Mundi* IV (Bern 1956), 420; Friedlaender, L., *Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms* (Leipzig 1920-22<sup>10</sup>; ND. Köln 1957<sup>2</sup>), 117; Frank, T., *An Economic History of Rome* (Baltimore 1927), 227; Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 113; RE. IX/2 (Stuttgart 1916), 1485, *Industrie und Handel* (H. Gummerus). 帝政末期に関しては、Jones, A. H. M., *The Later Roman Empire, 284-606* I (Oxford 1964), 411ff. 参照。

(79) Meiggs, R., *op. cit.* 67; Helen, T., *op. cit.* 12-3; Setälä, P., *op. cit.* 18-9; Anderson, J. C., *Roman Brickstamps: the Ashby Collection of Roman Brick Stamps in the American Academy in Rome* (London 1991), 2. Vgl., Schtaerman, E., *Die Krise der Sklavenhalterordnung in Westen des römischen Reiches* (Berlin 1964), 80-2; RE. Suppl. XV (1978), 1515, *Ziegelstempel von Rom und Umgebung* (E. M. Steinby).

(80) Mommsen, Th., *Römisches Staatsrecht* II (Berlin 1887<sup>3</sup>; ND. Graz 1969), 760-3. だが併し、問題は既にローマ皇帝権それ自体及びその質的变化にあり、もはや本稿の処理範囲内にはない。

(81) 銘文のディヴェロップはドレッセルに依った。

(82) 而もこの場合、「地所」によって帰属が異なったのではなかった。《S・P・C // OF・TEM》(1630), 《OF・TEM・S・R・FIS》(1633)の両者に明らかなのは、同一の瓦窯、*of(ficina) Tem(pesiana)*に拠りながら、一方は*p(rivata) C(aesaris)*、他方は*r(es) fis(ci)*、つまり>opus doliare<毎に帰属が異なったことである。

(83) >patrimonium Caesaris<並びにそれ自体が事実上皇帝私物として妥当された>fiscus < — Dig. XLIII, 8, 2, 4 (Ulpianus): 'res enim fiscales quasi propriae et privatae principis sunt' — に関しては、次の諸文献参照。RE. Suppl. X, 494-500, *patrimonium*

- (A. Kränzlein); Nesselhauf, N., 'Patrimonium und res privata des römischen Kaisers', *Antiq.* IV (1964), 73ff.; Jones, A. H. M., 'The Aerarium and the Fiscus', *JRS.* XL (1950), 229 = *Studies in Roman Government and Law* (Oxford 1960), 99-114; Millar, F., 'The Fiscus in the First Two Centuries', *JRS.* LIII (1963), 29-42; Brunt, P. A., 'The 'Fiscus' and its Development', *JRS.* LVI (1966), 75-91 = *Roman Imperial Themes* (Oxford 1990), 134-62; Id., 'Remarks on the Imperial Fiscus', in: *Ibid.* 347-53; Millar, F., *The Emperor in the Roman World (31 BC-AD 337)* (N. Y. 1977), 625-30.
- (84) SHA. Sev. XII, 4. Vgl., RE. IA/1, 631-3, *res privata* (W. Liebenam); *Ibid.* IIA/2, 1987-8, *Severus M. Fluss*; Jones, A. H. M., *op. cit.* I, 411ff.; Millar, F., *op. cit.* 171-2, 175-6.
- (85) 事実、《OPVS DOLIARE・EX PRAED D N // EX・FIG・VETER》(189), 《OP・DOL・DE PRAED DOM N AVG EX // FIG・VET CAEC AMANDAE》(192), 《OPVS DOLIARE・EX・PRAEDIS D・N EX C // ONDVC・PVBLICIAES・QVINTIN》(761)等々、*ex praedis (huius)*の銘文定式によって 'Dominus noster'乃至 'Dominus noster Augustus'が瓦窯設置の「地所」所有主、当該の >opus doliare<に対する直接的な利害関係者として現れたのみならず、運営に際しては、>officinator<を介した奴隷労働依拠の最も一般的な生産組織を採った他に、>conductor<による請負を導入したこと(761)でもまた、'Caesar n.', 'Aug. n.'の諸皇帝並びにその他全ての私的所有主の下で実現された諸関係と完全に同様であった。否そればかりか管見の及ぶ所では、知られ得る最後の私的所有主、C. Fulvius Plautianusの所有地所(*praedia Bucconiana*)で自由人*L. Numer(ius) Iustus*が関与した(*fecit*)《OP DOL EX PR C FVL PLAVT PR PR // C V COS II FIG BVCCONIA // L・NVMER IVSTVS・FEC》(47)が、*Dominus noster* = カラカラ帝所有地所の《EX PRAEDIS DOMINI NO // STRI AVGVSTI》(764)と同一の建造物(*basilica Domitillae ad viam Ardeatinam*)に使用された如く、'Dominus n.'と他の私的所有主との間の市場関係もまた、セウエールス期以前の諸皇帝と同様であった。
- (86) 註(76)参照。
- (87) 「地所」所有主としてローマ皇帝が>opus doliare<に表示した、'Caesar n.', 'Augustus n.', 'Dominus n.'夫々の用語例に関する筆者の集計は、次の如き図式化を可能にした。
- 《CAES・N・》:  
Traianus—Hadrianus—Ant. Pius—M. Aurelius—Commodus.
- 《AVG・N・》: M. Aurelius—Commodus—Sept. Severus—Caracalla.
- 《DOM・N・》: Commodus—Sept. Severus—Caracalla.
- (88) 土地所有と同様に皇帝の所有関係を表示するものとして、奴隷・解放奴隷にこの両表現は最も頻繁であった。その意味内容については、次の諸文献参照。Bang, M., 'Caesaris servus', *Hermes* LIV (1919), 174-86; Chantraine, H., *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser: Studien zu ihrer Nomenklatur* (Wiesbaden 1967), 399-400; Boulvert, G., *Domestique et fonctionnaire sous le Haut-Empire romain* (Paris

1974), 30-43; Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris* cit. 42-57; Id., 'The Status Nomenclatur of the Imperial Freedmen', *CQ.* XIII (1963), 272-8; Id., 'The Status Nomenclatur of the Imperial Slaves', *CQ.* XIV (1964), 311-5; Id., 'Augustorum Libertus', *Historia* III (1964), 188-98; Id., 'Irregular Nomina of Imperia Freedmen', *CQ.* XV (1965), 323-6. 因みに>opus doliare<の銘文に対する筆者自身の収集結果(註(87)参照)に拠って言えば、「コグノーマン」として皇帝-奴隷・解放奴隷間の「個人的関係」を表示した'Augusti-nostri'(碑文関係史料からの消滅は「3世紀中葉」)に対して、「ハドリアーヌス-ピウス期」に最も頻繁な'Caesaris nostri'(Caesaris n. servusの最終例は「c. a. 170」)は、「氏族名」として両者関係の「普遍性」を表示した、とするシャントレイン説——但し「我が皇帝」の付加語、'nostri'を「感情領域」表現と見做すことでは、従前の諸学説は完全に一致するが——に対して、「2世紀前半までの支配的な定型(dominant form)」たる'Caesaris n. servus'に比して、「a. 161」に初出の'Aug. n. lib.'を初めとして'Augusti n.'は開始が遅れ、>nostri<が欠落した'Aug. ser.'は、'Caesaris ser.'の減少と裏腹に頻繁化した事実関係に拠って、この交代現象に、帝国行政への組み込みによる>familia Caesaris<の「漸次的な制度化」を見たバング/ウィーヴァー説の方が、寧ろ説得的であるかに見える。併しそれにも拘らず、同一の地所に対するアウレーリウスの所有(而も同一時期)が、一方では*ex pr. Aurel. Caes.* (45)、他方では*ex praedis Aug. n.* (46)として示された。さらにまた、ウェスパシアヌス以後'Caesaris n.'が定式化されたとして、<n.>の有無が時期特定の基準にされた(P. R. C. Weaver, *Familia Caesaris* cit. 54-7)にも拘らず、ハドリアーヌス所有地所の*de pr. Caes. Subhor.* (543=a. 123)、アウレーリウスの上掲例(45)など、>n.<の欠落が頻繁であり、>opus doliare<に現れる土地所有主としての皇帝は、必ずしもウィーヴァー説とは合致しない。皇帝奴隷・解放奴隷の命名法から引き出されたこれらの解釈が正当性を主張し、そしてまた、*patrimonium Caesaris, praedia Caesaris, villa Caesaris, servus Caesaris*等々、「個人財産」に対する「所有主」(dominus)、「家父長」(pater familias)を表示した'Caesaris'に対して、'Augusti'に「支配者の公的特性(die offizielle Eigenschaft)」(M. Bang, *a. a.* 0. 185)の表現を見、'Caes. n.'から'Aug. n.'への用語法の変化に、ローマ皇帝権の変化の指標を読み取ることが出来るとすれば、なおさらのこととして、碑文諸史料のさらに広範な渉獵と体系化が図られねばならない。

(89) 'Caes. n.', 'Aug. n.'にもまして、'Dom. n.', 'Dom. nn.'は困難な課題であり、用語例の収集と学説整理を初めとして、問題は既に本稿ではもはや及び得ない所にある。だが併し、少なくとも以上の作業を踏まえる限り、セプティミウス・セウエールスの帝位に関して、事実関係面よりする一つの展望だけは可能であろう。即ち、『ドミナートゥス』に直結するローマ皇帝権の質的变化は、セウエールスを以て出発点としたのでは決してなくして、かれの帝位はその実アントニーヌス期の延長上にあつた、とする解釈がそれである。Cf., Birley, A. R., *op. cit.* (= *The African Emperor: Septimius Severus*. Rewritten and expanded edition, London 1988), 290 and n. 1、南川高志「ローマ皇帝セプティミウス・

- セウエールス像の変遷」『西洋史学』CXXII(1981) 55-67 頁、同「セプティミウス・セウエールスとローマ元首政」『史林』LXV/2(1982) 104-139頁。
- (90) 'Ex pr(aedis) Agathyrsi Aug(usti) lib(erti)' (466b=a.150). さらにサラリア街道沿いに地所を所有したIulius Eutactus(487=a.123)は、*G. Granius Q. l. Eutactus* (ILS. 3772), *Sex. Campatius Sex. l. Eutactus*(id. 7918), *Eutactus Aug. lib.* (id. 1943)等々、解放奴隷に頻繁なコグノーメンから推して、恐らく不自由身分の出自であった。
- (91) Loane, H. J., *op. cit.* 102; Frank, T., *Econ. Hist. cit.* 230 ; 拙稿「『T・RVFRENI』と『C・VIBIENI』——ローマ貴族「営利不関与原則」論の再検討——」『歴史学・地理学年報』III(1979) 1-32頁、同「営利不関与とPlebiscitum Claudianum —— 学説整理を中心に——」同誌VII(1983) 1-28頁、同「Liv. XXI, 63, 3-4 —— 'Quaestus omnis patribus indecorus visus' に関する予備的検討 ——」同誌X(1986) 1-29頁。
- (92) もし然りとすれば、このことそれ自体、並びにアウレーリウス期に入って看取された、コーンスル年銘の欠落なる今一つの顕著な傾向から直ちに想定され得る可能性として、同皇帝の下での建築材需要の質的な変化とりわけローマを中心に諸都市の建築プログラムの変化が挙げられるかもしれないが、目下の筆者にはこのレヴェルまで下がって検討する用意はない。
- (93) Dressel, H., *comm. ad n.* 1564.
- (94) 《D・N・CONSTANTINVS・AVG・》(1656:3ex.), 《D N CONSTANTIS AVG》(1658:1ex.), 《D N VALENTINIANVS AVG》(1659:1ex.), 《D N ARCADIO AVG》(1660a:1ex.), 《ARCADIO・IMP》(1660b :1ex.).

## 第二節 大土地所有制と《OPVS DOLIARE》

—— >PRAEDIA<経営に占める>FIGLINAE<の位置 ——

ローマ、オスティアに大量に残された>opus doliare<にいち早く着目し、製造所所有主に「資本家」を発見したJ. マルクアルト (Marquardt)、及び製造所に「土地所有への資本投下」による「工業企業」(industrielle Unternehmungen)を指摘したL. フリートレンダー (Friedlaender)以来、若干の異説<sup>(1)</sup>は別として、H. グムメルス (Gummerus)、T. フランク (Frank)、H. J. ローン (Loane)等を経てS. トレヅジャリ (Treggiari)、T. ヘレン (Helen)に至る迄、少なくとも生産が「市場」に方向付けられ、かつ「工場」的規模に於て実現された、という点で大方の理解は略々共通し<sup>(2)</sup>、とりわけフリートレンダー、グムメルス、フランク、ローン及びR. メグズ (Meiggs)に於ては、この大規模「工業」の担い手として「大土地所有者」(große Grundbesitzer)、「富裕土地所有者」(rich landowners)、「巨大土地所有者」(big landowners)が主張された<sup>(3)</sup>。さらに最近、狭義の「工業」概念の適応を拒否して「ローマ上層階級」(upper-class Romans)の地所に於ける「半工業製品」(semi-industrial products)を見たF. ミラー (Millar)<sup>(4)</sup>、あるいはイタリアの地方都市経済に関して、生産(brickmaking)は「参事会身分の土地所有者」(Decurion landowners)によって担われた、としたA. H. M. ジョーンズ (Jones)<sup>(5)</sup>の所説もまた、基本的には同一線上にあった。併しそれにも拘らず、もしこのように他ならぬ大土地所有制そのものの場に、農耕以外の「工業」乃至「新営利」(the new trade)なるものが語られ得るとすれば、農場経営の中で>opus doliare<生産は如何なる位置にあったのか、>figlinae<の定在原理に関する検討が不可欠な筈である。略々一様にこれを欠いた所に、マルクアルト、グムメルスに代表された「資本主義」説<sup>(6)</sup>を初めとするこれら従前の諸学説に於ける欠落点の一つが指摘されねばならない。

>opus doliare<銘では、《EX F CANINIANIS OP DOL//SVLPIC SERVANDO》(136)、《OP・F・EX・PR・CANINIANI・SERG//SVLPICI・SERVANDI》(137)の両者に見える *ex f(iglinis) Caninianis, ex pr(aedis) Caniniani(s)* の如く、「figlinae」<瓦窯>と「praedia」<地所>が用語上無差別に使用(同一施設に対して)され、このことは、>figlinae<所有主とは即ち地所所有主であったことを意味した。さらに、《EX・PR・DOMITIAE LVCILLAE EX・FIG・DOMIT//MINORIB OP・DOL・AELI ALE//XANDRI》(171)、《FVNDI FVRIANI PRECILIORVM//DOLIARIS//FIGL》(236a)に端的に示されたのは、>figlinae<が>praedia<乃至>fundus<に設置されていたこと、それ故要するに>opus doliare<の生産は、他ならぬ土地所有の上に直接実現されたことであった。而もこのことは、直ぐ後で検討されるであろう如く、略々同時期に於けるその他の碑文・文献両史料と完全に事情を一つにした。従ってこの限りでは、「農場内」的存在に>figlinae<の基本性格を見ることが出来るし、またこの定在の形態それ自体に関する限り、従前の諸学説には正当性が承認されてよい。

だが併し、もし農場内の恒常的営利としての「工業」なるものが語られ得るとすれば、そ

してまた先に明らかにされた如く、大々的な>opus doliare<生産の「地所」が殆ど排他的にローマ貴顕身分の下での大土地所有を構成していたとすれば、かかるものとしての>figlinae<の「運営」は農場経営本来に如何なる関わりを有したのか。問題は既に「古代経済」それ自体のパーспекティヴに連なり、正にそのことの故に、>opus doliare<の生産が農場経営の中で如何なる位置を占めたのかが改めて問われねばならない。

併しそれにも拘らず、問題の処理は容易ではない。なるほど夫々の銘文は、その発見場所と個数によって商品としての流通の実態を最も直接的に証言するにも拘らず、こと当該の問題に関する限り、直接的にであれ間接的にであれ、われわれには何も語らないからである。従って残された唯一可能な方法としては、傍系的乍らもそれに直接触れた古典・碑文両関係史料の発掘によって、それへの接近を図る他はない。即ち、碑文史料とは、1・2世紀交のイタリア地方都市に於ける土地所有の実状を伝えた『扶養表』碑文(*tabulae alimentariae*)であり、古典史料としては、第一に、アグロノーム諸誌に於ける、粘土・砂採取地、石灰窯、瓦窯等々、農場内に設置された農事関係以外の諸施設とその運営に関する叙述、第二に、同様に農場内の付属諸施設に関するローマ法学者達、就中ヤウォレーヌス(Javolenus Priscus)とパウルス(Julius Paulus)の学説が挙げられる。

北イタリアのウェレイア(Veleia)と南イタリアのベネウエントゥム近く(Beneventum: Macchia prope Circello)に残された長大な銅版碑文<sup>(77)</sup>は、《EX・INDVLGENTIA・OPTIMI・MAXIMI QVE・PRINCIPIS・IMP・CAES・NERVAE//TRAIANI・AVG・GERMANICI DACICI》(C. XI, 1147), 《[ ]<sup>(78)</sup>NERVA TRAIANO AVG C[*ERMANIC*]O IIII》(C. IX, 1455=a. 101)に明らかな如くトラーヤーヌス期に、子弟の扶養を目的とした金銭貸付けに対して担保とされた一定限度額以上の土地所有者の農地明細、即ち「農地」(*praedia rustica*)所有者名とその総価格(及び貸付金額)、及び当該所有者の農地を構成する各「農場」(*fundus*)と「牧地」(*saltus*)毎の名称・所在場所・隣接地所有者名・価格を記載したものであり、この内農場施設として、とりわけ>figlinae<を伴った『ウェレイア表』の申告例がわれわれには重要である。但し、ベネウエントゥム近くの『リグレース=バエビアーニー(Ligures Baebiani)表』には、管見の及ぶ所、破損度大の所為もあってウェレイアのような‘fundus cum figlinis’は見当らない。

《P・ALBIVS・SECVNDVS・PER・ALBIVM・SEVERVM・FIL・SVVM・PROFESSVS PRAED//RVS-TICA...ET・OBLIGARE//FVNDVM・IVLIANVM CVM FIGLINIS・ET COLONIIS・VIII・PAGIS IV//NONIO・ET DOMITIO... QVEM PROFESSVS EST・HS CXX》(C. XI, 1147, pag. ii, 87ff.) [M. Albius Secundusはかれの子Albius Severusを介して*praed(ia) rustica*を申告せり・・・120、000 HS. と申告せし・・・Iunonius及びDomitius(両)パグス所在の*figlinae* 及び九*coloniae* (小作地)付の‘fundus Iunianus’を担保とすること・・・] ]。

《C・COELIVS・VERVS PROFESSVS EST SALTVS AVEGAM VECCIVM DEBELOS//CVM FIGLINIS...》(*id.* pag. vii, 37f.). [C. Coelius Verusは、*figlinae*付の‘saltus Avega Veccius Debelli’を申告せり・・・]<sup>(79)</sup>。

この両申告例から容易に知られるのは、(1)>praedia rustica (in Veleiate)<を構成する農場と牧場の中に、管見の及ぶ所2例だけだが、>figlinae<を擁したものがあり、(2) その所在が2パグスに跨がった小作地付の‘fundus Iulianus’は、申告額から推して恐らく広大な面積であったと思われるが、申告の仕方からして>figlinae<は、小作地ではなくして、疑いもなく直営地部分の付属施設を構成したこと、(3)>fundus<及び>saltus<の地価申告と担保提供は、付属「小作地」及び「小屋」<sup>(10)</sup>と同様に>figlinae<を含めて一括的に処理されたことである。従って>figlinae<は、それ自体としての独自の申告・貸付け対象をなすことなく、農場及び牧場を構成する付属的な一要素として止まり、その故に>fundus<、>saltus<に一括して処理(*obligare [debet] fundum cum figlinis; professus est saltus cum figlinis*)された。

併し、『ウェレイア表』が明らかにしたのはここ迄、即ち、ここでもまたそれ自体が複数形で表示された>figlinae<の「農場内の」定在なる事実だけであり、運営の実態については何も教えなかった。これに対してアグロノーム諸誌を初めとする古典諸史料は、経営の原理面にまで及ぶ実態の追跡をかなりな程度にわたって可能ならしめる。

その第一が、共和政中期のカトー(M. Porcius Cato)である。かれはウィラの建設(villa aedificanda)に言及した箇所(*De agr. cult.* XVI)、必要資材の一つ、石灰(calx)は農場主が材料(石灰石と燃料用木材)を提供し、窯作りと石焼き作業(*perficit et coquit et ex fornace calcem eximit*)は>calcarius<(石焼き職人)に折半請負の形で委託する、農場内での自家調達を勧めている。他方併し、屋根用タイルに関しては単価「1セステルティウス」(*id.* XIV, 3: ‘in tegulas singulas II S.」)を示して、自家調達ではなくして他からの購入を勧め、同様に鎌・鋤等々、農作業に必要な諸備品に触れた箇所でも、「ドーリウム、ラーブルムはアルバとローマで、タイルはウェナーフルムから」の購入(*id.* CXXXV, 1: ‘Albae, Romae dolia, labra; tegulae ex Venafro’)を勧める<sup>(11)</sup>。

従ってカトーでは、農場内施設としての>figlinae<に関する直接的な言及は見られないが、ウィラ建設と農場経営に必要な広義(dolium, labrum)及び狭義(tegula)の>opus doliare<は、農場内自家調達ではなくして他からの購入の方が有利だと見做されており、このことはとりも直さず既に前2世紀中葉に、>opus doliare<の生産が市場を前提とした独自の生産体—— 而もこの場合、規模の大小を問わず生産が土地所有に前提されていたことは凡そ疑いを入れない<sup>(12)</sup> —— として確立されていたことの反映であった<sup>(13)</sup>。否そればかりか、カトーの叙述は、生産が既に地域的に分業化さえされていたことを暗示した。併しカトーから辛うじて引き出せたのは以上が全てであり、>figlinae<存在それ自体並びに農場経営との関係についてカトーは直接的には何も語らなかった。

次いで共和政末期、ウァルロー(M. Terentius Varro)の『農業書』(B. C. 37)は、カトーとは対蹠的に、農場内に設置された市場志向の付属的諸施設並びに農耕本来との関係について、かなり詳細に言及する。同書第一卷(*De r. r.* I, 2, 21)でウァルローは、「農場内」(in fundo)に紡績・織布その他の手工業者を如何に多く所持しようとも、かれらは「農地とは無関係」

と見做されるべきだ(‘res aliae diversae ab agro erunt adsumendae’)、と考へ、直ぐこれに続いて(id. I, 2, 22)、牧畜を農耕から切り離すべきだ(‘diiungamus pastionem a cultura’)と主張したスクローファ(Cn. Tremellius Scrofa)<sup>(14)</sup>の意見を紹介した後、サセルナエ父子(Sasernae pater et filius)<sup>(15)</sup>の書に従って、(農場内の)「粘土採取地」を「如何に運営すべきか」の方が「疑いもなく或る農地でなされている銀山乃至その他の鉱山(の運営)よりはより強度に(農耕に)関係する」、と見做すべきか否か(‘ac magis putem pertinere, figilinas quem ad modum exerceri oporteat, quam argentifodinas aut alia metalla, quae sine dubio in aliquo agro fiunt?’)を尋ね、「石切場も砂採取場も農耕に属さない如く、粘土採取地もそうだ(‘sed ut neque lapidicinae neque harenariae ad agriculturam pertinent, sic figilinae’)、と考へた。さらに街道沿いの農地に設けたタベルナもまた、如何に儲けが大きかろうとも、決して「農耕部分ではない」(‘nihilo magis sunt agriculturae partes’)、として同一の判断を示した。

従ってウォルローにあっては、農場内に設置されたかまたはそこで産出する諸施設の運営は、現実上はとに角として、少なくとも概念上は農場経営本来から分離され、それとは別個の、それ故疑いもなく「副次的」な収入源と見做された<sup>(16)</sup>。但し当該箇所では挙げられたのは、鉱山・石切場・砂採取地・タベルナと並ぶ「粘土採取地」*figilinae*<sup>(17)</sup>であって、‘figlinae’ではない。併し次の箇所(id. I, 2, 24)では、ストロー(C. Licinius Stolo)<sup>(18)</sup>の反対意見が紹介されているが、それには、「汝はかくも偉大な著述家に嫉妬し、(かれに対する)反対のために>figlinae<を非難する」(‘tu invides tanto scriptori et obstrigillandi causa figilinas reprehendis’)が故に、「汝は強く農耕に属する事柄を見落としている」(‘praetermittas, quae ad agriculturam vehementer pertinent’)、とある。この>figlinae<が、粗陶器一般の瓦窯であったか否かまでは明らかでないが、少なくともこの論議が、「農場内」に設置され、恒常的な商品生産施設の一つを構成していた>figlinae<の現実を踏まえたことだけは確かである<sup>(19)</sup>。

最後が帝政期のコルメルラ(L. Iunius Moderatus Columella)である。併し全アグロノーム諸誌中、最も精緻かつ広範多岐にわたった叙述にも拘らず、かれの『農書』には、農場内の>figlinae<に関する言及は見当らない。農場差配のウィリクスに関する箇所に「陶工」(figulus)の語が見えるが、これは一般的比喩として挙げられたにすぎない(*De r. r.* XI, 1, 9: ‘tam docendus est futurus villicus, quam futurus figulus aut faber’)。略々同時期のプリーニウス(大)もまた、葡萄酒用ドーリウム・水道管・浴場パイプ・屋根用タイル・壁面及び礎石用煉瓦の「製陶」(figlinarum opera)に言及はするが、運営形態を含めて>figlinae<そのものにまでは及んでいない(Plin. *N. H.* XXXV, 159)。

以上、カトー以後の関係諸史料に於ては、従って、農場内施設としての>figlinae<それ自体に関して、何らかの言及が見られたのはウォルローだけであった。これに反してコルメルラは、それ迄の凝灰岩及びタイル壁面に代わって三角煉瓦の使用と耐火力に勝る煉瓦壁面仕上げが一般化し始めた時期に当たったにも拘らず<sup>(20)</sup>、完全な沈黙を守った。併しそのウォル



ローから少なくとも次の一点だけは確認され得た。即ち、粘土採取地並びに農場内設置の>figlinae<が、同様に農場内の鉱山、砂採取地、タベルナのそれと同列に置かれたことに示された、これら諸施設の本来的「農耕部分」(agri culturae partes)からの概念上の切断である。このことは極めて容易に、われわれに次のことを明らかにした。即ちウァルローにその直截的表現を見た、共和政末期のローマ大土地所有制は、カトーの経営原理の直接的な延長線上にさらなる拡大化を重ね、農場の「副次的」な、併し明らかに恒常的な収入源としてのこのような営利諸機会をもまた取り込んで、さらに可及的な(量的にのみならずさらに質的な)市場向け生産の方向を打ち出したことである。だが併し、農場内飼育の家畜に関して、農耕使用の役畜でなければ「農耕本来」(agri culturae propriae)には算えられない、と見做し(id. I, 2, 20)、同書第2巻の冒頭(id. II, praef. 4-5)でもまた、農耕と牧畜の緊密度は高いが('quarum quoniam societas inter se magna')、両者は「同一ではない」('non idem esse agri culturam et pastionem')、として同一の解釈<sup>(21)</sup>を繰返したウァルローに対して、家畜群は肥料を引渡すというのに一体如何にして「家畜は耕地から引離され得るのか」('quomodo pecus removeri potest ab agro, cum stercus... greges pecorum ministrent?')、と反論したアグラシウス(P. Agrasius)、及びとりわけ>figlinae<の、農耕との密接な関係を指摘した前述ストローの理解に代弁されたのは、ウィラ経営に際しての農場内諸施設・諸構成要素の「農耕内的」な一括処理の現実であった。

共和政末期のウァルローに初めて表れた、副次的収入源としての農場内諸施設に対するこのような位置付けは、ローマ法学者達の諸学説によってさらに明確化される。ここでは直接>figlinae<に関わる、次の二場合が引き合いに出されるだけで差当り充分である。

「農場施設」(instrumentum fundi)<sup>(22)</sup>の遺贈に関して、アウグストゥス期のラベオ(M. Antistius Labeo)以後の法学説に対して1世紀後半・2世紀初のヤウォレーヌス(Javolenus Priscus)がなした註解(Dig. XXXIII, 7, 25)がその一つである。即ち、農場施設の遺贈に際して執らるべき家畜の処置に関して、「当該農場が養い得る家畜」は農場施設として遺贈対象に含まれる、と見做したトゥーベロ('fundi instrumento legato id pecus cedere putabat Tubero, quod is fundus sustinere potuisset')に対して、ラベオは「もし農場が羊千頭を養い得るのに、羊2千頭が当該農場にいたとすれば、如何になるや?」と尋ね('quid enim fiet, inquit, si, cum mille oves fundus sustinere potuisset, duo milia ouium in eo fundo fuerint?')、「遺贈は数または量によって測らるべきでない」('non enim ex numero aut multitudine legata aestimandum esse')との判断を示し、ヤウォレーヌスはラベオの解釈を承認した('Labeonis sententiam probo')。さらにこれに続いて(id. XXXIII, 7, 25, 1)、  
「ある者が農場内に>figlinae<を所持した際、陶工達の労働を年間の大部分は農作業に利用(figulorum opera maiore parte anni ad opus rusticum utebatur)し、その後、当該農場の施設(instrumentum)を遺贈してしまった」場合に関して、「ラベオ、トレバーティウスは、陶工達は農場の施設に含まれるとは見做されない(とした)」('Labeo Trebatius non videri

figulos in instrumento fundi esse’).

ウァルローの『農書』と略々同一時期に属するラベオとトレバーティウスのこの解釈に関して、予め確認しておかねばならないのは、農場内設置の>figlinae<<sup>(23)</sup>で生産に従事した「陶工」とは誰であったか、であるが、‘instrumentum’としての帰属が問題とされている以上、奴隷存在が前提とされたことは自明的である。もし然りとしてこの解釈から明白なのは、縦んば農場内の奴隷が農耕に、而も年間の大部分の間使役されたとしても、かれらが>figlinae<帰属の労働力であった限り、農場の本来的構成要素とは見做され得なかったこと、つまり「農耕のため」の農場内存在たる「手中物」（奴隷）もまた「>instrumentum fundi<に含まれる」（‘mancipia quae ... fundi colendi gratia in fundo fuerint, ea quoque instrumento fundi contineri’）(id. XXXIII, 7, 19: *Paulus*)、とされた、その「農場施設」それ自体からの切断であり、それ故この限りでは、如何に「農耕に強度に関係」しようとも粘土採取地は農耕部分ではない、と見做したウァルローと共通する。

併しそれにも拘らず、われわれが先に明確化した「地所所有主=>figlinae<所有主」、 「>figlinae<名称=>praedia<乃至>fundus<名称」の関係、次いで1・2世紀交の『ウエレイア表』にその実態が示された付属施設としての>figlinae<を備えた>fundus<所有、即ち、>figlinae<がそれ自体として独自の申告対象をなすことなく、それを取込んだ上での>fundus<及び>saltus<としての一括的处理（地価申告と貸付け）の現実と同様に、学説諸法にあってもまた、>figlinae<並びにそれを構成する労働諸力の>fundus<内定在が処理対象とされており、ここでもまた>figlinae<それ自体とその運営——但しここでは農場内需要の自家調達を目的としたか将又市場を前提としたかの別は問題とされていない——の、農場経営本来とのより強度の関連性乃至牧畜と同様に事実上それとは不可分の関係に於て維持されたウィラ経済の現実が前提とされた。而もこの場合、農場主が>figlinae<帰属奴隷を「年間の大部分」の間にわたって農作業に使用したことがわれわれには重要である。というのは、なる程>figlinae<は独自の恒常的労働力を擁していたとは雖も、恐らく稼働日数が限られ、農場経営の前提なしに経済的に独立した生産組織として存立し得なかったことが示唆されたからである<sup>(24)</sup>。事実またこのことは、次の二事情によって鮮明な形で補足的に説明される。その第一は、アウグストゥス期、ウィトルーウィウス(M. Vitruvius Pollio)の『建築書』に見える叙述(*De arch.* II, 3, 2)である。それによると夏はひび割れが出来て脆くなる(‘ita rimosi facti efficiuntur imbecilli’)ために煉瓦生産には不向きであり、一度に内部迄乾燥させるには「春と秋」の生産が望ましい(‘ducendi autem sunt per vernum et autumnale, ut uno tempore siccescant’)、とされた。第二は、最近北カムパーニアのフランコリーゼ(Francolise)で漸く調査が終了したウィラ<sup>(25)</sup>の一つ、サン・ロッコ(San Rocco)=ウィラである。前1世紀初(c. B. C. 100/90)の創設になるこのオリーブ栽培ウィラは、ドムス・ルスティカ両部分ともにその後数度にわたる改築と改装の跡を残したが、後1世紀中葉、従って既述の如くローマ近郊を中心にして、専ら貴顕身分によって担われた大々的な>opus doliare<の生産開始と略々時期を同じくして、ルスティカ部分の一部を改装して>figlinae<

をその中に取込んだ。大型の焼成窯 2 基と作業場を持つこの施設は、以前からのオリーブ油生産施設（2 基の搾油装置・沈殿槽）・打穀場・家畜小屋・ウィリクス及び奴隷居室等々と並んでウィラ・ルスティカの中に新たに組込まれた施設であり、窯の規模とウィラ隣接の不良品廃棄デポジットを形成するタイル＝デブリ（農産物用ドーリウム・アムフォラの自家調達は全くその形跡を残していない）からして、紛れもなくウィラ経済の一翼を担った恒常的な市場向けの生産施設であった<sup>(26)</sup>。瓦窯規模の大きさから推して、専門化した労働諸力なしの運営は考えられ得ない<sup>(27)</sup>。さらに、ルーカーニア(Lucania)のサン・ジョヴァンニ(San Giovanni)＝ウィラでもまた同様に時期を同じくして、>opus doliare<の焼成窯を同様にルスティカ内に取り込んだ遺構が残された<sup>(28)</sup>。>figlinae<の農場内存在、而も他ならぬウィラ・ルスティカ内に於ける本来的農耕施設との並存、(先ず間違いなしに奴隷営舎に於ける)陶工奴隷(figuli)と農場奴隷(最狭義の所謂‘familiae rusticae’)との混在の事実である。

いま一つは、ウェスパシアーヌス皇帝期の法学者、プラウティウスに対するパウルの註解(Dig. VIII, 3, 6)である。但しパウルのこの註解は、隣接していると否とを問わず他の土地に対して役権を保持した土地＝「要益地」(praedium dominans)が、役権被設定地＝「承役地」(fundus qui servitutem debet; praedium serviens)に持つ通行権・家畜乃至手押し車通過権・水引権(iter actus uia aquae ductus)等の「農地役権」(servitutes praediorum rusticorum)<sup>(29)</sup>に関するものであり、前掲のヤウォレーヌス註解の如く、農場内の>figlinae<及び奴隷>figulus<そのものを直接問題にしたものではない。併しここで、「アムフォラによる葡萄酒の送り出し」乃至「ドーリウム生産」のために、実際或る>figlinae<で行なわれている如く、もし「当該農場の産物を搬出」するための容器あるいはウィラ建設のためのタイルを生産すべく>figlinae<を所持し乍ら、その実「容器が販売される」ためにそれが運営されたとしても、用益権は留保される<sup>(30)</sup>、とされた。それ故ここでは、農場内建造物の建築目的のために当該農場＝要役地に承認された石灰石焼き権(ius calcis coquendae)、採石・採砂権(ius lapidis eximendi et harenae fondiendae)、あるいは葡萄支柱用の木材伐採権(ius siluae caeduae, ut pedamenta in uineas non desint)等の諸役権(id. VIII, 3, 6, 1)と同様に、アムフォラ、ドーリウム、あるいはウィラ建築用のタイル等、>opus doliare<の自家調達を目的とした>figlinae<もまた、農地役権の構成要素と見做されていたことが知られる。

ここでは併し、農地遺贈、役権それ自体が問題ではなくして、それに関わる以上の両論議に前提とされた>figlinae<の現実が確認されたことで差当り充分である。即ち第一は、>figlinae<の農場内の定在とそれに投入された、だが併し同時に農耕にもまた使役され乍らも、「農場施設」には含まれ得なかった奴隷>figuli<の存在であり、第二は、アウレーリウス帝の母方曾祖父(実・養)に当たるドミティウス兄弟(Cn. Domitii Lucanus et Tullus)が、共同所有の地所で、奴隷 18 名・解放奴隷 4 名によって大々的な>opus doliare<の市場向け生産を展開した(既出)丁度その同じ時期に於ける、自家調達目的の>figlinae<の存在と他ならぬそこで実現され得た市場向け生産の事実である。

これと関連して最後に、《OPVS DOLIARE》の銘文検討によって明らかにされた生産の基本性格が、今一度改めて想起されねばならない。即ち、生産の組織的な分業化によってではなくして、専らそれ自体一定の限界を有した瓦窯の増設によってのみ生産規模の拡大化が実現され、従って>figlinae<の拡大とは、その名称関係に明らかなように、このようなものとしての「地所」の集積的所有、それ故他ならぬ土地所有規模そのものの拡大化を意味したことである。

>figlinae<の定在形態に関して、銘文は直接的には殆ど何も語らず、専ら原理的側面に限定された傍系的な、而もそれ自体決して充分とは言えない諸史料に拠って検討を図る以外に執らるべき方法はなかった。生産がウィラ経営に如何なる比重を占めたのか、夫々の>figlinae<に関して具体的な数値を以てする検討は望まれ得べくもなかった。併しそれでもなお、以上によってある程度までは実態が知られ得た。

第一は、>opus doliare<生産一般の農場経営との強度の関連性、即ち、農耕本来からの概念的な切断措置の前提をなしたのは、>figlinae<並びにそれを構成する労働諸力がウィラ経済そのものの中に組み込まれていた現実であり、第二は、「如何に儲けがあろうとも、浪費があれば多くは残らない」(Cato, *De agr. cult.* I, 6: 'quamvis quaestuosus siet, si sumptuosus siet, relinqui non multum')、*「余れるものあらば売却せよ」*(*id.* II, 7: 'si quid aliud supersit, endat')、*「農場内で育てられ、家内成員によって作られ得るものは、何も買われるな」*(Varro, *De r. r.* I, 22, 1: 'quae nasci in fundo ac fieri a domesticis poterunt, eorum nequid ematur')、等々に象徴的に表現された如く、ウィラ経済全体が市場を前提とし乍らもなおかつ農場内需要の可及的自家充足原則を維持し続けたのと同様に、大々的商品生産の>figlinae<が農場内に成立し乍らも、その下での自家調達部分は克服され得ず、それとは反対に自家調達目的で設置され、かつそのようなものとして維持された>figlinae<でもまた、その実市場向けの生産が実現されたこと、つまりウィラ経済が維持し続けた「商品生産」と「需要の自家充足」の両側面である。

さらにこの上に、いま一つの顕著な、而もイタリア・属領の別を問わず、かつまた生産規模の大小を問わず最後まで痕跡を残し続けた現象<sup>(31)</sup>がこれに付け加わる。即ち、北イタリア各地の他、ローマ及び北部諸属領に大量のアムフォラを送り込んだ、元老院議員身分のC. Laecanius Bassusを所有主としたポラ近郊>figlinae<が、タイル・テラコッタ＝ランプ・土管（疑いもなく商品としての）の同時的生産の跡を残し<sup>(32)</sup>、同様にCn. Domitius Afer及び養子Lucanus所有の「地所」では、タイルと鉢の両者に同一印形を使用した奴隷銘、《FAVOR // CN・DOMITI・S・F》(C. XV, 981=X, 8048, 10: *pelvis Pompeiis rep.*), 《TERTIVS // DOM・LVC》(C. XV, 1017=2496)が教える、同一労働力による複数種類の同時的生産が実現されたことである。このことに明白なのは、大々的な恒常的商品生産の>figlinae<にあってさえ、単一種類の生産に特殊化されることのなかった、ローマ経済の一般的な在り方である。

それ故もしこれらが踏まえらるるならば、かつて屢々繰返された理解、即ち、『営利不関与』原則に拘束され続けたローマ貴族にもまた、土地所有との結節の故に初めて容認された

「唯一の例外的」な「工業」それ自体、並びにその「工場化」なるものは、最初から問題ではなかったことになる。何故ならばここに於ては、貴族的理念の拘束力如何とは直接的に無関係に、土地所有そのものが問題であったからである。ローマ皇帝を含めて、数箇所乃至時として十数箇所にわたる>figlinae<の所有に殆ど排他的に貴族的な形態が語られたのは、正しくその下で進行した大土地所有制の故にであった。なるほど農耕・牧畜以外の、かつ営利を目的とした商品生産の意味では「工業」範疇に含まれ、その故に「農場内工業」は語られ得ても、都市手工業一般と同列に置かるべきではない。従って、如何に生産規模が拡大化しようとも、>figlinae<それ自体の拡大化を伴うことなく、このようなものとしての>figlinae<に対して「工場」(factories)概念を適用することは、必ずしも 実態を説明することにはならない<sup>(33)</sup>。

## 註

- (1) 北イタリアの>opus doliare<生産に関して、だが併し同時にそれだけに限られない古代経済の一般的形態として、「小規模生産者」(small producers)による小規模散在的 生産に基本的特徴を発見したG. E. F. シルヴァーの大規模生産否定説がそれであり、遠距離輸送の「非経済性」(estremamente antieconomico trasferire i mattoni molto lontano dalla fornace)の故に、専ら生産地の周辺を市場とした生産形態(un tipo di materiale edilizio che si consuma nelle vicinanze del luogo di produzione)を見たV. リギーニもまた同様であった。Chilver, G. E. F., *Cisalpine Gauls* cit. 178; Righini, V., *Lineamenti di storia economica della Gallia Cisalpina: la produttività fittile in età repubblicana*. Coll. Latomus 119 (Bruxelles 1979), 43.
- (2) Marquardt, J., *Das Privatleben der Römer* II cit. 645; Friedlaender, L., *Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms in der Zeit von Augustus bis zum Ausgang der Antonine* (Leipzig 1920-22<sup>10</sup>; Nachdruck Köln 1957). 117; Gummerus, H., *RE*. IX cit. 1485; Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* cit. 227; Id., *Econ. Surv.* V cit. 207-9; Loane, H. J., *op. cit.* 103; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 91; Helen, T., *Organization of Roman Brick Production in the First and Second Centuries A. D. : an Interpretation of Roman Brick Stamps*. Diss. Fennic. (Helsinki 1975), 37ff.
- (3) Meiggs, R., *Roman Ostia* (Oxford 1973<sup>2</sup>), 67f. 但しオスティアに於ける生産 (タイル) については、>figlinae<の考古学調査を踏まえて「小規模生産」(small-scale local production)を典型とした(id. 270)。その他の諸学説は註(2)参照。
- (4) Millar, F., *The Emperor in the Roman World* (N. Y. 1992), 179.
- (5) Jones, A. H. M., 'The Cities of the Roman Empire', in: Brunt, P. A. (ed.), *The Roman Economy: Studies in Ancient Economic and Administrative History* (Oxford 1974), 41.
- (6) Marquardt, J., *loc. cit.* グムメルス説については註(16)参照。
- (7) C. XI, 1147; IX, 1455 = ILS. 6675; 6509. 本稿はこの他さらに、ウェレイア碑文に関しては、次の両文献収録のテキストもまた併せて参照した。Hänel, G., *Corpus legum ab imperatoribus Romanis ante Iustinianum latarum quae extra constitutionum codices supersunt* (Leipzig 1857; Aalen 1965), 72-78; Criniti, N., *La tabula alimentaria di Veleia. Introduzione storica, edizione critica, traduzione, indici onomastici e toponimici, bibliografia Veleiate* (Parma 1991), 92-173.
- (8) 当該碑文は破損度が大きい、『ウェレイア表』からして、この箇所の補填、'[Imp. Caes.]'は容易である。
- (9) Cf., Criniti, N., *op. cit.* 113, 171.
- (10) E. g. 《M • VIRIVS • NEPOS • PROFESSVS EST PRAEDIA RVSTICA. . . // . . . FVNDVM • SVIGIANVM •

*CVM • CASIS • III... //... FVNDVM // MANLIANVM • HOSTILIANVM • CVM CASA...*) (C. XI, 1147, pag. i, 5ff.). (イタリックは筆者)。

- (11) ドーリウム、ラーブルム等の容器の調達に関しては、カトーのみならずウァルローもまた同様であった。農場運営に必要な諸施設の内、「バスケット、ドーリウムその他唾の施設」(*instrumentum mutum, in quo sunt corbulae, dolia, sic alia*)に触れた箇所、ウァルローは、農場内で手に入るものの購入は避けるべきだ、としてその品目を列挙しているが、ドーリウム、アムフォラはその中に含まれていない (Varro, *De r. r.* I, 22, 1-2)。このことからすれば、容器は農場内での調達不能なもの (*quae e fundo sumi non poterunt*) に含まれたと思われる。
- (12) このことは、近年特に進捗の度を加えたウィラ研究 (イタリアのみならず西部諸属領をもまた含めた) によってもまた明らかにされつつあるが、これについては、アムフォラに関する別稿で言及する予定である。
- (13) 註(16)参照。
- (14) プリーニウス (大) は、次に挙げるサセルナエ父子と並んでカトー以後最大の農事精通者とした (Plin. *N. H.* XVII, 35, 199: 'vetustissimi post Catonem pertissimique')。Vgl., Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella*, Klio Beiheft V (Leipzig 1906; Nachdruck Aalen 1963), 51; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 237ff.; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 21; Id., 'Roman Agricultural Writers I: Varro and his Predecessors', in: *ANRW*, I, 4 (1973), 439-497, esp. 459-463. なおウァルローを初めアグロノム諸誌に引用の形で残るスクローファ、サセルナエの叙述断片は、最近F. スペランツァによる収集を見たことを付記しておく。Speranza, F. (collegit et recensuit), *Scriptorum Romanorum De re rustica reliquiae I: ab antiquissimis temporibus ad aetatem Varronianam, accendunt Magonis De agri culturae fragmenta*. *Rivista di tradizione e cultura classica dell' Univ. di Messina VIII* (Messina 1974), 33-55.
- (15) 註(14)参照。
- (16) H. グムメルス (*Gutsbetrieb* cit. 41) は、ドーリウム・ラーブルム・タイルの購入を勧めたカトーの叙述 (Cato, *De agr. cult.* CXXXV, 1) に拠って、この時期の製陶は既に「家属経済から完全に解放されていた」 ('zu Catos Zeit hatte sich die Töpferei gänzlich von der Hauswirtschaft losmacht')、と解釈し、さらにこの箇所に付した註記 (Anm. 2) では、ウァルローの当該叙述に関して、もし「若干」の農場主が >figlinae< を農場内に設置したとしても、このことは農夫が陶器類を自ら調達した「家属経済の古き時代への回帰」では決してなくして、それとは正反対に、ローマ製陶業の「新たな資本主義的経営形態の萌芽」 ('der Keim der neuen kapitalistischen Betriebsform der römischen Töpferindustrie') を示した、とする解釈を披瀝した。カトーについては、少なくとも当該場合に限り一応

- の容認は与えられ得るとしても、ウァルローに関しては問題がある。*De r. r.* I, 2, 22-23に於けるウァルローの叙述から、疑いもなく粘土採取地・砂採取地等々と並んで>figlinae<が単なる自家消費目的から切断され、農場の副次的収入源を形成したこと、それ故要するにこれらの諸要素を含めて農場経営全体が商品・貨幣経済の中に位置付けられたことは明らかなとしても、安全に引き出しが可能なのはここ迄であり、そこから直ちに農場経営一般ではなくして、特殊限定的に農場内設置の>figlinae<に、而も何を以てこの場合‘kapitalistisch’と見做すのかの「指標」論議を踏まえることなしに、「資本主義的経営形態」が云々され得る根拠は何処にもない。否それ以上に、後に言及されるであろう如く、家属経済に商品・貨幣経済を対置させ、「市場向け生産」の出現を以て直ちに前者段階からの脱出を見る古代ローマ経済の理解の仕方そのものが問題であろう。因みにその他の諸学説に触れておくと、全く言及しないかまたは言及したとしても農場の構成要素としてウァルローの当該箇所を挙げるだけであり、グムメルスの如き踏み込みは見られなかった。Martin, R., *op. cit.* 84; Maróti, E., ‘Die zeitgenössische warenproduzierende Landwirtschaft in der Sicht Varros’, *Act. Ant.* XVIII, 1-2 (1970), 105-136, bes. 106, 118; Tilly, B., *Varro the Farmer* (London 1973), 43. 一方、T. フランク、W. E. ヘイトランドには、>figlinae<に関する言及は見られない。Frank, T., *Econ. Surv.* I (1933), 358ff.; Heitland, W. E., *Agricola: a Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; Repr. Westport 1970), 178ff.
- (17) 依拠テキストは、*M. Terenti Varronis rerum rusticarum libri tres*, post Henricum Keit iterum edidit Georgius Goetz (Lipsiae 1912); M. Terentius Varro, *On Agriculture*, with an English Translation by W. D. Hooper, revised by H. B. Ash, The Loeb Class. Library (London 1954)の両者であるが、この箇所を‘figlinae’とした底本の存在はない。
- (18) Speranza, F., *op. cit.* 58f. Vgl., Gummerus, H., *loc. cit.*; Martin, R., *op. cit.* 123.
- (19) *De r. r.* I, 2, 22に関しては、解釈が異なり、E. マロティが「粘土坑の利用」(Nutzung einer auf dem Gut befindlichen Lehmgrube)だけを読み取った(Maróti, E., *a. a. O.* 118)のに対して、R. マルタンは、「製陶業」(l’industrie de la poterie)を含むものとして当該箇所の‘figlinae’を理解した(Martin, R., *op. cit.* 84)。筆者はこのように、*De r. r.* I, 2, 24との脈絡の中で読まらるべきだと考えており、当該箇所の読みそれ自体としてマロティ説は間違いではないが、結果的にはマルタン説に賛成である。
- (20) Plin. *N. H.* XXXV, 46, 159. Cf., Meiggs, R., *op. cit.* 540ff.; Loane, H. J., *op. cit.* 102.
- (21) 第一巻に於ける家畜の処理(*De r. r.* I, 2, 20)に関して、ウァルローの主張は第二巻のそれとは「全く異なった」(‘affirmations bien différentes de celle du livre II’)としたR. マルトンの解釈(Martin, R., *op. cit.* 220)は、少なくとも当該箇所(II, praef. 4-5)に関する限り理解困難である。
- (22) Vgl., Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 324; 船田亨二『ローマ法』



第二卷（岩波書店 1969）324-5頁。

- (23) 如何なる生産の>figlinae<かは問題にされていないが、構成労働力の農耕への適応が前提とされていることからして、アレッツオのローマ囲壁外直ぐの地に>figlinae<が密集的に設置され(cf., Bormann, E., prooem. ad vasam Arretinam, C. XI, p. 1081f.)、生産に高度の技能と専門性を要求された>terra-sigillata<の如き>opus figulinum<ではなくして、先ず間違いなしに>opus doliare<のそれであったと思われる。
- (24) もし然りとすればこれとは逆の場合、つまり農場奴隷の適応もまた推測に難くないが、この事例に関して筆者はなお史料的に未確認である。
- (25) Cotton, M. A., *The Late Republican Villa at Posto, Francoise*. Report of an excavation by the Institute of Fine Arts, N.Y. Univ. and the British School at Rome (London 1979); Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa at Francoise* (London/N. Y. 1985). この両ウィラについての紹介は別機会に譲るとして、ここではウィラ併設の>figlinae<に関して最小限度の紹介だけに止める。
- (26) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *San Rocco Villa* cit. 66-8.
- (27) *Ibid.* 66.
- (28) Small, A. M., 'San Giovanni di Ruoti: Some Problems in the Interpretation of the Structures', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*, British Mus. Occasional Paper 24 (London 1980), 91-109.
- (29) Vgl., Kaser, M., *a. a. O.* 125f., 370ff.; Watson, A., *The Law of Property in the Later Roman Republic* (Oxford 1968), 176ff.; 船田・上掲書、550-67頁。
- (30) 'ueluti si figlinas haberet, in quibus ea uasa fierent, quibus fructus eius fundi exportarentur (sicut in quibusdam fit, ut amphoris uinum euehatur aut ut dolia fiant), uel tegulae uel ad uillam aedificandam. sed si, ut uasa uenirent, figlinae exercerentur, usus fructus erit'.
- (31) 最近の遺構調査が明らかにしつつあるアムフォラ生産の>figlinae<に、極めて一般的なこの現象については、いずれ別の機会に改めて論及することにして、ここでは差当たり次の諸文献を参看されたい。Peacock, D. P. S., 'Recent Discoveries of Roman Amphora Kilns in Italy', *Antiq. J.* LVII (1977), 262-269; Pascual Guasch, R., 'Las ánforas de la Layetania', in: *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores*. Actes du Colloque de Rome, 1974 (Paris 1977), 47-71; Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule Narbonnaise sous le Haut-Empire* (Paris 1985), 81, 84, 90 et passim.
- (32) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX(1973)71頁参照。
- (33) 従ってこの意味では、前述の如く>opus doliare<に「半工業」製品を見たF. ミラーの解釈は正鵠を射たものと言えよう。註(4)参照。

### 第三章 2、3世紀の大土地所有に於ける解放奴隸

#### 序

《CN DOM ADIEC OPVS D EX P DOM LVC // PAETINO ET APRONI // COS》(1021=a. 123) [*Cn. Dom(itii) Adiec(ti) opus d(oliare) ex p(raedis) Dom(itiae) Luc(illae)*], 《EX FIG CAES N C CALP MNESTERI // KANO ET CAMERIN // COS》(707=a. 138) [*Ex fig(linis) Caes-(aris) n(ostri) (opus) C. Calp(etani) Mnesteri(s)*]の如く、ローマ皇帝・貴顕身分の地所に設置された>figlinae<は、略々規則的に、当該>opus doliare<の生産に関与した奴隸のそれと並んで、自由身分の名を残した。かれらは、《EX PR・AGATHYRSI AVG LIB》(466)の如き地所所有主として現れた極く例外的な場合を別にして、解放奴隸の命名法定式、《LIB》乃至《L》の語を欠いた。併しそのノーメン(氏族名)とコグノーメン(家名)からして、かれらは疑いもなく不自由身分の出身かまたはその子孫であった。事実、皇帝所有地所に現れた上掲のC. Calpetanus Mnesterは、自らを解放奴隸として示すことはなかったが、《MNESTERIS C CALP FAVORIS》(905)に明らかな如く、かつてはC. Calp(etanus) Favor<sup>(1)</sup>の奴隸であり、紛れもなくその下で自由を得た解放奴隸であった。

而もかれらは、既に明らかにされた如く、奴隸と並んでのみならず、屢々自己の所有せる奴隸を率いて自ら生産に従事した>officinatores<(生産指揮者)<sup>(2)</sup>であった。従ってその限りでは<sup>(3)</sup>、ローマ周辺を中心にしてエトルーリア、ウムブリアにもまた及んだ皇帝・貴族所有「地所」<sup>(4)</sup>の、而も大多数の場合が他ならぬ直営部分——勿論、*conductores*, *negotiatores*を介した請負も採られたが、この形態は若干の特定所有者にのみ現れた<sup>(5)</sup>——に於て、「労働力」として止まった。

解放奴隸関係史料の殆ど大多数は、皇帝オイコス、都市の小商業・手工業等々、専ら都市の解放奴隸によって占められた<sup>(6)</sup>。それ自体が極めて少ない農村に於てもまた、多くは、小農場ながらも高収益を挙げたC. Furius Chresimus (*e servitute libertus*)<sup>(7)</sup>、同様に荒廃した農場を買取り、10年の内に見事に甦らせた、出生奴隸(*verna*)出身の解放奴隸Q. Remmius Palaemon<sup>(8)</sup>、あるいは前1世紀の最末期に、奴隸4、116名、犁耕用の連牛(*juga boum*)3、600組を遺贈したと伝えられるC. Caecilius C. l. Isidorus<sup>(9)</sup>の如き「土地所有主」であり<sup>(10)</sup>、若干史料に見える農場差配のウィリクス(*vilicus*)を除いて<sup>(11)</sup>、「労働力」としての解放奴隸の存在は殆ど知られ得ない。而も古典・碑文両者の関係諸史料は、多くが時期的に制約(共和政末期～帝政最初の1世紀)された。

これに対して、1世紀後半以後、とりわけトラヤーヌス・ハドリアーヌス期から3世紀初のカラカラ帝期に至る間の貴顕身分のみならず、トラヤーヌスを初出とするローマ皇帝の他ならぬ「地所」*praedia rusticalia*に設置され、疑いもなく恒常的な収入源として機能した>figlinae<に、既に不自由身分を脱した自由人が大量かつ規則的に投入された。この事実が、それだけで既に、大土地所有制に関する史料的な空白を補充する、新事実の発掘に連なることは言うまでもない<sup>(12)</sup>。そのかれらが、奴隸と並んで(而も、後に明らかにされるで

あろう如く、時代の進行に伴って数量的に奴隷を凌駕した) 規則的な存在として、〈商品〉としての>opus doliare<の生産に関与した、というこの現象が、2、3世紀の大土地所有に於ける奴隷制それ自体、とりわけその在り方と無関係に現出された筈はなかった。都市近郊「地所」に於ける、かれら解放奴隷の実態が明らかにされねばならない所以である。首都ローマを中心に広範囲にわたって残された銘文の組織的な収集と分析は、個々の解放奴隷の名によって、>praedia<=>figlinae<所有主との関係、生産への関与の仕方を初めとして、かれらの態様を最も直接的にのみならず、動的にもまた把握することを可能ならしめるからである。

素より〈商品〉としての史料手懸りの故に、必然的に銘文が伴った残存の偶然性そのものは完全には否定出来ない。さらにはまた、「奴隷」としてその名を貴顕身分の地所に残しながら、多くの場合、その後の足跡は完全に消え去った。かれらは一体何処に消えたのか。追跡の術は残されていない。だが併し、19世紀末の校訂、収録以来、今日なお日毎に新たな情報と校訂が加えられつつある銘文事例はもはや歴大な数に及ぶ、とさえ言わねばならないのだが、それらの銘文に一見して明らかなのは、その大多数が複数場所に複数事例を残したことである。紛れもなく同一のスタンプに拠った事例が複数箇所のみならず、数十例に及ぶこともまた稀ではない。従って始源的には、自由労働諸力が個々の名によって個別的把握の可能性を残した生産関与の痕跡、次いでこのようなものとしての事例の集中性が可能ならしめた組織的な銘文蒐集によって、殆ど専らローマ貴顕身分・皇帝所有「地所」で実現された、一般化に十分な労働諸関係の復元が可能になる。

而も>opus doliare<に、2・3世紀土地所有事情と労働諸関係の重要手懸りを見出したのは、筆者だけとは限らなかった。フィンランド＝グループによる一連の諸成果が公にされたからである。CIL. ; ILS. を主要手懸りとして、「ローマ帝政期に於ける奴隷制工業の一形態——TEGLARII及びLATERARII——」（『西洋史学論集』X 1961, 33-49頁）を以て出発点とした筆者と時期を同じくして開始され、1970年代に入って、銘文研究を中心にして、>figlinae<の諸形態、地所所有主のプロソポグラフィーに及んだ組織的作業がそうであった<sup>(13)</sup>。とりわけプロソポグラフィー研究に関しては大きな成果を挙げた反面では、併し、既述の如く>figlinae<の形態に関しては筆者の解釈と異なったのを初めとして、労働の諸関係を中心とする生産の〈内的構造〉にまでは及ばなかった。

## 註

- (1) 《C・CALPETANI・FAVORIS//EX・FIGLI・MARC・DOLIA//IMP・CAE・TRA・AVG》(314), 《C・CALPETANI FAVORIS D EX FIG CAE N//PAETIN ET APRONIAN//COS》(317=a. 123).
- (2) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」『史淵』CX(1973年)(略記「先稿(1)」)92頁。
- (3) この限定表現を付した意味は、後に明らかにされるであろうが、差当っては拙稿「《OPVS DOLIARE》考(3)」『歴史学・地理学年報』II(1978年)(略記「先稿(3)」)68-9頁参照。
- (4) 例えば、M. Rutilius Lupus, Q. Servilius Pudens 所有の『ナルニア(Narnia)地所』、コモドゥス皇帝の『スタトニア(Statonia)地所』などがそうである。「先稿(1)」74-5頁参照。
- (5) 後述箇所参照。
- (6) その故にまた、解放奴隷研究も殆どがそこに集中した。Cf., e. g., Park, M. E., *The Plebs in Cicero's Day: a Study of their Provenance and of their Employment* (Cambridge Mass. 1918), 51ff.; Barrow, R. H., *Slavery in the Roman Empire* (London 1928; Repr. N. Y. / London 1968), 198ff.; Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 105ff.; Loane, H. J., *op. cit.* 60ff.; Maxey, M., *Occupations of the Lower Classes in Roman Society* (Chicago 1938), 19ff.; Westermann, W. L., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 111ff.; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 87ff.; Schtaerman, E. M., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 102 ff.; Chantraine, H., *Freigelassene und Sklaven* cit. 14ff.; Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris* cit. 197ff.; Boulvert, G., *Domestique et fonctionnaire sous le Haut-Empire romain: la condition de l'affranchi et de l'esclave du Prince* (Paris 1974), 113ff.; Mrozek, St., 'Wirtschaftliche Grundlagen des Aufstiegs der Freigelassenen im römischen Reich', *Chiron* V(1975), 311ff. 皇帝解放奴隷、都市解放奴隷に関する学説整理と課題に関しては、次の文献が有用であった。Brockmeyer, N., *Antike Sklaverei: Erträge der Forschung* (Darmstadt 1979), 178ff.
- (7) Plin. *N. H.* XVIII, 41
- (8) Id. XIV, 49-51.
- (9) Id. XXXIII, 135.
- (10) 「土地所有主」としての解放奴隷に関しては、不充分乍らも、既に先行学説によって言及された。Treggiari, S., *op. cit.* 108-9; Schtaerman, E. M., *a. a. O.* 98-99.
- (11) 例えばキケローの『書簡』によれば、アッティクス(T. Pomponius Atticus)は、エピルスの地所に解放奴隷(Eutychedes)をウィリクスとして設置し(Cic. *Ad Att.* IV, 15, 1; V, 9, 1)、またローマ発見の墓碑銘によれば、Coetus Herodianus(そのコグノーメンと皇帝オイコスに於ける機能からして、解放奴隷であったことは疑いない)なる人物が、アウグストゥス帝の試食係の後、ウィリクスとして配置されたことが知られる。《Genio/ Coeti

Herodian. /praegustator. /divii<sup>sic</sup>Augusti, /idem postea vilicus in/hortis Sallustiani...》(CIL. VI, 9005=ILS. 1795). 併し管見の及ぶ所、かかる存在は極めて稀である。

- (12) 解放奴隷のみならず、この時期の大土地所有に於ける奴隷もまた、史料状況は同様である。例えば近年、「2世紀後半」以後の奴隷制の「変化」＝「自由との接近」を指摘したG. ヘルテルにしても、専ら法関係史料に拠る「奴隷一般」の状態のみしか問題にされ得ず、個々の奴隷が置かれた夫々の「場」を含めた具体的な史料処理は不可能であった。Härtel, G., 'Einige Bemerkungen zur rechtlichen Stellung der Skaven und zur Beschränkung der Willkür des Herrn gegenüber dem Skaven bei Bestrafung im 2./3. Jahrhundert u. Z. anhand der Digesten', *Klio* LIX, 2(1977), 337-47.
- (13) Suolahti, J. (direz. di), *Lateres signati Ostienses*. Act. Inst. Rom. Finland. VII, 1 (Roma 1978), 2(Roma 1977); Steinby, E. M., *Indici complementari ai bolli doliari urbani*. *ibid.* XI (Roma 1987); Helen, T., *Organization of Roman Brick Production in the First and Second Centuries A. D. : an Interpretation of Roman Brick Stamps*. Diss. Hum. Litt., *ibid.* IX, 2(Roma 1977); Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire. A Historical and Prosopographical Study of Landowners in the District of Rome*. Diss. Hum. Litt., *ibid.* IX, 2(Roma 1977).

## 第一節 Officinatoresの「移動」

### (一) 「地所」所有貴族間及び>figlinae<間の移動

銘文によってその名が知られる解放奴隷の、最も顕著な現象の一つに、「地所」所有主間及び「地所」間の極めて頻繁な移動がある。ローマ奴隷制の展開にとって極めて示唆的な、その故に看過が許され得ないこの重要現象に関して、T. ヘレン(Helen)、P. セテーレ(Setälä)を初めとして、>opus doliare<に関する従前の諸学説が視野内に収めることは全くなかった。奴隷と並んで規則的に生産関与の痕跡を残したかれらは、その名(プラエノーメン・ノーメン・コグノーメンの三者よりなるフルネーム *tria nomina*乃至ノーメンとコグノーメン両者)の故に、個々の>officinator<毎に銘文を整理し直すことによって、所有主または地所を異にして現れる同一人としての確定が容易であり、作業そのものは煩雑だが、その間の確実な追跡と事例の洗い出しが可能になる。

筆者の作業結果を総じて言えば、地所所有主と>figlinae<を異にして生産関与の足跡を残した>officinatores<は、もはや枚挙に遑が無いほど一般的な存在であった。従ってここでは、事例の逐次列挙は不必要であり、移動実態の類型化が図られるだけでよい。だが併し、それを抽出するためには、煩瑣を伴うとは雖も、それを可能ならしめるに足るだけの事例検討は不可欠であろう。

(i) 《EX・FIG TEMPE SINI//TEG・SERVILI・FIRMI//PAET・ET APRON COS》(606=a. 123), 《P SERVILI D・T ABVR//CAEDICIANI》(605), 《EX・FIG TEMPE SINI ABVRNI CAEDICIANI P S F//PAETIN ET APRONIA//COS》(604=a. 123) —— 《P・SERVILI FYRMI<sup>sic</sup>EX FIGL FVRIANIS//ABVRNI・CAEDICIANI》(232), 《SERVILI FIRMI EX・F//F・A・C》(233), 《[ ]ER FIR EX P ABC[a]E//AMBIBVL COS》(234=a. 126) = *[S]er(vili) Fir(mi) ex p(raedis) Ab(urni) C[a]e(diciani)*. (傍線 “ —— ” は、確実な移動痕跡を証言する。)

Q. Aburnius Caedicianus (cos. suff. a. 121)が *figlinae*(以下略記 *fig.*) *Tempesinae* の所有主として現れた銘文の全てが「a. 123」<sup>(1)</sup>であったのに対して、*fig. Furianae*のそれは「a. 123, 125, 149」<sup>(2)</sup>であり、コーンスル年を持つ上掲の<n. 234>には名称が欠落するが、H. ドレッセルの収録に拠れば、>officinator<を共通にする他例から推して、恐らく *fig. Furianae*であったと考えられる。もし然りとすれば、P. Servilius Firmusは、Q. Aburnius Caedicianus所有の2地所で全く同一機能の存在として生産に当たり、判明する限りでは、恐らく「a. 123-126」の間に *fig. Tempesinae*から *fig. Furianae*に移動したことになる。

(ii) 併しそれと同時に、次の事例もまた看過され得ない。即ち、その同じP. Servilius Firmusが、別の地所所有主の下でもまた、同様に>officinator<として機能したことである。

《P・SERVILI・FIRMI OP・DE F[i]GL//SEIAES<sup>sic</sup>・ISAVRICA E》(1425), 《O D SERV・FIRM EX PR STATI MAXIM//NIGRO ET・CAMERIN//COS》(1456).

既に明らかにされた如く、Flavia Seia Isauricaは、5箇所(地所) *(fig. Arestiana e, Caeliana e, Fabiana e, Publiliana e, Tonneiana e)*を所有して、「a. 123-141」の日付を残した

〔3〕。2地所 (*fig. Brutianae, Macedonianae*) の所有主、T. Statilius Maximus のそれは「a. 123-134」であり〔4〕、上掲の〈n. 1456〉(地所名欠落) は「a. 138」であった。従ってこの両者 (nn. 1425, 1456) に、先の Q. Aburnius Caedicianus の下で確認された事情を重ね合わせるならば、次の事情が明らかになる。即ち P. Servilius Firmus は、属格形の銘文が表示した如く、Q. Aburnius Caedicianus 所有の2地所にわたって生産に従事した後、程なくして、だが併し Aburnius Caedicianus がなお *fig. Furianae* の所有と生産を継続中に、前後関係と地所名及び経緯は不明だが、Flavia Seia Isaurica と T. Statilius Maximus の地所に移動し (確かなのは後者が「a. 138」)、>officinatores<の一人として、商品としての>opus doliare<の生産を指揮したことである。即ち、同一所有主の下での地所間の移動に次いで、地所所有主の交代 (譲渡乃至相続) を伴うことなしに別所有主の地所へ移動した事実である。

(iii) 《CN DOMITI CARPI DOL D L DOM LVCIL//APRONIAN ET P[a]ETINA//COS》(267=a. 123) — 《DOMITI CARPI EX PR·DOMIT·LVCIL//DOL DE LIC·VERO·III//COS》(277=a. 126). 《O D D F D L·F·AVGVST·L·MVNA//TI·CRESCENTIS》(123), 《OP·D·F·D·L·L·MVN·CRES》(124) — 《OP·D·L·MVNAT CRESC·EX·PR·DOM L//PROPINQVO ET·AMB·COS》(127=a. 126).

この両者は、Domitia Lucilla 母娘 (アウレーリウス帝の祖母・母) 〔5〕の間でなされた地所の相続に伴うケースであるが、その形態は異なった。前者は、かつて『ドミティウス氏』の解放奴隷で、自ら奴隷を所有して生産に当たった Cn. Domitius Agathobulus の元奴隷、Carpus 〔6〕が自由の獲得後 (*Cn. Domitius Carpus*)、Domitia Lucilla maior 所有の地所 *d(e) L(icinianis)=praedia Liciniana* で >officinator<として機能し (n. 267)、同地所が娘 Domitia Lucilla minor に遺贈された後もまた同一機能の存在としてとどまったこと (n. 277) を教える。所有主の交代に伴う移動 (特定地所への固定化) である〔7〕。

他方後者は、イニシャル箇所 of ディヴェロップに若干の史料操作が必要だが、ここでは次の2点を確認されるだけでよい。第一は、奴隷 *Tertius* を共通にする 《TERT D L EX F·CAN OP DOL FE//TIT·ET·GALL·COS》(129=a. 127), 《TERTIVS//DOM·LVC》(1017) の両者から明白な如く、〈D L〉, 〈D·L〉 (nn. 123-4) は *D(omitiae) L(ucillae)* を表示し、従って 〈O D D F D L·F〉 = *o(pus) d(oliare) d(e) f(iglinis) D(omitiae) L(ucillae) f(ecit)*, 〈OP·D·F·D·L〉 = *op(us) d(oliare) [de] f(iglinis) D(omitiae) L(ucillae)* のディヴェロップが可能なことであり、第二は、地所名称が不明だが、《C·L·M·C·O·D·D·E·K·D·L·//PAETIN ET APRONIAN//COS》(121=a. 123) = *C(hresimi) L. M(unati) C(rescentis) [servi] o(pus) d(oliare) de K(aninianis) D(omitiae) L(ucillae)* 〔8〕によって、L. Munatius Crescens が属したのは、*fig. Caninianae* であったと考えられることである。従って L. Munatius Crescens は、ドミティウス家のオイコス内で創られ同家の地所に存続した前出の解放奴隷、Cn. Domitius Carpus とは異なって、他所から Domitia Lucilla maior の地所に導入された >officinator<であったが、そのかれもまた、地所の遺贈に際して固定化された。而も銘文に現れた限りでは、ドミティウス家の解放奴隷との間に、移動様態の如何なる本質的な差異もなかった。

(iv) 《OPVS DOLIARE EX FIG R[h]OD//CAE N M VLPI ANIC//ETI》(472), 《VLPI・ANICETI・EX・FIG・CAES・N》(473)——《O・DOL・EX・PR・L・MAN・THEOCRITI・VL・ANIC F//SER-VIANO・III・COS》(1263=a. 134) —— 《OPVS DOL EX PR・LVCIL VER AB VLP ANIC//COMMODO ET LATERAN COS》(1086=a. 154).

M. Ulpius Anicetusが共通して現れるこの3事例の内、最初の*fig. R[h]od(iniana)*の所有者、〈Cae n〉, 〈Caes. n〉は、別の>officinator<に関わる同地所起源の《HIB・ET SISEN COS・PEDVC・LVPVL//EX FIG・RHODIN・CAES N》(471=a. 133)からして、先ず間違いなしにハドリアヌス帝であった。だとすれば、ハドリアヌス帝所有の地所に>officinatores<の一人として導入されたM. Ulpius Anicetusは、その後(a. 134)経緯と地所名は不明だが、私的所有主、L. Man( ) Theocritus<sup>9)</sup>の地所に移動し、さらにその後(a. 154)、*Lucil(la) Ver(i) = Domitia Lucilla minor*の地所でもまた生産に従事したことになる。この間のかれの動向は、他に手懸りが残されていないために何も知られないが、最低で計算しても>officinator<としての存在は30年以上の長期間にわたり、3名の所有者の間を移動して生産に従事した。

ここでは専ら、Cn. Domitiiの自由人達(かれらの悉くは奴隷出身にも拘らず、「解放奴隷」の命名定式たる‘Cn. l.’を欠いた)を初めとして、そのコグノーミナからして間違いなしに不自由身分出身であった自由人が、ローマ皇帝それを含めた、すぐれて貴族的に私的な所有「地所」の他ならぬ「直接経営」部分に、奴隷と並ぶ労働力の一形態として設置された、という先に確認された事実に基づいて、そのかれらが銘文によって表示した態様、即ち同一人が地所所有者と>figlinae<を異にして現れる「移動」の頻繁さの上に、その移動の実態だけが問題であった。この結果得られたのは次の2点である。第一は、全体的に見て「移動」の多くは、私的貴族間であれ皇帝間であれ、あるいはこの両者であれ、2所有者間乃至2地所間であったことである。併しそれに止まることなく、時としてはそれ以上の数の所有者間を移動し、30年以上にわたって生産に関与したような場合(iv)もまたあった。第二は、かれら自由人の>officinator<としての移動には、極く大まかに見て、次の3形態が抽出され得たことである。但しこれらはあくまでも移動形態の類型化であって、現実には屢々重複した。

(A) 同一の土地所有者の下で、時期を異にして複数「地所」に現れる、>figlinae<間の移動(i)。この形態は併し、地所の名称が判明する限りに於てのみ検出が可能であって、それを欠く場合には、たとえ実際にはそうであったとしても、追跡は不能であり、従ってこのケースはそれほど頻繁ではない。

(B) 土地所有者の交代、即ち親子(iii)、皇帝間<sup>10)</sup>に於ける地所の継承(乃至銘文からでは経緯は不明だが、当然想定され得る可能性として第三者への譲渡)に際して、>officinatores<の内のある者が——全員がでは決してない——当該の>figlinae<に留まり続けた、従って特定officinatorの「特定地所への事実上の固定化」。

(C) 同一人が土地所有者と地所の両者を異にして生産に従事し、とりわけ一所有者がなお生産を継続中に、そこを離れて他所有者の地所に現れる(ii)、「本来的な意味での移動」。



## (二) >officinatores<の2形態

以上の移動3形態に加えて、さらに次の2事情もまた考慮すべきであろう。

第一は、皇帝・貴族所有地所に>officinator<として現れた解放奴隷は、大多数の場合が、出現の当初から既に解放主＝パトローヌス(patronus)の下を離れていたことである。例えば、最初はM. Flavius Aper(cos. a. 130)、次いでアウレーリウス帝夫人Faustina Augusta (minor)の地所に現れた[C.] Calpetanus Crescens<sup>(11)</sup>は、《CRESCEN[ ]//CAL・FAVO[ ]》(2422: *pelvis Romae rep.*)に明らかのように、かつてはトラヤーヌス、ハドリアーヌス両皇帝の所有下にあった地所、*fig. Marcianae*で>officinator<として生産に従事したC. Calpetanus Favor<sup>(12)</sup>の奴隷であったが、そのかれが「自由人」[C.] Calpetanus Crescensとして、M. Flavius Aperの地所に現れた時には既に、かつての主人、C. Calpetanus Favorからのみならず、皇帝所有の*fig. Marcianae*からも離れていた。

従ってこの意味に於ては、次に改めて言及される如く、解放奴隷officinatoresの大多数を占める、最初から既にパトローニーの下を離れていたかれらもまた、当然のこととして、広い意味での「移動」に含まれねばならない。

これと関連して、考慮すべき第二点は、当該のオイコス内で創出され、その地所に生産指揮の労働力としてとどまった解放奴隷と他から導入されたそれとの間の数量関係である。

既述の如く、3箇所地所に施設(*officina Faviana, fig. Publiliana, fig. Tonneiana*)を擁したM. Flavius Aperには、計8名の自由人が>officinator<(内1名は解放女奴隷の>officinatrix<)としてその名を残したが<sup>(13)</sup>、かれらの全ては、氏族名(*nomina gentiliticia*)を異にした。自由の獲得後もパトローヌスの地所に留まったM. Flavius Aperの解放奴隷、*M. Flavius [Marci libertus]*はひとりも見当らない。T. Statilius Maximus Severus Hadrianus(cos. a. 144)<sup>(14)</sup>の場合もまた、「a. 123-138」の間に、計11名(内1名は解放女奴隷)が知られるが、かれらもまた全員がそうであった<sup>(15)</sup>。

一方、ドミティウス家の地所は、これらとは対蹠的であった。アウレーリウス帝(及び夫人Faustina Augusta)を別とすれば、7箇所の施設(*fig. Caniniana, Caniniana PortuLicini, Domitiana minores, Fuviana, Liciniana, Terentiana, Terentiana Portu Lici-ni*)によって、ローマ最大規模の>opus doliare<製造主としての痕跡を残した同帝の母、Domitia P. f. Lucilla(Domitia Lucilla minor)の下での*Cn. Domitius*の自由人、即ちかつてドミティウス家のオイコスを構成し、自由の獲得後もその地所に存続した解放奴隷(第1表)と、『ドミティウス氏』以外の氏族名に属するofficinatores(第2表)との数量関係は、次の如くであった。

第1表 ドミティウス家地所の *Cn. Domitii*

「地所」所有主	人数	コグノメン
Domitia Lucilla minor	4	Anignotus, Asiaticus, Carpus, Trophimus <sup>(16)</sup> .
所有主名不明 (officinator <sup>単独銘</sup> )	17	Agathobulus, Amandus, Amoenus, Aprilis, Charito, Crhyseros, Clemens, Daphnus, Diomedes, Eleutherus Euaristus, Favor, Hylas, Ismarus, Roscianus, Salutaris, Secundus <sup>(17)</sup> .

*Cn. Domitii*の自由人4名に加えて、《CN DOMITI CLEMENTIS》(1102b)、《CN・DOMITI・DIO-MEDIS》(1103)等々、地所所有主名、名称のみならずコーンスル年をもまた欠いた単独銘が頻繁であり、管見の及ぶ所では計17名の多きに上った。併し、例えばこの内に1人、*Cn. Domitius Trophimus*は後述(第二節)の如く、《CN・DOMITI・TROPHIMI》(1112)の形式によって大量の単独銘を残し乍ら、他方では《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC//APRONI ET P[a]ETINO//COS》(269=a. 123)によって、*Domitia Lucilla*(minor)の地所、*d(oliare) d(e) L(icinianis)*に現れ、かつそれと同一年に単独銘、《CN DOMITI TROPHIMI//CN DOMITITROPHIMI//PAETIN・ET APRON//COS》(1113=a. 123)でもまた現れた。このことから推して、この17名が、*Cn. Domitius Afer*以後4世代(*Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus*→*Cn. Domitius Tullus*→*Domitia Lucilla maior*→*Domitia Lucilla minor*)にわたって地所を発展的に継承したドミティウス家の誰かの地所に、>officinator<として帰属したことは恐らく間違いない。だが併し、この内の3名(*Cn. Domitii Favor*, *Ismarus*, *Agathobulus*)は、確実に*Domitia Lucilla minor*以前に属した<sup>(18)</sup>。

従ってこのこと自体極めて疑わしいのだが、この14名の*Cn. Domitii*全員が、もし仮に*Domitia Lucilla minor*の地所に所属したとすれば、確実な前掲の4名を加えた計18名が、自由身分の獲得後もドミティウス家の地所に、商品生産の労働力としてとどまったことになる。

だが併し、*Domitia Lucilla minor*の地所には、遥かにこれを凌駕する数の、『ドミティウス氏』以外の氏族名(nomen)をもつ自由人が>officinator<として設置されていた。事例の渉猟結果は、一応次の如く整理しておく。(a)母*Domitia Lucilla maior*から地所と共に継承したofficinatores、(b)*Domitia Lucilla minor*に初めて現れ、所属地所名が並記されたofficinatores、(c)‘ex praedis Domitiae P. f. Lucillae’によって、*Domitia Lucilla minor*所有下の地所で生産を担ったが、所属地所の名称が不明のofficinatores。

第2表 『ドミティウス氏』以外の自由人 (Domitia Lucilla minor所有地所)

	人数	名
(a)	3	L. Munatius Crescens ( <i>fig. Caniniana</i> ), Q. Oppius Iustus, A. Pontius Clodianus <sup>(19)</sup> .
(b)	4	P. Aelius Alexander ( <i>fig. Domitiana</i> ), C. Craecius Va( ) ( <i>fig. Caniniana</i> ), L. S( ) F( ) ( <i>fig. Terentiana</i> ), Statia Primilla ( <i>fig. Caniniana-Terentiana</i> ) <sup>(20)</sup> .
(c)	17	M. A ( <i>emilius?</i> ) Pro ( <i>culus</i> ), T. Claudius Quinquatralis, T. Claudius Secundus, C. Cominius Proculus, A. Cornelius Clodianus, Felix Carr ( <i>icus</i> ), Q. F ( <i>lavius?</i> ) Aprilis, F ( <i>lavius?</i> ) Prob ( <i>ianus?</i> ), [I?]ul ( <i>ius</i> ) Liberalis, Liv. Martialis, L. N( ) D( ), Peducaeus Lupulus, Q. Pom. Euprepes, Pom. Fel ( <i>ix?</i> ), Pompeius Ianuarius, Ser ( <i>vilius?</i> ) Modestus, M. Ulpius Anicetus <sup>(21)</sup> .

従って、Domitia Lucilla minorの地所に、商品生産の労働力=>offinator<として、奴隷と並んで現れた「自由人」（この内の1名、Statia Primillaは疑いもなく解放奴隷=>offinatrix<であった）に関して言えば、自由身分への上昇の後もドミティウス家の地所に存続した*Cn. Domitii*とそうでない者との数量関係は、最も確実には<4:24>、‘ex praedibus Domitiae P. f. Lucillae’の特定表現を欠く、当人のみの主格乃至属格形単独銘の故にかなり疑わしい*Cn. Domitii*を加えたとしても、<18:24>であった。この数値は、勿論、「a. 123-155」の30年間以上にわたって生産の痕跡を残したDomitia Lucilla minorの合計数であって、一特定年のものではない。併しそれでもなお、7箇所のfiglinaeに拠って大々的な生産を展開したアウレーリウス帝母、Domitia Lucilla minorの地所を構成した

自由身分のoffinatoresは、ドミティウス家オイクスから生み出された解放奴隷を遥かに凌駕して、大半が他から導入された、という事実そのものには変わりはない。而も、*Cn. Domitii*の内、確実にDomitia Lucilla minorの地所を構成したCarpusとTrophimusの両者に加えて、単独でのみ現れるAprilisとRoscianusの計4名は、何れも彼女の祖父(*Cn. Domitius Tullus*)と母(Domitia Lucilla maior)の奴隷<sup>(22)</sup>として現れた後、「a. 123」以前に既に自由身分を得ており<sup>(23)</sup>、Domitia Lucilla minor所有の元奴隷ではなかった。

これに、全てがノーメンを異にする自由人によって維持された先のM. Flavius AperとT. Statilius Maximusのケースを重ね合わせるならば、事情はさらに明白になる。即ち、当該家系の奴隷群から創出された自由人(*Cn. Domitii*)を最も多数擁したドミティウス家の地所

に於てさえそうであった如く、奴隷と併存的な「自由身分のofficinatores」は、大多数が所有主とはノーメンを異にし、従って、ローマ皇帝を含む地所所有の貴顕身分にとっては、奴隷を解放して生産指揮の>officinator<として当該の地所に固定化するよりは、寧ろ既に他所で自由を得ていた（恐らく経験に富む）者の導入、そのかれらによる商品としての>opus doliare<生産の維持と拡大化が問題であったことである。

かつてトラヤーヌス、ハドリアーヌスの地所 (*fig. Marcianae*) で、自らが解放奴隷であった>officinator< C. Calpetanus Favor の下で、その補助的労働力として生産の足跡を残したかれの奴隷 Crescens が、自由身分 (*C. Calpetanus Crescens*) としての初出例を残した時には、既に別所有主 (M. Flavius Aper) の下にあり、その後さらなる移動 (アウレーリウス帝夫人) を重ねた如く<sup>(24)</sup>、自由身分のofficinatoresに最も顕著な現象の一つとしての、所有者・地所を異にした「移動」が、このことの延長上にあったことが今や自明的である。その故にこそ、T. Statilius Maximus の地所であれ、Domitia Lucilla minor の地所であれ、管見の及ぶ限りに拠って言えば痕跡が消え去る 3 世紀初に至るまで、全所有主と>figlinae<に一樣であり、その下に現れるかれら自由身分のofficinatoresは、決して特定のノーメンに偏ることはなかった。ここから容易に見通し得るのは、ローマ周辺を中心にエトルーリア、ウムブリアに及ぶ皇帝、貴族所有のウィラが、既に身分的上昇を果たした自由人及び考えられ得る可能性としては恐らくその最も近い子孫の、予備的な労働諸力としての多数存在を前提として、奴隷労働と並んで略々規則的にかれらを商品生産部分に投入した事実である。素より、*Crescens C. Calpetani Favoris [servus] → C. Calpetanus [C. l.] Crescens* の如き奴隷としての痕跡を残すことなく、かつまた管見の及ぶ所では皇帝解放奴隷を唯一の例外として、悉くが解放奴隷としての表示を欠いて、初出から既に自由人として他所有主の下に現れた大多数のofficinatoresにあっては、かれらが「何処で身分上昇」を果たしたのか、個々の手懸りによる追跡は完全に絶望的であった。ドミティウス家の地所にとどまった *Cn. Domitii* の自由人達でさえ、多くがそうであった。併しなるほど事情はそうであったにしても、かれらの「多数存在」の事実と>officinator<としてのかれらの規則的な導入そのものには変わりはない<sup>(25)</sup>。

## 註

- (1) 上掲例(nn. 604, 606) の他、Q. Aburnius Caedicianus所有の同地所(*fig. Tempesinae*) に関わるコーンスル年の全事例(nn. 603, 607-8, 614)は、「a. 123」である。
- (2) 《PAETINO・ET・APRONIA COS//EX・F・FVR Q ABV・CAE》(227=a. 123), 《EX F FVR Q・ABVRN・CAEDICIANI//ASIATICO II AQVIL//COS》(228=a. 125), 《Q ABVRNI CAEDICIANI EX FIG FVRIANIS//ANTONINO AVG III ET VERO//COS》(229=a. 140).
- (3) 「先稿(1)」74頁参照。
- (4) 同73頁参照。因みにコーンスル年銘は次の如くである。《[e]X FIC<sup>stc</sup> STATILI SEVERI MACE[ ]//REST・ET・LEON・PAE・ET・APR//COS》(286=a. 123), 《EX FIG MACEDON STATIL MAX OF MVR SER//SERVIANO III ET VARO//COS》(288=a. 134).
- (5) 「先稿(1)」77-82頁参照。
- (6) 《CARPI DOMITI AGATHOBVL》(1107). この銘文では、奴隷Carpusの所有主、(Cn.) Domitius Agathobulusがどの地所に属したかは不明だが、同様に奴隷Roscianusの所有主として現れる、《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI//DOLIARE・DE LICINI》(274)によって、解放奴隷(Cn.) Domitius Agathobulusは、*De Licinianis*(praedia Liciniana)を構成する>officinatores<の一人であった。
- (7) 遺贈乃至譲渡に伴うこの形態は、私的貴族所有の地所のみならず、皇帝所有もまた例外ではなかった。《IMP・CAES NER・TRA・AVG//EX・FIGLI MARCIANIS//C・CAL・FAVORIS》(312), 《C CALPETANI FAVORIS EX FIG CAE N//PAETIN ET APRONIAN//COS》(317=a. 123)がその1例である。即ち、C. Calpetanus Favorがトラヤーヌスの*fig. Marcianae*で生産に従事した後、ハドリアーヌスの下に移動(名称欠落)した例である。
- (8) このディヴェロッパは別事例、《CHRESIMI [L. M]VNATI CRESCENTI》(122a), 《CHRESIMI・L・M・C・》(122b), 《OPVS・DOL//FIGL・KAN//LVCIL VERI》(131)に拠って可能である。
- (9) この人物に関しては、他によって知る術はない。
- (10) 註(7)参照。
- (11) 《OP DOL・EX・PR FLAV APRII OF・CALPE//CRES・CONDIANI ET MAXIMI//COS》(1144=a. 151), 《EX PRAED FAVST・OP DOLIAR A CALPETA//CRESCENTE》(725). 'ex praed. Faust.' だけでは、後者(n. 725)の地所所有主名は明らかでないが、前者(n. 1144)のコーンスル年に着目すれば、'Faust( )'とは、《OP・DOL・EX・PRAED//FAVST・AVG・N》(721)を初め多くの事例を残した*Faustina Augusta (minor)*と同一人であり、従って(C.) Calpetanus Crescensは、身分上昇の後、M. Flavius Aper(cos. a. 130)→アウレーリウス皇帝夫人の間を移動した。
- (12) 註(7)参照。
- (13) 奴隷を別として、M. Flavius Aperの地所に生産の痕跡を残した自由人は次の8名である(内1名は明らかに解放女奴隷=*officinatrix*)。L. Allius Rufus(653: *fig. Ton-*

- neiana*), C. Calpetanus Crescens(1144=a. 151), Fadius Euhelpistus(209=a. 157;210: *officina Faviana*), Iulius Callistus(1145), Rustius Felix(422-3: *fig. Publiliana*), Tontius Felix(1147), Vellicius Theseus(1148), Vibia Procla(1147).
- (14) 「先稿(1)」85頁註(25)参照。
- (15) Q. Aburnius Celer(290: *fig. Macedoniana*), Aufidia Restituta(1455=a. 134), T. Cam-  
(*idienus?*) Narcissus(1451=a. 123), A. Memmius Clemens(291: *fig. Macedoniana*), Nun.  
Restutus(286=a. 123;289=a. 134: *fig. Macedoniana*), Pontius Verus(1453=a. 134), Ser-  
vilius Firmus(1456=a. 138), Servilius Fortunatus(292: *fig. Macedoniana*), T. Sossius  
Ianuarius(293: *fig. Macedoniana*), T. Travius Fortunatus(297: *fig. Macedoniana*), Ve-  
rarius Modestus(1459).
- (16) 《CN・DOMITI・ANIGNO//EX・P・D P L》(1024), 《CN DOMITI//ASIATICI OP DOL・//EX  
PRAE DOM・P・F・LVC》(1032), 《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC//APRONI ET P[a]E-  
TINO//COS》(269=a. 123). Cn. Domitius Carpusは前出。
- (17) 《APRILIS・CN・DOMITI AGATHOBVLI》(1106b), 《CN DOMITI//AMANDI》(1097a), 《CN・  
DOMITI・AMOENI//VALEAT・QVI・FECIT》(1100), 《CN・DOMITI・APRILIS》(1110), 《CN・DO-  
MITI//CHARITONIS・Q・F・V》(1095), 《CN DOMITI CRHYSERO<sup>sic</sup>(1105), 《CN DOMITI  
CLEMENTIS》(1102b), 《CN DOMITI DAPHNI》(1101), 《CN・DOMITI・DIOMEDIS》(1103), 《CN  
DOMITI//ELEVThERI》(1104), 《CN DOMITI//EVARISTI》(1096g), 《[C]N DOMITI//[Fa]VORIS》  
(C. X, 8048, 11: *pelvis Pompeiis rep.*), 《CN DOMITI・HYLAE//VALEAT//Q・FECIT》(1098), 《CN  
DOMITI [Ismari]》(1099), 《CN DOMITI//ROSCIANI》(2435: *in labro vasis rep. in  
Esquiliis*), 《CN・DOMITI//SALVTARIS》(1093), 《CN・D・SECVN》(996).
- (18) この内の2名、Favorと Ismarusは、Cn. Domitius Afer (「a. 59」死亡)の奴隷として  
現れた、*Favor Cn. Domiti servus*(C. X, 8048, 10), *Ismarus Domiti*(id. 12)と同一人であり、  
年令からして「a. 123」を初出とした Domitia Lucilla minorの地所に現れること はあり  
得ない。Cn. Domitius Agathobulusもまた、Domitia Lucilla maiorの「a. 123」を最後と  
して、以後消え去った。「先稿(1)」77-8頁参照。
- (19) 銘文の引用はあまりにも煩雑なために、収録番号のみを括弧に示し、銘文は省略す  
る(以下同様)。L. Munatius Crescens(127=a. 123→128=a. 126), Q. Oppius Iustus(272  
a. 123: *De Licinianis*→1046=a. 129), A. Pontius Clodianus(1023→1039).
- (20) P. Aelius Alexander(171=a. 138), C. Craecius Va( ) (132), L. S( ) F( ) (617),  
Statia Primilla(630).
- (21) M. A(*emilius?*) Pro(*culus*) (1056=a. 136;1057=a. 137), T. Claudius Quinquatralis(10  
70-1=a. 145;1072=a. 154;1073=a. 134), T. Claudius Secundus(1081-2), C. Cominius Pro-  
culus(1051), A. Cornelius Clodianus(1027), Felix Car(*icus*) (1053=a. 135), Q. F(*Iavius?*  
) Aprilis(1065=a. 142), F(*Iavius?*) Prob(*ianus?*) (1054=a. 135), [I?]ul(*ius*) Liberalis  
(1092), Liv. Martialis(1080), L. N( ) D( ) (1061=a. 139), Peducaeus Lupulus(10

- 52), Q. Pom. Euprepes (1045=a. 127), Pom. Fel (*ix?*) (1058=a. 136; 1059=a. 137), Pompeius I-anuarius (1060=a. 138), Ser (*vilius?*) Modestus (1062), M. Ulpius Anicetus (1086=a. 154).
- (22) この4名の奴隷については、後に改めて言及する(第二節)。
- (23) 「先稿(1)」 77頁参照。
- (24) 註(11)参照。
- (25) 併しそれでもなお、問題は残る。上掲例に拠って言えば、例えば自由人として現れた当初から既にM. Flavius Aperの地所に移動し、後にアウレーリウス夫人の下で足跡を残したC. Calpetanus Crescensは、かれのパトローヌス、C. Calpetanus Favorに対して如何なる義務(金品乃至労働の)を負い、かつ果たしたのか、〈patronus-libertus〉関係を規定する、自由を与えられた元奴隷のパトローヌスに対する諸義務(*operae libertorum*)の引渡しが、移動とその繰り返しを重ねるかれら解放奴隷〈*officinatores*〉に如何なる形で行使されたのか、である。併し、阻止的にのみ作用する銘文の史料事情を以てしては、個々の事例に対する追跡は完全に不可能であり、問題は既に「解放奴隷」研究の別課題である。因みに‘*operae*’一般、並びにとりわけその経済的な機能に関して差当って筆者が参看したのは、J. ラムベールの基礎的研究と法関係諸史料を駆使して体系化を図ったW. ヴァルトシュタインの近著、Lambert, J., *Les operae liberti. Contribution à l’histoire des droits de patronat* (Paris 1934); Waldstein, W., *Operae libertorum: Untersuchungen zur Dienstpflicht freigelassener Sklaven. Forschungen zur antiken Sklaverei* Bd. XIX (Wiesbaden 1986)の他、次の諸文献である。Barrow, R. H., *op. cit.* 190ff.; Buckland, W. W., *The Roman Law of Slavery. The Condition of the Slave in Private Law from Augustus to Justinian* (Cambridge 1908), 487; Duff, A. M., *op. cit.* 44ff.; Hopkins, K., *Conquerors and Slaves* (Cambridge 1978), 130f.; Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 256f.; Treggiari, S., *op. cit.* 75 ff.; Watson, A., *The Law of Persons in the Later Roman Republic* (Oxford 1967), 229ff

## 第二節 Officinatoresの様態

### ——奴隷所有と単独銘——

いま一つの顕著な事実は、ローマ皇帝・貴顕身分の地所に>officinator<（乃至>officinatrix<）として、奴隷と並んで略々規則的に投入された、不自由身分出身の自由人が屢々、かれらが拠った「地所」の名称ばかりか所有主名をさえ欠いて、かれらだけの名を残したことである。属格乃至主格形で記入された、直接的な生産者としての「単独銘」である。否そればかりか、かれらは時として「奴隷所有主」としてさえ現れた。《TROPHIM AGATHOBLI DOMIT//IAE LVCILLAE DOL//D・L》(263), 《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC//APRONI ET P[a]ETINO//COS》(269=a. 123).

この両者によって、D(e) L(icinianis)=*praedia Liciniana*で[opus] d(*oliare*)の生産に従事したDomitia Lucilla (maior)所有の奴隷Agathobulusは、自らの奴隷Trophimusを>vicarius<（奴隷によって事実上所有された奴隷）<sup>(1)</sup>として所有していたが(*Trophimus Agathobuli Domitiae Lucillae [servi vicarius]*)<sup>(2)</sup>、そのTrophimusが今度は自由人、Cn. Domitius Trophimusとして同一地所を構成するofficinatoresの一人として現れた。ところが、解放奴隷としてのかれは、それと同一年(a. 123)に自己の名だけでのみならず、*Abascantus, Decembris*両奴隷の所有主としてもまた現れる。次の事例がそれである。

《CN・DOMITI・TROPHIMI》(1112), 《CN DOMITI TROPHIMI//PAETIN・ET APRON//COS》(1113=a. 123).

《ABASCANT CN DOMIT・TROPH//PAETI ET APRON//COS》(1116).

《CN・DOMITI・TROPHIMI//DECEMBRI》(1117).

これらの事例に着目したローン(H. J. Loane)は、身分上昇を果たした後のCn. Domitius Trophimusに、Domitia Lucillaの地所に>officinator<として機能したと同時に、「かれ自身のfiglinae」をもまた設置して「自己の補助的労働力」によって生産を展開した「所有主」の両側面を推察した<sup>(3)</sup>。直接Trophimusに関してではないが、最近のセテーレ(P. Setälä)もまたさらに一般化して、‘ex praedis huius’の定型を採ることなく、人名（属格）のみで現れる自由人に「地所所有主」の可能性を推測した<sup>(4)</sup>。確かに、管見の及ぶ所によって言えば、《EX・FIG DOM//L・VALER・SEVERI》(151)によって、*fig. Dom(itiana)*の所有主として現れたL. Valer(ius) Severusは、人名のみの《L・VALERI SEVERI》(152a), 《O L VALERI//SEVERI D》(153)=‘o(pus) L. Valeri Severi d(*oliare*)’を残したL. Valerius Severusと紛れもなく同一人であった。この事実からすれば、ローン/セテーレの解釈は強ち成立不能だとは言えない。もしそうだとすれば、奴隷によって所有された奴隷の自由への道は、一方では「自由人>officinator<」、それと同時に他方では「奴隷所有主」、「地所所有主」への道をもまた準備したことになる。だが併し次の2事情は、確実にこの推測の可能性を拒否する。

第一は、奴隷銘である。ドミティウス家の初出所有主Cn. Domitius Afer、次いでかれの養子『ドミティウス兄弟』Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus<sup>(5)</sup>の下で、奴隷として現れた



Ismarus<sup>(6)</sup>は、奴隷主の名を欠いて、>opus doliare<の他、ポムペーイーの鉢(3 ex.)に明らかに同一の印字母型を使用した《ISMARI》(984;C. X, 8048, 13a-c)と確実に同一人であった。さらに、《L・IVLI・RVFI//TONNEIANA ZOSIM》(633a)によって、L. Iuius Rufus所有の奴隷として[*praedia*] *Tonneiana*に帰属したZosim(us)は、所有主名を欠いた地所名称のみの《TONNEIANA ZOSIM》(634)を残したZosim(us)と、紛れもなく同一人であった。地所名称を伴うとは雖も、[*praedia*] *Tonneiana*差配の奴隷であって、当該地所の所有主では決してなかった。この他、人物特定(所有主の割り出し)は不能だが、明らかに奴隷が意味された、《APRON ET PAE COS//EVTYCHI》(1131=a. 123), 《IANVARI》(1197), 《LVCRIO・FECIT》(1246)、あるいは「奴隷」*ser[us]*の語が銘記された《HER[us]EROS//SER》(C. X, 8043, 61), 《PATROB[us]VS//SER》(id. 72)等々もまた同様である。如何なる意味に於ても「地所所有主」ではあり得ない奴隷にさえ、所有関係表示の最も本質的な所有主名を欠いて、「生産者」としてのかれらの名だけが表示された事例が頻繁であった。この事実からすれば、Cn. Doitius Trophimusが‘*ex praedis (vel figlinis) huius*’によることなく、単独(属格)で現れたとしても、かれの「地所所有主」としての側面——自由の獲得によるドミティウス家オイコスからの離脱——を証言する根拠にはなり得ない。

そうではなくして、身分的上昇を果たした自由人が、確実に>officinator<として機能し乍ら、他方では帰属地所名と所有主名を欠いて、かれらの名だけを(「生産者」としてかまたは次に述べられる「奴隷所有の生産者」として)表示した、という事実そのものが重要であろう。

第二は、奴隷所有の>officinator<である。Cn. Domitius Trophimusは、前掲の2奴隷(Abascans, Decembris)に加えて、同時にか否は不明だが、さらに3奴隷(Nepos, Thalamus, Vitalis)を所有した<sup>(7)</sup>。而もドミティウス家の地所に限って見ても、このような奴隷所有は、Cn. Domitiiの自由人だけに限られることなく、ノーメンを異にする、他から導入の自由人もまた全く同様であった。

名称は不明だが、Domitia Lucilla (minor)の地所(*ex pr. Dom. Lucillae, ex p. D. Lucil. Veri*)に現れるTi. Claudius Quinquatralis<sup>(8)</sup>は、《OP・D・EX・PR・DOM LVC・EP・CL・QVIN//SERVIANO III・COS》(1073=a. 134), 《OPVS DOL EX P D LVCIL VERI AB CL QVIN//COMMODO ET LATERANO COS》(1072=a. 154)の両者によって、最低でも20年間はアウレーリウス帝母、Domitia Lucillaの地所に>officinator<としてとどまったことが知られる。そのかれもまた、Cn. Domitius Trophimusと同様に奴隷所有の単独銘を大量に残した。《EPAGATHI CL・Q Q//DOL》(1074:13 ex.)及び「奴隷」の語を伴った《OPV・DOL・EPAGATHV CLAVDI//QVINQVA SER》(1075:72 ex.)がそれである。併し奴隷Epagathusの所有は、*ex pr(aedis)D(omitiae) Lucil(lae) Ep(agathus) Cl(audi) Quin(quatralis) [servus fecit]*(n. 1073)に明らかのように、Domitia Lucilla所有の地所に於てであった。さらに、Quinquatralisはいま一人の奴隷を所有した。《MERCURI TI CL QVINQVAT//EX・PR LVCILL・VERI》(1077), 《O D EX・PR LVCILLAE・VERI//FEC MERC・CL・QVIN》(1078)がそれである。Mercuriusが「作った(*fecit*)」のは、「Verus(M. Annius)

夫人Lucilla」=Domitia Lucilla (minor)の「地所」に於ける>officinator<Ti. Claudius Quinquatralis所有の奴隷としてであった。

Q. Oppius Iustusもまた同様であった。「a. 123-129」に、Domitia Lucilla (minor)の地所(*De Licinianis*)に>officinator<として現れたこの人物もまた<sup>(9)</sup>、他方ではかれの名だけの単独銘<sup>(10)</sup>に加えて、奴隷所有主としてもまた生産の足跡を残した。「a. 126」のことである<sup>(11)</sup>。

『ドミティウス家』以外のいま1例を挙げておこう。《C CALPETANI FAVORIS》(902)、《[C. Cal]PETAN//[F]AVORIS》(2421)<sup>(12)</sup>の他、《HERMETIS//C CALPETA・FAVORIS》(904a)と《MNESTERIS C CALP FAVORIS》(905)の両者によって、奴隷主としてもまた現れるC. Calpetanus Favorとは、既述の如く、トラヤーヌス、ハドリアーヌス両皇帝所有の地所に投入されたofficinatoresの一人であった。

従って以上の2事情を以てすれば、H. J. ローンの解釈はローマ奴隷制の展開に重要な提言——身分上昇を果たした奴隷の土地所有主、奴隷所有主への道——を内包したとはいえ、事実上成立不能である<sup>(13)</sup>。況んやCn. Domitius Trophimusだけに、「奴隷所有の土地所有主」を見得ないの言うまでもない。

だとすれば、皇帝、貴顕身分の地所に設置された自由人が、他ならぬ「商品」としての>opus doliare<に、直接的な生産者(*fecit*)たることを表示する主格乃至属格形で、かれらの名だけを残したことは、如何に理解されるべきか。単独銘(奴隷所有を含めて)の現実的な意味が問題であろう。(尤もこの場合、「何処の誰のfiglinae」で生産されたかの表示を欠いた点で、古代市場の一般的な在り方ともまた無関係ではなかった、と考えられるが<sup>(14)</sup>、そこまで立ち入る必要はあるまい。)

何れにせよ以上によって確実になったのは、生産差配のofficinatoresに正に一般的であった単独銘(解放奴隷のみならず、奴隷もまた例外ではなかった)に直截的に表現された、商品生産への直接的な関与であった。貴族的大土地所有のこの恒常的な営利部分に於ける、>officinator<としての機能それ自体の重要性の一表現に他ならない。従ってこの限りでは、《INGE//P・COR》(C. XI, 6700, 231)、《PRIMVS P・CORNELI》(id. 244)、《P・CORN//FAVSTV》(C. XV, 5143)等々、奴隷主=figlinae主(P. Cornelius)に伴われたばかりか、《INGENVS》(C. XI, 6700, 232)、《PRIMVS》(id. 244)、《FAVSTVS》(id. 220)、《FAVS//TVS F》(C. XV, 5205)=*Faustus f(ecit)*の如く、自己の名だけを頻繁に残した鋳型作成(浮彫デザイン)の奴隷<sup>(15)</sup>が、『アルレーティウム陶器』*vasa Arretina*に与えたと同一の意味<sup>(16)</sup>を、自由不自由の別を問わず、瓦窯差配が>opus doliare<に与えたことになる。即ち生産に際しての、>officinator<としての存在それ自体のより強度の独自の特性(否寧ろ自立的な)であり、かれらに頻繁な「移動」と同様に、「単独銘」もまたそのことの直截的な表現であった。

それ以上に示唆的であったのは、「地所所有主-officinatores-奴隷」の最も一般的な生産組織(直営)<sup>(17)</sup>の中にあつて、officinatoresが自己の奴隷を所有して生産に従事した場合があつたことである。瓦窯差配とはいえ、他ならぬ労働力として投入されたかれらに

もまた、奴隷の所有が実現され得た事実である。つまり、不自由身分を脱した元奴隷の下での、奴隷所有関係の再生産であり、奴隷officinatoresにあつては、擬制としてではあれど、角事実上の奴隷所有(vicarii)、即ち、奴隷制そのものの中での奴隷制の再現である。併し、管見の及ぶ所、officinatoresの下での奴隷所有は、直ぐ後に言及されるように、事例そのものがそれほど頻繁ではなく、一般化は困難である。

「奴隷所有」に関しては、従って、少なくとも次の2点だけは動かし得ないものとして残る。

第一は、自ら奴隷を所有して生産に従事した自由人労働力が存在した、という事実それ自体である。この下では、自明のこととして、自己の奴隷(而も複数の)を所有するに足る資力が前提されたことは言うまでもないが、さらにこれに加えて、Cn. Domitius Trophimusの如く、かつては奴隷によって事実上所有された奴隷にさえ、身分上昇の後(今一度改めて言及されねばならないように、*Trophimus Agathobuli Domitiae Lucillae [servi vicarius]* → *Trophimus Cn. Domiti Agathobuli [servus]* → *Cn. Domitius Trophimus*のプロセス)<sup>(18)</sup>、奴隷所有の可能性が開かれていたこと、並びに移動、単独銘と同様に奴隷所有の面でもまた、地所所有主の奴隷群の中から生み出され、当該地所に存続した自由人と他から導入された自由人との間には、>offinator<として機能した限り如何なる差異もなかったことが指摘されねばならない。

第二は、併しそれにも関わらず、事例そのものが限定的であったことである。管見の及ぶ所では、L. et P. Cassii (兄弟か?) の地所(*fig. Macedoniana*)に関わる《PRIMVS・Q・SVLP・APTHY//DE FIGL・MACED・CASS<sup>(19)</sup>》(284)の、奴隷Primusを所有したQ. Sulp(icius)Aphy(lus?)ただ一人を別として、他の全ては、>opus doliare<生産の最大規模の地所所有主であったドミティウス家とローマ皇帝の下でのみ検出されたからである。従ってこの限りでは、奴隷所有のofficinatoresは、総じて(例外なしにではない)、奴隷大オイコスを擁して大々的な市場向け生産を展開した地所所有主の下で存立の可能性を有した、とせねばならない。

もしそうだとすれば、自由身分のofficinatoresに最も顕著な現象のひとつとして抽出された、所属地所の所有主と地所名を欠く「単独銘」が、所有主間、地所間の「移動」と同一平面上の現象であり、「奴隷所有」がそのことの突出的な表現であったことに、われわれは極めて容易に気付くことになろう。蓋しこのことに表出されたのは、貴族的大土地所有を前提として直接その上に成立する、市場に向けた>opus doliare<生産の>figlinae<が、1世紀後半、成立の当初から奴隷と並んで「規則的」に既に身分的上昇を果たしていた自由人を>offinator<として設置し、その拡大化はかれらの数量増と同時に、生産に於ける比重それ自体のさらなる増大を伴ったことである。従って、差当り自由・不自由の別を問わず「機能」それ自体に限って言えば、同一時期のコルメルラ(Colum. *De r. r.* I, praef. 12)が、われわれは自らの手で地所を「耕すことを拒否」(‘*ipsi praedia nostra colere dedignamur*’)するからには、「最も経験に富む者」かまたはそれがなくても「活発にして未知の事柄を速やかに学び取り得る者」を農事差配に据えることが肝要<sup>(20)</sup>だとして、>praedia<差配のウィ

リクスに割り当てたのと同様の機能が、大土地所有のローマ皇帝と貴顕身分によって、>praedia<を構成する officinatores —— ‘ex praedis (huius) officinator (servus, libertus) fecit’ —— に割り当てられた、とせねばならない<sup>(21)</sup>。

程度の差はあるが<sup>(22)</sup>、既述の如く、そしてまた後に今一度改めて言及されねばならないように、>officinator<として機能した限りに於て、自由と不自由の別を問わず基本的には略々同一の定在様態が示されたのも、偏にこのことの故にであった。だが併し、もしそうだとすれば、ことは重大である。何故ならば、大土地所有制に於ける奴隷労働の構造からして本来的には奴隷によって担われ、かつこの営利部分にあっても現実にそうであったことが確証された、その同じ機能の場に、奴隷出身とはいえ他ならぬ自由人が奴隷と並んで（奴隷にとって代ってではない）規則的に大量に導入された、というこの事実それ自体には、人的な面での大土地所有に於ける労働組織の新たな展開＝構造的な変化が暗示されたからである。併し差当りこの段階では、事実そのものが明らかにされたことで充分であり、その本質からして、2、3世紀イタリアの奴隷制そのものに還元されねばならないこの問題の処理は、別課題として残しておこう。

さらに、銘文に並記された ‘conductor’, ‘negotiator’（乃至 *conductio, negotiatio, negotians*）<sup>(23)</sup>によって、「請負」を導入したことが知られる地所所有主に付言しておく、コモドゥス期の人物、M. Cassius Hortensius Paulinus<sup>(24)</sup>が特定される Hortensius Paulinus c(larissimus) v(ir)の地所 (*fig. Propetianae*)<sup>(25)</sup>を除いて、管見の及ぶ所では、他の全ての所有主が女性<sup>(26)</sup>とローマ皇帝<sup>(27)</sup>に限られた。このこともまた、必ずしも断定は出来ないまでも、生産規模の拡大に伴う「自由人」労働比重の増大、という以上に拠って指摘され得た事実と無関係でなかったかもしれない。

註

- (1) >vicarius<に対する所有権は勿論奴隷主に帰属したとは雖も、現実の処置は当該の奴隷に委ねられた。その故に、例えば皇帝奴隷に対する奉献墓碑銘、《D. m. /Servato Caesaris n. ser. /...vixit ann. XXXIIII/mensibus VIII diebus XII...Helius, domino bene/merenti.》(ILS. 1771)では、Heliusなる名の>vicarius<がかれの主人たる皇帝奴隷を「主人」*dominus*と呼んでいる如く、擬制的にはあれ、‘servus (ordinarius)’対‘vicarius’の関係に「奴隷主-奴隷」の関係が妥当された。奴隷制の構造とその展開に示唆的なこの存在に着目した筆者の作業は、次の3論考に於てなされたが、法関係には直接立ち入らなかった。「《VICARIVS》考——ローマ奴隷制とペクーリウム——」『西洋史学論集』VIII(1960) 31-41頁、「C. I. L. XV, 1003——SERVI VICARIIの一形態——」『史学論叢』XIII(1982) 25-42頁、‘Slave-owning Slaves and the Structure of Slavery in the Early Roman Empire’, *KODAI: Journal of Ancient History* I(1990), 24-35.
- (2) Trophimusは、それ以前のCn. Domitius Tullusの下で既に、Agathobulus所有の奴隷であった。《TROPHIMI・AGATHOBVLI//DOMITI・TVLLI》(1003).
- (3) Loane, H. J., *op. cit.* 104-5: ‘it is possible that Trophimus, having established his own kiln, was able to employ his own helpers’.
- (4) Setälä, P., *op. cit.* 21-2.
- (5) 「先稿(1)」 76頁参照。
- (6) 《ISMARI DOMITI》(983a), 《APOLLONI・ET//ISMARI・CN CN//DOMITIORVM》(C. X, 4048, 7).
- (7) 《NEPOTIS・CN・DOM・TROPH》(1118a), 《THALAMVS CN DOM・TRO》(1119), 《CN DOMITI TROPHIMI//VITALIS》(1120a).
- (8) 《EX PR DOM LVCILLAE・OP DOL//TI CL・QVINQVAT》(1069a), 《EX・PR・DOMITI・LVCILLA//CLAVDI・QVINQVA//A S》(1070). この両者では、地所の所有主がドミティア母娘の何方であったかは確定出来ないが、直ぐ後に引用されるn. 1073=a. 134, 1072=a. 154からして、所有主はアウレーリウス帝母であった。なお、n. 1070の三行目、<A S>はディヴェロップ不能である(Dressel, comm. ad n. 1070: ‘quid subsit incertum est’). もしかすれば奴隷名、A( ) s(*ervus*) [*fecit*]であったかもしれないが、定かではない。
- (9) 《Q OPPI・IVST OP DOL DE LIC DOM L//P[a]ETINO ET・APRONIA//COS》(272=a. 123), 《P・IVVE・II・EX F・DOMI P F LVCIL・OPV//DOL・Q・OP・IVST》(1046=a. 129).
- (10) 《OPVS DOLIARE OPPI IVSTI//PAETINO ET APRONIA COS》(1342=a. 123), 《Q・OPPI・IVSTI》(1344; C. X, 8043, 15: *Velitris rep.*).
- (11) 《Q OPPI IVSTI FORTVNAT SER FEC//VERO III ET AMB//COS》(1343=a. 126).
- (12) この銘文(n. 2421)は、>opus doliare<ではなくして陶棺銘(*prope Ciampinum rep.*)であり、皇帝所有のこの地所(*fig. Marcianae*) (前出)でもまた、同一労働力による複数種類の同時的生産がなされたことが知られる。最狭義の>opus doliare<生産の施設に於ける、

アムフォラ、ドーリウム、ランプ等々複数種類の同一労働力による同時的生産の一事例である。

- (13) P・セテーレに対する批判は、Schumacher, L., *HZ*. CCXXIX(1979), 119-122参照。但し少なくともこの部分に関する批判に関しては、銘文解釈の点で筆者は賛同出来ない。この点に関しては、「奴隷制」に関する別稿で改めて言及することになる。
- (14) このような推測とそれに内在する問題の抽出＝一般化が可能なのは、当該の諸例のみならず、普遍的な現象として同一の事柄が看取され得るからである。特に内容物のみが市場に本来的な意味を持った筈の葡萄酒・オリーブ油アムフォラがそうであった（『アルレーティウム陶器』に見える類似現象は後述箇所参照）。そこでは、とりわけ次の二点が指摘されねばならない。第一は、《A》(C. XIII, 10002, 75a), 《A・F》(C. XV, 3257), 《A G A》(C. XIII, 10002, 65)等々の如く、アムフォラにはイニシャルのみの銘があまりにも頻繁なことである。イニシャル一字銘では、内容物産地名を指したか人名を指したかが全く不明であり、2乃至3字銘が人名を指したのは間違いのないにしても、ディヴェロップは不能である。否そればかりか、近年の考古学調査が明らかにしたのは、それをさえ欠いた厩大な量の無銘例である。葡萄酒市場に本来的な意味を持ったのは、《FAL VE》(C. XV, 4560) = *Fal(ernum vinum) ve(tus?)*, 《BENEV》(id. 4444) = *Benev(entanum vinum)*等々の如き産地銘、あるいは、《C・POMPONIO C・ANICIO COS・//EX FVND・BADIAN//DIFF・ID・AVG・BINVM》(id. 2551) [紀元後65年、*fundus Badian(us)*産合酒(*diffusum*)、8月13日(アムフォラへの移し替え)、2年もの]の如き内容物表示であった、と考えられるにも拘らず、多くの場合が、不完全な形でかまたはそれを全く欠いてさえ、市場に送り込まれた。アムフォラの生産地(並びにそれによる葡萄酒・オリーブ油の流通実態)を探るために、アムフォラの「型」研究、化学分析方法(粘土組成、含有元素の種類と量、焼成温度等)の持ち込みが図られねばならない理由であるが、ここでは如上の銘文事情から逆に類推される、葡萄酒・オリーブ油市場の一般的な状況が指摘されるだけでよい。
- (15) Cf., Barrow, R. H., *op. cit.* 115f.; Duff, A. M., *op. cit.* 113; Westermann, W. L., art. *Skla- verei*, RE. VI(1935), 1028; Id., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1975), 91f.; Id., 'Industrial Slavery in Roman Italy', *Journ. of Econ. Hist.* II(1942), 157; Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* (Baltimore 1927), 220ff.; Comfort, H., 'Terra-Sigillata', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* V (Baltimore 1940), 189ff.; Gummerus, H., art. *Industrie und Handel*, RE. IX(1916), 1487ff.; Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region: Industry, Trade and Commerce', *Camb. Anc. Hist.* X(1934<sup>2</sup>), 390f.; Charleston, R. J., *Roman Pottery* (London 1955), 10ff.; Brown, A. C., *Catalogue of Italian Terra-Sigillata in the Ashmolean Mus.* (Oxford 1968), 20; Schtaerman, E. M., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 110f.; Kiechle, F., *Skla- venarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 70ff.; Treggiari, S., *op. cit.* 91ff.; Burford, A.,

*Craftsmen in Greek and Roman Society* (London, 1972), 94f.; Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe. Epigraphische, nomenklatorische sowie sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen der arretinischen Firmen- und Töpferstempel* (Wiesbaden 1980), 157f., 205f., 215f.

(16) ここでもまた、奴隷の「単独銘」と「移動」が頻繁であった。その一例を挙げておこう。>figlinae<主=P.Cornelius所有下の奴隷として、《ATTICE//P・CORNE》(C. XI, 670 0, 211), 《EPIGO//P・COR》(id. 218), 《GEMELLV//P・CORNE》(id. 223), 《P・CORNE//INVENT》(id. 233)の押印銘を残した *Attice, Epigo(nus), Gemellu(s), Invent(us)* は、C. Telliusの奴隷として、《ATTICE//C・TELLI》(id. 663), 《EPIGION//C・TELLI》(id. 664), 《GEMEL//C・TELLI》(id. 266), 《INVENT//C・TELLI》(id. 668)を残した *Attice, Epigon(us), Gemel(lus), Invent(us)* と間違いなしに同一人であった。陶工奴隷の移動に関しては、拙稿「アレテイウム・テルラ＝シギルラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX/2(1987年) 26-7頁参照。

(17) 「先稿(1)」 107頁参照。

(18) 後に改めて言及することにして、差当りここでは銘文だけを挙げておこう。

《TROPHIMI・AGATHOBVLI//DOMITI・TVLLI》(1003), 《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE DOL//D・L・》(263).

《TROPHIMI・CN DOMITI//AGATHOBVLI》(1108).

《CN・DOMITI・TROPHIMI》(1112).

(19) 同一figlinae名称の別事例、《DE F・MACEDONIAN//L・ET・P・CASSIOR》(283)に拠って、当該例の2行目は、躊躇なしに‘DE FIGL(*inis*) MACRD(*onianis*) CASS(*iorum*)’が読まれ得る。

(20) ‘nullius momenti ducimus pertissimum quemque vilicum facere vel, si nescium, certe vigoris experrecti, quo celerius, quod ignoret, addiscat.’

(21) 従ってこの限りでは、奴隷主と「並んで」その名の記入を許された奴隷に、「瓦窯の監督(*superintendent*)」をみ、かれは「あらゆる点で農場のウィリクスに匹敵する」としたT. フランクの解釈は、奴隷に関してだけではあれ、>officinator<の機能それ自体に関しては的確であった。Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* cit. 231.

(22) このこと自体、奴隷制の展開にとって看過され得ない重要問題を内蔵するが、もはや別課題である。

(23) 「先稿(1)」 93-5頁参照。

(24) Dressel, H., *comm. ad n. 415*. Cf., Setälä, P., *op. cit.* 129-131.

(25) 《EX PRAED HORT・//PAVLINI DE FIGV・//PROPETI・NEG・AVR ANTONIA》(415), 《EX PRAE HORTE[*n*]S PAVLIN C V FIG EGNAT CLEM//NEG VALERIO CATVLLO》(416), 《EX PRAE-DIO HORTE[*n*]SI PAVLI//NI NEG METILI PROCVL》(417). 後者銘は、‘ex praedis’として常に複数形表現で示された「地所」が、単数形の *ex praedio* を採った極めて稀な事例である。

(26) Aemilia Severa: 《OP DOL · EX · FIG · PVB · DE · PR · AEM · SEVE//NEG · IVNIAES<sup>szc</sup> · ANTONIAES<sup>szc</sup>》 (430).

Iulia Procula: 《TEG DOL · DE · FIG · IVLIAE · PROCVL//FLV · NEG》 (649).

Passenia Petronia: 《EX · PRAEDIS HEREDVM · CC VV PASSENI//AE PETRONIAE NEG · VAL · CATVLLO》 (419).

Pedania Quintilla: 《DE FIG PEDANIES<sup>szc</sup> QVINTILLA CONDV//C C LABERIVS ZOSI-MV》 (643).

Titia Quartilla: 《EX · P TITIAE · QVARTILLAE · COND DOM//ISION · PAET · ET APR COS》 (1477=a. 123).

(27) 《EX FIGLINI CAESARIS CON MARCI FYRMI SVBORTANI》 (545b).



註

- (1) >vicarius<に対する所有権は勿論奴隷主に帰属したとは雖も、現実の処置は当該の奴隷に委ねられた。その故に、例えば皇帝奴隷に対する奉献墓碑銘、《D. m. /Servato Caesaris n. ser. /...vixit ann. XXXIIII/mensibus VIII diebus XII...Helius, domino bene/merenti.》(ILS. 1771)では、Heliusなる名の>vicarius<がかれの主人たる皇帝奴隷を「主人」*dominus*と呼んでいる如く、擬制的にはあれ、‘servus (ordinarius)’対‘vicarius’の関係に「奴隷主-奴隷」の関係が妥当された。奴隷制の構造とその展開に示唆的なこの存在に着目した筆者の作業は、次の3論考に於てなされたが、法関係には直接立ち入らなかった。「《VICARIVS》考——ローマ奴隷制とペクーリウム——」『西洋史学論集』VIII(1960) 31-41頁、「C. I. L. XV, 1003——SERVI VICARIIの一形態——」『史学論叢』XIII(1982) 25-42頁、‘Slave-owning Slaves and the Structure of Slavery in the Early Roman Empire’, *KODAI: Journal of Ancient History* I(1990), 24-35.
- (2) Trophimusは、それ以前のCn. Domitius Tullusの下で既に、Agathobulus所有の奴隷であった。《TROPHIMI・AGATHOBVLI//DOMITI・TVLLI》(1003).
- (3) Loane, H. J., *op. cit.* 104-5: ‘it is possible that Trophimus, having established his own kiln, was able to employ his own helpers’.
- (4) Setälä, P., *op. cit.* 21-2.
- (5) 「先稿(1)」 76頁参照。
- (6) 《ISMARI DOMITI》(983a), 《APOLLONI・ET//ISMARI・CN CN//DOMITIORVM》(C. X, 4048, 7). (7) 《NEPOTIS・CN・DOM・TROPHI》(1118a), 《THALAMVS CN DOM・TRO》(1119), 《CN DOMITI TROPHIMI//VITALIS》(1120a).
- (8) 《EX PR DOM LVCILLAE・OP DOL//TI CL・QVINQVAT》(1069a), 《EX・PR・DOMITI・LVCILLA//CLAVDI・QVINQVA//A S》(1070). この両者では、地所の所有主がドミティア母娘の何方であったかは確定出来ないが、直ぐ後に引用されるn. 1073=a. 134, 1072=a. 154からして、所有主はアウレーリウス帝母であった。なお、n. 1070の三行目、<A S>はディヴェロップ不能である(Dressel, comm. ad n. 1070: ‘quid subsit incertum est’). もしかすれば奴隷名、A( ) s(ervus) [fecit]であったかもしれないが、定かではない。
- (9) 《Q OPPI・IVST OP DOL DE LIC DOM L//P[a]ETINO ET・APRONIA//COS》(272=a. 123), 《P・IVVE・II・EX F・DOMI P F LVCIL・OPV//DOL・Q・OP・IVST》(1046=a. 129).
- (10) 《OPVS DOLIARE OPPI IVSTI//PAETINO ET APRONIA COS》(1342=a. 123), 《Q・OPPI・IVSTI》(1344; C. X, 8043, 15: *Velitris rep.*).
- (11) 《Q OPPI IVSTI FORTVNAT SER FEC//VERO III ET AMB//COS》(1343=a. 126).
- (12) この銘文(n. 2421)は、>opus doliare<ではなくして陶棺銘(*prope Ciampinum rep.*)であり、皇帝所有のこの地所(*fig. Marcianae*) (前出)でもまた、同一労働力による複数種類の同時的生産がなされたことが知られる。最狭義の>opus doliare<生産の施設に於ける、

アムフォラ、ドーリウム、ランプ等々複数種類の同一労働力による同時的生産の一事例である。

- (13) P・セテーレに対する批判は、Schumacher, L., *HZ*. CCXXIX(1979), 119-122参照。但し少なくともこの部分に関する批判に関しては、銘文解釈の点で筆者は賛同出来ない。この点に関しては、「奴隷制」に関する別稿で改めて言及することになる。
- (14) このような推測とそれに内在する問題の抽出＝一般化が可能なのは、当該の諸例のみならず、普遍的な現象として同一の事柄が看取され得るからである。特に内容物のみが市場に本来的な意味を持った筈の葡萄酒・オリーブ油アムフォラがそうであった（『アルレーティウム陶器』に見える類似現象は後述箇所参照）。そこでは、とりわけ次の二点が指摘されねばならない。第一は、《A》(C. XIII, 10002, 75a), 《A・F》(C. XV, 3257), 《A G A》(C. XIII, 10002, 65)等々の如く、アムフォラにはイニシャルのみの銘があまりにも頻繁なことである。イニシャル一字銘では、内容物産地名を指したか人名を指したかが全く不明であり、2乃至3字銘が人名を指したのは間違いのないにしても、ディヴェロップは不能である。否そればかりか、近年の考古学調査が明らかにしたのは、それをさえ欠いた厩大な量の無銘例である。葡萄酒市場に本来的な意味を持ったのは、《FAL VE》(C. XV, 4560) = *Fal(ernum vinum) ve(tus?)*, 《BENEV》(id. 4444) = *Benev(entanum vinum)*等々の如き産地銘、あるいは、《C・POMPONIO C・ANICIO COS・//EX FVND・BADIAN//DIFF・ID・AVG・BINVM》(id. 2551) [紀元後65年、*fundus Badian(us)*産合酒(*diffusum*)、8月13日(アムフォラへの移し替え)、2年もの]の如き内容物表示であった、と考えられるにも拘らず、多くの場合が、不完全な形でかまたはそれを全く欠いてさえ、市場に送り込まれた。アムフォラの生産地(並びにそれによる葡萄酒・オリーブ油の流通実態)を探るために、アムフォラの「型」研究、化学分析方法(粘土組成、含有元素の種類と量、焼成温度等)の持ち込みが図られねばならない理由であるが、ここでは如上の銘文事情から逆に類推される、葡萄酒・オリーブ油市場の一般的な状況が指摘されるだけでよい。
- (15) Cf., Barrow, R. H., *op. cit.* 115f.; Duff, A. M., *op. cit.* 113; Westermann, W. L., art. *Skla- verei*, RE. VI(1935), 1028; Id., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1975), 91f.; Id., 'Industrial Slavery in Roman Italy', *Journ. of Econ. Hist.* II(1942), 157; Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* (Baltimore 1927), 220ff.; Comfort, H., 'Terra-Sigillata', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* V (Baltimore 1940), 189ff.; Gummerus, H., art. *Industrie und Handel*', RE. IX(1916), 1487ff.; Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region: Industry, Trade and Commerce', *Camb. Anc. Hist.* X (1934<sup>2</sup>), 390f.; Charleston, R. J., *Roman Pottery* (London 1955), 10ff.; Brown, A. C., *Catalogue of Italian Terra-Sigillata in the Ashmolean Mus.* (Oxford 1968), 20; Schtaerman, E. M., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 110f.; Kiechle, F., *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 70ff.; Treggiari, S., *op. cit.* 91ff.;

Burford, A., *Craftsmen in Greek and Roman Society* (London, 1972), 94f.; Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe. Epigraphische, nomenklatorische sowie sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen der arretinischen Firmen- und Töpferstempel* (Wiesbaden 1980), 157f., 205f., 215 f.

- (16) ここでもまた、奴隷の「単独銘」と「移動」が頻繁であった。その一例を挙げておこう。>figlinae<主=P.Cornelius所有下の奴隷として、《ATTICE//P・CORNE》(C. XI, 670, 211), 《EPIGO//P・COR》(id. 218), 《GEMELLV//P・CORNE》(id. 223), 《P・CORNE//INVENT》(id. 233)の押印銘を残した*Attice, Epigo(nus), Gemellu(s), Invent(us)*は、C. Telliusの奴隷として、《ATTICE//C・TELLI》(id. 663), 《EPIGION//C・TELLI》(id. 664), 《GEMEL//C・TELLI》(id. 266), 《INVENT//C・TELLI》(id. 668)を残した*Attice, Epigon(us), Gemel(lus), Invent(us)*と間違いなしに同一人であった。陶工奴隷の移動に関しては、拙稿「アレテイウム・テルラ＝シギルラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX/2(1987年)26-7頁参照。
- (17) 「先稿(1)」107頁参照。
- (18) 後に改めて言及することにして、差当りここでは銘文だけを挙げておこう。  
《TROPHIMI・AGATHOBVLI//DOMITI・TVLLI》(1003), 《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE DOL//D・L・》(263).  
《TROPHIMI・CN DOMITI//AGATHOBVLI》(1108).  
《CN・DOMITI・TROPHIMI》(1112).
- (19) 同一figlinae名称の別事例、《DE F・MACEDONIAN//L・ET・P・CASSIOR》(283)に拠って、当該例の2行目は、躊躇なしに‘DE FIGL(*inis*) MACRD(*onianis*) CASS(*iorum*)’が読まれる。
- (20) ‘nullius momenti ducimus pertissimum quemque vilicum facere vel, si nescium, certe vigoris experrecti, quo celerius, quod ignoret, addiscat.’
- (21) 従ってこの限りでは、奴隷主と「並んで」その名の記入を許された奴隷に、「瓦窯の監督(superintendant)」をみ、かれは「あらゆる点で農場のウィリクスに匹敵する」としたT. フランクの解釈は、奴隷に関してだけではあれ、>offinator<の機能それ自体に関しては的確であった。Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* cit. 231.
- (22) このこと自体、奴隷制の展開にとって看過され得ない重要問題を内蔵するが、もはや別課題である。
- (23) 「先稿(1)」93-5頁参照。
- (24) Dressel, H., *comm. ad n. 415*. Cf., Setälä, P., *op. cit.* 129-131.
- (25) 《EX PRAED HORT・//PAVLINI DE FIGV・//PROPETI・NEG・AVR ANTONIA》(415), 《EX PRAE HORTE[*n*]S PAVLIN C V FIG EGNAT CLEM//NEG VALERIO CATVLLO》(416), 《EX PRAE-DIO HORTE[*n*]SI PAVLI//NI NEG METILI PROCVL》(417). 後者銘は、‘ex praedis’として常

に複数形表現で示された「地所」が、単数形の *ex praedio* を採った極めて稀な事例である。

(26) Aemilia Severa: 《OP DOL · EX · FIG · PVB · DE · PR · AEM · SEVE//NEG · IVNIAES<sup>szc</sup> · ANTONIAES<sup>szc</sup>》 (430).

Iulia Procula: 《TEG DOL · DE · FIG · IVLIAE · PROCVL//FLV · NEG》 (649).

Passenia Petronia: 《EX · PRAEDIS HEREDVM · CC VV PASSENI//AE PETRONIAE NEG · VAL · CATVLLO》 (419).

Pedania Quintilla: 《DE FIG PEDANIES<sup>szc</sup> QVINTILLA CONDV//C C LABERIVS ZOSI-MV》 (643).

Titia Quartilla: 《EX · P TITIAE · QVARTILLAE · COND DOM//ISION · PAET · ET APR COS》 (1477=a. 123).

(27) 《EX FIGLINI CAESARIS CON MARCI FYRMI SVBORTANI》 (545b).

### 第三節 貴族・皇帝所有「地所」の解放奴隷

ローマ貴顕身分・皇帝所有の>praedia<に設置された、商品としての恒常的な粗陶器生産施設=>figlinae<に大量に投入された、明らかに奴隷出身の自由人に関して、かれらが自らの名を残した銘文の組織的な収集と分析作業は、ローマ周辺を中心として、2、3世紀の大土地所有制そのものの上に実現された労働諸関係の、古典諸史料を以てしては殆ど把握困難な諸相、それ故にまた、この場に展開された奴隷制そのものの静態的のみならず、動態的な問題諸点を抽出させることになった。

第一は、1世紀末・2世紀初から3世紀初のカラカラ帝治世期に及ぶ約1世紀間の、ローマ周辺を中心に、ラティウム、ウムブリア、エトルーリアに及んだ貴顕身分と皇帝（並びにその夫人たち、*clarissimae feminae, domus Augustae*）の「地所」に、身分的上昇を果たした自由人が奴隷と並んで規則的かつ大量に存在した、という事実それ自体である。勿論、かれら自由人の全てが解放奴隷であったと断定するのは困難であり、奴隷としての足跡を残すことなく、最初から自由人として氏族名を異にする土地所有主の下に現れた多くの場合には追跡不能であった。併し確かにその中には、当然のこととして「生来自由人」（*ingenui*）の可能性もまた否定は出来ないが、>officinator<としての機能それ自体から推して、その場合でもまた、多くは近い先祖に解放奴隷を持った自由人であったと見做して差支えないであろう。何れにしても、不自由・自由両身分の生産への痕跡を残し、「自由への道」を確証した諸例に見えるような解放奴隷か、然もなければ「何処で」かは不明だが、とに角既に自由を得ていた者が、農場内商品生産部分に大量に投入された事実である。

既にわれわれが明らかにしたことではあるが、この下では、とりわけかれら自由人が、内都市的の小手工業に於けるような独立的な（自己の生産手段を有する）生産者としてでは決してなく、また農場のコローヌス乃至それに類似的な存在でもなかったこと、そうではなくして、請負形態が採られた極く少数の事例（管見の及ぶ限りでは全7所有主）<sup>(1)</sup>を除く他の全ての場合、‘*ex praedis huius*’, ‘*ex figlinis huius*’の定式の下で、>praedia<所有主の直営を構成した>figlinae<に、瓦窯差配の他ならぬ「労働力」として設置された存在であったことが問題であった。直接生産の奴隷（複数）を所有した場合もまた稀ではなかったが、この場合もまた奴隷所有の奴隷と同様に、>officinator<として機能したことに変わりはない。而も貴顕身分・皇帝地所に於ける自由身分労働力の導入は、「奴隷に代わって」では決してなくして、あくまでも不自由身分の>officinator<と「並存」的にであった<sup>(2)</sup>。勿論この下では、不自由・自由両労働諸力の数量的かつ質的な関係、とりわけ時代の進行に伴う比重関係の推移<sup>(3)</sup>が決定的に重要な意味をもつことは言うまでもないが、ここでは貴族的大土地所有に於ける労働の諸関係に関して、以上の如き事実関係の確証が得られたことで充分である。

第二は、解放奴隷*officinatores*の様態であった。

この場合、何よりも先ずかれらには、（1）自由の獲得の後、元奴隷主（*dominus*→

patronus)の家計を離れて、他の土地所有貴族の地所に現れる者と、(2)自由の獲得後も元奴隷主の地所にとどまり、奴隷時と同様に>officinator<として機能し続けた者の、両形態が問題であった。後者は1世紀後半以後、約1世紀間にわたって連続的な追跡手懸かりを残したドミティウス家の奴隷大オイコスに於て、最も鮮明な形で検出された。即ち、「奴隷→解放奴隷」と「奴隷所有の奴隷→解放奴隷所有の奴隷→解放奴隷」の二つの道と身分的上昇後のドミティウス家地所での存続である。併しそのドミティウス家でさえ、自由身分のofficinatoresは大半が前者によって占められた。その他の私的所有地所にあっても事情は完全に同様であった。皇帝所有のfiglinaeもまた例外ではなく、管見の及ぶ所、トラヤーヌス～カラカラ間の皇帝所有地所に皇帝解放奴隷(*lib. Caes. n.*, *lib. Aug. n.*)が>officinator<として存続した事例は皆無であった。従って、元奴隷主家計からの離脱が寧ろ一般的形態であった。而もこの両者の間には、本質的と呼び得る如何なる相違も指摘され得ず、>officinator<として機能した限りに於て、両者は同様であった、と見做されねばならない。

かれらが示した最も顕著な現象の一つは、「移動」であった。筆者の類型化によれば、この下では、次の3形態が看取され得た。(1)officinatoresが地所所有主とfiglinaeの両者を異にして現れる、本来的な意味での移動、(2)所有主の交替に伴う移動、(3)同一所有主の下でのfiglinae間の移動。この内、第二形態は土地所有主間の移動とは言い条、その実、特定の地所への特定officinatoresの固定化、つまり構成労働諸力(勿論全てではない)を伴った地所の遺贈乃至譲渡を意味した。これに対して第三の形態は、そこに内包された現実的意味——>praedia<の散在的な所有によってのみ成立する貴族的大土地所有制<sup>(4)</sup>に於ける——は一先ず別にして、「地所」にではなくして「所有主」への固定化を意味し、広い意味では第二形態と同一の範疇に入れてよいかもしれない。従ってこの両形態には、一見して、何らかの理由<sup>(5)</sup>の故に、事実上土地乃至所有主に拘束された自由人存在<sup>(6)</sup>が見られ得るかに思える。だが併し、決してそうでなかったことは、以上の銘文検討によって既に明らかである。自己の奴隷を所有して同一地所にとどまり、そのようなものとして移動することのなかったofficinatoresに、それが妥当され得なかったのは言うまでもなく、とりわけ第一の移動形態が確実にその可能性を拒否する。そうではなくして、>officinator<としての機能それ自体から一般的に言えることだが、就中第一形態に直截的表現を見たのは、貴顕身分・皇帝所有地所に於けるofficinatoresの高比重度であった。この意味に於ては、これらの三形態はそれ故、同次元に属したことになる。このような追跡こそ出来なかったものの、当該地所所有主の奴隷群の中から身分上昇を果たしたのではなくして、明らかに他から導入された最初から自由身分のofficinatoresにも、本質的には同一の事柄が妥当された、と考えられる。

さらにこの上に、同様に同次元に属すると見做され得る両現象が加えられねばならない。範製作の奴隷・解放奴隷が『テラ・シギルラータ』に与えたのと類似の意味を、商品としての>opus doliare<に与えた、地所名称・所有主名欠落の「単独銘」がその一つであり、今一

つは、figlinaeを構成する労働力として止まり乍ら、時として自ら奴隷を所有して生産に従事したことである。而もofficinatoresのこのような現象は、自由を得た元奴隷にのみ特殊であったのでは決してなくして、事実関係それ自体としては、奴隷もまた同様であった。

従ってここから、最低限間違いない、として安全に言い得るのは次のことであろう。第一は、貴顕身分・皇帝を主要所有主とした「地所」に設置され、所有主自らが直接的な利害関係を示した恒常的商品生産の>figlinae<に、大多数は奴隷出身の他ならぬ「自由人」—— *Cn. Domitii*の自由人達にとりわけ顕著であった如く、確実な身分上昇の足跡を残した場合でさえ、自らを「解放奴隷」(*libertus*)として表示することは全くなかった—— が、農場奴隷労働の補充目的で導入された‘mercennarii’ (日雇い労務者)、『redemptores’ (収穫請負者)等々<sup>(7)</sup>の如き臨時的な形ではなくして、奴隷と並ぶ常設的な労働力として大量に投入された、という事実それ自体に加えて、そのかれらが示した生産への関与の仕方、地所所有主との関係から推して、2、3世紀の奴隷所有主 (>praedia<所有貴族)による自由の授与が、解放奴隷の諸義務(*operae*)の引渡しを前提として、土地固定化を目的に奴隷を解放する、という予め設定された明確な一般的意図の下に実現された<sup>(8)</sup>、とは 到底考えられ得ないことである。

以上によって明らかにされた所に拠って言えば、私的大土地所有の貴顕身分のみならずローマ皇帝にとってもまた、大多数の場合、当該の地所で生み出された者であろうとなかろうと、既に自由を得ていた元奴隷の投入のみが問題であった。この前提をなしたのは、疑いもなく地所への容易な導入が可能な場に於ける、このような自由人の (労働予備軍としての) 多数存在の事実であった。

第二は、解放奴隷のofficinatoresとしての導入が、あくまでも奴隷officinatoresと「並存」関係に於てのみ実現されたことである。自由・不自由の別を問わず、>figlinae<を構成する「窯」*fornax= officina*指揮の>officinator<として機能した限り、自ら複数の奴隷を所有して生産に従事したofficinatoresに明らかであった如く、その下には、1、2名から4、5名程度の陶工奴隷(*figuli*)の労働が前提された<sup>(9)</sup>。従って、自由を得た元奴隷の規則的とも言うべき大量の投入は、奴隷労働にとって代わる、という意味での奴隷制の克服には直結しなかった。否そればかりか、不自由身分を脱出した者が、今度は自らが奴隷所有の労働力として現れたことは、他ならぬ奴隷所有関係そのものの再生産であった。

もしそうだとすれば、以上の検討結果は、何よりも先ず事実関係それ自体 (次いでそこから得られる、2、3世紀のイタリア大土地所有に於ける奴隷制の展開の仕方に対する展望) に於て、従前の諸学説と対峙することになる。

もし貴顕身分・皇帝所有の地所に於ける>opus doliare<の生産を、その前提の度外視によって、最狭義の「工業」に帰属せしめたとすれば如何。かつてA. M. ダッフ(Duff)<sup>(10)</sup>は解放奴隷研究の中で、「工場制」を採った工業の一代表例に煉瓦製造を挙げ、工場主=「資本家」<sup>(11)</sup>は、「多くの奴隷」に自由を与え、解放奴隷を「監督」(*overseers*)乃至「部門別差配」(*department directors*)として利用した、と考え、その後S. トレッジヤリ

(Treggiari)もまた、「工場」規模の工業では、通例として、かつて「労働者の列」にあった不自由身分から上昇を果たした解放奴隷が、「監督」(foremen)及び「より重要な職人」(more important craftsmen)として、一般労働の奴隷集団を指揮した、として一般化した。即ち、「工場主=生来自由人(ingenui)及び時として解放奴隷」・「監督=解放奴隷」・「労働者集団(mass of the workers)=奴隷」<sup>(12)</sup>の構造である。もしこの工場主を「ローマ貴顕身分・皇帝」に読み替えるならば、われわれが明らかにした自由身分の>officinator<は、一見して、この解釈によって一応の説明がつくかに見える。

内都市的な小規模手工業だけでなく、大規模なそれにもまた身分上昇の場を見出し、解放された元奴隷に、独立的な生産者としての奴隷主オイコスからの離脱ではなくして、奴隷主-奴隷間の中間的存在(従って奴隷支配の補強手段)として労働組織の中への組み入れを見たことでは、この両学説は最も一般的な解釈を一步抜け出した。併し、奴隷の身分の上昇それ自体に関して言えば、「ローマ時代の工業と小商業」に於ては、「自由人と共に働く」奴隷は、「事実上完全に独立的にことを処理する小市民(Kleinbürger)」として「自ら自由を買い戻し得る機会」を有し、その故に都市は、不自由身分から自由身分への「上昇の場」(ein Ort der Aufstieg der Unfreiheit in die Freiheit)であった、として自由創出の場としての都市を農村の不自由に鋭く対置させたM. ウェーバー(Weber)<sup>(13)</sup>を持ち出すまでもなく、農場奴隷とは対蹠的に、専ら都市の奴隷に自由獲得の可能性とその現実を見る、最も一般的な古代奴隷制の理解に連なるものであった<sup>(14)</sup>。農村奴隷には自由から得る所は「殆どなく」(country slaves had little to gain from freedom)、通常不在の大土地所有主との日常的な接触の欠如に加えて、奴隷は他の生業に就く訓練も受けておらず、自由人日雇い労務の‘mercenarii’は既に利用されなくなっており、農場での解放奴隷の使用は、「殆ど史料がない」(there is little evidence for the employment of freedmen)。そうかと言ってかれらは、農地を入手出来るだけのペクーリウムは持ち得なかった。それ故、農場奴隷には自由身分獲得の可能性は極めて少なく、身分上昇の機会は殆ど専ら都市の奴隷(familia urbana)に限られた、とするトレッジヤリの解釈に明白である<sup>(15)</sup>。

だが併し、もし仮に>opus doliare<の生産を、『アルレーティウム陶器』のそれと同様に「工場」規模に帰属させたとしても、問題は残る。何故ならば、地所所有主が自由を得た元奴隷を「監督」として設置した——ここまでは容認され得るのだが——としても、自由身分のofficinatoresは、大多数が当該地所所有主の元奴隷ではなかったからである。なる程ダッフ=トレッジヤリ説にあつては、解放は専ら奴隷労働組織の補強であつて、奴隷制そのものの「克服」は意味さなかつたにしても、この事実からは、当該生産施設への固定化を目的とした、奴隷に対する自由の授与なる図式は引き出され得ない。それ以上に重要であつたのは、貴族・皇帝地所に設置された自由身分のofficinatoresが、あくまでも不自由身分の同存在と並存関係にあり、而も他ならぬかれらの中で、奴隷所有関係の再生産さえ実現され得たことである。このことに暗示されるであろう、2、3世紀大土地所有制下の奴隷労働それ自体の「在り方」と商品としての>opus doliare<生産に占める奴隷労働の役割は、両学



説の視野内になかった。尤もこの場合、とりわけ身分上昇を果たした元奴隷の、労働力としての定在と奴隷労働との並存関係にあっては、その態勢下での奴隷制の「再現力」が如何なる推移を示したか、どの時点でそれが失われたかが決定的に重要だが、差当り別問題である。

他方、農場奴隷の一般的労働諸条件それ自体からして、かつまた関係諸史料の貧困も加わって、「共和末・帝政初期」の大土地所有では、自由の可能性も自由を得た奴隷（及びその子孫）の労働力としての導入も殆ど問題にならず、その後、直接的な契機が何であれ——ハドリアヌス以後に決定的となる「奴隷供給源の枯渇」と「奴隷価格の高騰」<sup>(16)</sup>であれ、あるいはフラウィー期以後に進行する西部諸属領の「経済的發展」とそれに伴うイタリア商品貨幣経済（資本主義的な）の萎縮<sup>(17)</sup>であれ——とに角最初は、奴隷制の維持が困難になったことに伴う相対的な意味に於て、次いで小作制の拡大（決定的には『コロナート制』の成立）に伴うそれ自身の必要性に於て、奴隷の解放が初めてその所を得たとしても<sup>(18)</sup>、1世紀後半～3世紀初の間、ローマ貴顕身分・皇帝所有の、而も他ならぬ「地所」内定在の>figlinae<に看取された諸事実、中でも奴隷労働がなお商品生産の基底を担うものとして大々的に維持され続けた事実は、もはや十分な説明が得られることはない。さらに奴隷の解放に、奴隷制の「更新」機能（自由買い戻し金＝ペクーリウムの取り立てによる新奴隷の購入）を見る解釈<sup>(19)</sup>もまた、なる程可能性そのものは否定出来ないにしても、「何某が作った(*fecit*)」、「何某の(製品)」に示される労働力としての解放奴隷の大量導入の事実それ自体、並びに（後に明らかにされるであろう）時代の経過に伴う奴隷労働比重の顕著な低下を前にして、同様である。況んや「更新」を、個々の奴隷の事実に拠って追跡することは絶望的である<sup>(20)</sup>。

もとよりそのようなものとしての>figlinae<は、大土地所有制を前提として直接その上に成立したとは雖も、牧畜を初めタベルナ、粘土・砂採取地その他の営利施設と同様に、範疇としては最狭義の「農耕部分(*agri culturae partes*)」を構成するものではなかった。>opus doliare<の生産もまた、農耕以外の利得を目的とした労働の意味では、「工業」の性格を色濃く残し、農場労働そのものではない。だが併し、牧畜を含めた農場内営利諸機会に対するウァルロー<sup>(21)</sup>、「農場施設」(*instrumentum fundi*)の現実的処理（農場の遺贈に際して家畜、>figlinae<の奴隷がそれに含まれるか否か）に関する共和政末以来のローマ法学者が示した、かかる構成体の農場施設からの概念上の切断<sup>(22)</sup>の前提にあったのは、前二世紀中葉のカトー(*De agr. cult.* X, 1; XI, 1)が、葡萄園・オリーブ園の構成労働諸力、農具その他「施設」の配備<sup>(23)</sup>に関して、後にウァルローが農耕から切断した羊・豚飼育奴隷(*opilio, subulcus*)をもまた含めて処理し、「農場施設に含まれるとは見做されない」としたローマ法学説(*Dig. XXXIII, 7, 25: Iavolenus*)にあってはまた、「年間の大部分は農事に使役された」>figlinae<奴隷が問題とされた如く、諸施設を含めて、要するに農場経営そのものが一括的に処理された現実であった<sup>(24)</sup>。

この現実を敷衍して言えば、1世紀後半～3世紀初の>figlinae<に実現された労働の諸関係が、ローマ貴顕身分・皇帝所有の>praedia<本来に於けるそれ一般と決して無関係でなか

ったことだけは確かであろう。

以上によって、当面の課題は一先ず達成された。今一つの必要作業（生産の基底を担ったことが今や明白な奴隷労働）を欠くために、暫定的な見通しとしてのみ止め置かれねばならないのだが、少なくとも次のことだけは言えるであろう。即ち、大土地所有制に於ける不自由・自由両労働諸力の関係は、「奴隷＝直営」、「自由人＝小作制」の二者択一的関係には決してなく、「自由人（＝コロニー）による小作制の拡大」→「奴隷制直営の後退と奴隷制そのものの衰微」という、直線的な図式では進行しなかったことである。そうではなくして、最主要労働を奴隷に依拠したその大土地所有に於て、始原的にのみならず本来的にもまた、奴隷によって担われた商品生産の役割が規則的に自由人に拡大され、而も日雇い労務の如き奴隷労働の単なる臨時的な補填ではなくして、>figlinae<差配の労働力として奴隷と並存関係にあった、という事実が示唆したのは、イタリアの大土地所有制に於て、1世紀後半以後、とりわけ2世紀から3世紀初に至る間に進行した人的に構造的な労働組織の変化、そしてまた、端的には奴隷労働の「在り方」に表現された奴隷制そのものの質的变化であった（25）。

## 註

- (1) 第二節及び同節註(25)・(26)参照。
- (2) 「先稿(1)」73-82頁に挙げられた>figlinae<毎の構成労働諸力に既に明らかである。
- (3) この問題は第五章「2、3世紀の大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造」の主要課題となる筈である。
- (4) ローマ大土地所有制に固有のこの現象は周知のことであり、改めて言及の必要はない。  
Cf., Frank, T., *Econ. Surv.* V, 179f.; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 323ff.; White, K. D., 'Latifundia. A Critical Review of the Evidence on Large Estates in Italy and Sicily up to the End of the First Century A. D.', *Bulletin of the Institute of Classical Studies*, Univ. of London XIV (London 1967), 74ff. =Dt. Übers. (K. Nicolai), in: Schneider, H. (hrsg.), *Zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der späten römischen Republik*. Wege der Forschung 413 (Darmstadt 1976), 311ff.; Crawford, D. J., 'Imperial Estates', in: Finley, M. I. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 35ff. 共和政期に関しては、次の両文献参照。  
Wiseman, T. P., *New Men in the Roman Senate, 139 B. C. -14 A. D.* (Oxford 1971), 191 ff.; Shatzman, I., *Senatorial Wealth and Roman Politics* (Bruxells 1975), 288ff.
- (5) 例えば、債務の故に身柄を拘束された 'obaeratus' (乃至 'obaerarius') 及び 'nexus' の名で知られる自由人 (Varro, *De ling. Lat.* VII, 105; Id. *De r. r.* I, 17, 2; Colum. *De r. r.* I, 3, 12)、あるいは解放に先立ってなされた義務約束の更新を拒否した解放奴隷には、自由身分返還請求分 (vindicatio in libertatem) が拒否されたことに暗示される如き、パトローヌスに対する諸義務 (operae) を不履行の解放奴隷 (Cic. *Ad Att.* VII, 2, 2)、さらにはまた筆者は史料に事例を検出し得ていないが、当該の土地にとどまることを条件にして解放された場合、等々の如きケースが考えられ得よう。Vgl. z. B., Gummerus, H., *Die römische Gutsbetrieb* cit. 62; Kaser, M., *a. a. O.* 148f., 257f.; Heitland, W. E., *Agricola* cit. 180; Watson, A., *op. cit.* 239f.
- (6) 「土地乃至所有主に拘束された自由人」という筆者の表現では、註(5)に挙げた存在もまた含まれ、『コロヌス』だけを特殊的に問題にしているのでは決してない。因みに(本稿とはもはや無関係であるが)、共和政末-帝政初期に於けるコロヌスの「隷属性」に関しては、Brockmeyer, B. N., 'Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit', *Historia* XX, 5-6 (1971), 732-42参照。邦語文献としては、長谷川博隆「カエサルの内乱誌1の34のコロヌスについて」『名古屋大学文学部研究論集』65 (1975年) 1-40頁、同「Ciceroの法廷弁論にあらわれる colonus」同誌68 (1976年) 1-38頁が、共和政末期に於けるコロヌスの「事実上の隷属」を、坂口明「2世紀および3世紀初頭のコロヌスの法的・社会的地位」『史学雑誌』86-4 (1977年) 1-41頁が、本稿と同一時期のコロヌスに看られた隷属化傾向を指摘した。

- (7) Cato, *De agr. cult.* V, 4; CXLIV-CXLV; CXXXVI (*partiaris*); Varro, *De r. r.* I, 17, 2; Colum. *De r. r.* I, praef. 12. Vgl., Gummerus, H., *Gutsbetrieb* cit. 26f., 28ff.; Heitland, W. E., *Agricola* cit. 139f., 180-2 et al.; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 249; White, K. D., 'Agricultural Writers I: Varro and his Predecessors', in: *ANRW* I/4 (Berlin 1973), 453-6; Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 12f., 15, 23, 50, bes. 55.
- (8) 奴隷所有主の下での時期的に一般的な経済的意図、とりわけ『コロヌス』化を前提とした農場奴隷の解放については、註(16) - (18) 参照。
- (9) 「先稿(1)」101頁参照。
- (10) Duff, A. M., *op. cit.* 92f.
- (11) 「先稿(3)」57、69頁参照。
- (12) Treggiari, S., *op. cit.* 94. 因みにトレッジヤリが、「工場」型の工業(industries of the type carries out in factories)として挙げたのは、アルレーティウム陶器、テルラコッタ=ランプ、鉛管製造の3者である。
- (13) Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft*. Grundriss der Sozialökonomik III. Abteilung<sup>3</sup>, Hrsg. von Marianne Weber (Tübingen 1947), 529.
- (14) 註(18) 参照。
- (15) Treggiari, S., *op. cit.* 106f.
- (16) Weber, M., 'Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur', *Die Wahrheit* VI (1896) = in: *Soziologie, weltgeschichtliche Analysen, Politik*. Hrsg. von Winkelmann, J. (Stuttgart 1968), 12ff. 尤もウェーバーはその後、Art. 'Agrargeschichte (Altertum)', *Handwörterbuch der Staatswissenschaften* I (Jena 1909<sup>3</sup>), 179では、「奴隷供給源の枯渇」という奴隷市場の「このモメント」を先稿で「過大評価」しすぎたと自認しながらも、奴隷市場への人間商品の「供給不足」の故に、急激な奴隷価格の高騰が結果され、それに伴って「経済組織の改造」(Umgestaltung in der Wirtschaftsorganisation)が進行した、として対外征服戦争停止のモメントを重要視し続けたことに変わりはない。Cf., Jones, A. H. M., 'Slavery in the Ancient World', *Econ. Hist. Rev.* IX/2 (1956), 193f., 196; Pekáry, Th., *Die Wirtschaft der griechisch-römischen Antike* (Wiesbaden 1976), 108. 文献・碑文両史料に拠って、『ローマの平和』下の奴隷は殆ど大多数が、「帝国内部」で生み出されたとするモムゼン以来の諸説としては、次の諸文献参照。Mommsen, Th., 'Bürgerliches und peregrinisches Freiheitsschutz im römischen Staats', in: *Jurist. Schrift.* III (Berlin 1907), 1-20; Bang, M., 'Die Herkunft der römischen Sklaven', *Röm. Mitteil.* XXV (1910), 223-51 u. XXVII (1912), 189-221; Maier, F. G., 'Römische Bevölkerungsgeschichte und Inschriftenstatistik', *Historia* II (1953/4), 318-51; 本村凌二『薄闇のローマ世界—— 嬰兒遺棄と奴隷制』(東大出版

- 1993年) 148-56頁参照。「価格高騰」説に対する批判としては、Hopkins, K., *Conquerors and Slaves* cit. 110f.; Finley, M. I., *Ancient Slavery and Modern Ideology* (London 1980), 123ff. 参照。
- (17) Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 180ff. Cf., Oertel, F., 'The Economic Life of the Empire', *CAH*. XII<sup>2</sup> (1939; Reprint 1971), 237ff.; Walbank, F. W., *The Awful Revolution. The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 48ff.
- (18) Cf., Park, M. E., *op. cit.* 54; Heitland, W. E., *Agricola* cit. 196f., 263; Schtaerman, E. M., *a. a. O.* 98; Dieselbe, 'Einige Bemerkungen zum Klassenkampf und zur Entwicklung des römischen Rechts', *Klio* LXI (1979), 7-15; Treggiari, S., *op. cit.* 106f.; Brunt, P. A., *Italian Manpower 225 B. C. - A. D. 14* (Oxford 1971), 121f.
- (19) Hopkins, K., *op. cit.* 118: "then the liberation of slaves... acted not as a solvent of the slave system, but as a major reinforcement. Emancipation reinforced slavery as a system".
- (20) この他にも、奴隷の忠誠、功績に対する報奨としての自由の授与のような奴隷主側の純粋に個人的な諸動機、ストア思想・キリスト教の影響（尤もP. R. コールマン＝ノートンのような消極論もあるが）、奴隷主の経済的理由による奴隷維持の困難化、あるいは>annonaek、>congiaria<の獲得目的での解放等々の諸理由が挙げられるが、夫々が身分の上昇の一要因にはなり得てもそれ以上ではない。Cf., Barrow, R. H., *op. cit.* 174; Brunt, P. A., 'World and Slavery', in: Balsdon, J. P. V. D. (ed.), *The Romans* (London 1965), 183; Coleman-Norton, P. R., 'The Apostle Paul and the Roman Law of Slavery', in: *Studies in Economic and Social History* (Princeton 1951), 155ff.; Duff, A. M., *op. cit.* 29; Schtaerman, M., *a. a. O.* 146ff.; Schmidt, J., *Vie et mort des esclaves dans la Rome antique* (Paris 1973), 169ff.; Treggiari, S., *op. cit.* 20; Vogt, J., 'Sklaventreue', in: *Sklaverei und Humanität: Studien zur antiken Sklaverei und ihrer Forschung* (Wiesbaden 1965), 83ff.; Ders. 'Wege zur Menschlichkeit in der antiken Sklaverei', in: *ibid.* 69ff.; Westermann, W. L., *Slave Systems* cit. 149ff.
- (21) Varro, *De r. r.* I, 2, 21-3.
- (22) 「先稿(3)」64-7頁参照。
- (23) Cato, *De agr. cult.* X, 1: 'quo modo oletum agri iugera CCXL *instruere* oporteat... subulcum 1, opilionem 1, summa homines XIII'; Id. XI, 1: 'quo modo vineae iugera C *instruere* oporteat... bubucum 1... subulcum 1, summa homines XVI' (イタリックは筆者)。
- (24) 「先稿(3)」68-9頁参照。
- (25) 以上によって明らかになった如く、筆者が改めて問題にしているのは、事実関係よりするローマ奴隷制の「展開の仕方」であって、従前の諸学説が「夫々の局面」に関して

もつ正当性の悉くをまで拒否するのでは決してない。

## 第四章 2、3世紀のローマ大土地所有における解放女奴隷

### 第一節 問題所在

共和政期以来の、果樹栽培を中心とする市場志向の大土地経営、並びにそれを担った奴隷制そのものが、1世紀後半に至って重大な批判的時代を迎えたことは、もはや多言を要さないであろう<sup>(1)</sup>。コルメルラ及び両プリーニーの叙述<sup>(2)</sup>は、その直截的な証言であった。だがしかし2世紀に入って、イタリアにおける大土地経営の実情（狭義の「農耕部分(partes agri culturae)」・牧畜のみならず、農場の副次的収入部分に関してもまた<sup>(3)</sup>）及びその下で実現された労働の諸関係に関して、それ以前の如き直接的な形で知ることは、史料事情の然らしめる所として<sup>(4)</sup>、極めて困難である。

筆者は先に、1世紀後半～3世紀初の間、ローマ周辺を中心に、しかし同時にエトルリア、ウムブリア地方に及んだローマ貴族・皇帝所有の「地所」*praedia*で、概念的には副次的収入源として妥当されたとは雖も、労働力そのものを含めて<sup>(5)</sup>現実には農場経営の一環をなした、恒常的な「商品」としての《OPVS DOLIARE》の生産に、明らかに不自由身分出身の自由人が奴隷と並存的に多数投入された事実に着目し、かれらが残した銘文を手懸りとした検討によって、そこで実現された労働の諸関係（静態的のみならず動態的）とその在り方、就中かれら解放奴隷の直接生産者——もとより銘文を残したかれらの大多数は瓦窯指揮の>offinatores<としてのみ現れたのだが<sup>(6)</sup>——としての態様は、この時期の奴隷制の実態解明に一つの新知見を加えた<sup>(7)</sup>。

しかしその際、いま一つの現象については未検討のままに止まった。即ち、《EX・FIG Q・ASINI MARCELLI // APPIA・PYRAMIS》(CIL. XV, 854<sup>(8)</sup>) [Q. Asinius Marcellus<sup>(9)</sup>のfig(*linae*) (= *praedia*)起源、*Appia Pyramis*(これを作れり<sup>(10)</sup>)]の如き形式で現れる自由人(女)である。当該>opus doliare<生産の奴隷と同形式で、「地所」所有主と並んでその名を残した*Appia Pyramis, Proclia Phila, Aquilia Sozomena*等々が、命名法定式の<L.>=l(*iberta*)は欠落するにしても<sup>(11)</sup>、コグノーメンからして不自由身分出身の自由人=解放女奴隷(乃至は近い先祖にそれを持った自由身分)であったことは疑うべくもない。

もとよりその存在自体は、数量的に奴隷・解放奴隷(男)に比して決して多いとは言えない(第一表参照)。しかしハドリアーヌス期に入ってから、不自由・自由両身分の数量関係の明白な変化(同表参照)からして、その出現が構成労働諸力のこの時期的変化と無関係でなかったのは確かである。解放奴隷(男)と並んで解放女奴隷の態様検討が必要とされる理由はここにある。

さらに言えば、イタリアの大土地所有における労働力としての解放女奴隷に関して、その実態を直接的に知ることは極めて困難である。アグロノーム諸誌を初め大土地所有制関係史料に殆ど現れないことの故にであり、この点でもまた、その出現は史料的に重要である<sup>(12)</sup>。

## 第二節 事例・分析

### (一) 銘形式

奴隷銘の全て、解放奴隷銘の大多数がそうであったのと同様に<sup>(13)</sup>、解放女奴隷銘もまた、多くは主格乃至属格形、時として奪格形によって、‘ex praedis huius’=‘ex figlinis huius’の形式下に「地所」*praedia=figlinae*<sup>(14)</sup>の所有主と並んで現れた。次の各例（以下の銘文引用は、最も頻繁なCIL. XVに限ってそれを省略し、収録番号のみを掲げる）がそれである（主格形は前出例参照）。

《EX · PR · IVLIAE · ALBANIA // PROCILIAE PHILAE》(1217).

《OP · DOL STATIAE · PRIMILLAE // EX FIG DOM LVC》(140).

《EX PR FLAVI APRI · OP DOL A TONTIO // FELICE ET VIBIA PROCLA》(1147).

これらは紛れもなく、Iulia Albana<sup>(15)</sup>所有の「地所」*pr(aedia)*<sup>(16)</sup>、マルクス・アウレーリウス帝母Domitia Lucilla (minor)<sup>(17)</sup>の所有「瓦窯」*fig(linae)*<sup>(18)</sup>、[M.] Flavius Aper<sup>(19)</sup>の「地所」*pr(aedia)*<sup>(20)</sup>で生産された、「Procilia Philaの(opus doliare)」、「Statia Primillaのop(us) dol(iare)」、「(Tontius Felixと)Vibia Proclaによるop(us) dol(iare)」を表示した。前掲の主格形例もまた、‘fecit’の語こそもないまでも、意味内容は同一であった。

従って銘文形式としては、同一の解放奴隷（男）が‘fecit’を伴う主格、属格で現れる《L BRVTTIDIVS AVGVSTALIS FEC // OPVS DOLIARAE <sup>(sic)</sup>》(376)、《L · BRVTTIDI · AVGVSTALIS OPVS // DOL · EX · FIG · OCEA · MIN // CAE · N<sup>(21)</sup>》(374)、

あるいは同一の奴隷が主格と属格、乃至属格と奪格で現れる

《FAVSTVS DOMIT · TVLLI // FECIT》(1005)、《FAVSTI DOMITIAE CN F //LVCILLAE》(1010)；  
《OP · D · TERTI DOMIT P F LVCIL // PAET · ET APR · COS》(1041=a. 123)、《EX · PR DOMI LVCILL · OPVS // DOL · AB · TERT · SER》(1044)

等々と完全に同様であり、これらの奴隷・解放奴隷（男）と全く同様に、解放女奴隷もまた貴族、皇帝所有の「地所」に投入された、>opus doliare<の紛れもなき「生産者」であった。

だとすれば、「地所」所有主との関係（生産への関与の仕方）は如何。これについては既に回答が与えられているので<sup>(22)</sup>、ここでは再確認だけでよい。即ち、そのコグノーメンからして間違いなしに不自由身分に出自を有したこれらの自由人（女）もまた、瓦窯の構成要素たる「窯場」*officina*<sup>(23)</sup>に拠って生産を「指揮」した生産者=>officinatrix<であったことである。



第1表 私的地所所有主数と構成労働力数

時期	T	T-H	H	H-A	A	A-M	M	C	S
所有主数	14	3	53	6	10	3	3	2	3
奴隷数	27	16	38	21	5	0	0	0	1
自由人数(男)	16	7	100	39	18	2	3	6	7
自由人数(女)	0	0	5	2?	2	1	0	1	2

[備考] 「所有主」はその下に奴隷・自由人銘が現れるもののみ(皇帝、同夫人は除く)。T=Traianus, H=Hadrianus, A=Antoninus Pius, M=Marcus Aurelius, C=Commodus, S=Sept. Severus et Caracalla. T-H, H-A, A-Mは銘文が両皇帝期にわたるもの。

第2表 地所所有主名・自由人(女)名

No	時期	地所所有主	自由人(女)	機能	備考	
					(A)	(B)
1	H	Arria Fadilla	Cassia Doris	off.	0	9
2		Q. Asinius Marcellus	Appia Pyramis	off.	2	4
3		Iulia Albana	Procilia Phila	off.	3	0
4		Memmia L. f. Macrina	Procilla Gemella	off.	0	2
5		T. Statilius Maximus	Aufidia Restituta	off.	6	10
6		Hadrianus Caes. n.	Aquilia Sozomena	off.	1	6
7	H-A	Domitia P. f. Lucilla	Statia Primilla	off.	18	27
8		Ti. Iulius Iulianus	[ ] Iusta ?	off.	0	1
9	A	M. Flavius Aper	Vibia Procla	off.	1	7
10		Q. Promponius Musa	Iulia Menile	off.	0	1
11	A-M	Terentius Iulianus	Vibia Procilla	off.	0	0
12	C	M. Hortensius Paulinus	Aurelia Antonia	neg.	0	5
13	S	Aemilia Severa	Iulia Antonia	neg.		
14			Iunia Sabina	neg. ?	0	2

[備考] 当該地所所有主に知られる構成員数。[A]=奴隷数、[B]=自由人(男)数。off. = *officinatrix*; neg. = *negotiatrix*.

(皇帝個人名を欠いて、*Aug. n.*、*Dom. n.*のみで表示された事例は除外した。)

事実このことは、

《EX · FIG · MEMMIAE · L · F MACRINAE // OFICN <sup>(sic)</sup> PROCILL · GE // MELLAE》(1302) = *Ex fig(linis) Memmiae L. f(iliae) Macrinae, [opus doliare] of[f]ic[i]n(atricis) Procill(ae) Gemellae vel [de] of[f]ic[i]n(a) Procill(ae) Gemellae*

によって直接的に証言される。管見の及ぶ限りでは、銘文に現れる構成員(女)の大多数(第二表参照)がそうであった。

しかし全てが直接的な生産指揮の>*officinatrices*<であったわけではない。

《OP DOL · EX · FIG · PVB · DE · AEM · SEVE // NEG · IVNIAES · ANTONIAES <sup>(sic)</sup>》(430),

《EX PRAED HORT · PAVLINI DE FIGV · // PROPET · NEG · AVR · ANTONIA》(415).

この両者では、Aem(ilia) Seve(ra)<sup>(24)</sup>の「瓦窯」*fig(linae) Pub(liliana)*と[M.] Hort(ensius) Paulinus<sup>(25)</sup>の「地所」*praed(ia)*では、2名が>negotiatrrix<として現れたからである。既に明らかにされた如く、ローマ貴顕身分の地所に現れた>negotiatores<は単純な「商人」ではなくして、瓦窯主との間に「賃貸借」(locatio-conductio)関係を結んだ>conductores<と事実上同一の「請負者」<sup>(26)</sup>であった。従って「請負」そのものは決して新たなものではないが、われわれが新たに発掘し得たのは、女性もまた他ならぬ「地所」に、>conductor<、>negotiator<と同一機能の存在として導入された、という事実である。但し、構成労働諸力の時期的変化(第二表に暗示されたような)は一先ず措くとして、筆者の渉猟では確実な2名に不確実な1名<sup>(27)</sup>を加えても計3名のみであり(第二表)、一般的存在とは見做され得ない。而もこの場合、>officinatrices<として現れた自由人(女)には、そのコグノーメンから推して先ず間違いなしに不自由身分の出自が推測されるのに対して、この3名のそれ(*Antonia, Sabina*)は、解放女奴隷ではなくして生来自由人であった可能性も否定出来ない。もしそうだとすれば、ローマ皇帝・貴顕身分の「地所」に於ける奴隷労働力の顕著な比重低下<sup>(28)</sup>を伴った>opus doliare<生産の最終段階——管見の及ぶ所、カラカラ帝期を最後とし、以後ディオクレティアヌス期に至るまでの間に銘文は完全に消え去った(今日に至るまでカラカラ以後の銘文は一例も報告されていない)<sup>(29)</sup>——に初めて、自由人(女)が投入されたことになる。

## (二) >officinatrices<の諸様態

第二の課題は、銘文に読み取られねばならない>officinatrices<の諸様態である。解放奴隷>officinatores<との対比によって(同一の分析視角を持ち込むとすれば)<sup>(30)</sup>先ず第一に浮び上がるのは、地所と所有主を異にして同一の解放女奴隷が現れる、直接的生産者としての彼女達の「移動」現象であろう。

(1) 《EX PR DOM・LVC PORT LIC FIGL KANINI *(sic)*// OPVS STAT PRIMVL *(sic)*》(139) ——  
《EX F・TERNT *(sic)*・DOM・LVC・PORT // LIC・OP・DOL・STAT・PRIM》(630b).

(2) 《PROCILIAE・PHILAE EX PR MAMM // GLABR ET TORQVAT // COS》(301a=a.124) ——  
《EX・PR・IVLIAE・ALBANAЕ // PROCILIAE // PHILAE》(1217).

この内、前者はアウレーリウス帝母、Domitia Lucilla (minor)所有「地所」‘ex pr(aedis) Dom(itiae) Luc(illae) Port(u) Lic(ini)’に関わるものである。この両銘文に共通する<STAT. PRIMIL.>とは、同所有主の「地所」名称欠落例に現れる*Statia Primilla*<sup>(31)</sup>と紛れもなく同一人であった。従って彼女は、Domitia Lucillaが‘Portus Licini’<sup>(32)</sup>周辺に所有していた2地所、*fig. Caniniana*(praed. Caniniana)と*fig. Terentiana*(praed. Terentiana)で生産に関わった。前後関係は不明だが<sup>(33)</sup>、疑いもなく>officinatrix<としての2地所間の「移動」である。これに対して後者は、今一つ確実さに欠ける。というのは、一方では(301a)地所名、*pr(aedia) Mamm(eiana)*が見えるものの今1例(301b)<sup>(34)</sup> ——当該地所に残されたのは、この両者が全てである——と共に、所有主名が欠落しており、他方では(1217)所有主

名はもつものの地所名が欠落するからである。この地所名と所有主(Iulia Albana)に関する先行諸解釈(H. Dressel, M. Steinby, P. Setälä)は何れも仮説を出るものではない<sup>(35)</sup>。しかし縦んば事情はそうであったとしても、コグノーメンから推して疑いなしに不自由身分の出自であった*Procilia Phila*もまた、銘文(1217)に明らかな>officinatrix<として、恐らく2箇所の>praedia<で生産に従事した。

従って現象それ自体は、自由身分のofficinatoresと同一であった。尤も、事例そのものは極めて少なく、後者とは比較にならないが、これが自由人男女労働力の数量関係(第一表)それ自体の然らしめる所であったことは言うまでもなからう。

同時にしかし、氏族名欠落のために「女奴隷」であった可能性も否定出来ない不確実な1名(第二表n.8)<sup>(36)</sup>を除いて、地所所有主との氏族名の比較が明らかにする如く、身分上昇の後も元主人(patronus乃至patrona)の地所にとどまった事例が皆無なこともまた看過され得ない(第二表参照)。Cn. Domitius Anignotus(1024), Cn. Domitius Asiaticus(1032), Cn. Domitius Carpus(277)など、多数の自由人をオイコス内から生み出し、かつかれらを労働力として存続させた『ドミティウス氏』(gens Domitia)<sup>(37)</sup>でさえそうであり、2箇所の地所に>officinatrix<として現れた前出の*Statia Primilla*は、紛れもなく『スタティウス氏』(gens Statia)の解放女奴隷であった。皇帝地所でもまた、「皇帝解放女奴隷」‘liberta Caes. n.’ ‘liberta Aug. n.’<sup>(38)</sup>が現れることはない。

それ故この限りでは、ローマ貴顕身分・皇帝地所のこの生産部分に於ては、解放奴隷(男)の大多数がそうであったのと同様に<sup>(39)</sup>、自由人労働諸力のオイコス内創出よりは寧ろ、既に身分的上昇を果たしていた元女奴隷の労働予備軍としての存在を前提としたその導入——従って結果的にはパトロン=オイコスからの離脱——が問題であった、とせねばならない。なお>officinatrix<, >negotiatrix<は、一見して貴顕身分夫人(clarissiae feminae)を所有主とした地所に多く現れるかに見えるが、決してそれに偏することもなかった。

もし然りとすれば、かの女達は一体何処からかつ如何なる経緯によって現れたのか。解放奴隷(男)の場合には、例えば、

《ZOSIMVS · ANN · VERI // PAETINO ET · APR // COS》(806a=a. 123),

《EX · PR · M · A · V · OFFIC ANNI ZOS FIG // CERM · PONT · ET ACIL // COS》(245=a. 135)の両者によって、[M.] Ann(ius) Verusの「奴隷」*Zosimus*が、所有主を同じくした地所、pr(aedia) M. A(nnii) V(eri)に>officinator<として現れた「自由人」*Annius Zos(imus)*と同一人(解放は「A. D. 123~135」の間)であったことが判明する如く、奴隷としての痕跡によって、あるいはそれが残されていない場合でも、当該解放奴隷と地所所有主とのノーメンの比較検討によって、「自由身分への道」とその後の労働力としての定在が追跡可能な場合も多々手懸りが残された。これに反して解放女奴隷は、辛うじて推測が可能な唯一の事例を除いて、如何なる手懸りも残していない。即ち、

《OP DOL · EX · PR AVGG NN FIG DOMIT // MIN AEMILIAE ROMANAE》(181)

によって、恐らくセウエールス、カラカラの両者<sup>(40)</sup>を指した2皇帝(*duo Augusti nos-*

*tri*)の所有になる地所、pr(aedia) Domit(iana) min(ores)に>officinatrix<として現れた *Aemilia Romana*がそれである。というのは、ノーメンを同じくする地所所有主として、貴顕身分(*clarissima femina*)に属する *Aemilia Severa*が知られ<sup>(41)</sup>、名称は異なるがその地所の一つが皇帝所有に帰しているからである<sup>(42)</sup>。この経緯から推して、*Aemili Severa*の「女奴隷」が身分上昇の後に皇帝所有地所に現れた、とする推測が可能である。しかしこの公算は大きいとはいえ、所詮は推測の域を出ることはない。

何れにしても解放女奴隷の場合には、その動態的把握は絶望的であった。しかし以上の検討によって確実に知られ得たのは、解放女奴隷もまた「土地所有」、「工房所有」などの独立的小市民<sup>(43)</sup>としてではなくして、ローマ皇帝・貴顕身分の地所に、他ならぬ「生産指揮」の労働力として存続し、而もパトロン=オイコスを構成する労働力としてではなくして、他所有主の地所に現れた(第二表参照)、という事実である。

「移動」に次いで注目せねばならないのは、解放女奴隷もまた、自らは>officinatrix<として機能し乍らも「奴隷所有主」として現れ、地所所有主名を欠いて自己の名だけを残したこと=「単独銘」である。管見の及ぶ所では、夫々に各一例が検出された。

《DO EX PR CAES N・AB APRILE // AQVILIAE SOZOMEN》(709).

この銘文に明白なのは、ローマ皇帝(ハドリアヌス)<sup>(44)</sup>の地所で、疑いもなく不自由身分出身の>officinatrix<、*Aquilia Sozomen(a)*が自ら奴隷*Aprilis*を所有して生産に従事したこと——‘[opus doliare] ab Aprile Aquiliae Sozomen(ae) [servo]——である。

「単独銘」<sup>(45)</sup>に関して言えば、

《CASSIAE DORIS》(75),

《EX・PRAED・ARRIAE // FAD・CAEP・CAS・DOR // GLAB・ET TORQ・COS》(73)

の両者に知られる如く、自己の名だけを残した *Cassia Doris*は、「A. D. 124」に *Arria Fad(illa)*(ピウス帝母)<sup>(46)</sup>の地所、praed(ia) Caep(ioniana)に>officinatrix<としての銘文を残した *Cas(sia) Dor(is)*と同一人であった。

従って銘文事例の数量は別として、少なくともそこから抽出され得た>officinatrices<の「移動」、「奴隷所有」、「単独銘」の現象そのものは、>officinatores<としての解放奴隷と完全に一様であり、解放女奴隷にだけ特有の様態は検出できなかった。

### (三) >officinatores<と>officinatrices<

このような事実関係の確認を踏まえて、最後に、労働力としての解放奴隷男女の関係が問題となる。

結論から先に言って、屢々自らを‘clarissimus vir’, ‘clarissima femina’と押印したローマ貴顕身分、‘ex pr. Caes. (vel Aug.) n.’の定型によって「地所」所有主として現れた皇帝所有の「瓦窯」*figlinae*に奴隷と並存的に投入され、かつそのようなものとして機能した限りに於て、解放奴隷男女の間には、本質的と呼び得る如何なる態様の相違もなかった。強いて相違を挙げるとすれば、数量だけであった。否そればかりか、>negotiatrice<は一先ず

別としても、少なくとも>officinatrix<として銘文に現れた限りでの生産への関与の仕方それ自体に於てもまた、解放女奴隷と奴隷>officinatores<とは同一線上にあった。

自由・不自由の別を問わず「瓦窯」＝「地所」差配の>officinatores<には、農場の奴隷労働に対する支配装置として設置された、農場差配の『ウィリクス』*vilicus*及び‘magistri operum’, ‘praefecti’, ‘monitores’等々の下部的組織<sup>(47)</sup>との機能的な照応性が看取され得た<sup>(48)</sup>。だがしかし、銘文から抽出され得た生産への関与の仕方と態様を以てする限り、>officinatrix<は、「家政に専念し、夫の公的活動を支える主婦」に準えられた『ウィリカ』*vilica*(Colum. *De r. r.* XII, pr. 8)の如き存在では決してなかった。況んや>officinator<に対する補助的労働の提供者でもなかった。そうではなくして>officinatrix<と>officinator<は、その機能と態様に於て同一平面上の存在であった。

### 第三節 貴顕身分・皇帝「地所」に於ける〈解放女奴隷〉

「瓦窯」の構成労働諸力全体——もとよりこの下では、身分の別を問わず構成員夫々の名が残された限りに於てのみそう言えるのだが——からすれば、解放女奴隷の数量的比重そのものは極めて小さかった。全体的に見てそうであった（第一表）ばかりか、>officinatrix<を擁した個々の地所所有主の下に於ても同様であった。例えば2箇所の地所（fig. Brutianae, fig. Macedonianae）<sup>(49)</sup>に所有主として現れたT. Statilius Maximusには、同一時にではないが自由・不自由の>officinatores<として夫々10名と6名が知られたのに対して、>officinatrix<は1名だけであった<sup>(50)</sup>。同様にM. Favius Aperの所有下にあった3箇所の瓦窯（officina Faviana, fig. Publilianae, fig. Tonneianae）<sup>(51)</sup>では、その名を残した自由・不自由の>officinatores<は夫々7名と1名であったのに対して、>officinatrix<は1名<sup>(52)</sup>を数えたのみであった。構成労働諸力のこの数量関係は、その他の地所所有主にあっても同様であった（第二表）。

だがしかし、ローマ貴顕身分と皇帝の地所に於ける解放女奴隷の商品生産への直接的な関与は、「例外的」であったとは言えない。ローマ皇帝として最初の痕跡を残したトラヤーヌス帝期、及び私的所有主数の激減（第一表）と裏腹に皇帝手中への土地所有の集積が進行したマルクス・アウレーリウス帝期<sup>(53)</sup>の両時期を除いて、事例数こそ少ないものの>officinatrix<そのものは万遍なく現れた。従ってこの意味では、セウエーリー両皇帝期を最後に生産そのものが姿を消すまで、規則的でさえあった、と見做され得よう。——これが第一の確認点である。

第二のそれは、銘文分析によって明らかにされた次の事実である。即ち、奴隷、解放奴隷に次いで「第三の構成員」として、貴顕身分と皇帝の地所に導入された解放女奴隷は、>officinatrix<としての機能と態様に於て、>officinator<と基本的には一様であったことである。「2世紀」に入って進行を開始したこの事実に明示されたのは、奴隷制の構造からして本来的には奴隷自身によって担われたその同一の場に於ける、不自由・自由両身分の、而も後者にあつては男女の別を問わない、労働力としての「並存」＝労働力としての事実上の「等質化」の進行であった。而も>officinator<としての解放奴隷が大多数の場合そうであったのと全く同様に<sup>(54)</sup>、この場合もまた、地所所有主と当該>officinatrix<とのノーマンの対比（第二表）に明らかな如く、自由身分の承認によるパトロン＝オイコスへの固定化（自由人労働力としての）ではなくして、既に自由への道を果たしていた元女奴隷の導入が専ら問題であった。

第三は——これが決定的に重要であったのだが——自由・不自由両身分の数量関係に看取されねばならない時期的な変化であった。銘文が残された限りでの構成労働諸力の集計結果（第一表）は、解放女奴隷が最初の例を残したハドリアーヌス期が、不自由・自由両者関係の転換点を意味したことであった。即ち同帝期に入るや否や開始される、奴隷労働比重の決定的とも言える低下現象（「奴隷27名・自由人16名」の数関係にあったトラヤーヌス

期に対して、ハドリアヌス期は「奴隷38名・自由人105名」)であり、従って同帝期に見られた生産の拡大は、奴隷よりは寧ろ自由人労働数の増大によって実現された、と見做され得る<sup>(55)</sup>。事例それ自体の僅少さの故に、何処まで一般化出来るか、もはや確認の術は残されていないが、解放女奴隷の>officinatrix<としての商品生産への直接的な、而もハドリアヌス期以後略々規則的な関与は、ローマ貴顕身分・皇帝所有地所に於ける労働諸関係のこのような変化と無関係ではなかった、と考えられる。――以上の作業を通して、ここまでは最低限安全に言えるであろう<sup>(56)</sup>。



## 註

- (1) 例えばイタリア、就中エトルーリア、ラティウム、カムパーニア三地域に起源をもつアムフォラの、1世紀中葉を境とする西北部諸属領市場からの後退と消滅に関しては、拙稿「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII（1973）1-18頁を参看されたい。
- (2) Colum. *De r. r.* I, pr. 1; Plin. *N. H.* XIV, 61-2; Plin. *Ep.* III, 19.
- (3) 農場構成要素の概念的処理に関しては、Varro, *De r. r.* I, 2, 21-3; Dig. XXXIII, 7, 25 (Javolenus); id. 7, 19 (Paulus) を参照されたい。
- (4) 共和政中期のカトー以来のアグロノーム諸誌を初めとする、大土地所有制に関する古典諸史料の断絶がそれであり、この現象自体の意味もまた看過され得ない。プリーニウス（小）以後の史料事情については、次の両文献参照。Heitland, W. E., *Agricola* (Cambridge 1921), 325ff.; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 29ff.
- (5) Dig. XXXIII, 7, 25, 1 (Paulus).
- (6) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考（1）」『史淵』CX（1973）93-5頁（以下略記「先稿（1）」）。
- (7) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考（4）」『歴史学・地理学年報』V（1981）57-100頁（以下略記「先稿（2）」）。
- (8) 以下の引用では銘文の集中性の故に、CIL. XVに限ってそれを省略し、収録番号だけを括弧内に挙げる。コーンスル年は‘=a. 135’の形式で西暦年に読み換える。
- (9) その生産が「a. 123 (846-8) ~ a. 141 (850)」の間に属したことから、「A. D. 97」のコーンスル (cos. suff. II) であった Q. Asinius Marcellus の同名の子が推定される。PIR<sup>2</sup>. I, n. 1236; RE. II, 2, 1588, *Asinius* n. 20 (P. v. Rhoden); Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire. A Historical and Prosopographical Study of Landowners in the District of Rome* (Helsinki 1977), 71.
- (10) <FEC>, <F>の有無に関わらず主格形を採った当該人物が、属格乃至奪格形と同様に、>opus doliare<の「直接生産者」であったことに論議の余地はない。「先稿（1）」88-92頁参照。
- (11) 《SVLP D F ABASC AVG L》(569) = *Abasc (anti) Aug (usti) l (ibert)* の如き皇帝解放奴隷の若干例を除いて、管見の及ぶ所、解放奴隷（男）がこの定式を採った事例もまた皆無である。不自由身分→自由身分の両者銘に拠って確実に解放奴隷であったことが明らかな場合でさえ、<L>, <LIB>によって自らの身分を表示することはなかった。このことは、ある意味では、自由を得た元奴隷の心性を物語るものとして興味深い、もはや別問題である。奴隷・解放奴隷の命名法については次の諸文献参照。Oxé, A., ‘Zur aelteren Nomenklatur der roemischen Sklaven’, *Rh. M.* LIX (1904), 108-40; Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 52-3; Fabre, G., *Libertus. Recherches sur les rapports patron-affranchi à la fin de la République romaine* (Paris / Rome 1981), 29-110.

- (12) 『農書』では、「3人以上」の男子を生んだ女奴隷には自由を与えよ、という一節 (Colum. *De r. r.* I, 8, 19: ‘nam cui tres erant filii, vacatio, cui plures, libertas quoque contingebat’) に見える女奴隷の自由への道が精々知られ得る程度であり、農場に於ける解放女奴隷 (とりわけ常設の労働力としての) については、解放奴隷 (男) にもましてわれわれが知る所は極めて少ない。自由への道を含めて農場の女奴隷、及び解放奴隷一般については、次の諸文献参照。Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella* (Leipzig 1906; ND. Aalen 1963), 68-9; Heitland, W. E., *op. cit.* 260-3; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 106-8; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 363; Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 74-6; Beare, Rh., ‘Were Bailiffs ever free born?’, *Class. Quart.* n. s. XXVIII, 2 (1968), 398-401; Skydsgaard, J. E., ‘Non-Slave Labour in Rural Italy during the Late Republic’, in: Garnsey, P. (ed.), *Non-Slave Labour in the Greco-Roman World* (Cambridge 1980), 65-72.
- (13) 「先稿 (1)」 88-93頁。
- (14) 同55-6頁。
- (15) この女性については、後に今一度言及する。註(35)参照。
- (16) 地所名称については註(35)参照。
- (17) Plin, *Ep.* VIII, 18; *Script. Hist. Aug. Marc.* I, 3.
- (18) 当該銘(140)には地所名は現れないが、同種の別銘(139)からして、この地所は ‘fig. Caninianae’ であった。
- (19) 当該銘の収録に際して、ドレッセルはこの人物に「A. D. 130」のコーンスルを特定した (Dressel, H., *proem. ad fig. Fabianas*)。しかしコーンスル年並記の銘文(290=a. 157)からすれば、同名の子=cos. II, a. 176を充てることも可能である。PIR<sup>2</sup>. III, *Flavius* n. 209 は、この両可能性を採る。Cf., Degrassi, A., *I fasti consolari dell’Impero romano dal 30 av. Chr. al 613 dop. Chr.* (Roma 1952), 37, 49.
- (20) M. Flavius Aperには、3箇所地所に設置された瓦窯名 *fig. Favianae, Publilianae, Tonneianae* が知られるが (「先稿 (1)」 73頁)、Vibia Proclaがこの内のどれに属したかは不明である。
- (21) 同一の>officinator<が現れる別事例 (373)のコーンスル年(a. 123)からして、‘Caesaris) n(ostri)’とは、ハドリアーヌスであった。
- (22) 「先稿 (1)」 88-93頁。
- (23) 同 55頁。
- (24) 《OPVS DOLIARE EX PR AEMILIAES *(sic)* SEV // ER C F》(432)に明らかな如く、この女性は2世紀末の貴顕身分の一人、*c(larissima) f(emina)*であった。時期特定と家系につ

- いては、Setälä, P., *op. cit.* 50-2参照。
- (25) この人物もまた、貴顕身分 *c(larissimus) v(ir)* としての自己の属性を表示した。  
《HORTES <sup>(sic)</sup> PAVLIN C V》(416). Cf., Setälä, P., *op. cit.* 129-31.
- (26) 「先稿(1)」 93-5頁。
- (27) 《OP・DOL・EX・FIGL・PVBL・DE・PRAE <sup>(sic)</sup> // M[ ] IVNIAE SABINAE》(431). ドレスセルの補填とディヴェロップ、*de pr(aedis) Aem(iliae) [Severae] [negotiatione] Iunia Sabinae*に拠れば、Iunia Sabinaもまた、Aemilia Severa所有地所の‘fig. Publ(ilianae)’に>negotiatrice<として参加したことになる。確かにAemiliaには、確実に>negotiatrice<として現れたIunia Antonia(第二表)の他に、二名の>negotiatores<が知られ、全てが「請負」に委ねられたこと、及びこれらには『ウィクトーリア神像』の浮彫が施され、Iunia Sabina例もまた同様であることから推して、ドレスセルの推測は公算大である。だがしかし、文字摩滅箇所への補填が果たしてそうであったか否かは確証の限りではない。筆者の推測によれば、*de prae(dis) M[ ] Iunia Sabinae*もまた不可能ではなく、もしそうだとすれば、‘M[ ]’は地所名称であったことになるからである。
- (28) 拙稿「2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造」『歴史学・地理学年報』XV(1991) 69-71頁。
- (29) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(2)」『歴史学・地理学年報』I(1977) 77、82-3頁。CIL. 収録例に加えて、《*Opus dol(iare) ex pr(aedis) Lucil(lae) Veri / Seuero et Sab(iniano) / cos*》(RE. 1967, N° 538a=a. 155) (près de Tagiura, à 29 km. de Tripoli), 《*Ex pr(aedis) Agat(hrsi) Aug. I(ibertae) Q. / Pomp(oni) Ian(uarius), Paetino et / Aproniano cos*》(id. 1981, N° 639=a. 123) (La Roquebrussane, dépt. de Var: briques d’hypocauste)等々、新発見事例の収録が相次いでなされているが、管見の及ぶ所、今日に至るまでカラカラ～ディオクレティアヌス間の事例は一例も報じられていない。
- (30) 「先稿(2)」 61-89頁。
- (31) 《OP・DOL STATIAE PRIMILLAE // EX FIG DOM LVC》(140).
- (32) 所在場所は不詳。
- (33) *fig. Caniniana*が構成労働諸力と共にDomitia Lucilla maiorから遺贈されたのに対して、*fig. Terentiana*はDomitia Lucilla minorが新たに獲得したものであった(「先稿(1)」 78-9頁)。ここから推してStattia Primillaは、前者から後者に移動したと考えられるが、両事例共にコーンスル年が欠落するために確かなことは言えない。
- (34) 《PROCILIAE PHILAE EX PR MAMM // GLAB ET TORQ COS》(301b).
- (35) ドレスセルは‘praedia Mammeiana’の名称由来に関して、*Q. Pompeianus Mammeianus*に因んだ命名を推定した。Dressel, H., proem. ad *praed. Mammeiana*: ‘praedia Mammeiana a Q. Pompeiano Mammeiano eo cognominata esse, cuius tegula est inscripta Q. Pompei Mammeiani.’ ドレスセルの推定はここまでで終わったが、その後、当該地所の所有主として現れたIulia Albanaとの関係について、ステインビーは、PIR<sup>2</sup>. IV(1952-66), 305

- Iul.* n. 643の推定（‘*femina certe dives, fortasse nobilis, cum Pompeiis fratribus coniuncta, fortasse alterius eorum uxor et heres*’）を踏襲して、単独または共同の地所所有主として現れるQ. Pompeius Mammeius, Q. Pompeius Mammeianusを「兄弟」、Iulia Albanaを後者の妻と推定した。これに対してセテーレーは、瓦窯名称が「個人名に由来することは殆どなかった」（‘*the name of figlinae is very seldom formed from the name of persons*’）ことを理由に、疑念を提示したが、それに代わる新解釈の提示にまでは至らなかった。Steinby, M., *La cronologia delle figlinae urbane dalla fine dell’età Repubblicana fino all’inizio del III sec.* *Bullet. d. Comm. Arch. Comunale di Roma* LXXXIV: Estratto (Roma 1974), 60-1; Setälä, P., *op. cit.* 136-7.
- (36) 《EX PR TI TVLI IVLIANI OF // IVSTAES <sup>(sic)</sup> ET RVFINI》(2174)に見える *of(ficina-trix)* *Iusta*がそれである。しかし同様にコグノーメンが欠落する *Rufinus*は、《EX P TI TVLI IVLIANI OP <sup>(sic)</sup> // DOMITI RVFINI》(2173)に明らかな如く、同一の地所所有主Ti. Tullius Iulianusの下で同様に *of(ficinator)*として生産に関与した *Domitius Rufinus*（従って紛れもなく『ドミティウス氏』の解放奴隷）と同一人であった。これから推してそのかれと連辞によって共同生産者として現れた *Iusta*もまた、同一身分であった可能性が高い。しかし他方では、配列順からしてTi. Tullius Iulianusの奴隷であった可能性もまた否定出来ない。
- (37) 「先稿（2）」 69-72頁。
- (38) この両用語法それ自体にまで踏み込む必要はない。
- (39) 「先稿（2）」 68-73頁、前掲拙稿「奴隷制の態様と構造」 57頁。
- (40) Dressel, H., *comm. ad n.* 181.
- (41) 註(24)参照。
- (42) 《OP・DOL・EX・FIGL PVBLILIANIS // PR AEMILIAE・SEVERAE C F》(427b)→《OP・DOL・EX・PR・AVG N・FIG // PVBLILIANAS <sup>(sic)</sup>》(426).
- (43) Cf. e. g., Maxey, M., *Occupations of the Lower Classes in Roman Society* (Chicago 1938), 12-39; Treggiari, S., *Roman Freedmen* *cit.* 91-110.
- (44) Dressel, H., *comm. ad n.* 709.
- (45) この現実的な意味については「先稿（2）」 77-81頁参照。
- (46) *Script. Hist. Aug., Ant. Pii* I, 3-4; *Pin. Ep.* IV, 3; *Tacit. Ann.* I, 77.
- (47) Vg., Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation* *cit.* 55.
- (48) 「先稿（2）」 83頁。
- (49) 「先稿（1）」 73頁。因みに《EX PRAED T・STAT・MAXIM》の形式によってこの両地所に知られるコーンスル年「a. 123(39, 286, 1451)~a. 138(1456)」からして、T. Statilius Maximusは「A. D. 144」のコーンスルと同一人であった。Dressel, H., *comm. ad fig. Brutianas*; Setälä, P., *op. cit.* 188-9; Degrassi, A., *op. cit.* 41.
- (50) 「先稿（1）」 73-4頁。

- (51) これら3地所による生産関与の痕跡は、「a. 151(1144)～ a. 157(209)」であり、「A. D. 130」のコーンスルと同一人であった。Dressel, H., *comm. ad fig. Favianas.* 家系については、Setälä, P., *op. cit.* 113-5参照。
- (52) 「先稿(1)」 73頁。
- (53) 前掲拙稿「《OPVS DOLIARE》(2)」 77-8頁参照。
- (54) 前掲拙稿「奴隷制の態様と構造」62頁参照。
- (55) 筆者のこの帰結は、従って「時期的」には、かの『奴隷供給源枯渇説』図式(さらには『市場競争説』ともまた)と重複することになる。しかし古代奴隷制の衰退に関して、ウェーバー説(並びにロストフツェフ説)に距離を置く筆者のスタンスは、既にこれまでの行論の各所で示された。ウェーバー説については、「先稿(2)」 94-6頁を参看されたい。これとは別に、2世紀の大土地所有制に於ける、奴隷を含めた労働諸力そのものの不足化傾向に関しては、次の両文献参照。Boak, A. E. R., *Manpower Shortage and the Fall of the Roman Empire in the West* (Michigan U. P. 1955), 18, 110; Bellen, H., *Studien zur Sklavenflucht im römischen Kaiserreich* (Wiesbaden 1971), 134-5.
- (56) しかしそれでもなお、問題は残された。即ち>negotiatrices<が、奴隷労働に抛る>opus doliare<生産そのものの落ち込みが顕著になった「2世紀末・3世紀初」に初めて現れた、という時期的な偏りである。而も>negotiatores<もまた同様であった(「先稿(1)」 93-4頁参照)。従ってもしかすれば、ローマ大土地所有制の構造的変化に関連したかもしれない。しかし「請負」そのものは、既にハドリアーヌス期に現れており(「先稿(1)」 93-5頁)、このことだけでことを処理することは出来ない。

## 第五章 2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造

——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——

### 序

1世紀中葉、イタリア大土地経営の一般的不振化傾向と相俟って、奴隷制それ自体もまた批判的な時代を迎えた<sup>(1)</sup>。それと共に、生産の構造的かつ質的な変化、即ち、一方では奴隷労働の数量的並びに質的な低下<sup>(2)</sup>、他方では小作制比重の増大とコロニーの隷属化傾向<sup>(3)</sup>（その始源を何処に設定するかは一先ず別として）が進行しつつあったことはもはや多言を要さない<sup>(4)</sup>。2、3世紀が、この延長上にさらなる進行を重ねたこともまた確かであろう。

併しそれにも拘らず、この時期のイタリアに於る大土地所有制の実状、就中そこで展開された労働の諸関係に関して、その実態の直接的把握は極度に困難である。アグロノーム諸誌の如き直接的かつ体系的証言の略々完全な欠如が第一の理由であり、同様に1・2世紀の交を境とする、イタリア大土地所有関係史料（とりわけ碑文諸史料）の散在性とそれ自体の絶対的貧困が第二の理由である。このような事情の中で、衰退期奴隷制の実態究明に新たな地平を拓くには、もとより従前の方法と方向<sup>(5)</sup>を踏まえた上での問題設定と、それによる研究の深化と精緻化<sup>(6)</sup>が必要なことは言うまでもないが、それと同時にさらに今一步踏み出して、新たな視点から史料を掘り起こし、それによって視野の拡大を図ることもまた必要であろう。

1世紀後半—3世紀初の間に、ローマ周辺を中心とするラティウム地方のみならずエトルーリア、ウムブリア地方にまで及んだ、ローマ皇帝・貴顕身分の「地所」(praedia)で大々的に生産され、首都ローマ、近隣諸都市（オスティア、プラエネステなど）及び近郊ウィラに集中的に大量に、同時にしかしイタリア内外の遠距離の地にもまた、明らかに「商品」として略々規則的に引き渡された建築材（及びそれと同一の施設で同一労働力によって生産されたドーリウム、アムフォラ等の粗陶器）＝《OPVS DOLIARE》<sup>(7)</sup>が、そのための一重要手段を提供する。というのは、それに押印された銘文(tituli impressi)には、

《OPVS EX PRAEDIS AVRELI CAES//OFICI・IERONYMI》(715) [Aurelius Caes(ar) (=M. Aurelius Antoninus)の地所起源、of[ici(nator) Ieronymusの(製品)]、

《EX・PR・POMPON BASSIL//BENEDICTVS//FEC》(1376) [Pompon(ia) Bassil(a)の地所起源、Benedictus(これを)作れり]、

等々の如く、‘ex praedis huius’（誰其の地所産）の定型による「地所」所有主と並んで、不自由身分（乃至奴隷出身自由人）<sup>(8)</sup>の直接生産者が、而も特定機能を表示する語（offinator, curator, sub cura, actor et alii）<sup>(9)</sup>を屢々伴って現れ、その故に、奴隷個々人の名を介して最も直接的な形で、現実の生産の場⇒figlinae<に於ける地所所有主との関係の在り方（静態的な）のみならず、身分的上昇の諸機会をもまた克明に教える貴重な

情報源が発掘出来るからである。さらにはまた、自由人労働諸力を視野内に取り込むことによって、この時期のイタリアに於けるローマ貴顕身分・皇帝所有の「地所」に実現された労働の諸関係に関して、動態的な把握もまた可能になる。

もとよりこれらは、ローマ経済史研究に今や不可欠の手懸りを提供する好個の史料だとは雖も、体系的に作成されかつ意図的に遺されたものでは決してなく、葡萄酒・オリーブ油用アムフォラ *amphorae*<sup>(10)</sup>と同様に、史料としての特異性と限界は十分に承知されておかねばならない<sup>(11)</sup>。併しそれにも拘らず、極力偶然性の排除（勿論完全には言えないが）の上、第一に、銘文の組織的な収集とそれに基づく体系的な処理（コーンスル年欠落例に対する、銘文形式よりする編年を含めて）を可能ならしめるに十分な、ローマ内外に於ける事例の集中性、並びに諸属領にまで及ぶ同一銘文例の広域散在性の両側面<sup>(12)</sup>に於て、第二に、『>praedia<（乃至>figlinae<）所有主名・名称・直接生産者名・コーンスル年』の銘文定式（*ex praedis vel figlinis N alicuius, aliquis [fecit], aliq. cos.*）（‘N’＝名称）に依って、最も直接的な証言力になり得る。

従ってその限りに於て、奴隷銘の収集と分析は、ローマ周辺のラティウムを中心とする1世紀後半－3世紀初の大土地所有に於ける、労働の諸関係の復元を可能ならしめる。これが奴隷制衰退相への展望に連なることは言うまでもない。

## 註

- (1) Colum. *De r. r.* I, praef. 1-3; Plin. *N. H.* XIV, 61-2; XVIII, 21; id. 6-8. Cf., Heitland, W. E., *Agricola* cit. 265f, 282f.; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins* cit. 298-300, 306-8; 村川堅太郎『羅馬大土地所有制』(前掲) 44-45、63頁。併しイタリアの銘柄酒、『ファレルヌス酒』の「消滅」を伝えるプリーニウスの叙述(id. XIV, 62: 'exolescit haec quoque')にも拘らず、その後の時期に於ける存続の事実は、ディオクレティアヌスの所謂『最高価格表』(Edict. Diocletiani II, 7)に確認される。考古資料(アムフォラ)に拠る同銘柄の存続については、Tchernia, A., 'Quelques remarques sur le commerce du vin et les amphores', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History* (Rome 1980), 305-310参照。
- (2) 古代奴隷制の衰退が問題とされるからには、今日なお影響力をもち続けているM. ウェーバー、M. ロストフツェフ両学説の看過が宥されないのは勿論だが、本原稿では、それを正面に据えることはない。Weber, M., 'Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur', in: *Gesam. Aufsätze zur Soz.-u. Wirtschaftsgeschichte* (Tübingen 1924), 291ff. = *Soziologie, weltgeschichtliche Analysen, Politik* (hrsg. von Winckelmann, J.) (Stuttgart 1968), 10ff. = 堀米庸三訳『古代文化没落論』(河出書房 1954年) 9頁以降; Ders. art. 'Agrargeschichte (Altertum)', *Handwörterb. d. Staatswiss.* I (Jena 1909<sup>3</sup>), 179ff. = 渡辺金一・弓削達訳『古代社会経済史』(東洋経済新報社 1959年) 492頁以降; Rostovteff, M., *SEHRE*. cit. 180ff. Cf., Jones, A. H. M., 'Slavery in the Ancient World', *Econ. Hist. Rev.* IX/2 (1956), 193f. = Finley, M. I. (ed.), *Slavery in Classical Antiquity: Views and Controversies* (Cambridge/N. Y. 1960), 9f. = 古代奴隷制研究会訳『西洋古代の奴隷制』(東大出版会 1970年) 14-17頁(太田秀通訳); Pekáry, Th., *Die Wirtschaft der griechisch-römischen Antike* (Wiesbaden 1976), 108; Oertel, F., 'The Economic Life of the Empire', *Camb. Anc. Hist.* XII (1939<sup>2</sup>; Repr. 1971), 237ff.; Walbank, F. W., *The Awful Revolution. The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 24, 29f., 49ff. = 吉村忠典訳『ローマ帝国衰亡史』(岩波書店 1963年) 41-42、48-50、82-88頁。なおウェーバー、ロストフツェフ両者の要を得た学説整理としては、内田芳明『マックス・ヴェーバーと古代史研究』(岩波書店 1970年) 71-101。併しそれと同時に、経営不振(e. g., Colum. *De r. r.* I, praef. 1-3; Plin. *N. H.* XIV, 21-2; id. 47-52)と表裏一体をなす、労働の質的低下の表面化も看過され得ない。而も、ひとりイタリアの果樹栽培のみならず、大規模奴隷制が展開されたその他の部門(就中テルラ・シギラータと鉱山業)に於ても同様であり、この現象が時期的に殆ど一致して現れたことが重要である。何故ならば、このことは——筆者の理解する所では、寧ろこのことが奴隷制の推移にとっては基本的であったと見做されるべきであり、筆者がウェーバー、ロストフツェフ両学説に距離を置く理由のひとつがここにあるのだが——葡萄栽培者の「怠慢」(*incuria*)、「質より量」の経営態度(*culpa copiae potius quam bonitati studentium*) (Plin. *N. H.* XIV, 21-



- 2)に直截的な表現を見たような、始源的には奴隷の数量的な拡大それ自体、次いでそれに伴う奴隷所有者の、労働収奪者としての自己固定化の進行とその帰結がより重要であったことを示唆するからである。拙稿「ローマの工業——都市経済と奴隷制——」『古代史講座』IX(学生社1963年)88-91頁、同「ローマ鉱山業に於ける奴隷制と〈コロヌス〉制——Leges metallorum再考——」小林・今来先生還暦記念『西洋史学論集』(同事業会1966年)46-51頁参照。
- (3) Vgl. e. g., Brockmeyer, N., 'Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit', *Historia* XX/5-6(1971), 732-42.
- (4) 直接的なモメントを何に求めるかは別として、少なくともイタリアの大土地所有制に於けるこのプロセスそのものは、その大綱に於て略々共通の理解として止まっており、諸学説の個別検討は不必要である。
- (5) この時期の奴隷制、小作制に関する『学説法』依拠の研究現状については、Brockmeyer, N., *Antike Sklaverei* (Darmstadt 1979), 182-90, 201-6; Johne, K. -P. et al., *Die Kolonen in Italien und den westlichen Provinzen des römischen Reiches* (Berlin 1983), 40-73、所謂『3世紀の危機』については、Walser, G. u. Pekáry, Th., *Die Krise des römischen Reiches: Bericht über die Forschungen* (Berlin 1962), 81-93参照。
- (6) Vgl. e. g., Härtel, G., 'Einige Bemerkungen zur rechtlichen Stellung der Sklaven und Beschränkung der Willkür des Herren gegenüber dem Sklaven bei Bestrafung im 2./3. Jahrhundert u. Z. anhangend der Digesten', *Klio* LIX/2(1977), 337-47.
- (7) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX(1973)(略記「先稿(1)」)55-109頁、同「《OPVS DOLIARE》考(2)——FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』I(1977年)(略記「先稿(2)」)67-96頁、同「《OPVS DOLIARE》考(3)——FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」同誌II(1978)(「先稿(3)」)57-74頁。「商品」としての>opus doliare<の流通実態については、上掲「先稿(1)」55-60頁及びその後刊行されたSteinby, M., 'La diffusione dell'opus doliare urbano', in: *SRPS*. II (Roma/Bari 1981), 237-45を参看されたい。
- (8) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(4)——2、3世紀の大土地所有に於ける〈解放奴隷〉——」『歴史学・地理学年報』V(1981年)(略記「先稿(4)」)57-100頁。
- (9) 「先稿(1)」88-92頁。
- (10) アムフォラは、とりわけそれに押印乃至記入された銘文(生産地、アムフォラ製造主、果樹栽培主、生産年と積出年月日、商人名等々)によって、イタリア並びに諸属領に於ける葡萄酒・オリーブ油生産と流通に関して、最も直接的な手懸かりを提供する。併しその反面では、屢々発見の偶然性に左右され、而も「型」(Dressel Form 1-38)が生産地・年代の絶対的な基準をもち得ない、という史料としての特異性と限界は払拭され得ない。だが併し、銘文の体系的収集を図ったM. H. カレンダー(Callender)の基礎的作業(1965年)を一つの起点として、コサ、オスティアのデポジット、あるいはマルセイユ沖沈没船

の如き、近年に於る発見事例の急増が加わり、『ドレッセル型』の大幅な修正を見るに至った「型」研究の精緻化の一方では、含有元素の種類と量・粘土組成・焼成温度などの化学的分析が急速に進捗し、今やアムフォラは、専らアグロノーム諸誌研究に拠るローマ経済史研究に、新たな地平切り拓きのための最有力手段のひとつとしてその処を得るに至った。筆者もまた、アグロノーム諸誌の実態確認を目的として作業を図ったが（1973-1986年）、アムフォラ研究のさらなる進展を前にして、改めて論及し直さねばならない。

(11) さらにこれに加えて、生産が土地所有（大規模生産は殆ど排他的に貴族的大土地所有）の上に直接成立したとしても、牧畜と同様に、概念的には農耕本来(*partes agriculturae*)に属さないこと (Varro, *De r. r.* I, 2, 22-24; Dig. VIII, 3, 6: *Paulus*; id. XXXIII, 7, 25, 1: *Iavolenus*) もまた承知しておかねばならない。瓦窯 (*figlinae, fornaces*) 及び製陶奴隸 (*figuli*) を含めて、生産の農場内的処理の現実については、「先稿(3)」61-7頁参照。

(12) 註(7)参照。

## 第一節 奴隷の諸様態

(一) 「奴隷所有」 奴隷——>servi ordinarii<と>servi vicarii<——

奴隷の様態に具現化された「奴隷主対奴隷」関係の在り方が本節の主要課題であるが、それに立ち入る前に、予め次のことを確認しておくことが必要である。即ち、その名を残した奴隷一般の>figlinae<運営上の機能である。

既に明らかにされた如く<sup>(1)</sup>、‘ex praedis huius’, ‘ex figlinis huius’の銘文定式の下で>praedia<=>figlinae<所有主と並んでであれ、あるいは《SVCCESSI DOM LVC ET TVL // SER》(1001)の如く、>praedia<所有主=奴隷主の奴隷としてであれ、地所所有主の下にその名をとどめた主格乃至属格形の奴隷は、疑いもなく当該の>opus doliare<の生産に携わった直接生産者(*servus fecit, servi opus*)であった。併しそのかれらは、一般労働の奴隷ではなかった。‘ex officina’<sup>(2)</sup>、‘sub cura’<sup>(3)</sup>等の限定的表現を伴うと否とを問わず、かれらは>figlinae<を構成する生産組織、>figlina<=>officina<=>fornax<と一般労働の奴隷(figuli)を指揮し、その協業によって生産に当った>officina<の「指揮奴隷」*officinatores*であった<sup>(4)</sup>。従って労働組織上の機能としては、コルメルラが、われわれは「地所を自ら耕すことを拒否する」以上、農事に精通した奴隷を選んで「差配」に据えることが肝要だとした、「農場及び奴隷群」差配のウィリクス<sup>(5)</sup>と、併し奴隷小集団指揮の現象面に於ては、経営規模の拡大に伴うより効果的な労働収奪の措置として、奴隷10名毎の小集団(decuriae)夫々の上に設置された‘praeiens monitor’ (作業長)<sup>(6)</sup>と軌を一にした存在であった。それ故にまた、アルレーティウム(Arretium)に於けるテルラ・シギルラータの大々的な生産に際して、補助的労働力として5、6名程度の奴隷小集団を指揮し、アトリエ主と並んで(否そればかりか時として単独で)その名を押印した鑄型作成奴隷<sup>(7)</sup>のみならず、利得諸機会に投入された‘praepositus’<sup>(8)</sup>、奴隷主オイコス差配の‘ministerium’<sup>(9)</sup>等々ともまた、機能的には同次元に属した。従ってこの限りに拠って言えば、その存在は、隷属に固有の装置の一つとして奴隷制構造の中で普遍化され得るし、またそのことの故に、そこで実現された労働の諸関係の突出的な表現を読み取ることが出来る。

以上を踏まえて、かれら奴隷達が残した銘文の分析に移る。この下で何よりも先ず目につくのは、次の事実である。

《AGATHOBVLI DOMITI • TVLL D L DOL//APRILIS》(258a), 《APRILIS AGATHOBVLI//DOMITIAE LVCILLAE》(1008).

《TROPHIMI • AGATHOBVLI//DOMITI • TVLLI》(1003a), 《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT//IAE LVCILLAE DOL//D • L》(263).

この両者が明示したのは、奴隷による奴隷所有の事実である。[Ch.] Domitius Tullus 所有の、Agathobulusなる名の奴隷(*Agathobulus Domitii Tulli [servus]*)は、「地所」*d(e) L(icinianis)=praedia Liciniana*<sup>(10)</sup>と共に(疑いもなく>praedia<=>figlinae<を構成する「施設」*instrumentum*として)養女、Domitia Lucilla (第3表参照)に遺贈された。とこ

ろがそのかれは、《AGATHOBVL//DOMITI・TVLL》(1002)に明らかなように、両所有主の奴隷として地所を構成した>officinatores<の一人であったにも拘らず、同時に自らもまた2奴隷の所有主(*Aprilis Agathobuli Domitiae Lucillae, Trophimus Agathobuli Cn. Domitii Tulli*)であった。この両奴隷が、奴隷によって事実上所有された奴隷、即ち奴隷Agathobulusとの間に、>servus ordinarius<と>servus vicarius<の関係にあった奴隷であったことは紛れもない。事実このことは、‘vicarius’の語を伴った同一形式の別事例、《SABINVS・NEREI//C・CAES・VICARIVS・F》(1404)によって確証が得られる。

この関係にあつては、法的には「特有財産」(peculium)の一要素として、奴隷に「事実上の所有」とそれに対する「自由管理」(libera administratio)が容認された<sup>(11)</sup>。現実的にもまた、墓碑銘の中で、ウィカーリウスがかれを所持した奴隷(servus ordinarius)を‘dominus’と呼んだ如く<sup>(12)</sup>、「奴隷主」対「奴隷」の奴隷所有関係が擬制的にではあれそのまま奴隷間にもまた持ち込まれ、自らは「手中物」(res mancipi)として止まりながら、他ならぬそこで、事実上の奴隷所有関係が再現されたこと(従ってより端的に言えば、「物による物の所有」)が意味された<sup>(13)</sup>。

併し差当りここでは、奴隷間のこの関係それ自体に関しては、これ以上の立ち入りは不必要であり、先に確証が得られた2事実、即ち第一に、ウィカーリウス所持の奴隷が、史料的には殆ど専ら、皇帝及び私的貴族オイコスの>ministerium<機能の奴隷、農場のウィリクス及びその他利得諸機会の>praepositus<奴隷に限定された、という奴隷制構造上の事実<sup>(14)</sup>、第二に——これが差当り最も重要なのだが——事例の時期的な集中性は一先ず措くとして、奴隷出身の自由人は>officinator<として奴隷と併存関係にあったが、そのかれらにも同様に奴隷所有が見られ<sup>(15)</sup>、従って現象それ自体としては、少なくとも>officinator<としての機能に於ては自由と不自由の両身分は同一平面上にあったこと、——この両事実を踏まえた上に、次の2点が指摘されるだけでよい。

第一は、前掲のドミティウス家地所の奴隷、Agathobulusに関わる《APRILIS・CN・DOMITI AGATHOBVLI》(1106b)、《TROPHIMI・DOMITI//AGATHOBVLI》(1108)の両者が提供する新事実である。Agathobulus(*Agathobulus Domitiae Lucillae servus*)は紛れもなく「解放奴隷」*Cn. Domitius Agathobulus*<sup>(16)</sup>として現れ、その際かれは2名のウィカーリー(前出)を伴ったままで身分的上昇を果たした。奴隷によって所有された奴隷から解放奴隷所有の奴隷への変化(servi vicarii→servi ordinarii)である。このことは、農場施設(instrumentum fundi)の遺贈に関して、「奴隷のウィカーリーは(それには)含まれない」、「ウィカーリーはかれ(遺贈者)の奴隷に数えられない」、とした学説法(ウルピアーヌス)<sup>(17)</sup>の現実を例証し、その故に銘文から抽出された前述の関係をさらに補強する。

第二は、それにも拘らず銘文から抽出され得るウィカーリー所持奴隷の、事例数そのものの極度の貧困である。管見の及ぶ所では、所有主名・帰属地所名・時期が明確なのは、前掲のAgathobulusだけでしかない<sup>(18)</sup>。従ってこの事例からだけでは、ローマ貴顕身分・皇帝所有の地所で、奴隷制の中での奴隷所有関係が果たしてどの程度実現されたのか、一般化は

到底不可能である。

併しそれでもなお、ドミティウス家の奴隷にそれが見られたという事実それ自体がわれわれには重要である。というのは、奴隷所有の事例数そのものの総体的な少なさの点では、解放奴隷もまた同様（第6表参照）であったのだが、その中で私的大土地所有主として最大規模の生産の痕跡を残したドミティウス家(Domitiae Lucillae母娘)と皇帝(ハドリアヌス)の下でのみ排他的に、複数の事例が検出されるからである<sup>(19)</sup>。従ってこの限りで言えば、不自由身分からの離脱を果たした後も、以前と同様に生産指揮の労働力(元奴隷主の地所にてであろうとなかろうと)としてとどまり続けた元奴隷による奴隷所有関係の再生産は、すぐれて大規模オイコスの下で拡大的に実現されたことになる。ウィカーリー所持奴隷が、これと同一レベルの存在であったのは確かである。

自由と不自由の違いこそあれ、少なくとも>officinator<として機能した限りに於て、生産への関与の仕方そのものもまた同一であったことに加えて<sup>(20)</sup>、解放奴隷と全く同様に、奴隷にも「自己の奴隷」を獲得する機会(史料事情の然らしめる所として、奴隷獲得の経緯は完全に不明だが)が留保され、かつそれが奴隷主によって容認された、という事実それ自体は紛れもない。ウィカーリーの所持は、それ故、経営規模=土地所有規模の拡大<sup>(21)</sup>に伴って進行する、労働のより効果的な体系化の突出的な一表現であった、と見做され得よう<sup>(22)</sup>。

## (二) 奴隷単独銘

不自由身分のofficinatoresに看取されねばならない今一つの頻繁かつ顕著な現象は、奴隷所有関係の表示に最も本質的な筈の奴隷主名を欠いて、直接生産者としてのかれらの名だけを残した単独銘である。

‘ex praedis huius’, ‘ex figlinis huius’の定式によることなく、生産年乃至地所名だけを伴った、《APRON ET PAE COS//HILARI》(1187=a. 123), 《APRONET<sup>sic</sup> PAE COS//EVRYTI Q》(449=a. 123) [Q=Q(*uintanensia praedia?*)], 《TONNEIANA ZOSIM》(634) [*Tonneiana (praedia)*]等々か、然もなければそれらをさえも欠いた、コグノーメンだけの《IANVARI》(1197), 《LVCRIO・FECIT》(1246)等々がそれである。これらの中には、「奴隷」を表示する語、<S>, <SER><sup>(23)</sup>が並記された場合もあるが、事例は少ない。コグノーメンのみによる自由人表示は、他に例を見なかったわけではない<sup>(24)</sup>。併し>opus doliare<では、地所所有主としてであれ労働力としてであれ、コグノーメンだけの単独銘によって自由人を表示した事例は皆無であり<sup>(25)</sup>、かれらが不自由身分の直接生産者(*fecit*)であったのは間違いない。

かつてH. J. ローンは、ドミティウス家の解放奴隷、Cn. Domitius Trophimus(前述のCn. Domitius Agathobulusがかつて所有していた元奴隷)が単独で、而も奴隷所有主として現れること<sup>(26)</sup>に着目して、既述の如く、Trophimusはドミティウス家地所の>officinator<であったと同時に独立的な生産者=>figlinae<主でもあった、と推測した<sup>(27)</sup>。さらに最近ではT. ヘレンが、貴族・皇帝地所の解放奴隷一般に関して、かれらは単なる生産指揮者ではな

くして、地所所有主との間に<locatio-conductio>関係を有した「請負者」であり、>officinator<とはその実>conductor<に他ならなかった、とする新解釈を打ち出し<sup>(28)</sup>、P.セテーレもまた、主格乃至属格の人名だけで現れる解放奴隷に、一般的形態としての「土地所有主」の可能性を推測した<sup>(29)</sup>。この解釈が果たして正鵠を射ているか否か<sup>(30)</sup>は一先ず措くとして、土地所有主としてであれ請負者としてであれ、とに角自由を得た元奴隷にパトロン=オイコスからの離脱を見たことそれ自体は、われわれに示唆的である。何故ならば、もし仮にこの延長線上に、解放奴隷ではなくして奴隷が妥当され得たとすれば、自己の名だけを残し、時として自ら奴隷所有主として現れたこのような奴隷にもまた類似の定在（勿論この場合、「土地所有主」としてのそれは論外だが<sup>(31)</sup>）が推測され得るかもしれないからである。つまり、営利資金に拠って自ら「独立的」にことを処理する奴隷である<sup>(32)</sup>。

併し、その解放奴隷でさえ、最大多数は奴隷と併存的な>officinator<として止まり、「土地所有主」としてのみならず「請負者」として現れることもまた少なかった（数量的には寧ろ例外的）<sup>(33)</sup>のと同様に、否それ以上に隷属存在それ自体からして、如上の形式だけで現れる奴隷に、そこまで読み取るのは到底不可能である。そうではなくしてわれわれに重要であったのは、本来的には握取行為の客体<sup>(34)</sup>——農場にあっては農具その他と同様の‘instrumentum fundi’（農場施設）——に他ならないその奴隷が、奴隷主と並んでではあれ、直接生産者として自己の名を規則的に残した事それ自体からして既にそうなのだが、さらにそれに加えて、‘Favor Cn. Domitii servus (fecit)’の定式によって、奴隷所有関係の表示に規定的であった筈の奴隷主名をさえ欠いて、‘Favor [fecit]’乃至同様に「生産者」表示の‘Favoris [opus]’の形式だけで現れた、という事実である。『ウィカーリウス』存在に証言された奴隷の中での奴隷所有関係に比して消極的にはあるが、このこともまた、>officinator<として機能した奴隷の、始源的には生産行為それ自体（現実的には奴隷群指揮の>figlinae<運営）に於ける重要性、その故にまた、貴族的大土地所有の>figlinae<を構成する奴隷群(familiae)内に於けるそのようなものとしての妥当のされ方の一表現であった、と見做され得よう。

T. ヘレンは、奴隷身分のofficinatoresに関して、《EARINI・LVCILLAE・VERI・ACT//DOL》(1049)に見える「Verus夫人Lucilla」=Domitia Lucilla minorの奴隷、*act(or) Earinus*を例として挙げ、かれに「最有力家柄」の一つ、ドミティウス家の「内的ヒエラルキに於て高い位置」を占めた奴隷を見た<sup>(35)</sup>。併し、地所内の>figlinae<とその構成労働諸力が問題とされるからには、ひとり‘actor’<sup>(36)</sup>のみならず、同様に奴隷を指揮して生産と運営に当たったことを示す‘curator’、‘sub cura’<sup>(37)</sup>もまた視野内に収められねばならない。そればかりか、特定機能の執行者たることを表示するこれら諸表現の有無に拘らず（かつまた自由・不自由の別さえ問わず）、>officinator<としての生産への関与の仕方は全ての奴隷に同様であった。現に上掲の奴隷Earinusは、《EARINI DOMITIAE LVCILLAE//OPVS DOLIARE》(1048)、《EARINI LVCILAEscilicet VERI//OPVS DOLIARE》(1050)では、‘actor’の語を伴うことなく、他の奴隷と全く同一の形式で、ドミティウス家地所の構成員の一人として現れる。

単独銘の奴隷もまた、同次元の存在であった。一例を挙げると、地所名称だけで（併しこれによって初めて、当該奴隷の人物比定が可能になるのだが）所有主名が欠落した、《TONNEIANA ZOSIM》(634)の *Zosim(us)* とは、《L・IVLI・RVFI//TONNEIANA・ZOSIMI》(633a) によって、L. Iulius Rufus (cos. a. 67)<sup>(38)</sup> の地所 ([*praedia*] *Tonneiana*) を構成した奴隷群の一人として現れた *Zosimus* と紛れもなく同一人であった。

## 註

- (1) 「先稿(1)」88-92頁。
- (2) 《EX・PR・T・STATIL・MAX・SEV・HAD//BRV・EX OF MYRINI》(41), 《M・PVBLICI ANVARI //EX OFFI・DOLEARIA//MAIORIS》(1390) et al.
- (3) 《EX PR・Q・SER・PVD SVB CVR HEDY//SER・》(1438). なお奴隷によるこの語の使用例は(‘curator’, ‘curans’も同様に)、管見の及ぶ所では、Q. Servilius Pudensの地所だけに現れる。Cf., Setälä, *op. cit.* 185.
- (4) この点に関しては、従前の諸学説は完全に一致した。後述の如く、自由身分のofficinatoresに新解釈を打ち出したT. ヘレンもまた、奴隷に関しては同一見解を採った。Gummerus, H., art. ‘Industrie und Handel’, RE. IX (1916), 1485; Loane, H. J., *Industry and Commerce* cit. 103f.; Frank, T., *Econ. Surv.* V cit. 209; Helen, T., *Organization of Roman Brick Production* cit. 104f.; Setälä, P., *Private Domini* cit. 13-15. Cf., Duff, A. M., *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxford 1928), 92. 因みに>figlinae<を構成する>officina<の規模に関して今一度繰り返しておく、筆者の計算では、>officinator<を含めて「2、3名から大きいものでも5、6名」程度の奴隷によって構成された。「先稿(1)」101頁。
- (5) Colum. *De r. r.* praef. 12: ‘nunc et ipsi praedia nostra colere dedignamur’; id. XI, 1, 3: ‘villicum fundo familiaeque praeponi convenit aetatis nec primae nec ultimae’. >officinator<と>villicus<との類似性を指摘した学説としては、Frank, T., *Econ. Hist.* cit. 94がある。
- (6) Colum. *De r. r.* I, 17, 5-6. この他アグロノーム諸誌に知られる類似的機能の存在としては、*custodes*(Cato, *De agr. cult.* 66-7; 144, 1; 145, 1), *epistates*(id. 56), *praefectus*(Varro, *De r. r.* I, 17, 5-6), *magistri operum* (Colum. *De r. r.* I, 8, 17; I, 9, 2)などが挙げられる。これらを含めた農場の労働組織については、Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart/N. Y. 1978), 55の図式を参看されたい。
- (7) Barrow, R. H., *Slavery in the Roman Empire* (London 1928; Repr. London/N. Y. 1968), 116; Duff, A. M., *op. cit.* 113; Frank, T., *Econ. Hist.* cit. 220-3; Id. *Econ. Surv.* I (Baltimore 1933), 379; Comfort, H., ‘Terra-Sigillata’, in: *Econ. Surv.* V, 189f.; Gummerus, H., RE. IX, 1487-89; Westermann, W. L., ‘Industrial Slavery in Roman Italy’, *JEH.* II (1942), 157; Oertel, F., art. cit. 391; Kiechle, F., *Die Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 76; Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe* (Wiesbaden 1980), 35f.; 拙稿「ローマ工業奴隷制の経済的背景」『西洋史学論集』V (1958年) 4-5頁; 同「ローマの工業」『古代史講座』IX (学生社 1963年) 89頁。
- (8) Cf. e. g., Dig. XXXII, 65 (Marcianus).



- (9) E. g., ILS. 5248, 8377 et alii. Cf., Westermann, W. L., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 67f., 74; Schtaerman, E. M., *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 128ff. 私的オikosのみならず、*vicarii dispensatoris ad fiscum Gallicum*(ILS. 1514), *vilicus aquae Claudiae*(id. 1612), *vilicus domus Tiberianae*(id. 1629), *ministerium officii*(CIL. VI, 8619)等々、皇帝奴隸(*familiae Caesaris*)、公有奴隸(*servi publici*)もまた視野内に含まれねばならないことは言うまでもない。Cf., Halkin, L., *Les esclaves publics chez les Romains* (Bruxelles 1897; Réimpr. N. Y. 1979), 96ff.; Hirschfeld, O., *Die kaiserlichen Verwaltungsbeamten bis auf Diokletian* (Berlin 1905), 457ff.; Chantraine, H., *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser* (Wiesbaden 1967), 14ff.; Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris* (Cambridge 1972), 231ff.; Boulbert, G., *Domestique et fonctionnaire sous le Haut-Empire romain* (Paris 1974), 127ff.; Eder, W., *Servitus publica. Untersuchungen zur Entstehung, Entwicklung und Funktion der öffentlichen Sklaverei in Rom* (Wiesbaden 1980), 102ff.
- (10) この名称関係については「先稿(1)」 77頁参照。
- (11) Dig. XII, 6, 13 (Paulus). Cf., Buckland, W. W., *The Roman Law of Slavery. The Condition of the Slave in Private Law from Augustus to Justinian* (Cambridge 1908), 201-6.
- (12) 《D. m. /Servato Caesaris n. ser. /... Helius/vicarius eius, domino bene/merenti.》 (ILS. 1771). (イタリックは筆者)。
- (13) 拙稿「《VICARIVS》考」『西洋史学論集』VIII(1960年) 31-41頁。
- (14) 拙稿「CIL. XV, 100 —SERVI VICARIIの形態—」『史学論叢』XIII(1982年) 25-42頁、Id., 'Slave-owning Slaves and the Structure of Slavery in the Early Roman Empire', *KODAI: Journ. of Anc. Hist.* I (1990), 24-35.
- (15) 事例検討は第三節参照。なお、奴隸所有の面で、両身分共に事実上は同様であったとしても、「ペターリウム」としてのみウィカーリウスを所持した奴隸に対して、解放奴隸の場合は名実共に奴隸制の再生産が実現されたことに於て、厳密には両者は区別されねばならない。
- (16) 身分的上昇の時期は定かではない。ただ確かなのは、かれのウィカーリーの一人、Trophimusが自由人*Cn. Domitius Trophimus*として現れる最初の例が「a. 123」(269)であったことだけである。これから推して、Agathobulusの解放は当然それ以前の何時かであった。
- (17) Dig. XXXIII, 7, 12, 44(Ulpianus): 'Celsus scribit servis qui(in fundo morarentur legatis, vicarios non contineri'; Id. XXXII, 73, 5(Ulpianus): 'vicarios autem servorum suorum numero non contineri Pomponius... scribit'.
- (18) 'vicarius'の語が銘記された、いま一例(前掲のn. 1404)の奴隸所有主は定かでない。

Bloch, *Indices* n. 77は、ドレッセル (comm. ad n. 1404) が推測した〈C・CAES〉=C. CAE-S(*aris*) のディヴェロップを踏襲して、カリグラ皇帝を特定し、P. Setälä, *op. cit.* 245, n. 1もまた、疑問を挟みながらではあるが一応それを承認した。併し、ローマ周辺地所がトラーヤーヌスを初出皇帝としたことに加えて、ディヴェロップそのものも不確実——C. CAES(*ennii*)の可能性(筆者)も否定出来ない——であり、未定のままに止めるのが賢明であろう。

(19) 「先稿(4)」82頁。

(20) 同 91-96頁。

(21) 「先稿(1)」107頁。

(22) さらにウィカーリウスは、自らもまたペクーリウムのみならずウィカーリウスをさえ所持し得た。奴隷によって事実上所有された奴隷の下でのさらなる奴隷所有である。Dig. XV, 1, 4(Pomponius); XXXIII, 8, 6(Ulpianus); XXXIII, 8, 25(Celsus). Cf., Buckland, W. W., *op. cit.* 246-8. 併しこのケースは、管見の及ぶ限り、〈opus doliare〉の銘文では未検出である。

(23) E. g., 〈GRA S〉(1171)=GRA( ) S(*ervus* vel -*ervi*), 〈HER[m]EROS//SER〉(C. X, 8043, 61), 〈PATROB[i]VS//SER〉(id. 72).

(24) 例えばテルラ=シギルラータ及びその鋳型(この場合は従って裏返し文字)に入れられた、〈TIGRANI〉(C. XI, 6700, 450:C. XV, 5646)=〈M. Perenni〉Tigrani, 〈PISAN〉(C. XIII, 10008, 199)=〈L. Rasini〉Pisan(i)、テラコッタ=ランプのアトリエ主銘、〈FORTIS〉(C. X, 8052, 10:C. XII, 5682, 50), 〈STROBILI〉(C. VIII, 1078, 39:C. IX, 6081, 63)等々がそうである。

(25) 例えば〈EX PR COELI PHILETI//FACIT<sup>SLC</sup>・MAGNIO〉(944)では、〈MAGNIO〉はコグノーメンだけだが、奴隷ではなく、〈EX PR COE PHI OF CET MAGN//SERVIANO III COS〉(8942= a. 134)に明らかのように、「自由人」of(*ficinator*) Cet( ) Magnioであった。併しそのかれが、地所所有主名を欠いてコグノーメンだけの単独銘を残すことはない。

(26) 銘文事例は後述箇所参照。

(27) Loane, H. J., *Industry and Commerce* cit. 104-5. 第三章第二節参照。

(28) Helen, T., *Organization of Roman Brick Production* cit. 108-9, 130.

(29) Setälä, P., *Private Domini* cit. 21-2.

(30) ヘレン説に関して言えば、自らの奴隷を所有して生産に従事したことといい、地所所有主間のみならず同一所有主の地所間をもまた移動したことといい、確かに事実関係の面で、自由身分のofficinatoresは〈conductor〉と同様に、強度に独立的性格を帯びた存在(史料による検証は絶望的だが、恐らく場合によっては自己の営利資金を有した)であったのは間違いなく、ヘレン自身直接それを口にすることはないが、独立性それ自身に限っては筆者もまた承認する。併しこのことは、〈officinator〉それ自身の「在り方」にとってこそ重要なのであって、ヘレン説に追認を与えてよいことにはならない。斬新な解釈

にも拘らず、地所所有主とofficinatoresとの間に、<locatio-conductio>関係の如何なる痕跡も認められず、況んや不自由身分のそれを含めた>officinator<としての機能一般への拡大化は到底不可能である。ローン/セテーレ説に対する筆者の批判は「先稿(4)」77-78頁参照。

- (31) P. セテーレは、《DOL EX FIG ANTEROTIS CAES N SER//PAETINO ET APRONIAN//COS》(810=a. 123), 《ANTEROTIS CAES》(812)の両者に拠って、この皇帝奴隷、*Anteros Caes(a-ris) n. ser(vus)* (セテーレはそこまで言及していないが、コーンスル年からして*Caes. n.* はハドリアヌス皇帝)に、「土地所有主グループ」に属する「唯一の奴隷」を特定し、特に皇帝奴隷には「適法的な土地所有主」たり得る強度の可能性を推定した。Setälä, P., *Private Domini* cit. 59: 'He was the only slave of a dominus group. It was quite possible, however, for a slave, particularly an Imperial slave, to be the rightful owner of land'. 併し、地所所有主の下で奴隷が'ex figlinis'を伴って現れる《EX PRAE・T・STATIL・MAXIMI OP//VS・DOL・EX FIG FORT》(299)を引き合いに出すまでもなく、'ex praedis huius'ならばともかくとして、'ex figlinis huius'と単独銘だけでは、『土地所有主』を特定するに足る必要充分条件にはなり得ない。
- (32) Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft* (Tübingen 1947<sup>3</sup>), 529. ウェーバーの「自由の創出」の場としての『古代都市』論については、後に(第三節)今一度言及する。
- (33) 第三節参照。
- (34) *Inst. Gaii*, I, 117, 120-1 et alii.
- (35) Helen, T., *Organization of Roman Brick Production* cit. 111: 'Earinus was in a high position in the inner hierarchy of one of the most powerful houses in the Empire'.
- (36) 農場内設置の>actor<(Colum. *De r. r.* I, 7, 7; I, 8, 5)については、プリーニウス(小)の『書簡』に現れる同存在(Plin. *Ep.* III, 19)と共に、別稿で詳論の必要があるが、差当っては次の両文献を参看されたい。Heitland, W. E., *Agricola* cit. 258, 263; Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation* cit. 25-6 u. bes. Anm. 89.
- (37) 註(3)参照。
- (38) Bloch, *Indices* n. 34; Setälä, P., *Private Domini* cit. 39f. Vgl., *PIR*<sup>2</sup>. I, 532; Degrassi, A., *I fast. cons.* cit. 18.

## 第二節 奴隸officinatoresの移動

銘分析によって抽出された以上の両現象に次いで、動的な側面、即ち奴隸の移動（奴隸主の交替）及びかれらの不自由身分からの脱出が問題とされねばならない。本節の課題は前者にある。

併し問題の重要さ（奴隸個々人の名を介した奴隸制の動態的な実態把握）にも拘らず、その史料処理は決して容易ではない。解放奴隸の場合には、元奴隸主＝パトローヌスの氏族集団を構成する命名法<sup>(1)</sup>の故に、プラエノーメン（個人名）とノーメン（氏族名）の両者に拠って確実な人物特定と移動の追跡が可能である。これに反して奴隸は呼称のみのために、例えば略同一時期の地所所有主、A. Aristius Menander, Q. Articuleius Paetus, Domitia Lucillaの3者に同一名の奴隸Tertius<sup>(2)</sup>が現れたとしても、この奴隸が果たして同一人であったか否かは確認の仕様がなからである。従って正確を期すためには、不可欠条件の設定が必須であり、これ以外には縦んば実際に妥当事例があったとしても、不確実の故に排除されねばならない。即ち当該の奴隸が、(1) 同一の地所所有主の下で複数の地所にわたって現れる場合（figlinae間の移動）、(2) 地所の譲渡に伴って>figlinae<と共に第三者に譲渡された場合、(3) 地所及び奴隸の遺贈（但し厳密に言えば>figlinae<及びその構成労働諸力は狭義の「農場施設」*instrumentum fundi*を構成することなく<sup>(3)</sup>、従って疑いもなく「>figlinae<の施設」*instrumentum figlinarum*としての遺贈）、の3場合である。

この内第一の場合に妥当するのは、管見の及ぶ所では、T. Statilius Maximus所有の2地所で生産の足跡を残した奴隸、Myrinus(*praedia Brutiana*→*praedia Macedoniana*の移動)<sup>(4)</sup>唯一人が挙げられるだけである。他方、奴隸の特定地所への固定化が意味された第二の場合は、土地所有者の頻繁な交替現象にも拘らず<sup>(5)</sup>、該当する事例は検出され得ない。

これに反して、奴隸の移動が最も追跡され易い第三の場合は、比較的豊富な手懸かりが残されており、その中でも『ドミティウス家』が、代表的とも言える好個の事例を提供する。属領都市(Nemausus:Nîmes)の出身にして後にローマ皇帝家系に連なった同家<sup>(6)</sup>は、1世紀中葉のCn. Domitius Aferを初出所有主として、兄弟（養子）による共同相続(consors)のCn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus以後、Cn. Domitius Tullus→Domitia Lucilla maior→Domitia Lucilla minor→M. Aurelius Antoninus et Annia Faustina Augusta(→Commodus)（第3表参照）へと、1世紀以上の長期間にわたって、地所の継承と中断なしに拡大化した生産の跡を残しただけに<sup>(7)</sup>、世代毎の計量化（第4表）による奴隸制実態の把握を可能にする。勿論この場合もまた、‘Successi Dom. Luc. et Tul. ser.’(1001)の如き形式によって、奴隸の名が判明する限りでのみ作業が可能なのは言うまでもない。遺贈奴隸例の渉獵と全6型(A-F)にわたる筆者の類型化は、第5表に示される。この内最も注目すべきは、Anicetus, Primigenius両奴隸(D)である。かれらは、《ANICETI・DOMITIO》(990), 《ANICETVS DOMITIAE P・F//LVCILLAE》(1026a); 《PRIMIGENI DVO//DOMITIOR・SER・F》(1000a), 《PRIMIGENI//[ ] P・F・LVCILLAE》(2483=*amphora rep. Aquis Sextiis*)によって、ドミ

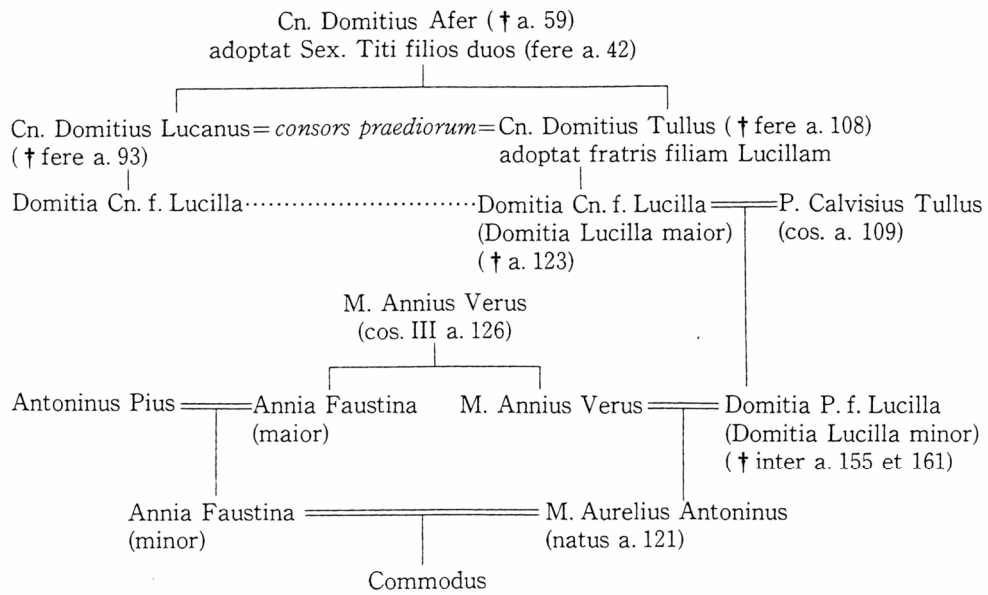
ティイー兄弟 (*duo Domitii*=Cn. Domitii Lucanus et Tullus) とその孫娘、[Domitia] P. f. Lucilla=Domitia Lucilla minor 所有の奴隷として現れた<sup>(8)</sup>。これらにはコーンスル年が並記されていないが、もし仮にドミティイー兄弟の所有例が Lucanus の死を以て終わる共同所有の最終年 (c. a. 93)<sup>(9)</sup>、Domitia Lucilla minor のそれが彼女の初出年 (a. 123)<sup>(10)</sup> に属したとして、最短年で計算しても、この両奴隷は 30 年間 (実際は恐らくそれ以上) にわたって不自由身分のままに止まったことになる<sup>(11)</sup>。

併しこれだけでは、奴隷所有の実状を云々するにはなお不十分であり、奴隷もまた地所と共に遺贈を重ねたとすれば、次いでその度合いとそれに伴う態様の分析が必要である。Domitius Afer には、計 6 名の奴隷が知られるが、この内ドミティイー兄弟への遺贈が確認されたのは 2 奴隷 (A) だけであった。これに対して兄弟の所有下に初めて現れた奴隷は計 16 名を算えた。従って総所有奴隷の中での遺贈奴隷の数量関係は、2/18 になる。次いで兄の死後地所を継承した弟、Cn. Domitius Tullus の単独所有の下では、全 9 奴隷の内、Callistus, Fortunatus, Anicetus, Primigenius (B・C・D) の 4 奴隷が継続所有であった (4/9)、Lucanus の娘で Tullus の養女、Domitia Lucilla maior では 7/14 (C・D)、地所所有規模のさらなる拡大化を図ったアウレーリウス帝母、Domitia Lucilla minor には、総数 18 名の奴隷がその名を残したが、その内、母から遺贈された奴隷は 7 名 (D・E) であった (7/18)。

一方、遺贈の態様に関して言えば、2 度乃至 3 度にわたって遺贈され、長期間不自由身分のままに止まった奴隷は少なく (他方併し、このような奴隷がいたこと自体が問題であったのだが)<sup>(12)</sup>、遺贈奴隷全 16 名中の 12 名は 2 世代間一度だけの遺贈に終わった。前掲の数字を反対に遺贈者の側から見れば、Domitius Afer 所有の奴隷 6 名中 2 名がドミティイー兄弟に遺贈奴隷として現れた (2/6)。同様にこの関係は、ドミティイー兄弟→弟 Tullus では 4/18、Tullus→Lucilla maior では 7/9、Lucilla maior→Lucilla minor では 7/14 であった。

もとよりこの数字は、各地所所有主の全生産期間にわたる奴隷総数であって、一特定時に於けるそれではない。併しこのような制約を勘案するとしてもなお、その名を残した奴隷に看取された既述の 2 現象に加えて、>officinator<としての定在に於て不自由身分と同一平面上にあった自由身分一般の態様<sup>(13)</sup>、並びにドミティウス家に於けるかれら officinatores の数量関係 (第 4 表) が踏まえられるならば、少なくとも次の 2 点だけは確かなものとして残る。1 世紀後半から 2 世紀後半に至る間の、貴族的大土地所有に於ける奴隷制の展開に極めて示唆的な事実である。

第3表 『ドミティウス氏』家系図



(H. Dressel, CIL. XV, p. 267; P. Setälä, pp. 107-109 を参考に筆者作製)

第4表 ドミティウス氏所有>praedia<=>figlinae<数・労働力数

Domini・Dominae Praediorum	F.	L.	La.	S.	Tot.
Cn. Domitius Afer		—	—	6	6
Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus	2	5	—	18	23
Cn. Domitius Tullus	1	—	—	9	9
Domitia Cn. f. Lucilla (maior)	2	6	—	14	20
Domitia P. f. Lucilla (minor)	7	27	1	18	46
M. Aurelius*	7**	10	—	4	14
Annia Faustina Augusta***	6	14	—	2	16

F.=figlinae (praedia) 数 (但し名称を有するもののみ); L.=liberti; La.=libertae; S.=servi.

\* 夫人との共同所有を含む。

\*\* 所有主銘を残すもののみ (確実乃至推定所有例を加えた figlinae 設置地所総数は22)。

\*\*\* 帝との共同所有は含まない。

第5表 奴隷の継続的所有

	奴隷名	所有主名
A	Ismarus Priscus	Domitius Afer→Lucanus et Tullus
B	Callistus	Lucanus et Tullus→Domitius Tullus
C	Fortunatus Agathobulus	Lucanus et Tullus→Domitius Tullus→Lucilla maior
	Nichomachus Primitivus	Domitius Tullus→Lucilla maior
D	Anicetus Primigenius	Lucanus et Tullus→Domitius Tullus*→Lucilla maior**→Lucilla minor
	Faustus	Domitius Tullus→Lucilla maior→Lucilla minor
E	Dionysius Earinus Myrtilus Tertius	Lucilla maior→Lucilla minor
F	Mai (or?) Successus	Lucilla minor→M. Aurelius et Faustina Augusta

\* Anicetus の所有主銘は未発見だが、その所有は確実。  
\*\* Primigenius の所有主銘は未発見だが、その所有は確実。

第一は、不自由身分の労働力構成に占める遺贈奴隷の比重が、時代の進行に伴って増大したことである。計6名から23名に増大したofficinariosの数からして、生産の規模拡大が実現されたことが明白な1世紀後半のドミティイ兄弟と、2世紀前半のLucillae母娘、とりわけ「a. 123-155」<sup>(14)</sup>の間に土地所有のさらなる拡大(2 figl. →7 figl.)と生産規模の拡張(自由・不自由両身分のofficinarios総数は23→46)を図ったLucilla minorとの間の、遺贈奴隷比重度の顕著な相違(前者の2/18に対して後者は7/18)がそれである。この数量関係に暗示されたのは、次のことであろう。即ち、Lucanus et Tullus兄弟の下では、新奴隷の導入によって生産の拡大が図られたのに対して、Lucilla minorでは奴隷数そのものに変化はなかったが、母からの遺贈奴隷が比重を増し、それと同時に自由身分労働力の大量導入(遺存銘文に拠る限りでは、奴隷全18名中、初出の新奴隷が11名であったのに対して、自由身分は28名の多きを算えた)によってそれが実現されたことである。

生産拡大化のこのような極めて対蹠的な仕方は、それだけでも既に、1世紀後半と2世紀前半との間の貴族の大土地所有に於ける生産の構造的な変化という、古代奴隷制の衰退——最終的には不自由労働人口の比重低下に連なる——に直結する問題の所在を示唆するが、差

当りここでは、次の事実が確認され得たことだけでよい。2世紀の第2・4半世紀に入って顕著に進行する遺贈奴隷比重の増大が、それだけの孤立的な現象では決してなかったことである。そうではなくして、奴隷出身とはいえ他ならぬ自由人が、既に1世紀後半には、>figlinae<の構成員=>officinator<として奴隷と同一機能の場に定期的に投入され、次いで2世紀に入って、数量関係に於ては奴隷を遥かに凌駕する増大傾向（ひとりドミティウス家のみならず他を含めて、後に今一度言及される如く一般化に耐え得る度合いに於て）を示した事実が、その背後に伴われていたのである。

第二は、その反面では併し、それ以上に多数の奴隷が継続的に所有された痕跡を残すことなく、姿を消し去ったことである。Domitius Aferの所有下にあった奴隷6名の内の4名<sup>(15)</sup>、Lucanus et Tullus兄弟では、18名の内14名<sup>(16)</sup>がそうであった。約30年に及ぶ共同所有の後、弟Tullusの単独所有は短命に終わったが、ここでは対蹠的に奴隷9名中の7名が養女Domitia Lucilla maiorに遺贈され、二度と姿を現さなかったのは2名だけであった<sup>(17)</sup>。併し、Lucilla maiorもまた同様に短期間に終わったが、ここでは半数（7名）が以後奴隷としては存続しなかった<sup>(18)</sup>。さらにLucilla minorでは、アウレーリウス帝に現れた2奴隷<sup>(19)</sup>——それ故今度は遺贈奴隷そのものの激減——を除いて、他の全ては「a. 155」までの間に不自由身分の労働力としての足跡を消した<sup>(20)</sup>。

もし然りとすれば、この両事実に何が意味されたのか。直ちに想定され得る可能性は、*Agathobulus Domitiae Lucillae servus*→*Cn. Domitius Agathobulus*のプロセスに暗示された、身分的上昇の諸機会であろう。



## 註

- (1) Duff, A. M., *Freedmen* cit. 52-3; Fabre, G., *Libertus. Recherches sur les rapports patron-affranchi à la fin de la République romaine* (Rome 1981), 29-110.
- (2) 《TERTI・A・ARISTI MENANDRI》(833), 《TERTI・Q・ARTCV<sup>SRIC</sup>//LEI PAETI SER》(844), 《TERTIVS//DOM・LVC》(1017).
- (3) Dig. XXXIII, 7, 25 (Iavolenus).
- (4) 《SQVILLA・ET・TITINO・COS//EX PR STAT MAXIM・SEVERI//HADRIAN BRVT・OF・MYRIN》(40=a. 127), 《EX FIG STATIL MAX OF MYR SER//SERVIANO III ET VARO//COS》(288=a. 134). ドレスセル(Dressel, H., comm. ad n. 288)は、Statilius Maximusの2地所に移動の跡を残したこの奴隷、*Myrin(us)*に、Flavia Seia Isauricaの地所に現れたMyrinus(1420=a. 124)と同一人を見、両所有主間の譲渡の可能性を推測したが、筆者が設定した条件からすれば、確定は不可能である。
- (5) この現象は、屢々自ら‘clarissimus vir’, ‘clarissima femina’の語を並記したかれらの土地所有事情のみならず、延いてはローマ貴顕身分の構成変化を示唆するが、これに直接立ち入る必要はない。Cf., Setälä, P., *Private Domini* cit. 242-4; 「先稿(2)」67-70頁、83-84頁。
- (6) Plin. *Ep.* II, 14; id. VIII, 18; Tacit. *Ann.* IV, 52; id. XIV, 19. Vgl., RE. V, 1318-20, *Dom.* 14; PIR<sup>2</sup>. D. 126. Cn. Domitius Aferの養子(Plin. *Ep.* VIII, 18:a. 42)、Lucanus et Tullus兄弟による共同相続、即ち‘ercito non cito’(分割されない財産相続)に基づく‘consortium’(相続財産共有)とLucanus et Tullusの当該事例に関しては、次の両文献参照。Kaser, M., *Das römische Privatrecht* I (München 1955), 87-9; Kunkel, W., ‘Ein unbeachteten Zeugnis über das römischen Consortium’, *Ann. de la Faculté de Droit d’Istanbul* IV/V (1954), 59.
- (7) ドミティウス家所有の地所名称と所有主毎の構成労働諸力数については、「先稿(1)」76-9頁、「先稿(2)」73-5頁参照。
- (8) この両奴隷は、Lucilla maiorには現れないが、その所有は確実である。
- (9) legatus prov. Africae(a. 86/87, 89/90), consul suff. (就任年は不詳、Degrassi, A., *I fasti cons.* cit. 121: ‘primi anni di Domiziano’; Setälä, P., *Private Domini* cit. 35: ‘cos. suff. in the decade of 70’)など、Cn. Domitius Lucanusの政治経歴と死亡推定年については、次の諸文献参照。RE. V, 1428-30, *Dom.* 65; PIR<sup>2</sup>. D. 152; Setälä, P., *op. cit.* 35-6; Eck, W., *Senatoren von Vespasian bis Hadrian. Prosopographische Untersuchungen mit Einschluss der Jahres- und Provinzialfasten der Statthalter* (München 1970), 91, 108, 115ff., 219.
- (10) Lucilla maiorが「a. 123」(nn. 127, 265-6, 267, 269-70, 272 et al.)を最後に姿を消すのに対して、《OP D DIONYS DOMIT・P・F・LVC//PAET・ET APR・COS》(1029), 《OP・D・DORYPHOR・DOMIT P F LVCILL//PAET・ET APRO・COS》(1033)に見える「a. 123」が、*Domit(ia)*

*P. f. Lucilla(a)*=*Lucilla minor*の初出年であり、この年に地所・奴隷の相続がなされのは紛れもない。

(11) 確実に長期間にわたって不自由身分のままに止まったこの両奴隷の他に、今一例の奴隷が挙げられ得る。《*SVCCESSI DOM//P・F・LVCILL・SER*》(1040)によって*Lucilla minor*の「奴隷」として現れた*Successus*（コーンスル年と地所名は欠落）は、《*OPVS DOL EX PRAE AVREL CAES N//EX FIG FVL SVCES<sup>sic</sup> SER*》(225)として、アウレーリウス帝の地所で、*fig. Ful(viana)*を指揮した「奴隷」*Suc(c)es(sus)*と紛れもなく同一人であった。もし仮にドレッセルの推定（Dressel, H., comm. ad n. 1040: 'circa a. 123'）が正鵠を射たものだとすれば、*Successus*の奴隷としての存在は30年を遥かに超えた計算になる。併しこの推定は、次の2可能性の故に極めて疑わしい。その一つは、アウレーリウスの'Caesar' (*Aurelius Caesar Aug. Pii filius*)としての推定襲名年が「a. 139? 初」であったこと（Kienast, D., *Römische Kaisertabelle. Grundzüge einer römischen Kaiserchronologie*, Darmstadt 1990, 137）である。従って、もしn. 225がこの時期に属し、ドレッセルの推定を踏襲したとすれば、*Successus*の>officinator<としての定在は20年を超さなかったことになる。今一つは、先に明らかにされた如く（「先稿(1)」80-82頁）、*Lucilla minor*が母から継承したことが確実なのは、2地所（*fig. Caniniana*, *Liciniana*）だけであり、後にアウレーリウスに遺贈した*fig. Fulviana*の獲得はかなり後であったと推定されること（Dressel, H., prooem. ad *fig. Fulvianas* : 'circa a. 140'）、さらに最近、トリポリ近くのウィラ遺構で、*Lucilla minor*のそれと一緒にアウレーリウス夫妻の>opus doliare<が発見されたが、全てはローマ例と同一銘文であり（AE. 1967, N°538a-f）、この中に、*Lucilla minor*の地所（*fig. Terentiana*）で彼女の晩年に属する「a. 154」に奴隷、*Mai(us vel -or)*（618-90と同一名の奴隷がアウレーリウス夫妻の所有下（地所名欠落）に現れること AE. id. f: '*Opus dol(iare) ex pr(aedis) Aureli Caes(aris) et Faus/tinae Aug(ustae) Mai(i) serui*」である。もしこの事情が勘案されるならば、*Successus*の導入は*Lucilla minor*の最早期ではなくして、*Mai(us vel -or)*と同様に晩年近くであったことになる。何れにしても*Successus*の長期存続は、*Anicetus*, *Primigenius*両奴隷ほど確実ではない。況んやこの奴隷を、ドミティイ兄弟に知られた同名の奴隷*Successus*（前出）と同一人であったと見做すことは到底出来ない。

(12) この現象が意味した所は何であったか。後に全体的展望の中で改めて考える。

(13) 「先稿(1)」76-84頁参照。

(14) 《*OPVS DOL EX・PR・LVCIL VERI//SEVERO・ET・SAB//COS*》(1090a=a. 155). 管見の及ぶ限りでは、この事例が*Lucilla minor*に知られるコーンスル年の最後である。最早年の「a. 123」については、註(10)に挙げた事例参照。

(15) *Dama* (980), *Favor* (981; C. X, 8048, 10), *Felix* (982), *Liberalis* (C. X, 8048, 14). この内、*Favor*, *Felix*の両者は同一名が*Lucilla maior*の地所に現れるが(1009, 1012)、最短年で計算しても50年に及ぶことになり、別人と見做されるべきである。

- (16) Abascantus(988), Amoenus(116), Apollonius et Ismarus\*(C. X, 8048, 14), Cyperus(993), Daedalus(994), Daphnus(995), Falernus(997), Florus(998), Hermes(996), Lygdus(C. X, 4048, 15), Priscus\*(2485), Successus(1001), Velox(C. X, 8056, 370). (\*印は前所有者からの継承、以下同様。)
- (17) Callistus\*(1004), Gadia(1007).
- (18) Agathobulus\*(263-4), Favor(1009), Felix(1012), Fortunatus\*(1018), Ianuarius(1013), Nichomachus\*(1014), Primitivus\*(1015).
- (19) 第5表<F>参照。銘文は註(11)参照。
- (20) Anicetus\*(1026), Crescens(1028)、Dionysius\*(1029-31), Doryphorus(1033), Earinus\*(1047-50), Faustus\*(1034), Helenus(1035), Latinus(1091), Myrtilus\*(1036-7), Natalis et Damio(278), Primigenius\*(2483), Primitivus(1085), Quartio(1063-4), Saturninus(616), Tertius\*(1088-9). この内、Primitivusが残した《EX [ ] PRIMITIVI EX PRAED//DOMITIAE LVCILL VERI》(1085)は、一応Lucilla minor所有の奴隷としたが、文字摩滅部分が*fig. Cn. Domiti* (もしそうだとすればLucilla minorの下では解放奴隷)であった可能性もあり、Lucilla maior→minorの相続からは除外した。

### 第三節 身分上昇の場としての>praedia<

#### (一) 自由への「二つの道」

「移動」の最終形態は、言うまでもなく不自由身分からの脱出である。この場合もまた『ドミティウス氏』の奴隷が、事例の連続性によって、類型の抽出を可能にする。

Domitia Lucilla maiorの地所を構成した奴隷の一人、Agathobulusが身分上昇(*Agathobulus Domitiae servus*→*Cn. Domitius Agathobulus*)の後、2名のウィカーリー(Aprilis, Trophimus)を改めて自己の所有に帰したことは先に述べたが、解放奴隷としてのそのかれには、

《CARPI DOMITI AGATHOBVLI》(1107), 《ROSCIANI CN DOMITI//AGATHOBVLI》(275)

の両者によって、2名の奴隷(Carpus, Roscianus)<sup>(1)</sup>、従って計4名の奴隷を所有したことが知られる。>officinator<として機能した奴隷の、「自由」並びに「奴隷所有主」への道である。而も自由身分の獲得は、ドミティウス家オイコスからの離脱には直結しなかった。《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI//DOLIARE・DE LICINI》(274)に直截的な表現を見た如く、Cn. Domitius Agathobulusは、かつてDomitia Lucilla maiorの奴隷として帰属したその同じ地所(*praedia Liciniana*)に、奴隷所有の>officinator<として奴隷時と同一の機能のままにとどまった。

次いで、Cn. Domitius Agathobulusの所有下に直接生産に従事した4名の奴隷もまた、全員が自由身分を獲得した。この内の2名(Aprilis, Roscianus)は、解放奴隷としてのかれらの名だけの単独銘<sup>(2)</sup>しか残していないために、身分上昇の時期を初めとして詳細は不明だが、他の2名(Trophimus, Carpus)は、

《CN DOMITI TROPHIMI D L DOM LVC//APRONI ET PETINO<sup>sic</sup>//COS》(269=a. 123) ;

《CN DOMITI CARPI DOL D L DOM LVCIL//APRONIAN ET PETINO<sup>sic</sup>//COS》(267=a. 123), 《DOMITI CARPI EX PR・DOMIT LVCIL//DOL DE LIC VERO III//COS》(C. X, 8043, 30=a. 126)

に明らかなように、「a. 123」には既に自由を得ており、かれらのパトローヌス=Cn. Domitius Agathobulusと同様に、而もかれと並んでDomitia Lucillaの地所、*D(e) L(icinianis)*=*praedia Liciniana*に>officinator<として現れ、Carpusは「a. 126」まで足跡を残した。否そればかりか他の一人、かつてはCn. Domitius Tullus, Domitia Lucilla maiorの奴隷AgathobulusのウィカーリウスであったTrophimusは、自由身分の獲得後、今度は奴隷5名の所有主としてさえ現れた<sup>(3)</sup>。この事実が明らかにしたのは、自由身分とはいいいさ、奴隷と並んで自らは他ならぬ労働力にすぎなかったofficinatoresが所有した奴隷にもまた、自由身分獲得の機会が用意されていたことであった。とりわけ最後のTrophimusが辿ったプロセス(*Trophimus Agathobuli officinatoris vicarius*→*Trophimus Cn. Domitii Agathobuli officinatoris servus*→*Cn. Domitius Trophimus officinator*)には、>officinator<としての社会的経済的上昇の機会とそれに伴う奴隷所有、即ち、奴隷によって所有されていた元奴隷の下での奴隷所有関係の再生産が意味された。

以上、『ドミティウス氏』のモデルは、それ故、不自由身分からの脱出には「二つの道」があったことを明らかにした。

第一は、「奴隷>officinator<→解放奴隷」の道である。前掲の奴隷、Agathobulusのみならず、ドミティウス兄弟の地所に現れる3奴隷(Amoenus, Apollonius, Daphnus)<sup>(4)</sup>にもまた同様に、自由への道が確認された。《[ ]N・DOMIT//[ ]VORIS》(C. X, 8048, 11)に見える[C]n. Domit(ius) [Fa]vorは、「a. 79」を絶対的下限とする出土地(ポムペーイ)からして、疑いもなく《FAVOR//CN・DOMITI・S・F》(981)によってCn. Domitius Aferの奴隷として生産に従事したofficinator(*servus fecit*)であった<sup>(5)</sup>。确实さの点では今一步劣るが、ドミティウス兄弟の所有地所でApolloniusなる名の奴隷と共同して生産に当たった<sup>(6)</sup> Ismarus(Cn. Domitius Aferからの遺贈奴隷)にも、同様の身分上昇が推測される<sup>(7)</sup>。

このプロセスは勿論、ひとり『ドミティウス氏』の奴隷だけに開かれていたのでは決してない。例えばM. Annius Verusの奴隷Zosimus(Zosimus Annii Veri)が自由人、M. Annius Zosimus<sup>(8)</sup>と同一人であったのを初めとして、他に於ても全く同様であった。何れにしても、貴顕身分の地所で>officinator<として機能した奴隷が、自由身分への最短距離に位置していたことは間違いない。

第二は、「解放奴隷(officinatores)所有奴隷→解放奴隷」の道である。皇帝所有の地所が、第一の道<sup>(9)</sup>と並んでこのプロセスによってもまた、自由身分創出の場を提供したこと(後述)では、ドミティウス家と同様であった。併しこの道もまた、地所の継続的所有に依って構成労働諸力の追跡を可能ならしめた両事例だけの特殊現象では決してなかった<sup>(10)</sup>。同様に時期的にもまた、トラヤーヌス・ハドリアーヌス期だけに限定されることもなかった。《L ANNIO PRAST PACAT COS EX OF CALP FA//OP F EX PR COSIN GRA[ ]PANNYCHI》(960=a. 147)によって、Cosin(ia) Gra[tilla]<sup>(11)</sup>の地所にofficinator(*ex officina*)として現れた自由人、[C.] Calp(etanus) Fa(cundo?)の指揮下に当該製品の生産に携わったPannychusなる名の奴隷——管見の及ぶ所では、自由を得た元奴隷による奴隷所有関係の再生産例としてはこれが最後であった——は、後にピウス帝<sup>(12)</sup>所有の地所で《OPVS・FIGLIN DOLIARE・EX PR CAE N・OF//C CALPETANI・PANNYCI》(746)を残した自由身分の‘of(ficinator)’ C. Calpetanus Pannyc[h]usと間違いなしに同一人であった。

身分上昇の機会を、従って、奴隷支配の装置として奴隷制の構造そのものの中に組み込まれた特定機能の場に置かれた奴隷(officinatores)だけに特有であったのでは決してなかった。同一機能の場に投入された自由身分の労働諸力が自ら所有する一般労働の奴隷もまた、その機会から排除されてはいなかった。かつて奴隷によって事実上所有された奴隷(vicarii)でさえ、「主人」(dominus)たる奴隷の解放後、自由への道が用意されていた。もしこの事実が敷衍されるとすれば、ローマ貴顕身分・皇帝所有の地所で、officinatoresの指揮下に置かれ、その故に自らの名を残す機会を殆どもたなかった一般労働の奴隷(figuli)にもまた、同様のプロセスが十二分に推察され得る。否そればかりか、このことなしには、あまりにも大量の‘Cn. Domitius’の自由人存在は説明出来ない。

不自由身分の労働力としてその名を残すことはなかったが、そのノーメンからして確実にドミティウス家の元奴隷にして身分上昇の後も同家の地所にとどまったSecundus, Adiectus, Anignotus, Asiaticus 4名の*Cn. Domitii*<sup>(13)</sup>、及び《CN DOMITI CLEMENTIS》(1102b)の如く単独銘のみしか残していないために地所所有主と地所名称は不明だが、何れにしても>opus doliare<の生産関与(先ず間違いなしに>officinator<として)の痕跡を残した10名の*Cn. Domitii*<sup>(14)</sup>がそれである。これに確実な身分上昇の追跡が可能であった前掲の九名を加えれば、‘Cn. Domitius’を名乗る自由人は計23名<sup>(15)</sup>の多きを数えた。勿論これらは、一特定時の存在では決してない。併し、追跡可能例が何れもLucillae母娘の地所に属したことから推して、これらの*Cn. Domitii*もまた恐らく同様であったと見做して大過あるまい。何れにしてもこの限りに拠って言えば、1・2世紀の交から2世紀中葉にかけてのドミティウス家の「地所」は、他ならぬ「自由身分創出の場」であった。

さらにこれに加えて、今一つの解放奴隷類型が問題にされねばならない。即ち、出現の当初から既にパトローヌス(乃至パトローナ)の下を離れていた自由人officinariosの群れである。当該オイコスから創出された多数の自由人労働諸力を擁したドミティウス家でさえ、その例に洩れることはなかった。貴顕身分の私的大土地所有主として、知られ得る限り最大規模の構成員数を抱えたアウレーリウス帝母、Domitia Lucilla minorの地所で、確実に彼女の地所構成員としてその存在が知られた自由人officinarios全28名の内、*Cn. Domitii*の自由人は4名だけでしかなかった<sup>(16)</sup>。例えば、《O・L・MVNATI・FAVSTI・D//CRESCENTI》(962a)によって奴隷としての足跡を残した、L. Munatius Faustusの「奴隷」Crescensが、「自由人」*L. Munatius Crescens*としての最初の例(a. 126)<sup>(17)</sup>を残した上に、奴隷2名の所有主<sup>(18)</sup>としてもまた現れたのは、既にパトローヌスの下を離れたDomitia Lucilla minorの地所であった如く、他の24名<sup>(19)</sup>はドミティウス家の元奴隷ではなかった。

その他の私的所有地所もまた、労働諸力の構成は全く同様であった。解放奴隷の全体的数量関係(第6表)からして、オイコス内自由人労働力の創出とその固定化よりは、既に自由を得ていた元奴隷の導入の方が寧ろ一般的であった。尤もかれらの多くは、奴隷(その所有主が土地所有者であれ、自由身分のofficinariosであれ)としての足跡を残していないために、出自は定かではない。併し、ドミティウス家を中心として確証が得られた以上のような自由身分への幅広い道、並びにそのコグノーミナからしてかつては奴隷であったことが確実な、而も屢々奴隷所有のofficinariosとして現れる、*St. Marci*<sup>(20)</sup>、*C. Naevii*<sup>(21)</sup>等々、特定ノーミナに集中的な自由人群の多数存在<sup>(22)</sup>の両者から推して、ひとりドミティウス家のみならず、その他貴顕身分の地所もまた同様に奴隷に身分上昇の機会を用意していたことは確かである。

‘ex praedis Caesaris nostri’<sup>(23)</sup>の銘文定式の下に現れる皇帝所有の地所もまた、例外ではなかった。管見の及ぶ所、皇帝解放奴隷(*lib. Caes. n.*, *lib. Aug. n.*)が>officinator<として機能した事例は検出され得ず、全ては他から導入された自由人によって担われたが、そのかれらにもまた、奴隷所有と自由の授与が容認された。トラヤーヌス・ハドリアーヌス

両帝の地所、*fig. Marcianae*を構成した*officinatores*のひとり、C. Calpetanus Favor<sup>(24)</sup>は、既に知られた6名<sup>(25)</sup>に、最近発見の2名<sup>(26)</sup>を加えて計8名の奴隷を所有したが、この内の3名には自由への道が確認される。即ち、元「所有主」にして今やパトローヌスになったCalpetanus Favorと「並んで」、*fig. Marcianae*の*officinator*として現れるC. Calpetanus Hermes<sup>(27)</sup>、皇帝地所にとどまったことは確かだが地所名不詳のC. Calpetanus Mnester<sup>(28)</sup>、及び文字摩滅箇所をもつが《CRESCEN[ ]CAL・FAVO[ ]》(2422)によって間違いなしに[C.] Cal(petanus) Favo[r]の奴隷として現れ、前二者とは異なって、自由人としての初出(a. 137)はL. Mal(lius?) Thr( )、次いでM. Flavius Aper の地所で生産に従事(a. 151)したC. Calpetanus Crescens<sup>(29)</sup>である。解放女奴隷の下でも同様であった。皇帝所有地所(名称欠落)で>*officinatrix*<として機能したAquila Sozomenaの奴隷Aprilisには、ハドリアーヌス帝の*fig. Oceanae*に*officinator*としてその名を残したC. Aquilius Aprilis<sup>(30)</sup>が躊躇なしに割り当てられる。

以上によって確証が得られたこれらの諸事実は、かくして自明的に、次の帰着点を用意する。即ち、奴隷に「自由買い戻しの機会」を提供する「都市」だけが排他的に<sup>(31)</sup>、では決してなくして、1世紀後半以後、とりわけ2世紀に入って、ローマ貴顕身分・同夫人のみならず皇帝及び同夫人達の所有下にあった「地所」*praedia rustica*——それ故他ならぬ「農村」——もまた、「不自由身分の自由身分への上昇の場」であったことである。成る程生産は「土地所有」を前提として、直接その上のみ実現され得たとしても、農業誌家の認識では、農場本来の農耕部分(*partes agri culturae*)そのものを成すものではなかったし<sup>(32)</sup>、それに投入された奴隷(*figuli*)もまた、厳密な意味での「農場施設」(*instrumentum fundi*)に数えられることもなかった<sup>(33)</sup>。同一機能の場に於ける自由人との規則的な併存関係といい、あるいは事例そのものは多いとは言えなかったが、自ら奴隷を所有して生産に当たった奴隷の存在と単独銘といい、>*officinator*<としての奴隷には、M. ウェーバーが「都市」の奴隷に一般化した、‘*institor*’ (店舗支配人)として、あるいは‘*merx peculiaris*’ (ペクーリウムとしての「商品」)を以て、「事実上完全に独立的に振舞う小市民」<sup>(34)</sup>への典型的組込みが可能かもしれない。併し、既述の如く不自由身分脱出の最短距離にあった、そのかれらだけが自由への道を見出したのでは決してなかった。*officinatores*の指揮下に置かれ、「小市民」からは程遠い一般労働の奴隷もまた それに連なった。われわれが見出した自由への「二つの道」は、従って、そこに内包された普遍的な性格、即ち第一に、>*officinator*<としての定在そのものがもつ、ローマ奴隷制の構造的な普遍性、第二に併し、特定機能の奴隷だけに限定されることなく、奴隷一般にもまた開かれていた自由身分への幅広い諸機会の故に、一般化が可能であろう。

だが併し、次の2点は未解決のままに残された。第一は、>*figilinae*<(粘土採取地)と>*figlinae*<運営の、牧畜その他副次的収入源と同様の「農場内的」な処理<sup>(35)</sup>、とりわけ「陶工奴隷」の農耕労働力としての適用の一般的現実<sup>(36)</sup>から推して、奴隷としての痕跡を残すことのなかった自由身分の*officinatores*の中にはこれと逆の場合、つまり農場奴隷出身者

(*familiae rusticae*→*officinatores*)の混在もまた多分に推測され得ることであり、第二は解放に関わる諸問題、即ち当該の解放奴隷が如何なる手続きによって自由を得たか(*manumissio vindicta, censu, testamento et al.*)を初めとして、金銭引渡しの有無、‘*operae*’給付義務など、>*patronus*<->*libertus*<関係<sup>(37)</sup>の実態である。併し、それ自体が寡黙な史料を以てしては以上の作業が限度であり、この両問題の解明はもはや望蜀の課題と言わねばなるまい。

## (二) 解放奴隷の態様

身分上昇のプロセスに次いで、それを果たした奴隷のその後の態様、並びにそれに表示されたであろう、身分的・社会的・経済的意味(1世紀後半-3世紀初頭のローマ大土地所有制に於ける)が問題である。従ってここでは、個々の解放奴隷毎の個別検討はもはや必要であり、専ら類型的な処理が図られるだけでよい。

(A) 第一の可能性は、主人オイコスからの離脱による「独立的生産者」=土地所有者としての定在である。先に明らかにされた如く、当該人物が人名(主格乃至属格)のみかまたは奴隷主として現れた場合、必ずしも製造主=土地所有主を意味するとは限らなかった。‘*ex figlinis huius*’の定型が採られた場合でもまたそうであった<sup>(38)</sup>。これら全ての不確定要素を排除して、最も確実なものだけに限って言えば、‘*ex praedis huius*’の場合には、「誰某の地所」として紛れもなく土地所有主が表現された。

《EX PR・AGATHYRSI AVG LIB//VETER ET GAL//COS》(466=a.150)によって、皇帝解放奴隷 *Agathyrus Aug(usti) lib(ertus)* は、紛れもなく地所所有主として現れた。その上かれは、《T・OCTAVENI GRATI EX・P AGAT・//AVG L・APR・ET・PAET//COS》(464=a.123)、《EX PR AGAT AVG L・Q POMP IANVAR//PAETIN ET APRONIN<sup>sic</sup>//COS》(465a=a.123)<sup>(39)</sup>の両者によって、同一身分の2名を*officinatores*とした。これと同形式で現れる土地所有主としては、他に2名の解放奴隷が挙げられ得る<sup>(40)</sup>。これら3名の解放奴隷は、何れも最初から土地所有主として現れたがその経緯は不明である。これに対して、他の2名(1名は間違いなしに<sup>(41)</sup>、他の1名は確実さの点で今一步及ばないがその公算は大<sup>(42)</sup>)は、>*officinator*<から「地所所有主」への上昇の跡を残した。

身分的・社会的・経済的意味を果した奴隷には、従って、土地所有主=>*figlinae*<主への可能性が留保され、貴顕身分地所に*officinatores*として止まった場合でもまた、その機会から排除されることはなかった。併し管見の及ぶ所では、不確実例をもまた含めた以上の5名が挙げられ得る事例の全てであり、解放奴隷の中で占めるその存在の比重は極めて少なく、寧ろ「例外的」と呼ばねばならない。疑わしき事例の混在を恐れて‘*ex figlinis huius*’を排除して、躊躇なしに「地所所有主」が意味された‘*ex praedis huius*’の最も安全な事例だけに限ったとはいえ、殆ど排他的に貴族的・大土地所有制を前提として、その中で実現された生産の一般的特性からしてもまた、かれらが少数例に属したのは間違いはない。



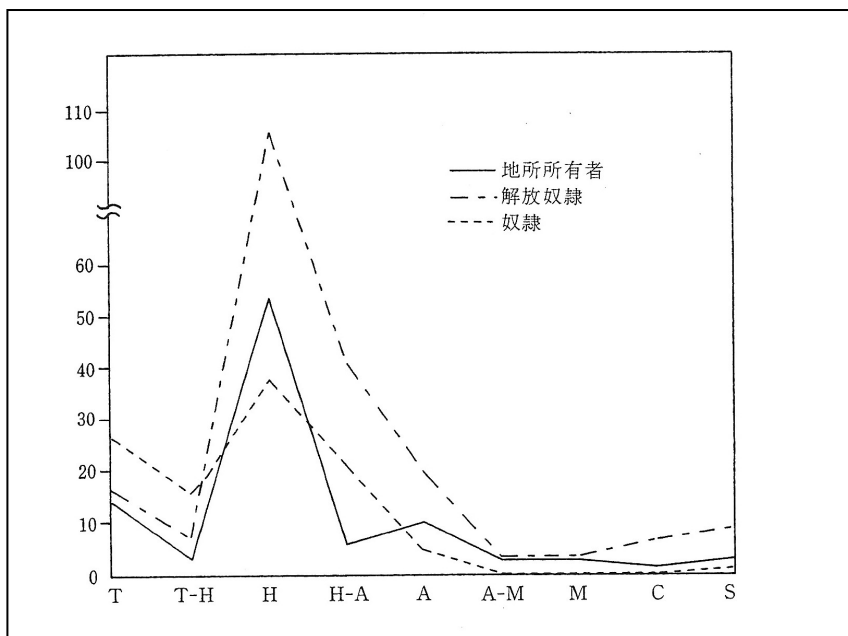
第6表 解放奴隷数

第IV表 解放奴隷数

時期 機能	T	T-H	H	H-A	A	A-M	M	C	S
off <sup>1</sup>	1	3 (1)	6	5 (1)	1	0	0	0	2
off <sup>2</sup>	15 (3)	4 (1)	96 (1)	36 (3)	19 (2)	3	3	0	3
cond.	0	0	3	0	0	0	0	7	4

T = Traianus (a. 98-117), H = Hadrianus (a. 117-138), A = Anton. Pius (a. 138-161),  
M = M. Aurelius (a. 161-180), C = Commodus (a. 180-192), S = Sept. Severus et  
Caracalla (a. 193-217); T-H, H-A, A-Mは生産が両帝期に跨るもの。  
off<sup>1</sup> = 地所所有者と氏族名を同じくする officinatores, officinatrices.  
off<sup>2</sup> = 地所所有者と氏族名を異にする officinatores, officinatrices.  
cond. = conductores vel negotiatores, conductrices vel negotiatrices.  
(括弧内は奴隷所有の解放奴隷数)。

第7表 >praedia<所有主数と>figlinae<構成員数



(B) 第二は、'conductor'・'negotiator'乃至'conductio'・'negotiatio'の語を伴って現れた「請負者」である。Marcius Fyrmus, Domitius Isio, C. Laberius Zosimus<sup>(43)</sup>等々、そのコグノーミナからして、かれらは疑いもなく不自由身分の出であった。併しその請負も、

2 地所所有主の下に現れる同一請負者<sup>(44)</sup>（但しその請負が同一時であったか否かは確定不能）を除いて、知られ得る他の全事例は 1 figlinae だけの小規模な請負にすぎず、またその存在自体も一般的ではなかった<sup>(45)</sup>。

併しそれでもなお、問題は残る。ハドリアーヌス期に於ける全 3 例を除いて、他の全てが 2 世紀末・3 世紀初に集中した、時期的な偏り<sup>(46)</sup>である。断定は避けられねばならないが、少なくともここまでの作業結果を踏まえた、地所所有主と請負者をもまた含めた構成員の数量関係の時期的推移（第 6・7 表）<sup>(47)</sup>からして、この現象が、アウレーリウス期を境とする私的生産全体の、それ故にまた私的土地所有貴顕身分自身による直接的な関与の数量的落ち込みと無関係ではなかった、という見通しだけは得られるであろう。

(C) これに反して、解放奴隷の最大多数を占めたのは >officinator<としての存在であった。この内、自由身分の獲得後も元奴隷主の地所にとどまった解放奴隷は多くはなく（筆者の集計によれば、解放奴隷 officinatores 全 197 名中僅かに 18 名）、地所所有主とは氏族名を異にした officinatores が大勢を占めた（表 6）。

それ故この数量関係に拠って言えば、幅広い「自由への道」を用意したローマ貴顕身分の地所に於ては、奴隷の身分的上昇は、当該地所への固定化ではなくして、大多数の場合が奴隷主オイコスからの離脱を結果した。併しそれにも拘らずこの離脱は、自己の利害に基づく独立的生産者（「土地所有者」としてであれ、「請負者」としてであれ）ではなくして、結果的には大多数の場合が、自由身分の「直接生産者」群の創出を意味した。

さらに、このことの上に指摘されねばならないのは、貴顕身分・皇帝所有の地所に >officinator<、それ故「figlinae 差配」とはいえ他ならぬ直接的な生産者として止まり乍らも、当該オイコス内創出の自由人と他から導入された自由人の別を問わず<sup>(48)</sup>、自ら奴隷を所有する機会を有したこと、つまり自由を得た元奴隷による奴隷所有関係の更新の現実である。1 世紀後半以降、とりわけ 2 世紀に入つての、正に一般的と言える自由身分労働諸力の創出と適用は、従って、奴隷所有関係そのものの止揚には直結していなかった。

勿論事例そのものは、決して多いとは言えない。併しその現れ方は、孤立的でもないし特殊でもなかった。一つの普遍性さえ看取され得るものであった。即ち、自ら不自由身分を脱出した元奴隷の下での奴隷所有関係の再生産が、トラヤーヌス～ピウス間の諸皇帝期に略々満遍無く見られたこと（表 6）である。この時期は、>figlinae<の構成員数（表 7）に明らかなように、ハドリアーヌス治世期を頂点とした、私的商品生産の総体的な繁栄期に他ならなかった。筆者の渉獵によれば、2 世紀中葉、何れも女性を所有主とした 2 地所に奴隷所有の officinatores として現れた 2 名の解放奴隷<sup>(49)</sup>が最後であった。アウレーリウス治世期以後の貴顕身分による私的生産全体の低落と期を一にして、自ら奴隷を所有して生産に当たった officinatores（自由・不自由の別を問わず）が現れることはもはやなかった。奴隷制の再現力が失われたことの一つの直截的な表現を読み取ることが出来るであろう。

## 註

- (1) ドレッセルは註記して、この両奴隷にもまた「Agathobulusの元ウィカーリー」を断定したが、筆者の銘文渉獵に拠る限りでは特定の根拠が見受けられない。Dressel, H., comm. ad n. 274: ‘.....qui primum fuerunt vicarii Agathobuli’.
- (2) 《CN・DOMITI・APRILIS》(1110), 《CN DOMITI ROSCIANI》(2435).
- (3) 《ABASCANTI CN DO TROPHIMI//PAETINO ET APRON》(1115c=a. 123), 《CN・DOMITI TROPHIMI//DECEMBRI》(1117a)に見えるAbascantus, December、及びこれらと同形式で現れるNepos(1118), Thamalus(1119), Vitalis(1120)の計5名の奴隷である。
- (4) 時期特定は不能だが、次の銘文の対比が確実に自由への道を証言する。《AMOENI・D D・LVCANI ET TVLLI//EX FIGLINIS CAN》(116)→《CN・DOMITI・AMOENI》(1100); 《APOLLONI・ET//ISMARI・CN DOMITIORVM》(C. X, 8048, 7)→《DOMITI・APOLLONI》(id. 8043, 52); 《DAPHNI DOMITIORVM》(995)→《CN・DOMITI DAPHNI》(1101a).
- (5) 第二節註(15)参照。
- (6) 銘文は上掲註(4)参照。
- (7) 後半部分が摩滅した《CN DOMIT // // // //》(1099)が、《ISMARI DOMITI》(983a)と同一の半月、星様のマークをもつ所から、摩滅箇所‘ISMARI’が補填さるべきだとしたドレッセルの解釈(Dressel, H., comm. ad n. 1099: ‘recte ut videtur supplens *Cn. Domiti Ismari*)が正鵠を射たものであったとすれば、この奴隷にもまた自由への道が開かれていたことになるが、推定のレベルに止めておいた方がよかろう。奴隷Ismarusの遺贈関係については『表5』参照。
- (8) 《ZOSIMVS・ANNI・VERI//PAETINO ET・APR//COS》(806a=a. 123)→《EX PR ANN VER EX OF AN ZOS//PONTINO ET ATILIANO//COS》(246=a. 135).
- (9) 《T・FLAVI・AVG・L//CLONI》(1149). この銘文からでは、当該人物が土地所有主であったか単独銘のofficinatorであったかの特定は不能だが、*T. Flavius Aug(usti) I(ib.) Clonus*は、その名からして疑いもなくフラウィー諸帝の誰かに属した元奴隷であり、恐らく《CLONI//CAESARIS》(941)を残した皇帝奴隷、*Clonus Caesaris (n.) [servus]*と同一であった。但しここは、事実関係が知らただけで充分であり、奴隷・解放奴隷の所有・パトロン関係を示す両皇帝称号、‘Caesaris nostri’, ‘Augusti nostri’そのものの問題にまで立ち入る必要はない。この問題に関する筆者の学説整理は、「先稿(2)」93-95頁参照。
- (10) 例えば、《FLAMMAE//ANNIAE ARES》(1141)→《C・ANNI//FLAMMAE》(797); 《CRESCENTIS・M・//VARIEN IVCVNDI》(964)→《M・VARIENV//CRESCES<sup>se</sup> FE》(C. X, 8048, 48a)の2例がそうである。自由身分として現れた*C. Annius Flamma, M. Varienu(s) Cresce[n]s*は、この対比に明らかな如く、紛れもなくAnnia Ares(*cusa*), M. Varien(*us*) Iucundusの元奴隷であった。前者については、ドレッセルがそれを指摘した。Dressel, H., comm. ad 797: ‘C. Annius Flamma ante manumissionem servus fuit Anniae Arescusae’. なお筆者の推察によれば、

- かれらの元所有主もまた、そのコグノーメンから推して不自由身分の出身であった可能性（従って地所所有主よりは寧ろofficinatores）が大きい。
- (11) 破損箇所は、《EX PR CVSINIAE<sup>sic</sup> GRATILLAE》(961)による筆者の補填である。
- (12) 引用事例では、地所名称の欠落に加えて‘Cae(saris) n(ostri)’のみのために、皇帝の特定は出来ないが、n. 960=a. 147と同一の奴隷Pannychusが現れる所から、ピウス帝を特定するのは容易である。
- (13) 《CN・D・SECVN//HERMET・D・D》(996), 《CN DOM ADIEC OPVS D EX P DOM LVC》(1021), 《CN・DOMITI・ANIGNO//EX・P・D P L》(1024), 《CN DOMITI ASIATICI OPVS DOL・//EX PRAE DOM・P・F・LVC》(1032).
- (14) Cn. Domitii Amandus(1097), Charito(1095), Clemens(1102), Chryseros(1105), Diomedes(1103), Eleutheros(1104), Euaristus(1096), Hermes(1944), Hylas(1098), Salutaris(1093; C. X, 8048, 17). この内の一人Cn. Domitius Hermesは、Cn. Domitius Secundusと並んで現れ、かつて‘d(uorum) D(omitiorum)’=Cn. Cn. Domitii Lucanus et Tullus所有の奴隷として、Cn. Domitius Secundus(officinator)の指揮下に置かれていたHermes（註(13)参照）と同一人であった。officinatoresではなくして、地所所有主によって所有された一般労働の奴隷にもまた開かれていた身分の上昇の事例である。
- (15) 上掲例の内、Cn. Domitius Ismarus（註(7)参照）は不確実なために除外した。
- (16) Cn. Domitius Trophimus, Cn. Domitius Carpusの両者は前出、Cn. Domitius AnignotusとCn. Domitius Asiaticusについては註(13)参照。
- (17) 《OP・D・L・MVNAT CRESC・EX・PR・DOM L//PROPINQVO ET・AMB・COS》(127=a. 126).
- (18) August(alis?) L. Munati Crescentis(123), Chresimus [L. M]unati Crescenti(s) (122b).
- (19) 第2表参照。
- (20) 銘文の例証は省略して渉獵結果だけを述べておくと、St. Marciusを名乗るAbascanthus, Demetrius, Fortunatus, Helenus, Optatus, Restitutus, Stator, Suavilliusの8名に加えて、ポムペーイの鉢にその名を残したCeler, Fuscus, Primigenius, Tognaeusの計12名のSt. Marciが挙げられる。この内St. Marcius HelenusとSt. Marcius Celerの両者は夫々奴隷の所有主としてもまた現れるが(1276-7; C. X, 8048, 35)、何れも人名のみの単独銘のために詳細は不明である。併し何れにしても、そのコグノーメンから推して、かれらが不自由身分の出自であったことだけは間違いない。これに反して、同様に単独で現れる次の4名は、>officinator<としてもまた関与した。Plotia Isaurica所有のpraed. Caepioniana（2世紀初）に於けるSt. Marcius Luciferus(59)、同地所をIsauricaから継承したピウス帝の母、Arria Fadilla(cf., Setälä, P., op. cit. 165; Helen, T., op. cit. 80f.)の下でofficinatorとして機能したSt. Marcius Bassus(81)、及び所有主名は欠落するがfig. MarcianaeのSt. Marcius Rabbaeus(310)、fig. OceanaeのSt. Marcius Secundio(357)の4名である。併し問題なのは、管見の及ぶ限りで計16名の多きを数

えたこれら *St. Marcii* の自由人が何処で自由を得たか、である。それを直接的に証言する手懸りは全くないが、可能性の大きい推測手段だけは残されている。《DE FIGLINIS・MARCIANIS//ST・MARCI・RABBAEI》(310: *aetatis fere Vespasiani*) がそれである。コグノーメン ‘Rabbaeus’ それ自体からして既にそうであるが、さらに >officator< としての定式、‘fecit’ を伴った今一例、《ST・MARCIVS//RABBAEVS FECI》(311) に加えて、ドレッセルがコーンスル年欠落例の編年基準（但し当該の 2 例を収録した ILS. 8657a, b は、ドレッセルよりは若干早い時期を推定する）とし、セテーレ (Setälä, P., *op. cit.* 9) が改めて確認した所に拠れば、1 世紀の銘文特徴は、地所名に続く属格形の人名が所有主ではなくして、「直接生産者」を表示したこと、——この 3 事情を勘案すれば、*St. Marcus Rabbaeus* は先ず間違いなしに不自由身分出自の >officator< であった。そのかれが属した地所が、*fig. Marcianae* であった。即ち、氏族名 “*Marcus*” と地所名 “*Marciana*” との関係である。というのは、氏族名に由来する「フンドゥス名」の地所名 = *figlinae* 名への転位 (*nomen Marcus* → *fundus Marcianus* → *praedia Marciana* = *figlinae Marcianae*) か、然もなければ瓦窯創設者に因む命名 (*figlinae St. Marcii* → *figlinae Marcianae*) の何れかであった可能性が大きい（このような作業は踏まえていないが、Helen, T., *op. cit.* 126 は後者を選った）からである。もしそうだとすれば、*St. Marcus* を名乗るこれら 16 名の自由人達が、自ら地所所有主としての痕跡を残すことはなかったが、この地所で身分的上昇を果たしたばかりか、中には他地所に移動して >officator< として生存の道を選ぶ者もあった、とする可能性が成立する。

- (21) *C. Naevii* もまた多くの自由人を数えた。コグノーメンだけを列挙すれば、筆者が検出し得たのは、*Alexander, Apollonius, Asc (Iepiadis?), Barba, Dama* ( ), *Gamus, Ha* ( ), *Isocrhysus, Philomus, Primus, St* ( ), *Thales, Vitalis* の計 13 名である（煩雑さのために典拠は省略する）。併しこの場合もまた、*C. Naevius* については如何なる手懸りも見出せない。
- (22) 以上の両氏族名の他、*C. Cominii, L. Lurii, C. Nunnidii, Q. Oppii, C. Satrinii* もまた、多数の自由人を数えた。Cf., Helen, T., *op. cit.* 119-29.
- (23) 註(9) 参照。
- 24) 《*C・CALPETANI・FAVORIS//EXFIGL MARC・DOLIA//IMP・CAES・TRA・AVG*》(314), 《*CALPETANI FAVORIS D EX FIG CAE N//PAETIN ET APRONIAN//COS*》(317=a. 123). 後者銘の *Cae(sar) n(oster)* は、コーンスル年からして確実にハドリアーヌスを意味した。従って、*C. Calpetanus Favor* はトラヤーヌスの死以前に属し、ハドリアーヌス期までは生き延びなかった、と断定したヘレンの解釈は不可解であり、当該例 (n. 317) を看過したとしか考えられない。Helen, T., *op. cit.* 128: ‘Hadrian does not appear; the conclusion from this is that the work of Favor ended before the death of Trajan’.
- (25) *Crescens* (2422); *Facundus* (903); *Hermes* (904); *Mnester* (905); [ ] *masmus* (2423); *Venustus* (Bloch, n. 474).

- (26) Protus, Secund(*inus vel - us*) (AE. 1981, n°75: Largo Argentina à Rome).
- (27) 《HERMETIS//C・CALPETA・FAVOR》(904a)→《C CALPETANI HERMET・D EX・FIG CAE・N //PAETINO ET APRONIAN//COS》(319=a. 123).
- (28) 《MNESTRIS C・CALP FAVORIS》(905)→《OP DOL EX FIGLIN CAES N//C・CALP MNEST》(708).
- (29) 《OP・DO・EX・OF L MAL THR C CAL CRE L AELIO CAES II・ET BAL//COS》(900=a. 137) →《OP DOL・EX・PR FLAVI APRI OF・CALPE//CRES CONDIANI ET MAXIMI//COS》(1144=a. 151).  
この他、Cosinia Gratillaに現れるC. Calpetanus Fa( ) (前出) がもしFa(*cundus*)であれば、かれもまたC. Calpetanus Favorの奴隷(903)であったことになるが、確実でないために一先ず列举からは除外した。
- (30) 《DOL EX CAES・N・AB APRILE AQVILIAE SOZOMEN》(709a)→《DOL・EX・F・OC・CAE N・C・AQVILI・APRILI//GLABR・ET・TORQVAT//COS》(358=a. 124).
- (31) Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft* (Tübingen 1947<sup>3</sup>), 529.
- (32) Varro, *De r. r.* I, 2, 22-3. Cf., Buck, R. J., *Agriculture and Agricultural Practice in Roman Law* (Wiesbaden 1983), 21-2.
- (33) Dig. XXXIII, 7, 19 (Paulus); XXXIII, 7, 25 (Javolenus).
- (34) Weber, M., *loc. cit.*: 'Freie und Unfreie, als Institoren des Herrn oder mit „merx peculiaris“ faktisch ganz selbständig schaltende Kleinbürger stehen im Gewerbe und Kleinhandel der Römerzeit nebeneinander, gehören den gleichen Mystriengemeinden an'. Vgl. Lauffer, S., 'Die Sklaverei in der griechisch-römischen Welt', *Extrait des rapports du XI<sup>e</sup> Congrès International des Sciences Historiques*, Stockholm 1960 (Stockholm 1960), 88-9. なおここで披瀝したラウファーの古代奴隷制の理解に関して、その後ウェルスコップとの間に論議が交わされたことを付記しておこう。Welskopf, E. Ch., 'Einige Probleme der Sklaverei in der griechisch-römischen Welt', *Acta Antiqua* XII(1964), 311-58; Lauffer, S., 'Bemerkungen zum Sklavenproblem', *ibid.* 359-363.
- (35) 「先稿(3)」 68-69頁。
- (36) Dig. XXXIII, 7, 25, 1 (Javolenus). この他、*pistores* (製パン)、*fabri* (鍛冶)、*fullones* (布晒)、*lanificae* (羊毛紡績)、*cellerarii* (賄い方)、*fornicarii* (窯方)等々、農場維持のために(*agri gratia*)、農場内に設置された非農耕労働諸力とその処置については、Dig. IX, 2, 27, 9 (Ulpianus); XXXIII, 7, 2, 3-4 (Labeo)を参看されたい。Vgl., RE. XXIII(1924), 649-54, *Landwirtschaft*(Orth, F.); White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 371-81; Kaltenstadler, W., *a. a. O.* 15-6; Buck, R. J., *loc. cit.* 但しヤウオレーヌスの註解に関して、農場内の'figuli'が「多くの時間を農事に費すのでなければ」通例として「農場施設には算えられない」、と「ヤウオレーヌスは註記する」、としたR. J. バックの解釈は理解に苦しむ。Buck, R. J., *loc. cit.*: Javolenus notes that *figuli* (potters), are not usually considered *instrumenta fundi* unless they spend much time *ad opus*

*rusticum.*'

- (37) 本稿は問題の本質からして（無関係では決してないが）、到底この課題には踏み込めない。因みに、W. ヴァルトシュタインの大著、Waldstein, W., *Operae libertorum: Untersuchungen zur Dienstpflicht freigelassener Sklaven*. Untersuchungen zur antiken Sklaverei XIX (Stuttgart 1986)を初めとして、筆者が参看し得た諸文献を参考までに挙げておこう。Barrow, R. H., *op. cit.* 171ff. ; Buckland, W. W., *The Roman Law of Slavery* (Cambridge 1908), 439ff. ; 496ff. ; Duff, A. M., *op. cit.* 44ff. ; Fabre, G., *op. cit.* 10ff., 317ff. ; Hopkins, K., *Conquerors and Slaves* (Cambridge 1978), 130f. ; Kaser, M., 'Die Geschichte der Patronatsgewalt über Freilassung', *ZRG. RA. LVIII* (1938), 88ff. ; Ders., *Das röm. Privatrecht I* (München 1955), 101ff., 252ff., 256ff. ; Schtaermann, E. M., *a. a. O.* 146ff. ; Treggiari, S., *Roman Freedmen during the Republic* (Oxford 1969), 20ff. ; Watson, A., *The Law of Persons in the Later Roman Republic* (Oxford 1967), 229ff. ; Westermann, W. L., *op. cit.* 83.
- (38) 例えば、《EX · FIGLINIS · MARCIANIS // C CALPETANI FAVORIS》(315)に拠って *fig. Marcianael* に現れた C. Calpetanus Favor は、ハドリアヌス帝の地所 = *fig. Marcianael* に、>officinator<として現れた前掲の C. Calpetanus Favor (註(24)参照) と紛れもなく同一人であり、'ex figlinis huius' の定型は、必ずしも「所有主」を表示する充分条件にはならない。
- (39) 最近ガリア (La Roquebrussane, dépt. du Var) で、これと同一銘文の計 15 例が、ウィラの暖房装置遺構から確認されたことを付記しておく。AE. 1981, n° 639.
- (40) 《EX PRAE · T · F · AMPLIATI // T · SAL》(518a), 《O · DOL · EX PR · L · MAN · THEOCRITI · VL NIC F // SERVIANO · III · COS》(1263=a. 134). この両者に見える地所所有主、T. F. (*Iavius?*) Ampliatus, L. Man. (*Iius?*) Theocritus は、コグノーメンから推して間違いなしに不自由身分の出であった。
- (41) 《EX PR VISM SVCESSI // CLODIVS VICT》(1518)に拠って「地所所有主」として現れた Vism. (*atius*) Successus は、Calpurnia Secunda の地所で生産に従事した >officinator< Vismatius Successus と同一人であった。《F T CALPVRNIA SECVNDAE // O D VISMATI SVCESS》(Steinby, 98).
- (42) 《EX · P · D · P · F · LVCILLAE · F · M · A · PRO》(1056)に、もしドレッセルのディヴェロップに従って、EX P. (*raedis*) D. (*omitiae*) P. F. LVCILLAE, F. (*ecit*) M. A. (*emilius*) PRO. (*culus*) が読まれ得るならば、この自由人 >officinator< は、《EX PRAED M AEMII PROCVLI // O D》(780c) に地所所有主として現れた M. Aemilius Proculus と同一人であったことになる。もしそうだとすれば、>officinator< → 「地所所有主」への道である。このドレッセルのディヴェロップそのものは、セテーレ (Setälä, P., *op. cit.* 50) もまた踏襲するが、不確定要素が大きく、確実さの点では今一步及ばない。
- (43) 《EX · FIGLINI CAESARI CON MARCIO // FYRMI <sup>sic</sup> SVBORTANI》(545a), 《EX · P TITIAE ·

- QVARTILLA・COND DOM//ISION・PAET ET APR COS》(1477=a.123), 《DE FIG PEANIES<sup>sic</sup>QV-INTILLAE CONDV//C LABERIVS ZOSIMV》(643).
- (44) 《EX PRAE HORTES<sup>sic</sup>PAVLIN C V FIG EGNAT CLEM//NEG VALRIO CATVLLO》(416), 《E・X・<sup>sic</sup>PRAEDIS HEREDVM・CC VV PASSENI//AE PETRONIAE・NEG・VAL・CATVLLO》(419).
- (45) 「先稿(1)」 93-94頁参照。
- (46) 第6表参照。
- (47) 両表ともに起点をトラヤーヌス期に設定したのは、先に言及した如く(註(20)参照)、それ以前の銘文が直接生産者名だけしか表示しなかったために、奴隷の場合には「奴隷所有主名」によって確実な作業が図られ得るのに反して、解放奴隷の場合には、ドミティイ兄弟のような極く少数場合を除いて事例の大多数では、各地所所有主毎の集計が出来ないからである。
- (48) 「先稿(4)」 78-79頁参照。
- (49) Asinia Quadratillaの所有地所に>officinator<として現れるC. Nunnidius Fortunatusが所有した奴隷、Prim(us vel-itivus)がその一例である。《EX FIG ASINIAE QVADRATILLAE O D C NVN//NIDI FORTVNAT・LVCIO//QVADRATO COS》(861=a.142), 《C NVNN FORT PRIM》(862). 今一例は、前出の地所所有主、Cosinia Gratillaの下で同様に>officinator<として機能したC. Calpetanus Fa(cuno?)の奴隷所有とその奴隷、Pannychusの身分的上昇(註(11)参照)である。この両女所有主、Asinia Quadratilla, Cosinia Gratillaについては、PIR<sup>2</sup>. A. 1260; C. 1631参照。さらに前者の父(Q. Asinius Marcellus cos. a. 125-130)と祖父(Q. Asinius Marcellus cos. a. 97: patronus Ostiae)については、Meiggs, R., *Roman Ostia* (Oxford 1973<sup>2</sup>), 207, 514参照。



#### 第四節 貴族的「地所」に於ける奴隷制の展開

——結びにかえて——

1世紀中葉～3世紀初の間に、ローマ貴顕身分・皇帝所有「地所」の《OPVS DOLIARE》生産に於て実現された労働の諸関係に関して、銘文の分析が明らかにしたのは、何よりも先ず自由・不自由両身分の、直接生産者としての事実上の「均質化」の現実であった<sup>(1)</sup>。>officator<としての機能それ自体のみならず、本来的にはそのことの上に直接実現されたと見做されねばならない、かれらの諸様態に於てもまたそうであった。

もとよりこの下では、officinatoresの指揮下に一般労働の奴隷小集団を擁した労働組織が問題であり、そこまで、つまり生産の最底辺部分にまでは一般化出来ないにしても、>officator<としての定在それ自体としては、自由と不自由の身分的差異は本質的な意味をもたなかった。而も奴隷officinatoresは、同一機能の場への解放奴隷の規則的な導入にも拘らず、かつまた、2世紀後半に入って表面化した生産そのものの総体的な低落と>conductor<乃至>negotiator<による小規模請負の増加傾向にも拘らず、最後まで消え去ることはなかった<sup>(2)</sup>。従って、時代の進展に伴う奴隷制規模それ自体の縮小化傾向と生産に於ける奴隷労働比重の低下は一先ず別として、貴族的大土地所有の少なくともこの生産部分では、2世紀末・3世紀初に至ってもなお —— それ故、奴隷供給源の枯渇・奴隷価格の高騰とそれに伴う生産の構造的変化の進行にとって「決定的な契機」を意味した筈の「ハドリアヌス治世」<sup>(3)</sup>以後になってもなお —— 奴隷労働が商品生産の基底にとどまり続けたことが今や明白である。

さらにまた>officator<の存在そのものは、隷属に固有の一形態として、奴隷制の構造の中で普遍化され得る。『特有財産』（ペクーリウム）の一形態としての「奴隷所有奴隷」*servi vicarii*が、銘文に直截的に表現されたその定在態様と処置に於て、ウィリクスに農場内飼育と処置が容認された家畜(e. g., Varro, *De r. r.* I, 17, 7)と同一次元に属した如く、かれら不自由身分のofficinatores一般が銘文によって示した態様もまた、この延長上に位置づけられねばならない。

だが併し事態は、既に大幅に異なっていた。‘ex praedis huius’ = ‘ex figlinis huius’の規則的な表示に直截的表現を見た如く、総じて貴族的であった「地所」の所有主自身が直接的な利害を有した商品生産の場（奴隷制直営）に於て、「奴隷主」－「奴隷」関係の本質からして、始源のかつ本来的に奴隷自身によって担われた>officator<の場への、不自由身分の出自とはいえ他ならぬ自由身分の、而も奴隷と同一レベルでの多数かつ規則的な投入が既にトラヤヌス期に実現されていたからである。解放奴隷の直接生産者としての適用そのものは、ここだけで実現されたわけでは決してない。併し、奴隷労働（勿論奴隷労働一般ではなくして、>officator<として直接的な把握が可能であった限りに於てであるが）との比重関係に於てこれほど規則的に大量の投入は、それ以前の時期には他にその例を見なかった。管見の及ぶ所に拠って言えば、地中海市場を前提として「50 B. C. – A. D. 50」の1

世紀間に最も大々的な奴隷労働依拠の私の商品生産を展開し、多数の解放奴隷がその名を銘文に残した『テルラ＝シギルラータ』のアトリエ群でさえ、両者の比重関係は到底及びもつかなかった<sup>(4)</sup>。

次いでこの上に、新たな事実関係の確証が得られたのは、特定機能の奴隷がその機能それ自体によって最短距離に位置したとは雖も、必ずしもかれらの中に特殊化されることなく、奴隷一般にもまた開放されていた自由身分獲得の機会とその実現の結果であった。それ故、1世紀後半～2世紀のローマ周辺を中心とする貴族の大土地所有制は、他ならぬ自由身分創出の場であった。だが併しそれは、必ずしも自由人労働力の地所内創出とその固定化を意味さなかった。そうではなくして、身分的上昇を果たした奴隷にわれわれが発見したのは、正に一般的とも言える元奴隷主からの離脱であり、この下ではすぐれて、既に身分的上昇を果たしていた元奴隷の>officinator<としての投入が、それ故にまた、同一機能の場に於ける両者の併存関係に直截的な表現を見た不自由・自由両身分の接近、直接生産者としての事実上の等質化が問題であった。ドミティウス家の地所に>officinator<として現れた奴隷達の大多数が、身分的上昇を含めて比較的短期間の内に姿を消した一方では、最低で算えても30年以上の長期間にわたって不自由身分のままにとどまり、*Cn. Domitii*の自由人達と並んで自ら「奴隷」たることを表示し続けたofficinatoresがいたこともまた、あるいはこのことの一表現であったかもしれない。

併しそれにも拘らず、他方では既に、奴隷制の衰退に直結する生産の構造的な変化、就中2世紀末・3世紀初に至って略々全イタリア規模で一般化が進行する、ウィラそれ自体の廃棄＝奴隷営舎の解体<sup>(5)</sup>に向けて確実な歩みが見られ始めていた。>officinator<としての自由・不自由両身分の数量関係に示された、顕著な時期的変化である。

1世紀以上の長期間にわたって地所の拡大的継続所有の跡を残したドミティウス家が、このための好個の事例を提供する（第4表）。同家の初出所有主、1世紀中葉の*Cn. Domitius Afer*では、生産の全てが奴隷によって担われ、次の*Lucanus et Tullus* 兄弟の下で初めて自由身分の労働力が現れたがその数は少なく（5名）、大勢は奴隷（18名）によって占められた。これに対して、トラヤーヌスからハドリアーヌス治世前半にかけての*Domitia Lucilla maior*では、自由人労働比重が増大し、同帝治世の後半からピウス期に及ぶ *Domitia Lucilla minor*に至って、この関係は完全に逆転する。奴隷officinatores 18名に対して、自由人は28名の多きを算えた。この傾向は、その下に直接生産者の名が知られる私的土地所有者全体に於ける数量関係（第7表）にさらに明白であり、ドミティウス家だけの特殊現象では決してなかった。従ってこの数量関係を以てする限り、生産の最高揚期の最中に当る、他ならぬハドリアーヌス期、就中その後半こそが、大土地所有制のこの商品生産部分に於ける労働力構成の転換期であった、とせざるを得ない<sup>(6)</sup>。

以上の検討は、かくして、次の帰着点に収斂する。即ち、ローマ周辺を中心にエトルーリア・ウムブリアにまで及んだ貴族的所有の>praedia<に於ては、1世紀後半のフラウィー諸皇帝期以来、労働の場に於ける自由と不自由の「均質化」なる奴隷制の質的变化を折り込み

つつ、労働組織の人的に構造的な変化が進行し、生産の量的大拡大がなされた正にその時期に当る、2世紀の第一・4半世紀を転機として、次いでアントーニーニー期に入るや否や開始される私的生産全体の低落傾向と歩を一にして、不自由労働比重は決定的とも言える低落（生産に於ける構造上の役割のみならず全体的な数量そのものに於てもまた）を示したことである。自由を得た元奴隷の下での奴隷所有関係の再生産もまた、これと軌を一にした。ピウス期を最後として、以後もはやその事例が現れることはなかった（表6参照）。勿論一般化には慎重でなければならぬが、少なくともここに、ローマ大土地所有制に於ける奴隷制衰退の確実な徴表の一つを看取することだけは可能であろう。

## 註

- (1) 2、3世紀の奴隷制に関して、『ディゲスタ』に拠って2世紀中葉以降の「奴隷制の諸変化」(die Veränderungen in der Sklaverei seit der Mitte des 2. Jh.)、就中自由・不自由の事実上の接近(manche Zweifelsfälle, bei denen die genaue Zuordnung eines Menschen in die Kategorie der Freien oder der Sklaven sehr erschwert sein konnte)を指摘した最近のヘルテル(Härtel, G., *art. cit.* 342-5)に対しては、従って事実関係面で一応の承認が与えられてよい。併し如上の作業結果よりする筆者の見解では(但し専ら>opus doliare<に限られた作業であり、「見通し」としてのみ止め置かれねばならないが)、法上の処理はとに角として、事実上は既にそれ以前に、つまり厳密な起点を何処に設定するかまでは明らかに出来なかったが、事実関係よりすれば少なくとも「1世紀第四・4半世紀乃至遅くとも2世紀初」には開始されていた、とせねばならない。
- (2) カラカラ帝が生産に直接的な利害を示した最後の皇帝(管見の及ぶ所では以後ディオクレティアヌスまでの約1世紀間、皇帝関与例も私的貴族例も現れない)であったのと全く同様に、同時期のC. Fulvius Plautianus(cos. II, a. 203)が知られ得る最後の私的土地所有貴族であったが、そのかれには、officinatoresとして解放奴隷の他になお一名の奴隷、Felicissimus(185)がその名を残した。「先稿(1)」74-75頁、「同(2)」81-84頁。
- (3) 序、註(2)参照。ウェーバー説に対する異説(Th. Mommsen, M. Bang, F. G. Maier et al.)、並びに最近の批判学説(K. Hopkins, M. I. Finley)については、「先稿(4)」99頁参照。
- (4) 銘文に残された奴隷対解放奴隷の数関係は、「1 2 3 対 8 乃至 9」(40-20 B. C.)乃至「6 8 対 4」(30 B. C. -) (Park, M. E., *op. cit.* 84-5)、「6 9 対 4」(30-20 B. C.)乃至「1 5 4 対 1 9」(20 B. C. -) (Treggiari, S., *op. cit.* 92)であった。数字の食違いは、事例の収集度と同時に銘文の読み方によるものであったが、本稿はそこまで触れる必要はない。なお生産時期に関しては、第一節註(7)に挙げたものの他、次の諸文献参照。  
Brown, A. C., *Catalogue of Italian Terra-Sigillata* (Oxford 1968), xviii, 38; Charleston, R. J., *Roman Pottery* (London 1955), 12; Dragendorff, H., *Arretinische Reliefkeramik mit Beschreibung der Sammlung in Tübingen* (Reutling 1948), 15-9; Déchelette, J., *Les vases céramiques ornés de la Gaule romaine I* (Paris 1904), 116; Pucci, G., 'La ceramica italica', in: *SRPS*. II (Bari 1981), 99-102.
- (5) このこと自体もはや完全に別課題であり、稿を改めて論究されねばならない。
- (6) 貴顕身分の私的所在地所のみならず、皇帝所有地に於てもまた事情は一様であった。'Imp. Caes. n.' の名の下にローマ皇帝として生産関与の初出例を残したトラヤーヌスでは、管見の及ぶ所>officinator<は3名だけだが、その内の2名が自由身分(312-4, 542)であった(従って不自由対自由の関係は1/2)。これに対してハドリアヌスでは、18名中奴隷は1名(322)だけで、他の全ては自由身分(317, 318-20, 335, 361-2, 363, 373-9, 471, 472-3, 704, 705, 707-8, 709, 710, 711, 713)で占められた(1/17)。以後の諸皇帝に於

ても同様であり、両者の数関係は次の如くであった（銘文番号は省略）。ピウス=0/5、アウレーリウス=4/7、コモドゥス=2/6及びアウレーリウス夫人=2/13。セウエールス、カラカラ両帝の場合には、‘Dominus n.’の皇帝称号のみの事例が頻繁なために、それ以前の諸皇帝のような個別計算は不可能である。

[付記] 本稿は既に1985年5月に成稿をみ、その骨子は‘Slaves and Freedmen on Praedia in the District of Rome from the Latter Half of the First Century A. D. to the Early Period of the Third Century:an Anaysis of Slave Stamps on OPVS DOLIARE’, in:Yuge, T. and Doi, M. (eds), *Forms of Control and Subordination in Antiquity* (Leiden 1988), 428-432として発表された。